投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日：2024年7月24日

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド

2035／2040／2045／2050／2055／2060／2065

追加型投信／内外／資産複合

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2035、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2040、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2045、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2050、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2055、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2060および三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2065の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2024年7月23日に関東財務局長に提出しており、2024年7月24日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　猿田　隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

以下、上記７ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５」を「＜2035＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０」を「＜2040＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５」を「＜2045＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０」を「＜2050＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５」を「＜2055＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０」を「＜2060＞」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５」を「＜2065＞」という略称でいうことがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「＜2035＞」は「TYF35」、「＜2040＞」は「TYF40」、

「＜2045＞」は「TYF45」、「＜2050＞」は「TYF50」、「＜2055＞」は「TYF55」、「＜2060＞」は「TYF60」、「＜2065＞」は「TYF65」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年7月24日から2025年1月23日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および不動産投信であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商

品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

2016年10月31日	「三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド 2050」の信託契約締結、設定、運用開始
2020年1月24日	「三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド 2050」から「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2050」に名称を変更 「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2060」の信託契約締結、設定、運用開始
2023年1月24日	「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2035」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2040」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2045」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2055」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド 2065」の信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

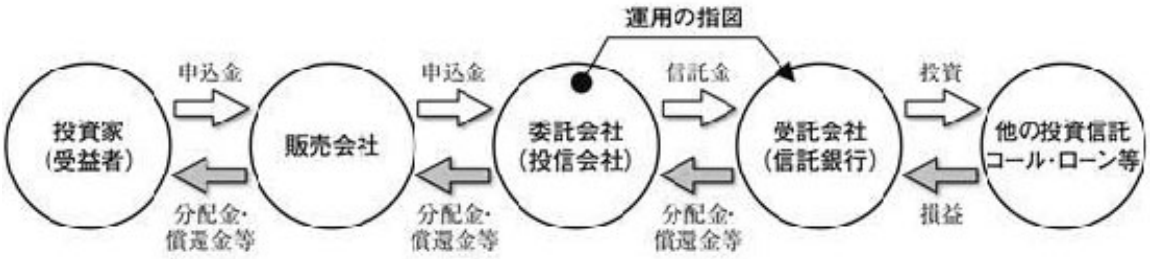

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2024年5月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日　三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日　証券投資顧問業の登録

1987年６月10日　投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

(2024年５月31日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕

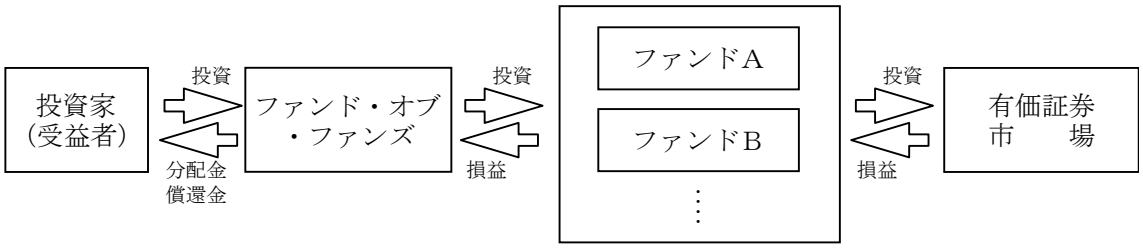

２【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、各ファンドのターゲットイヤー※までの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

※各ファンドのターゲットイヤーは次の通りです。

＜2035＞・・・西暦 2035 年、　＜2040＞・・・西暦 2040 年
＜2045＞・・・西暦 2045 年、　＜2050＞・・・西暦 2050 年
＜2055＞・・・西暦 2055 年、　＜2060＞・・・西暦 2060 年
＜2065＞・・・西暦 2065 年

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

（ロ）組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

（ハ）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ニ）投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資します。

□ 以下の8つの資産に投資します。

株　式	・国内株式 ・先進国株式（除く日本） ・新興国株式
債　券	・国内債券 ・先進国債券（除く日本） ・新興国債券
リート	・国内リート ・外国リート

□ 投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

2 ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視した運用を行い、ターゲットイヤーに近づくにしたがい信託財産の安定性を重視した運用を行います。
ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指した運用を行います。

3 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

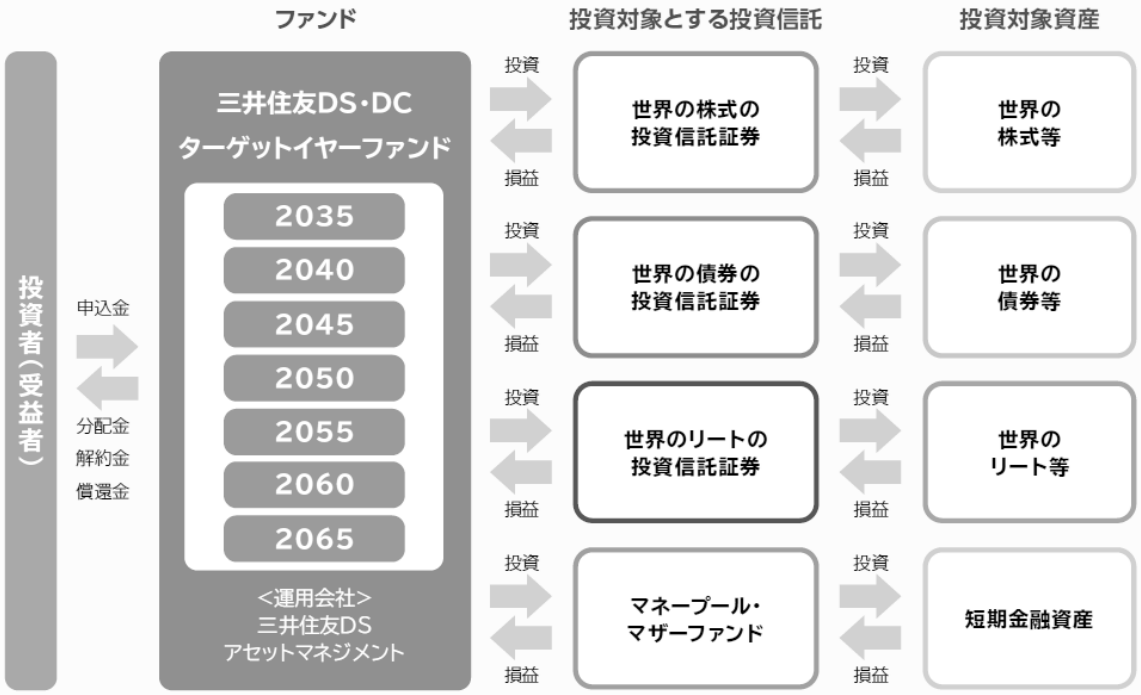

※販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

基本資産配分

▶2024年4月現在の基本資産配分

	国内株式	先進国株式（除く日本）	新興国株式	国内リート	外国リート	国内債券	先進国債券（除く日本）	新興国債券	短期金融資産
<2035>	15.5%	12.3%	6.1%	2.4%	2.0%	46.8%	5.0%	2.9%	7.0%
<2040>	17.4%	14.5%	7.2%	2.9%	2.0%	40.9%	5.7%	3.3%	6.1%
<2045>	20.7%	18.2%	9.1%	4.5%	2.4%	29.4%	7.1%	4.2%	4.4%
<2050>	24.6%	22.3%	11.1%	6.2%	2.9%	16.5%	8.8%	5.1%	2.5%
<2055>	25.4%	23.3%	11.6%	6.6%	3.1%	13.4%	9.2%	5.4%	2.0%
<2060>	25.4%	23.3%	11.6%	6.6%	3.1%	13.4%	9.2%	5.4%	2.0%
<2065>	25.4%	23.3%	11.6%	6.6%	3.1%	13.4%	9.2%	5.4%	2.0%

▶ターゲットイヤーまでの基本資産配分のイメージ

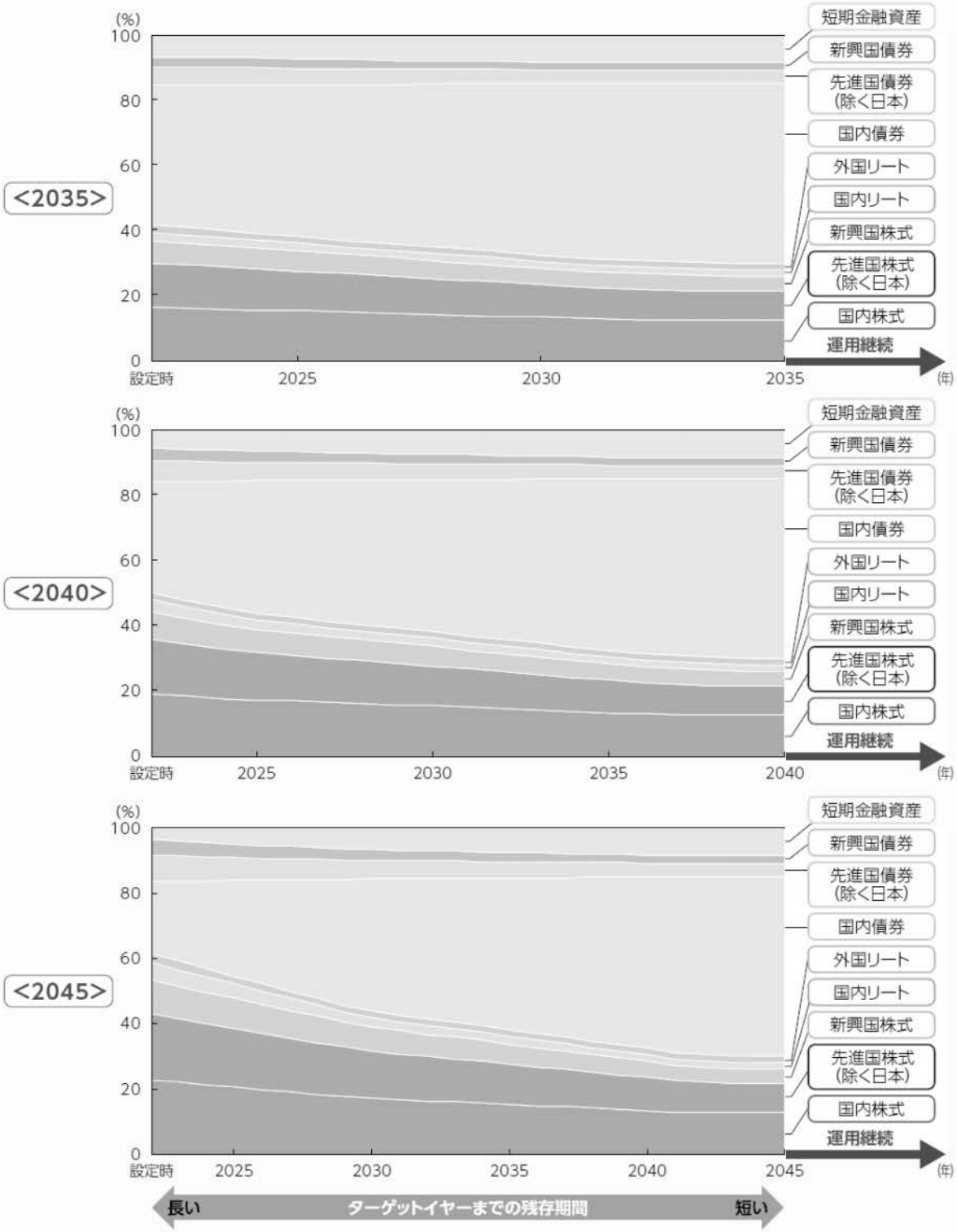

※基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行い、ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指します。
※家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
※組入資産の時価変動により生じる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行います。
※基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

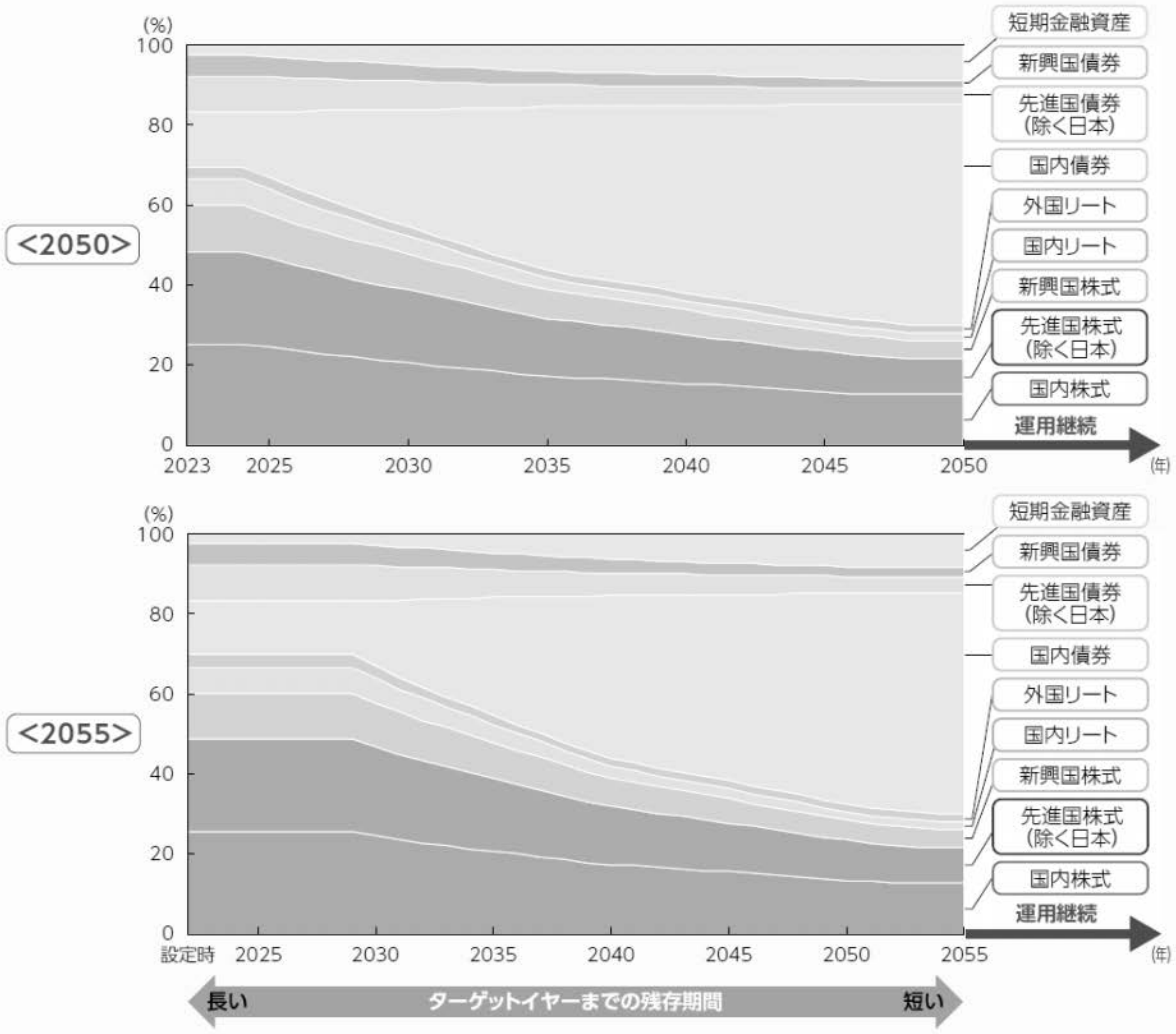

※基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行い、ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指します。
※家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
※組入資産の時価変動により生じる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行います。
※基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

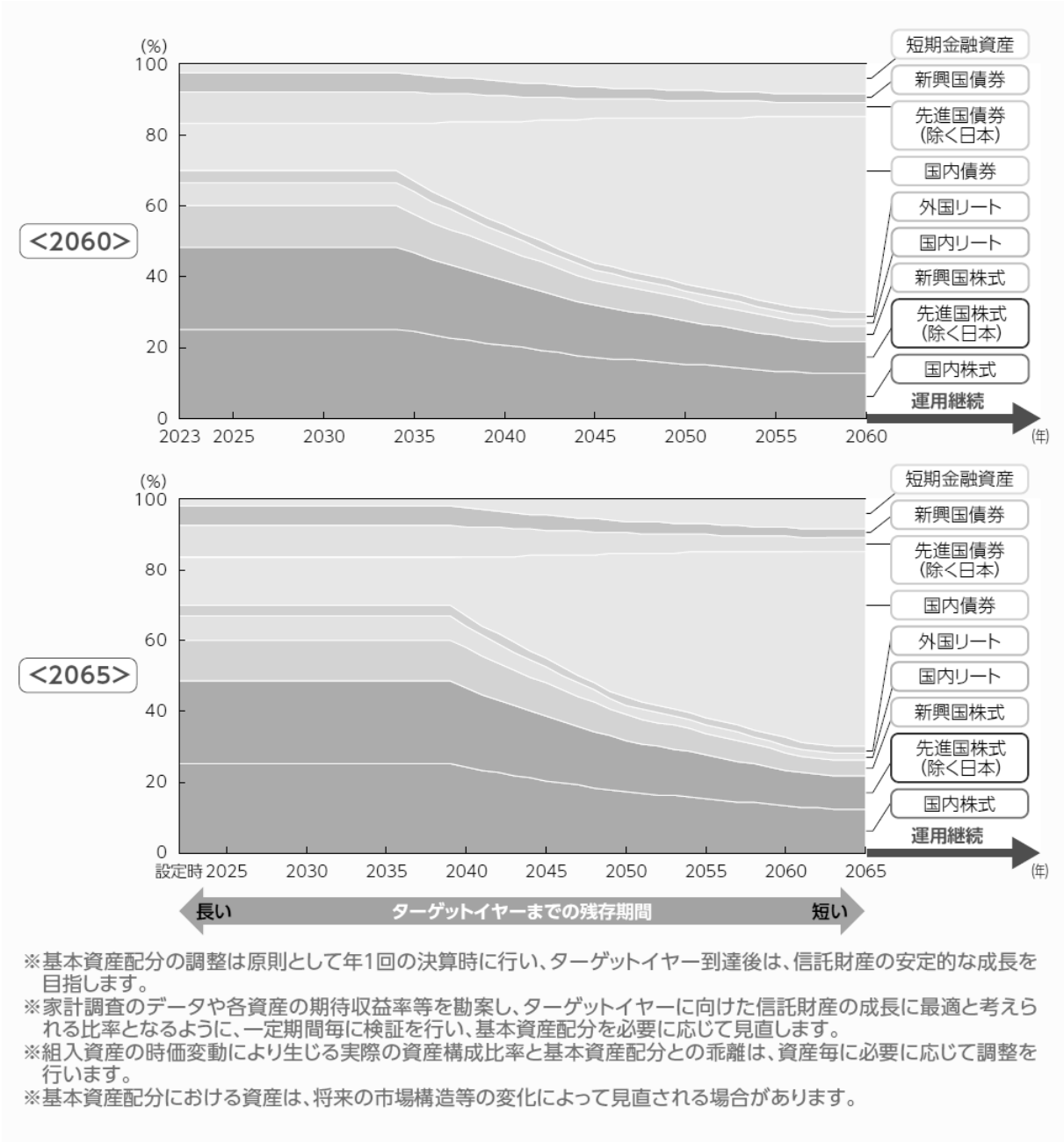

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．約束手形

３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品

取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

● すべての投資信託に投資するとは限りません。

▶株式

国内株式

ファンド名	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.08%

先進国株式（除く日本）

ファンド名	外国株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

新興国株式

ファンド名	エマージング株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 主として新興国の株式、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券等に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

▶債券

国内債券

ファンド名	国内債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● NOMURA－BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.03%

先進国債券（除く日本）

ファンド名	外国債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 ● 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%

新興国債券

ファンド名	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 米ドル建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.2%

▶リート

国内リート

ファンド名	Jリート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(リート)を主要投資対象とします。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

外国リート

ファンド名	外国リート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本を除く世界各国の不動産投資信託(リート)などを主要投資対象とします。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

▶短期金融資産

ファンド名	マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
信託報酬	ありません。
その他の費用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。

指数の著作権など

●TOPIX（東証株価指数）および東証REIT指数は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスはMSCI Inc.、NOMURA−BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLC、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスはJ.P. Morgan Securities LLC、S&P先進国REIT指数はS&P Dow Jones Indices LLCが、それぞれ公表している指数です。

●各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

※上記は、2024年5月末現在における投資対象とする投資信託であり、今後変更となる場合があります。

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

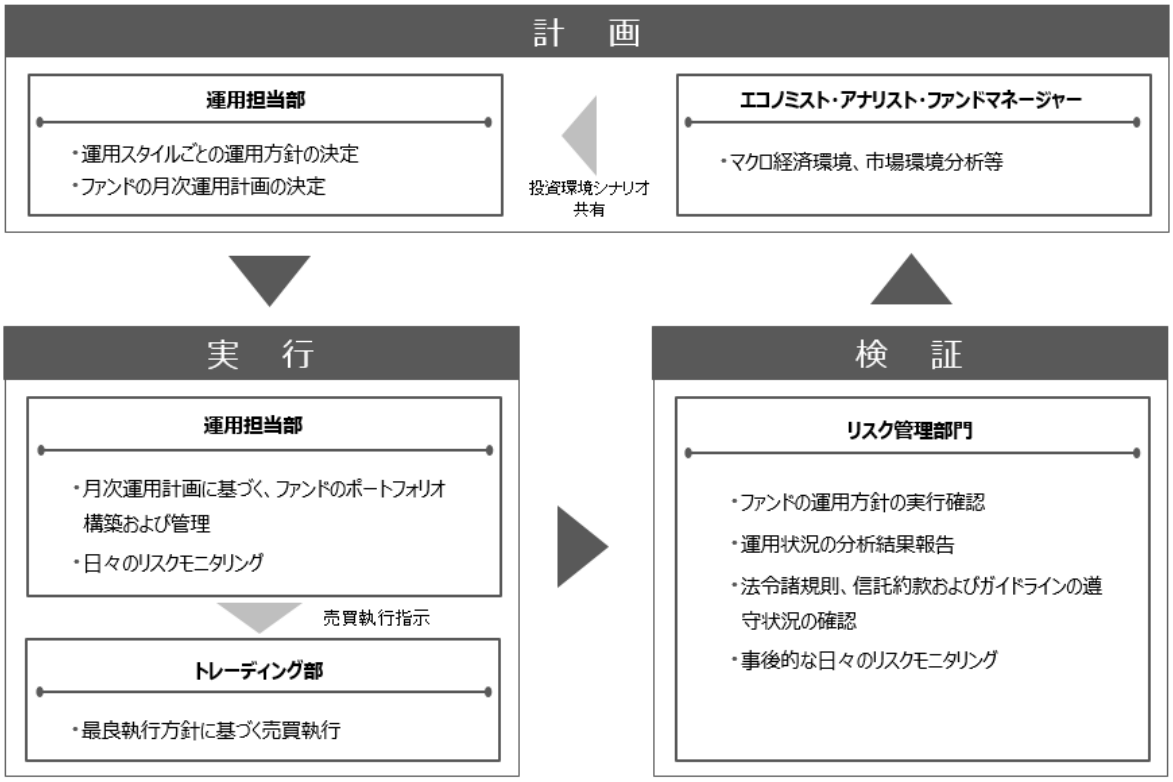

※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年１回（原則として毎年４月 26 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ　分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

Ｉ　ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ　投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ニ　投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ホ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ　公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ト　外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の対円での為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

チ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ヘ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ト）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）投資信託に関する留意点

・当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ロ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

□<2035>

年間騰落率：2024年1月～2024年5月
分配金再投資基準価額：2023年1月～2024年5月

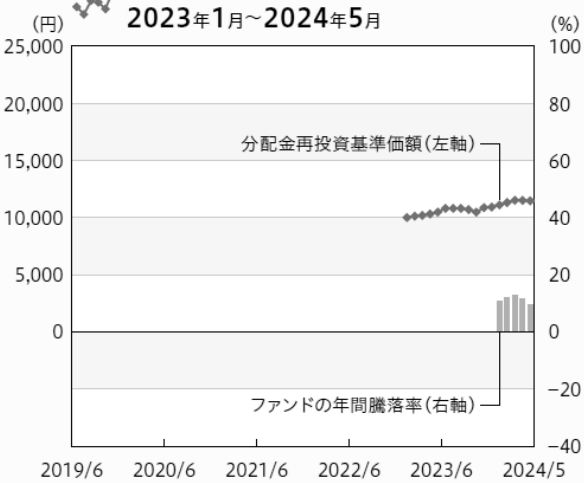

ファンド：2024年1月～2024年5月
他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

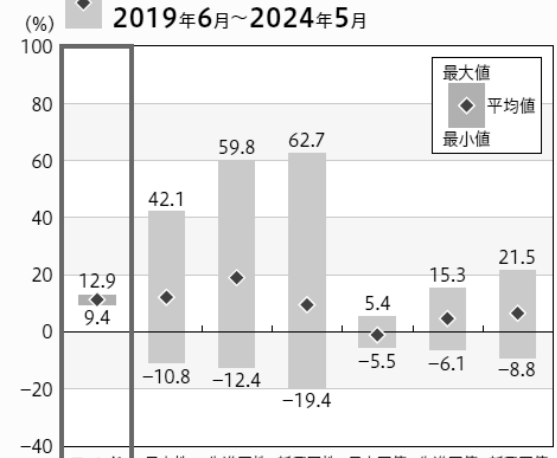

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	11.3%	12.1%	19.0%	9.5%	−1.0%	4.7%	6.6%

□<2040>

年間騰落率：2024年1月～2024年5月
分配金再投資基準価額：2023年1月～2024年5月

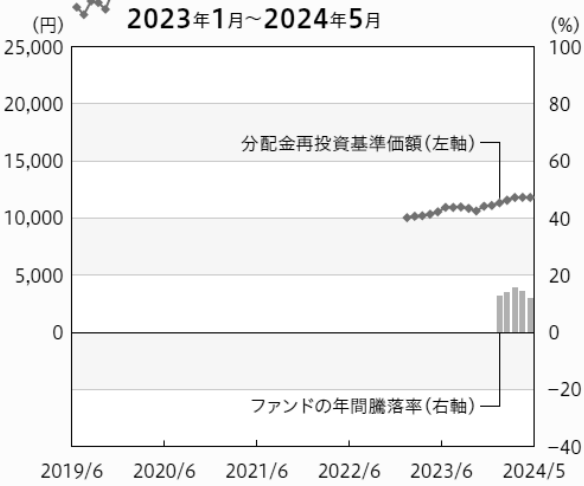

ファンド：2024年1月～2024年5月
他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

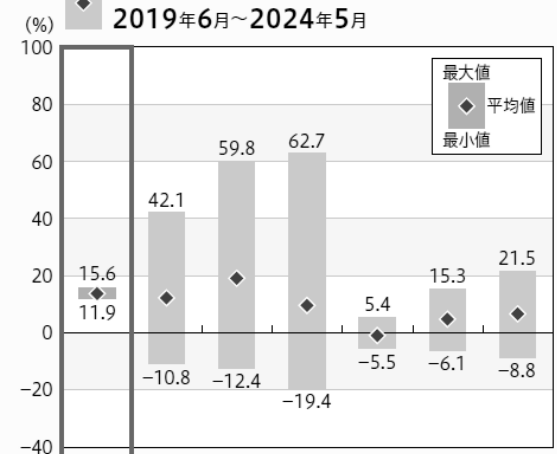

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	13.7%	12.1%	19.0%	9.5%	−1.0%	4.7%	6.6%

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

<2045>

年間騰落率：2024年1月～2024年5月

分配金再投資基準価額：2023年1月～2024年5月

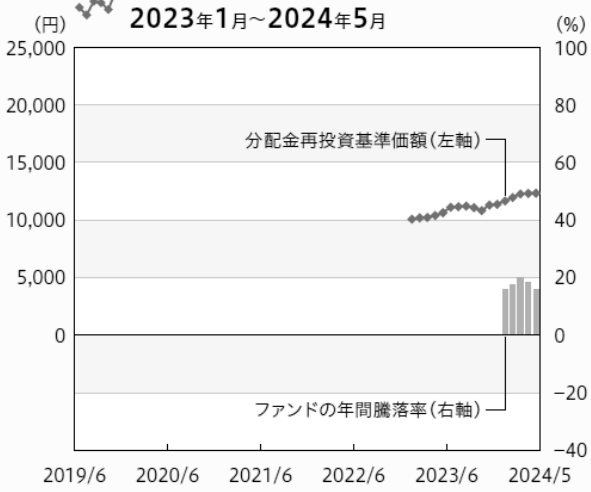

ファンド：2024年1月～2024年5月

他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

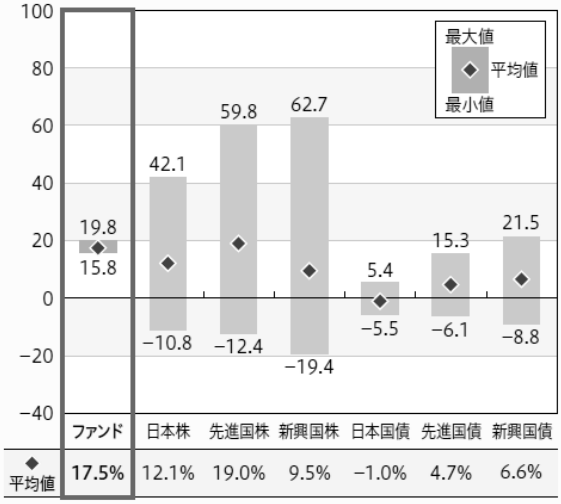

<2050>

年間騰落率：2019年6月～2024年5月

分配金再投資基準価額：2019年6月～2024年5月

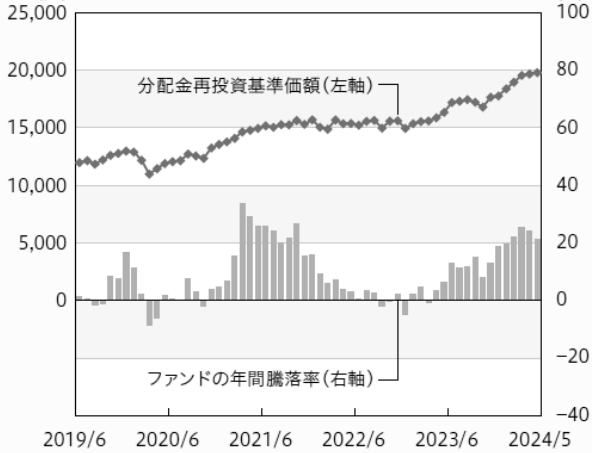

ファンド：2019年6月～2024年5月

他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

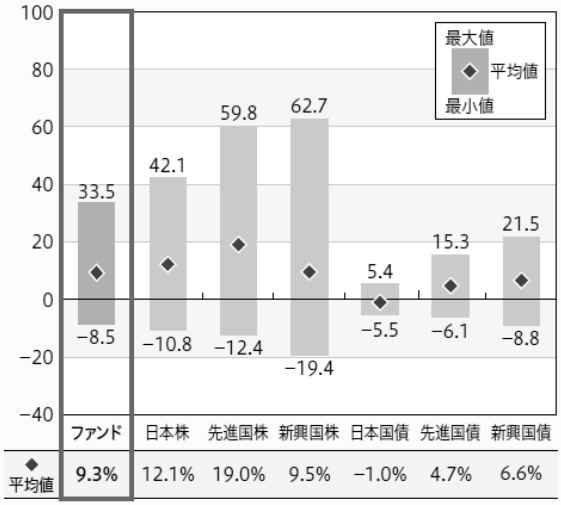

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

□<2055>

年間騰落率：2024年1月～2024年5月

分配金再投資基準価額：2023年1月～2024年5月

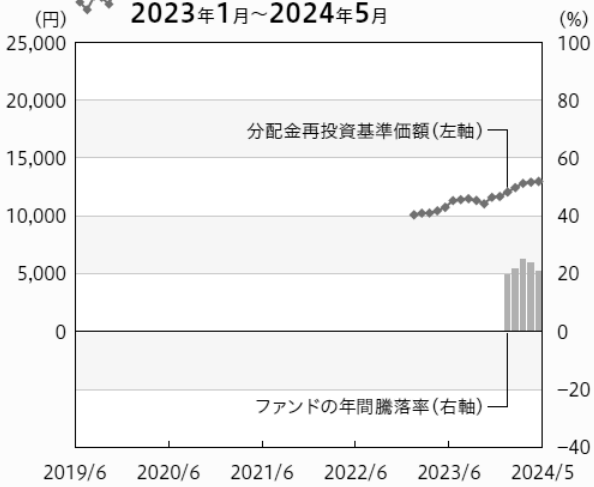

ファンド：2024年1月～2024年5月

他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

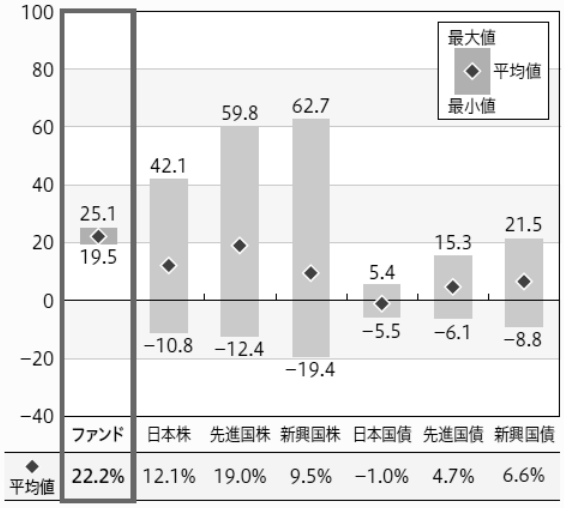

□<2060>

年間騰落率：2021年1月～2024年5月

分配金再投資基準価額：2020年1月～2024年5月

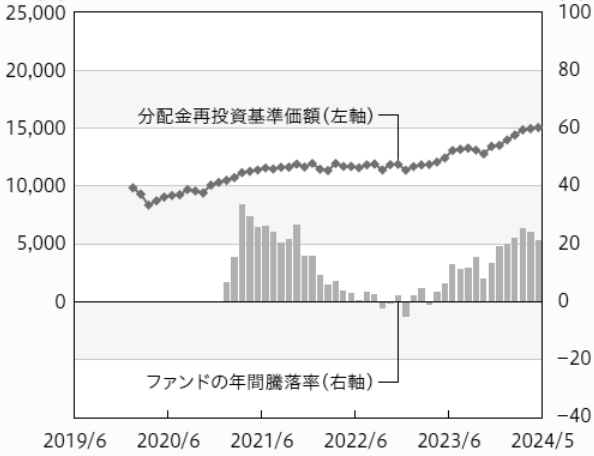

ファンド：2021年1月～2024年5月

他の資産クラス：2019年6月～2024年5月

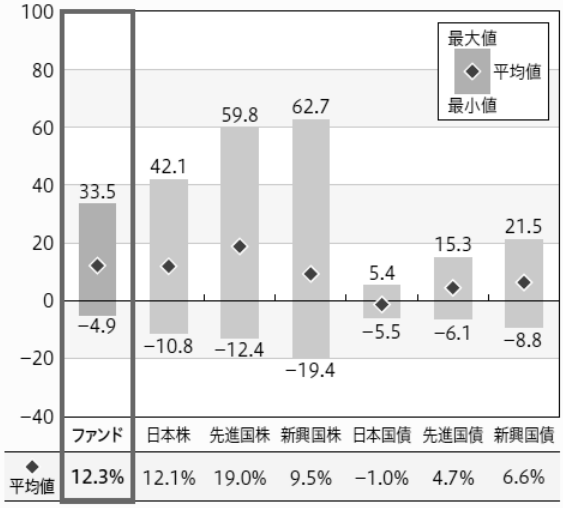

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

□<2065>

年間騰落率：
2024年1月～2024年5月

分配金再投資基準価額：
2023年1月～2024年5月

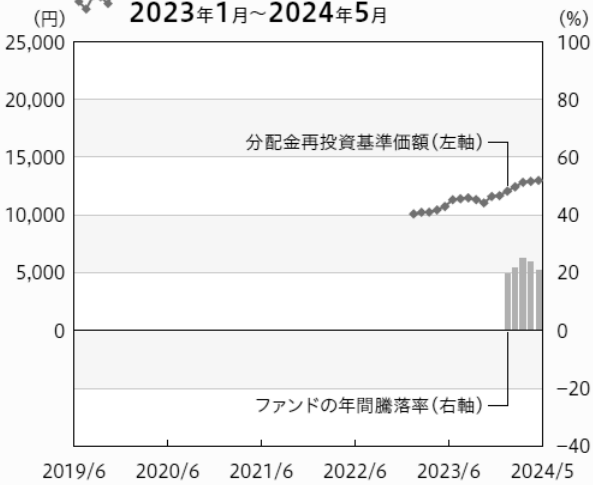

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンド：
2024年1月～2024年5月

他の資産クラス：
2019年6月～2024年5月

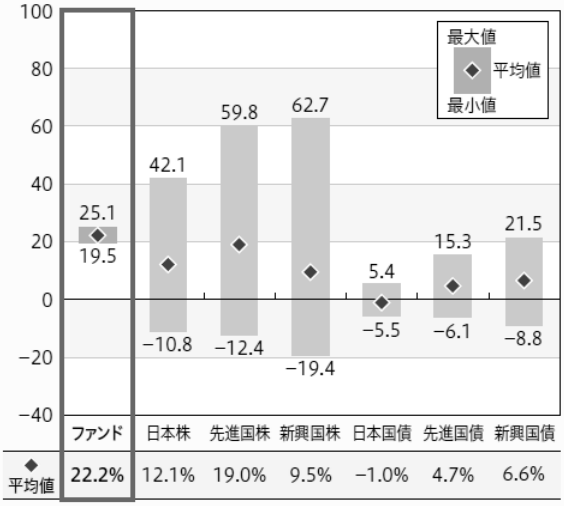

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	22.2%	12.1%	19.0%	9.5%	−1.0%	4.7%	6.6%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（東証株価指数、配当込み）** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬率およびその配分は以下の通りです。

	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
各ターゲットイヤーの決算日まで	年0.242% (税抜き0.22%)	年0.105%	年0.095%	年0.02%
各ターゲットイヤーの決算翌日以降	年0.198% (税抜き0.18%)	年0.085%	年0.075%	年0.02%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
※各ファンドが投資対象とする投資信託証券では、信託報酬は収受されませんので、各ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、<2050>および<2060>は毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、その他のファンドは各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産

で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

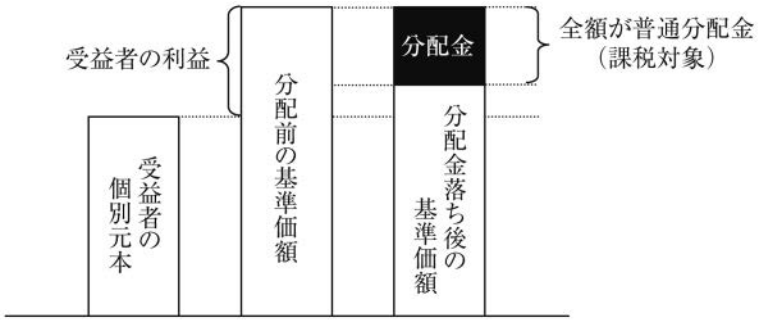

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

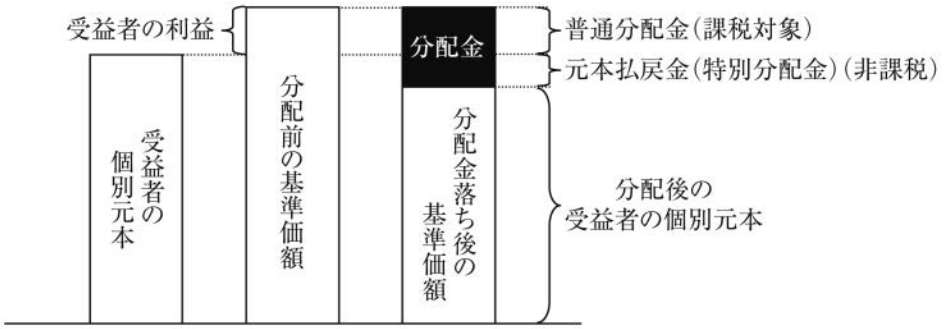

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024 年５月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2023年4月27日～2024年4月26日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<2035>	0.26%	0.24%	0.02%
<2040>	0.27%	0.24%	0.03%
<2045>	0.27%	0.24%	0.03%
<2050>	0.27%	0.24%	0.03%
<2055>	0.28%	0.24%	0.04%
<2060>	0.28%	0.24%	0.04%
<2065>	0.28%	0.24%	0.03%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。
※当ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/）から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	460,900,339	99.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,339,044	0.50
合計（純資産総額）		463,239,383	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	230,037,971	99.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,612,893	0.70
合計（純資産総額）		231,650,864	100.00

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	221,168,119	99.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,227,092	0.55
合計（純資産総額）		222,395,211	100.00

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,175,637,279	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	13,198,152	1.11
合計（純資産総額）		1,188,835,431	100.00

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	90,697,059	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	387,360	0.43
合計（純資産総額）		91,084,419	100.00

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	117,412,001	98.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,269,222	1.07
合計（純資産総額）		118,681,223	100.00

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	39,590,496	99.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	346,981	0.87
合計（純資産総額）		39,937,477	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

イ　主要投資銘柄

2024 年 5 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	183,916,373	1.1938	219,556,333	1.1805	217,113,278	46.87
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	14,586,752	4.8378	70,567,176	4.9405	72,065,848	15.56
日本	親投資	外国株式インデッ	6,125,795	8.9893	55,066,502	9.1702	56,174,765	12.13

	信託受益証券	クス・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	32,368,450	0.9990	32,336,075	0.9990	32,336,081	6.98
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	12,863,006	2.1153	27,209,469	2.1282	27,375,049	5.91
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9,851,499	2.3006	22,664,741	2.3181	22,836,759	4.93
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	11,710,972	1.1104	13,003,658	1.1238	13,160,790	2.84
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	4,240,658	2.6314	11,158,824	2.5523	10,823,431	2.34
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2,696,401	3.3197	8,951,204	3.3431	9,014,338	1.95

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.50
合　計	99.50

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

イ　主要投資銘柄

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	80,371,767	1.1936	95,935,240	1.1805	94,878,870	40.96
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	8,188,674	4.8367	39,606,005	4.9405	40,456,143	17.46
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	3,611,655	8.9847	32,449,611	9.1702	33,119,598	14.30
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	7,557,290	2.1129	15,967,985	2.1282	16,083,424	6.94
日本	親投資	マネープール・マ	14,054,907	0.9990	14,040,843	0.9990	14,040,852	6.06

	信託受益証券	ザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	5,610,227	2.2995	12,900,605	2.3181	13,005,067	5.61
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	6,648,371	1.1087	7,371,306	1.1238	7,471,439	3.23
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	2,551,721	2.6298	6,710,571	2.5523	6,512,757	2.81
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1,337,029	3.3162	4,433,873	3.3431	4,469,821	1.93

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.30
合　計	99.30

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

イ　主要投資銘柄

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	55,512,621	1.1944	66,306,254	1.1805	65,532,649	29.47
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	9,375,057	4.8228	45,213,604	4.9405	46,317,469	20.83
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	4,365,248	8.9301	38,982,270	9.1702	40,030,197	18.00
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	9,232,551	2.0985	19,374,453	2.1282	19,648,715	8.84
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	6,748,314	2.2940	15,480,344	2.3181	15,643,266	7.03
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	3,855,374	2.6325	10,149,425	2.5523	9,840,071	4.42
日本	親投資	マネープール・マ	9,727,247	0.9990	9,717,507	0.9990	9,717,519	4.37

	信託受益証券	ザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	8,202,444	1.1057	9,069,530	1.1238	9,217,906	4.14
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1,561,523	3.2944	5,144,329	3.3431	5,220,327	2.35

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.45
合　計	99.45

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

イ　主要投資銘柄

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	59,910,473	4.7904	286,995,620	4.9405	295,987,691	24.90
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	28,848,166	8.7996	253,851,722	9.1702	264,543,451	22.25
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	167,773,811	1.1957	200,609,949	1.1805	198,056,983	16.66
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	61,678,985	2.0598	127,049,186	2.1282	131,265,215	11.04
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	45,930,884	2.2806	104,752,019	2.3181	106,472,382	8.96
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	29,189,478	2.6336	76,873,950	2.5523	74,500,304	6.27
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	54,340,151	1.0951	59,508,510	1.1238	61,067,461	5.14
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	10,723,672	3.2406	34,751,028	3.3431	35,850,307	3.02
日本	親投資	マネープール・マ	7,901,387	0.9990	7,893,484	0.9990	7,893,485	0.66

	信託受益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.89
合　計	98.89

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

イ　主要投資銘柄

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	4,724,358	4.8424	22,877,400	4.9405	23,340,690	25.63
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	2,295,405	9.0171	20,697,940	9.1702	21,049,322	23.11
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	10,363,293	1.1933	12,366,590	1.1805	12,233,867	13.43
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	4,832,085	2.1225	10,256,281	2.1282	10,283,643	11.29
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	3,600,154	2.3042	8,295,649	2.3181	8,345,516	9.16
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	2,335,485	2.6320	6,147,037	2.5523	5,960,858	6.54
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	4,352,964	1.1130	4,844,936	1.1238	4,891,860	5.37
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	836,748	3.3291	2,785,634	3.3431	2,797,332	3.07
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1,795,767	0.9990	1,793,957	0.9990	1,793,971	1.97

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.57
合　計	99.57

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

イ　主要投資銘柄

2024 年 5 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	6,185,202	4.7948	29,656,961	4.9405	30,557,990	25.75
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	2,997,660	8.8260	26,457,257	9.1702	27,489,141	23.16
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13,565,996	1.1950	16,211,449	1.1805	16,014,658	13.49
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	6,340,986	2.0629	13,080,526	2.1282	13,494,886	11.37
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	4,743,429	2.2823	10,826,010	2.3181	10,995,742	9.26
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	3,088,970	2.6312	8,127,647	2.5523	7,883,978	6.64
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5,798,037	1.0978	6,364,993	1.1238	6,515,833	5.49
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1,116,042	3.2401	3,616,061	3.3431	3,731,040	3.14
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	729,463	0.9990	728,733	0.9990	728,733	0.61

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.93
合　計	98.93

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

イ　主要投資銘柄

2024 年 5 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	2,067,007	4.8291	9,981,851	4.9405	10,212,048	25.57
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	1,004,086	8.9441	8,980,664	9.1702	9,207,669	23.06
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	4,526,266	1.1939	5,403,913	1.1805	5,343,257	13.38
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	2,109,064	2.0996	4,428,269	2.1282	4,488,510	11.24
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,575,425	2.2956	3,616,514	2.3181	3,651,992	9.14
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	1,015,669	2.6333	2,674,596	2.5523	2,592,291	6.49
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	1,889,600	1.1070	2,091,791	1.1238	2,123,532	5.32
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	360,510	3.2923	1,186,902	3.3431	1,205,220	3.02
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	766,744	0.9990	765,962	0.9990	765,977	1.92

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.13
合　計	99.13

②【投資不動産物件】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2023年 4月26日）	1,023,283	1,023,283	10,233	10,233
第２期　（2024年 4月26日）	223,910,363	223,910,363	11,391	11,391
2023年 5月末日	1,048,813	－	10,488	－
6月末日	1,082,487	－	10,825	－
7月末日	1,081,647	－	10,811	－
8月末日	1,084,185	－	10,826	－
9月末日	4,033,752	－	10,716	－
10月末日	14,084,526	－	10,493	－
11月末日	18,144,962	－	10,880	－
12月末日	21,710,835	－	10,938	－
2024年 1月末日	177,013,349	－	11,117	－
2月末日	207,777,887	－	11,332	－
3月末日	220,976,735	－	11,523	－
4月末日	226,300,144	－	11,513	－
5月末日	463,239,383	－	11,479	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

年月日	純資産総額	１万口当たりの

	（円）		純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2023 年 4 月 26 日）	1,025,557	1,025,557	10,256	10,256
第２期　（2024 年 4 月 26 日）	116,175,525	116,175,525	11,674	11,674
2023 年 5 月末日	1,054,624	－	10,546	－
6 月末日	1,093,394	－	10,934	－
7 月末日	1,095,686	－	10,942	－
8 月末日	1,120,274	－	10,971	－
9 月末日	2,897,912	－	10,853	－
10 月末日	8,524,872	－	10,621	－
11 月末日	11,242,056	－	11,042	－
12 月末日	12,850,696	－	11,103	－
2024 年 1 月末日	94,769,660	－	11,325	－
2 月末日	109,283,718	－	11,572	－
3 月末日	116,626,500	－	11,802	－
4 月末日	117,555,679	－	11,813	－
5 月末日	231,650,864	－	11,797	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2023 年 4 月 26 日）	1,028,741	1,028,741	10,287	10,287
第２期　（2024 年 4 月 26 日）	135,229,338	135,229,338	12,134	12,134
2023 年 5 月末日	1,063,639	－	10,636	－
6 月末日	1,110,814	－	11,108	－
7 月末日	1,115,203	－	11,152	－
8 月末日	1,121,140	－	11,206	－
9 月末日	1,892,885	－	11,076	－
10 月末日	5,044,243	－	10,818	－
11 月末日	8,331,612	－	11,296	－
12 月末日	9,547,895	－	11,365	－
2024 年 1 月末日	110,804,489	－	11,656	－
2 月末日	125,952,091	－	11,957	－
3 月末日	135,638,022	－	12,257	－
4 月末日	137,122,199	－	12,304	－
5 月末日	222,395,211	－	12,326	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

年月日	純資産総額	１万口当たりの

	（円）		純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2017年 4月26日）	32,932,656	32,932,656	10,978	10,978
第２期　（2018年 4月26日）	43,040,635	43,040,635	11,898	11,898
第３期　（2019年 4月26日）	92,003,080	92,003,080	12,181	12,181
第４期　（2020年 4月27日）	131,555,685	131,555,685	11,231	11,231
第５期　（2021年 4月26日）	300,830,739	300,830,739	14,690	14,690
第６期　（2022年 4月26日）	418,037,686	418,037,686	15,332	15,332
第７期　（2023年 4月26日）	648,322,552	648,322,552	15,672	15,672
第８期　（2024年 4月26日）	1,067,477,557	1,067,477,557	19,333	19,333
2023年 5月末日	689,688,190	－	16,306	－
6月末日	739,968,135	－	17,165	－
7月末日	750,903,172	－	17,286	－
8月末日	777,786,769	－	17,414	－
9月末日	780,700,707	－	17,193	－
10月末日	776,002,119	－	16,771	－
11月末日	829,528,404	－	17,621	－
12月末日	836,595,742	－	17,739	－
2024年 1月末日	959,704,056	－	18,357	－
2月末日	1,007,644,871	－	18,918	－
3月末日	1,062,873,425	－	19,511	－
4月末日	1,088,061,412	－	19,645	－
5月末日	1,188,835,431	－	19,758	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2023年 4月26日）	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第２期　（2024年 4月26日）	38,568,932	38,568,932	12,692	12,692
2023年 5月末日	1,073,192	－	10,732	－
6月末日	1,130,279	－	11,303	－
7月末日	1,138,857	－	11,389	－
8月末日	1,147,773	－	11,472	－
9月末日	1,378,436	－	11,325	－
10月末日	1,617,655	－	11,046	－
11月末日	2,232,676	－	11,600	－
12月末日	4,017,668	－	11,672	－
2024年 1月末日	25,600,762	－	12,058	－
2月末日	29,153,486	－	12,424	－
3月末日	39,614,946	－	12,808	－

4月末日	39,205,983	－	12,902	－
5月末日	91,084,419	－	12,974	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年 4月27日）	25,658,045	25,658,045	8,553	8,553
第2期　（2021年 4月26日）	42,896,603	42,896,603	11,196	11,196
第3期　（2022年 4月26日）	52,951,940	52,951,940	11,682	11,682
第4期　（2023年 4月26日）	81,356,711	81,356,711	11,930	11,930
第5期　（2024年 4月26日）	107,200,426	107,200,426	14,699	14,699
2023年 5月末日	92,025,234	－	12,412	－
6月末日	97,817,765	－	13,065	－
7月末日	97,422,775	－	13,158	－
8月末日	100,075,151	－	13,255	－
9月末日	91,059,326	－	13,085	－
10月末日	90,780,413	－	12,764	－
11月末日	98,380,978	－	13,411	－
12月末日	101,817,717	－	13,499	－
2024年 1月末日	102,826,196	－	13,965	－
2月末日	97,407,237	－	14,389	－
3月末日	105,501,692	－	14,837	－
4月末日	109,028,469	－	14,944	－
5月末日	118,681,223	－	15,039	－

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2023年 4月26日）	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第2期　（2024年 4月26日）	21,277,824	21,277,824	12,696	12,696
2023年 5月末日	1,073,192	－	10,732	－
6月末日	1,130,279	－	11,303	－
7月末日	1,140,857	－	11,388	－
8月末日	1,151,774	－	11,472	－
9月末日	1,450,691	－	11,324	－
10月末日	1,644,074	－	11,046	－
11月末日	3,797,384	－	11,594	－
12月末日	4,344,556	－	11,670	－

2024年 1月末日	17,068,414	－	12,059	－
2月末日	18,001,327	－	12,426	－
3月末日	21,393,924	－	12,812	－
4月末日	21,629,534	－	12,906	－
5月末日	39,937,477	－	12,982	－

②【分配の推移】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2023年 1月24日～2023年 4月26日	0
第2期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2016年10月31日～2017年 4月26日	0
第2期	2017年 4月27日～2018年 4月26日	0
第3期	2018年 4月27日～2019年 4月26日	0
第4期	2019年 4月27日～2020年 4月27日	0
第5期	2020年 4月28日～2021年 4月26日	0
第6期	2021年 4月27日～2022年 4月26日	0
第7期	2022年 4月27日～2023年 4月26日	0
第8期	2023年 4月27日～2024年 4月26日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）

第１期	2023 年 1 月 24 日～2023 年 4 月 26 日	0
第２期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2020 年 1 月 24 日～2020 年 4 月 27 日	0
第２期	2020 年 4 月 28 日～2021 年 4 月 26 日	0
第３期	2021 年 4 月 27 日～2022 年 4 月 26 日	0
第４期	2022 年 4 月 27 日～2023 年 4 月 26 日	0
第５期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2023 年 1 月 24 日～2023 年 4 月 26 日	0
第２期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0

③【収益率の推移】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

	収益率（%）
第１期	2.3
第２期	11.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

	収益率（%）
第１期	2.6
第２期	13.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

	収益率（%）
第１期	2.9
第２期	18.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分

配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

	収益率（%）
第１期	9.8
第２期	8.4
第３期	2.4
第４期	△7.8
第５期	30.8
第６期	4.4
第７期	2.2
第８期	23.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

	収益率（%）
第１期	3.1
第２期	23.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

	収益率（%）
第１期	△14.5
第２期	30.9
第３期	4.3
第４期	2.1
第５期	23.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

	収益率（%）
第１期	3.1
第２期	23.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,000,000	0
第２期	196,911,935	1,351,555

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,000,000	0
第２期	99,746,304	1,228,364

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,000,000	0
第２期	111,994,306	1,544,731

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	30,000,000	0
第２期	6,255,359	79,990
第３期	59,554,722	20,201,603
第４期	69,285,667	27,682,746
第５期	112,292,168	24,631,282
第６期	115,448,347	47,590,044
第７期	179,708,728	38,679,671
第８期	193,365,675	54,880,232

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,000,000	0
第２期	30,631,478	1,243,773

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	30,000,000	0
第２期	8,314,969	0
第３期	12,323,674	5,310,118
第４期	29,956,644	7,087,752
第５期	47,442,051	42,709,743

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,000,000	0
第２期	16,557,236	798,126

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	333,215,874,480	98.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	6,754,295,083	1.99
合計（純資産総額）		339,970,169,563	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	6,819,120,000	2.01
合計	買建	－	6,819,120,000	2.01

外国株式インデックス・マザーファンド

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	554,289,066,530	69.34
	イギリス	30,014,131,738	3.75
	カナダ	25,426,525,136	3.18
	フランス	23,377,440,091	2.92
	スイス	23,258,924,977	2.91

	ドイツ	18,317,806,476	2.29
	オランダ	15,722,790,791	1.97
	アイルランド	13,712,138,628	1.72
	オーストラリア	13,640,223,472	1.71
	デンマーク	8,088,905,019	1.01
	スウェーデン	6,786,166,878	0.85
	スペイン	5,683,471,074	0.71
	イタリア	4,498,044,670	0.56
	香港	3,143,385,307	0.39
	ジャージィー	2,528,726,517	0.32
	シンガポール	2,306,694,763	0.29
	フィンランド	2,229,994,150	0.28
	ベルギー	1,678,159,397	0.21
	イスラエル	1,544,653,267	0.19
	ノルウェー	1,303,300,826	0.16
	ケイマン諸島	1,048,595,235	0.13
	バミューダ	1,025,946,204	0.13
	オランダ領キュラソー	815,626,086	0.10
	ニュージーランド	576,739,320	0.07
	リベリア	444,643,583	0.06
	オーストリア	416,661,191	0.05
	ルクセンブルグ	372,924,798	0.05
	ポルトガル	357,495,638	0.04
	パナマ	202,067,327	0.03
	マン島	56,230,087	0.01
	小計	762,867,479,176	95.43
投資証券	アメリカ	12,212,007,519	1.53
	オーストラリア	1,374,292,262	0.17
	フランス	311,045,870	0.04
	イギリス	289,627,007	0.04
	シンガポール	269,352,207	0.03
	香港	128,924,106	0.02
	ベルギー	63,967,199	0.01
	カナダ	55,469,626	0.01
	ケイマン諸島	50,910,960	0.01
	小計	14,755,596,756	1.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	21,759,660,161	2.72
合計（純資産総額）		799,382,736,093	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／	国／地域	時価合計（円）	投資比率

	売建			(%)
株価指数先物取引	買建	イギリス	921,583,401	0.12
株価指数先物取引	買建	ドイツ	3,094,147,121	0.39
株価指数先物取引	買建	アメリカ	16,961,117,532	2.12
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	636,957,240	0.08
合計	買建	-	21,613,805,294	2.70

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	3,446,403,264	0.43
為替予約取引	売建	-	419,870,776	△0.05

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	インド	7,823,628,230	16.22
	台湾	7,673,863,000	15.91
	ケイマン諸島	6,619,438,139	13.73
	韓国	5,002,934,024	10.37
	中国	2,921,375,165	6.06
	ブラジル	1,937,634,009	4.02
	南アフリカ	1,131,532,412	2.35
	メキシコ	804,799,872	1.67
	インドネシア	670,204,666	1.39
	タイ	630,117,536	1.31
	マレーシア	611,104,676	1.27
	香港	391,595,976	0.81
	ポーランド	387,879,196	0.80
	トルコ	354,897,472	0.74
	フィリピン	235,620,131	0.49
	ギリシャ	225,399,364	0.47
	チリ	207,760,594	0.43
	バミューダ	191,723,115	0.40
	アメリカ	148,498,308	0.31
	ハンガリー	105,869,949	0.22
	チェコ	63,395,635	0.13
	イギリス	58,747,611	0.12
	コロンビア	50,189,094	0.10
	ルクセンブルグ	47,893,816	0.10
	エジプト	30,245,960	0.06
	オランダ	30,076,578	0.06
	ペルー	21,216,279	0.04

	シンガポール	7,136,496	0.01
	小計	38,384,777,303	79.59
投資信託受益証券	香港	1,824,228,920	3.78
投資証券	アメリカ	2,832,943,839	5.87
	メキシコ	275,372,061	0.57
	ブラジル	88,573,661	0.18
	小計	3,196,889,561	6.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	4,819,788,142	10.00
合計（純資産総額）		48,225,683,926	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,844,820,077	10.05
合計	買建	－	4,844,820,077	10.05

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	－	186,949,865	0.39

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	15,289,711,800	98.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	156,075,136	1.01
合計（純資産総額）		15,445,786,936	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
リート指数先物取引	買建	日本	34,820,000	0.23
合計	買建	－	34,820,000	0.23

外国リート・インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	27,956,856,786	75.85
	オーストラリア	2,788,074,025	7.56
	イギリス	1,918,201,438	5.20
	シンガポール	1,158,479,056	3.14
	フランス	720,715,376	1.96
	カナダ	517,298,508	1.40
	ベルギー	408,680,062	1.11
	香港	363,559,732	0.99

	スペイン	170,128,768	0.46
	ニュージーランド	102,356,433	0.28
	ガーンジィ	78,100,415	0.21
	韓国	68,983,980	0.19
	オランダ	68,438,015	0.19
	イスラエル	39,583,159	0.11
	ドイツ	13,654,872	0.04
	アイルランド	10,286,151	0.03
	イタリア	2,660,036	0.01
	小計	36,386,056,812	98.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	472,001,345	1.28
合計（純資産総額）		36,858,058,157	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	－	96,478,133	0.26

国内債券パッシブ・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	106,584,761,090	80.42
地方債証券	日本	8,191,631,300	6.18
特殊債券	日本	9,917,656,787	7.48
社債券	日本	7,085,500,600	5.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	754,503,187	0.57
合計（純資産総額）		132,534,052,964	100.00

外国債券パッシブ・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	88,264,658,864	46.04
	中国	17,977,697,770	9.38
	フランス	14,850,640,080	7.75
	イタリア	13,615,265,112	7.10
	ドイツ	11,521,588,797	6.01
	イギリス	9,642,732,633	5.03
	スペイン	9,117,907,055	4.76
	カナダ	3,826,986,264	2.00
	ベルギー	3,287,749,411	1.71
	オランダ	2,794,084,044	1.46

	オーストラリア	2,445,053,506	1.28
	オーストリア	2,146,071,322	1.12
	メキシコ	1,605,182,239	0.84
	ポーランド	1,021,846,158	0.53
	フィンランド	950,557,982	0.50
	アイルランド	942,229,763	0.49
	マレーシア	927,126,208	0.48
	シンガポール	772,730,526	0.40
	イスラエル	592,280,881	0.31
	デンマーク	490,065,884	0.26
	ニュージーランド	452,447,379	0.24
	スウェーデン	363,142,700	0.19
	ノルウェー	299,730,647	0.16
	小計	187,907,775,225	98.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	3,812,817,076	1.99
合計（純資産総額）		191,720,592,301	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	トルコ	905,652,027	9.94
	サウジアラビア	820,073,711	9.01
	メキシコ	797,217,571	8.75
	ブラジル	652,766,457	7.17
	アラブ首長国連邦	626,920,344	6.88
	ポーランド	561,374,027	6.16
	チリ	546,269,307	6.00
	コロンビア	525,857,527	5.77
	ドミニカ共和国	516,567,077	5.67
	ハンガリー	385,098,581	4.23
	パナマ	345,264,991	3.79
	カタール	329,601,492	3.62
	ペルー	314,285,643	3.45
	南アフリカ	290,644,706	3.19
	オマーン	288,312,571	3.17
	中国	261,519,122	2.87
	インドネシア	226,848,548	2.49
	ウルグアイ	165,590,010	1.82
	フィリピン	110,842,452	1.22

	小計	8,670,706,164	95.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	436,099,353	4.79
合計（純資産総額）		9,106,805,517	100.00

マネープール・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	19,998,890,000	7.85
地方債証券	日本	17,675,853,058	6.94
特殊債券	日本	75,821,603	0.03
現先取引勘定	－	119,912,925,000	47.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	97,171,016,143	38.12
合計（純資産総額）		254,834,505,804	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,683,400	2,806.64	13,144,627,111	3,401.00	15,928,243,400	4.69
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	5,108,900	1,259.52	6,434,766,676	1,658.00	8,470,556,200	2.49
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	597,600	12,827.04	7,665,440,910	12,895.00	7,706,052,000	2.27
日本	株式	日立製作所	電気機器	413,600	10,340.51	4,276,833,618	16,145.00	6,677,572,000	1.96
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	180,400	24,264.70	4,377,351,831	33,630.00	6,066,852,000	1.78
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	588,800	7,274.74	4,283,369,153	10,290.00	6,058,752,000	1.78
日本	株式	キーエンス	電気機器	85,200	63,481.58	5,408,630,920	70,690.00	6,022,788,000	1.77
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,731,500	2,304.67	3,990,542,531	3,303.00	5,719,144,500	1.68
日本	株式	三井物産	卸売業	675,400	5,418.52	3,659,668,131	7,970.00	5,382,938,000	1.58
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	629,900	5,520.33	3,477,256,579	7,948.00	5,006,445,200	1.47
日本	株式	任天堂	その他製品	538,300	6,938.99	3,735,255,905	8,555.00	4,605,156,500	1.35
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	606,000	5,760.42	3,490,813,712	7,410.00	4,490,460,000	1.32
日本	株式	信越化学工業	化学	766,100	5,230.37	4,006,988,353	5,855.00	4,485,515,500	1.32
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	819,400	3,657.48	2,996,940,344	5,429.00	4,448,522,600	1.31

日本	株式	第一三共	医薬品	744,600	4,018.73	2,992,345,408	5,578.00	4,153,378,800	1.22
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	25,428,800	173.12	4,402,228,670	154.30	3,923,663,840	1.15
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	421,700	6,074.85	2,561,764,325	9,042.00	3,813,011,400	1.12
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,135,500	2,521.11	2,862,716,128	3,214.00	3,649,497,000	1.07
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,017,100	1,512.62	3,051,102,690	1,769.50	3,569,258,450	1.05
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	167,700	16,706.77	2,801,726,041	19,060.00	3,196,362,000	0.94
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	755,400	4,164.97	3,146,216,384	4,173.00	3,152,284,200	0.93
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	660,600	4,619.26	3,051,483,496	4,337.00	2,865,022,200	0.84
日本	株式	三菱電機	電気機器	957,400	2,017.10	1,931,174,070	2,730.00	2,613,702,000	0.77
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,365,200	1,800.35	2,457,832,799	1,887.50	2,576,815,000	0.76
日本	株式	ディスコ	機械	41,500	32,447.69	1,346,578,940	61,490.00	2,551,835,000	0.75
日本	株式	ダイキン工業	機械	102,800	22,146.65	2,276,675,208	22,945.00	2,358,746,000	0.69
日本	株式	村田製作所	電気機器	774,700	2,885.83	2,235,653,931	2,966.50	2,298,147,550	0.68
日本	株式	丸紅	卸売業	747,500	2,310.65	1,727,211,247	3,060.00	2,287,350,000	0.67
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	510,500	3,805.36	1,942,635,732	4,452.00	2,272,746,000	0.67
日本	株式	住友商事	卸売業	546,900	3,116.26	1,704,281,823	4,081.00	2,231,898,900	0.66

ロ　種類別・業種別投資比率

2024年5月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.34
	建設業	2.00
	食料品	3.06
	繊維製品	0.36
	パルプ・紙	0.15
	化学	5.46
	医薬品	4.22
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.68
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.88
	非鉄金属	0.78
	金属製品	0.51
	機械	5.50
	電気機器	17.02
	輸送用機器	8.65
	精密機器	2.19
	その他製品	2.35

	電気・ガス業	1.54
	陸運業	2.25
	海運業	0.77
	空運業	0.37
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	6.72
	卸売業	7.66
	小売業	3.97
	銀行業	7.90
	証券、商品先物取引業	0.93
	保険業	2.98
	その他金融業	1.15
	不動産業	1.92
	サービス業	4.30
合　計		98.01

外国株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	575,981	59,654.61	34,359,919,771	64,995.38	37,436,101,548	4.68
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,198,377	29,575.73	35,442,874,067	29,982.79	35,930,691,444	4.49
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	201,548	78,081.41	15,737,151,900	173,197.70	34,907,650,039	4.37
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	759,044	23,203.18	17,612,236,311	28,106.62	21,334,158,842	2.67
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	181,252	53,468.48	9,691,269,450	73,205.42	13,268,628,242	1.66
アメリ	株式	ALPHABET INC-CL	メディ	483,383	21,272.13	10,282,585,140	26,976.52	13,039,991,843	1.63

カ		A	ア・娯楽						
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	420,965	21,492.26	9,047,490,182	27,203.79	11,451,845,309	1.43
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	65,979	94,296.58	6,221,593,846	127,752.50	8,428,982,487	1.05
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	36,374	150,673.38	5,480,593,633	213,805.90	7,776,975,777	0.97
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	236,445	24,490.43	5,790,638,594	31,242.98	7,387,247,399	0.92
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	107,214	56,695.92	6,078,596,742	64,045.53	6,866,577,603	0.86
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	371,137	16,037.03	5,951,936,007	17,866.79	6,631,027,805	0.83
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	234,252	37,554.36	8,797,183,696	28,023.54	6,564,571,369	0.82
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	75,414	83,573.18	6,302,588,052	75,493.82	5,693,291,016	0.71
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	266,800	15,921.27	4,247,794,706	20,868.64	5,567,754,219	0.70
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	129,093	40,012.40	5,165,320,753	42,523.56	5,489,494,189	0.69
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	32,866	108,909.67	3,579,425,116	149,576.18	4,915,970,731	0.61
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	192,252	23,761.76	4,568,246,030	25,482.79	4,899,117,189	0.61

アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	68,582	64,686.00	4,436,294,989	69,294.75	4,752,372,818	0.59
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	36,375	93,821.86	3,412,770,154	127,796.39	4,648,593,744	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	197,212	23,904.94	4,714,341,229	22,771.19	4,490,751,370	0.56
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	81,562	49,161.00	4,009,669,748	51,595.67	4,208,246,297	0.53
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	207,712	16,143.84	3,353,270,273	19,518.83	4,054,295,673	0.51
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	362,153	8,215.87	2,975,402,535	10,170.86	3,683,406,954	0.46
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	35,682	75,433.50	2,691,618,044	101,514.23	3,622,230,697	0.45
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	146,001	22,645.23	3,306,226,045	24,805.67	3,621,652,976	0.45
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	218,570	17,175.91	3,754,138,829	16,342.70	3,572,024,813	0.45
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	144,787	22,114.86	3,201,944,149	24,500.03	3,547,285,756	0.44
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	584,437	4,809.07	2,810,598,723	6,054.87	3,538,687,837	0.44

アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	132,665	19,885.74	2,638,141,341	26,136.40	3,467,384,842	0.43

ロ　種類別・業種別投資比率

2024年5月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	4.49
	素材	3.76
	資本財	6.99
	商業・専門サービス	1.52
	運輸	1.51
	自動車・自動車部品	1.55
	耐久消費財・アパレル	1.39
	消費者サービス	1.84
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.68
	生活必需品流通・小売り	1.72
	食品・飲料・タバコ	3.15
	家庭用品・パーソナル用品	1.56
	ヘルスケア機器・サービス	3.96
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.69
	銀行	5.50
	金融サービス	6.42
	保険	2.99
	ソフトウェア・サービス	9.22
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.95
	半導体・半導体製造装置	9.11
	電気通信サービス	1.08
	公益事業	2.61
	メディア・娯楽	6.46
	不動産管理・開発	0.28
投資証券	－	1.85
合　計		97.28

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製	933,000	2,813.48	2,624,980,815	4,045.70	3,774,634,741	7.83

		MANUFAC	造装置						
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	250,800	6,303.24	1,580,852,658	7,378.40	1,850,502,720	3.84
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	2,316,000	774.0204	1,792,631,246	787.6636	1,824,228,920	3.78
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	262,425	6,243.56	1,638,466,499	6,266.47	1,644,477,130	3.41
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	180,755	8,281.26	1,496,880,008	8,364.30	1,511,889,046	3.14
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	617,500	1,458.32	900,515,124	1,529.82	944,660,762	1.96
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	115,230	4,611.29	531,359,225	5,385.93	620,621,059	1.29
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	22,721	22,010.87	500,109,001	23,829.18	541,422,848	1.12
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	229,677	2,314.07	531,488,203	2,173.98	499,314,077	1.04
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	20,778	15,080.07	313,333,766	22,270.66	462,739,773	0.96
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	193,460	1,795.91	347,436,205	2,183.45	422,409,269	0.88
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	196,480	1,790.94	351,884,832	2,104.89	413,569,376	0.86
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,661,000	90.50	331,331,795	112.28	411,057,080	0.85
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	476,800	492.97	235,046,077	852.11	406,284,474	0.84
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	58,000	4,658.09	270,168,998	6,227.86	361,215,996	0.75
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	66,766	4,734.60	316,110,478	5,196.09	346,921,993	0.72
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	130,666	2,718.65	355,235,434	2,619.13	342,230,639	0.71
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウ	125,669	2,789.86	350,598,966	2,697.88	339,039,944	0.70

			ェア・サービス						
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	106,323	2,926.82	311,188,044	2,863.07	304,409,819	0.63
ブラジル	株式	VALE SA	素材	129,788	2,195.56	284,956,782	1,903.42	247,041,440	0.51
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	34,234	6,723.84	230,183,789	7,061.23	241,734,113	0.50
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,041,000	57.35	174,398,842	74.39	226,206,305	0.47
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	86,133	1,904.35	164,027,005	2,602.81	224,188,135	0.46
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	7,012	28,611.85	200,626,270	31,913.47	223,777,253	0.46
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	2,490,000	75.13	187,073,849	89.62	223,162,515	0.46
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	31,435	6,639.15	208,701,564	6,919.04	217,500,022	0.45
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	590,200	306.65	180,982,347	354.89	209,453,127	0.43
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	256,500	715.91	183,630,045	807.01	206,998,706	0.43
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	73,800	3,544.89	261,613,018	2,800.99	206,712,693	0.43
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	180,200	1,071.32	193,051,485	1,136.21	204,745,870	0.42

ロ　種類別・業種別投資比率

2024年5月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	4.23
	素材	5.13
	資本財	3.86
	商業・専門サービス	0.04
	運輸	1.71
	自動車・自動車部品	3.38
	耐久消費財・アパレル	0.98

	消費者サービス	2.24
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.77
	生活必需品流通・小売り	1.22
	食品・飲料・タバコ	2.02
	家庭用品・パーソナル用品	0.71
	ヘルスケア機器・サービス	0.60
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.86
	銀行	11.51
	金融サービス	2.05
	保険	2.20
	ソフトウェア・サービス	1.89
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.68
	半導体・半導体製造装置	10.87
	電気通信サービス	1.81
	公益事業	2.20
	メディア・娯楽	5.70
	不動産管理・開発	0.94
投資信託受益証券	－	3.78
投資証券	－	6.63
合　計		90.01

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 5 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,792	586,333.25	1,050,709,180	587,000.00	1,051,904,000	6.81
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,577	541,409.13	853,802,205	518,000.00	816,886,000	5.29
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4,968	151,701.62	753,653,644	147,700.00	733,773,600	4.75
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,676	257,039.35	687,837,313	259,200.00	693,619,200	4.49
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	7,365	91,834.12	676,358,265	92,500.00	681,262,500	4.41
日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	5,160	121,900.00	629,004,002	130,500.00	673,380,000	4.36
日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	4,354	150,223.82	654,074,521	151,500.00	659,631,000	4.27
日本	投資証	大和ハウスリー	2,316	247,674.88	573,615,028	248,800.00	576,220,800	3.73

	券	ト投資法人						
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	7,443	63,907.78	475,665,580	68,300.00	508,356,900	3.29
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,062	162,411.63	497,304,400	159,400.00	488,082,800	3.16
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,507	312,537.80	470,994,471	323,500.00	487,514,500	3.16
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,438	143,486.10	493,305,198	139,900.00	480,976,200	3.11
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	5,147	74,585.68	383,892,499	78,200.00	402,495,400	2.61
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	4,621	74,661.72	345,011,804	81,900.00	378,459,900	2.45
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	2,801	125,814.52	352,406,460	125,400.00	351,245,400	2.27
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,051	331,415.81	348,318,018	328,500.00	345,253,500	2.24
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	530	594,414.44	315,039,651	635,000.00	336,550,000	2.18
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	807	390,921.40	315,473,568	369,000.00	297,783,000	1.93
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,967	145,994.70	287,171,584	147,700.00	290,525,900	1.88
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	638	431,988.62	275,608,740	441,000.00	281,358,000	1.82
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	982	260,212.21	255,528,394	271,600.00	266,711,200	1.73
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	569	425,204.70	241,941,473	447,500.00	254,627,500	1.65
日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,888	133,305.23	251,680,283	133,200.00	251,481,600	1.63
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	755	293,456.31	221,559,517	321,000.00	242,355,000	1.57
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,809	131,051.25	237,071,713	130,900.00	236,798,100	1.53
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,203	102,860.55	226,601,792	103,900.00	228,891,700	1.48
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,441	150,505.55	216,878,496	144,400.00	208,080,400	1.35
日本	投資証	森トラストリー	2,969	71,648.57	212,724,607	70,000.00	207,830,000	1.35

	券	ト投資法人						
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	529	357,407.79	189,068,720	383,000.00	202,607,000	1.31
日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	1,562	120,302.54	187,912,566	117,200.00	183,066,400	1.19

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.99
合　計	98.99

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	163,700	20,749.73	3,396,731,414	16,860.52	2,760,067,418	7.49
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	16,626	137,542.26	2,286,777,656	119,221.15	1,982,170,776	5.38
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	98,453	14,658.06	1,443,130,469	16,010.99	1,576,330,096	4.28
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	57,900	23,547.25	1,363,385,726	23,266.49	1,347,129,516	3.65
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	57,184	21,702.90	1,241,058,799	22,576.83	1,291,033,423	3.50
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	147,900	8,301.85	1,227,843,637	8,111.30	1,199,660,530	3.25
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	28,024	44,570.00	1,249,029,677	42,043.94	1,178,239,307	3.20
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	306,977	3,012.82	924,867,643	3,551.94	1,090,364,345	2.96
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	37,413	21,975.85	822,182,466	22,206.92	830,827,617	2.25
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	184,774	4,701.71	868,754,352	4,398.12	812,659,037	2.20
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	25,119	27,660.40	694,801,666	29,777.47	747,980,148	2.03
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	51,706	11,806.57	610,470,632	12,482.77	645,434,291	1.75
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	61,743	9,494.54	586,221,364	10,015.69	618,398,500	1.68
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	72,232	6,934.53	500,894,977	7,680.26	554,760,540	1.51
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	103,209	5,239.83	540,797,564	5,333.86	550,502,583	1.49

アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,967	19,133.79	535,114,834	18,228.86	509,806,583	1.38
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	11,550	36,241.91	418,594,014	40,062.74	462,724,693	1.26
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	239,847	1,731.43	415,277,828	1,825.63	437,872,612	1.19
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	21,016	19,902.30	418,266,730	20,354.26	427,765,052	1.16
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	21,864	20,535.10	448,979,513	18,474.94	403,936,171	1.10
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	124,231	2,622.92	325,847,745	3,042.32	377,950,878	1.03
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	117,891	3,050.28	359,600,071	2,954.55	348,314,736	0.95
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	124,211	3,177.26	394,650,365	2,791.54	346,739,900	0.94
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	39,026	8,790.67	343,064,673	8,789.98	343,037,728	0.93
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	47,300	7,122.19	336,879,611	6,940.45	328,283,152	0.89
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	33,022	10,433.97	344,550,537	9,811.92	324,009,354	0.88
アメリカ	投資証券	UDR INC	53,627	5,628.23	301,824,926	5,935.74	318,316,132	0.86
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	56,337	5,529.62	311,522,184	5,587.78	314,798,818	0.85
香港	投資証券	LINK REIT	449,900	768.73	345,852,857	680.70	306,245,805	0.83
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	18,587	14,906.57	277,068,468	15,832.31	294,275,097	0.80

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.72
合　計	98.72

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	１５０　５年国債	3,130,000,000	99.04	3,099,795,500	98.94	3,096,853,300	0.005	2026/12/20	2.34
日本	国債	１６５　５	1,510,000,000	98.80	1,491,849,800	98.63	1,489,282,800	0.300	2028/12/20	1.12

	証券	年国債								
日本	国債証券	１４７　５年国債	1,310,000,000	99.43	1,302,559,200	99.38	1,301,930,400	0.005	2026/03/20	0.98
日本	国債証券	１４９　５年国債	1,290,000,000	99.16	1,279,189,800	99.08	1,278,093,300	0.005	2026/09/20	0.96
日本	国債証券	１５６　５年国債	1,280,000,000	99.11	1,268,544,000	98.97	1,266,828,800	0.200	2027/12/20	0.96
日本	国債証券	１５４　５年国債	1,220,000,000	98.91	1,206,641,000	98.78	1,205,140,400	0.100	2027/09/20	0.91
日本	国債証券	１６０　５年国債	1,190,000,000	98.81	1,175,779,500	98.63	1,173,744,600	0.200	2028/06/20	0.89
日本	国債証券	１４８　５年国債	1,180,000,000	99.27	1,171,421,400	99.21	1,170,654,400	0.005	2026/06/20	0.88
日本	国債証券	３７０　１０年国債	1,190,000,000	96.62	1,149,730,400	96.23	1,145,137,000	0.500	2033/03/20	0.86
日本	国債証券	３６７　１０年国債	1,200,000,000	95.09	1,141,108,500	94.75	1,136,964,000	0.200	2032/06/20	0.86
日本	国債証券	３６８　１０年国債	1,190,000,000	94.77	1,127,727,300	94.41	1,123,502,800	0.200	2032/09/20	0.85
日本	国債証券	３６６　１０年国債	1,170,000,000	95.41	1,116,332,100	95.07	1,112,365,800	0.200	2032/03/20	0.84
日本	国債証券	３６０　１０年国債	1,150,000,000	96.58	1,110,612,500	96.26	1,107,036,000	0.100	2030/09/20	0.84
日本	国債証券	３６９　１０年国債	1,140,000,000	96.90	1,104,614,400	96.52	1,100,305,200	0.500	2032/12/20	0.83
日本	国債証券	３５９　１０年国債	1,130,000,000	96.82	1,094,066,000	96.55	1,090,981,100	0.100	2030/06/20	0.82
日本	国債証券	３６１　１０年国債	1,120,000,000	96.29	1,078,492,800	95.97	1,074,897,600	0.100	2030/12/20	0.81
日本	国債証券	３６２　１０年国債	1,120,000,000	96.01	1,075,256,000	95.67	1,071,537,600	0.100	2031/03/20	0.81
日本	国債証券	３７３　１０年国債	1,100,000,000	96.51	1,061,588,000	96.14	1,057,496,000	0.600	2033/12/20	0.80
日本	国債証券	４５５　２年国債	1,030,000,000	99.60	1,025,880,000	99.55	1,025,395,900	0.005	2025/12/01	0.77
日本	国債証券	３７４　１０年国債	1,050,000,000	97.77	1,026,576,900	97.61	1,024,863,000	0.800	2034/03/20	0.77
日本	国債証券	１４６　５年国債	1,000,000,000	99.73	997,270,000	99.68	996,840,000	0.100	2025/12/20	0.75
日本	国債証券	３６５　１０年国債	1,040,000,000	94.97	987,719,200	94.65	984,318,400	0.100	2031/12/20	0.74
日本	国債証券	３６３　１０年国債	1,030,000,000	95.70	985,751,200	95.36	982,228,600	0.100	2031/06/20	0.74
日本	国債証券	３５８　１０年国債	1,010,000,000	97.06	980,265,600	96.79	977,609,300	0.100	2030/03/20	0.74
日本	国債証券	１５８　５年国債	980,000,000	98.60	966,240,800	98.44	964,682,600	0.100	2028/03/20	0.73
日本	国債証券	３７１　１０年国債	1,010,000,000	95.45	964,045,000	95.10	960,520,100	0.400	2033/06/20	0.72

日本	国債証券	３７２　１０年国債	970,000,000	98.63	956,720,700	98.26	953,083,200	0.800	2033/09/20	0.72
日本	国債証券	３６４　１０年国債	980,000,000	95.33	934,204,600	95.01	931,088,200	0.100	2031/09/20	0.70
日本	国債証券	１６８　５年国債	900,000,000	99.84	898,533,000	99.84	898,533,000	0.600	2029/03/20	0.68
日本	国債証券	１４７　２０年国債	840,000,000	105.61	887,090,400	105.18	883,537,200	1.600	2033/12/20	0.67

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	80.42
地方債証券	6.18
特殊債券	7.48
社債券	5.35
合　計	99.43

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,450,000	14,735.91	1,687,261,820	14,715.69	1,684,946,692	1.625	2026/05/15	0.88
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,172.65	1,564,310,752	2,183.98	1,572,468,644	2.390	2026/11/15	0.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,200,000	14,982.62	1,228,574,828	14,936.70	1,224,808,993	2.250	2026/03/31	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,175.88	1,087,941,458	2,197.96	1,098,980,846	2.690	2026/08/12	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,700,000	2,465.76	954,248,608	2,631.72	1,018,474,388	3.720	2051/04/12	0.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,200,000	13,724.47	988,161,687	13,602.37	979,370,454	0.625	2027/12/31	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000	2,222.76	955,787,879	2,275.30	978,379,956	3.020	2031/05/27	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,000,000	2,153.03	882,740,829	2,185.37	896,000,409	2.400	2028/07/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	15,612.95	936,776,986	14,870.71	892,242,450	3.875	2033/08/15	0.47
アメ	国債	US TREASURY	6,100,000	15,160.83	924,810,827	14,489.20	883,841,342	3.500	2033/02/15	0.46

リカ	証券	N/B								
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,896.10	890,181,632	15,198.14	851,095,692	4.125	2032/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,491.70	852,043,611	15,418.36	848,009,638	4.125	2027/02/15	0.44
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	39,000,000	2,152.12	839,326,435	2,170.94	846,664,928	2.180	2025/08/25	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,514.75	822,281,864	15,391.40	815,744,082	3.875	2026/01/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	13,759.73	811,824,328	13,624.62	803,852,845	0.750	2028/01/31	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,489.83	825,920,270	13,923.21	793,623,209	2.875	2032/05/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,005.35	825,294,093	14,320.86	787,647,496	3.375	2033/05/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,927.92	791,179,632	14,657.54	776,849,678	2.750	2028/02/15	0.41
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	4,600,000	16,906.76	777,710,906	16,735.55	769,835,491	2.500	2026/09/24	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,678.23	783,911,599	15,321.02	766,051,076	4.000	2028/02/29	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,304.82	780,545,920	14,999.23	764,960,949	4.000	2034/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,642.70	766,492,176	15,370.55	753,157,016	4.000	2027/01/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	16,373.58	785,931,874	15,606.60	749,116,886	4.500	2033/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,816.65	759,199,030	15,603.47	748,966,416	4.625	2026/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,027.45	742,564,370	12,623.37	719,532,054	1.125	2031/02/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,396.88	736,828,470	12,964.28	713,035,338	1.625	2031/05/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,499.86	724,993,033	14,182.15	709,107,434	2.375	2029/03/31	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,952.68	717,728,760	14,757.38	708,354,455	2.625	2027/05/31	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,161.19	691,581,611	2,206.67	706,133,729	2.600	2030/09/15	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,174.03	684,817,879	2,203.73	694,174,895	2.640	2028/01/15	0.36

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）

国債証券	98.01
合　計	98.01

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,900,000	15,565.48	295,744,085	15,243.59	289,628,247	5.125	2034/09/18	3.18
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000	14,372.82	244,337,910	15,107.86	256,833,537	6.000	2033/02/22	2.82
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	16,878.32	236,296,521	17,485.91	244,802,801	9.375	2033/01/19	2.69
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	16,645.88	233,042,285	17,215.07	241,010,947	9.875	2028/01/15	2.65
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000	15,332.31	214,652,295	15,558.01	217,812,173	7.500	2034/02/02	2.39
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000	14,967.29	209,542,100	15,156.29	212,188,028	6.000	2033/10/20	2.33
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	12,611.46	201,783,314	12,423.37	198,773,906	2.250	2033/02/02	2.18
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,200,000	15,998.06	191,976,719	16,094.53	193,134,401	6.250	2031/01/25	2.12
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000	16,068.53	176,753,817	17,052.06	187,572,638	9.125	2030/07/13	2.06
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,400,000	12,353.16	172,944,251	13,162.55	184,275,769	5.875	2060/01/30	2.02
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,200,000	15,523.06	186,276,712	14,966.48	179,597,707	5.500	2054/03/18	1.97
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000	13,629.82	177,187,673	13,664.44	177,637,673	7.300	2052/04/20	1.95
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	1,200,000	15,311.30	183,735,643	14,739.36	176,872,312	6.400	2035/02/14	1.94
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,300,000	12,846.93	167,010,075	12,749.55	165,744,086	1.875	2031/09/15	1.82
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,100,000	15,166.33	166,829,667	14,914.75	164,062,265	5.500	2036/03/26	1.80
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	13,063.65	156,763,824	12,916.94	155,003,320	2.659	2031/05/24	1.70
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	1,000,000	14,892.65	148,926,511	14,764.44	147,644,377	3.750	2030/04/16	1.62
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	14,645.57	146,455,661	14,532.93	145,329,328	4.875	2033/05/19	1.60

ハンガリー	国債証券	HUNGARY	900,000	15,085.18	135,766,620	16,046.26	144,416,317	6.250	2032/09/22	1.59
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,300,000	11,356.30	147,631,838	10,687.63	138,939,194	3.125	2049/09/30	1.53
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	14,990.35	134,913,171	14,885.13	133,966,148	6.338	2053/05/04	1.47
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	1,000,000	13,319.61	133,196,084	13,183.71	131,837,148	2.783	2031/01/23	1.45
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000	16,137.52	129,100,154	16,133.56	129,068,493	8.000	2033/04/20	1.42
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	800,000	14,586.54	116,692,303	15,280.90	122,247,168	6.125	2028/10/24	1.34
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	900,000	13,774.31	123,968,800	13,371.96	120,347,636	4.400	2050/04/16	1.32
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	800,000	15,039.05	120,312,370	14,990.61	119,924,908	5.625	2050/11/18	1.32
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	13,619.61	122,576,479	12,708.17	114,373,491	5.000	2051/04/27	1.26
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	800,000	13,968.83	111,750,604	14,125.88	113,007,032	4.850	2029/09/30	1.24
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	800,000	13,547.35	108,378,813	13,681.05	109,448,407	5.000	2053/01/18	1.20
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	700,000	15,000.47	105,003,260	15,277.92	106,945,426	2.500	2025/04/16	1.17

ロ　種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	95.21
合　計	95.21

マネープール・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年5月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	１２２８国庫短期証券	10,000,000,000	99.99	9,999,400,000	99.99	9,999,480,000	0.000	2024/08/05	3.92
日本	国債証券	１２３０国庫短期証券	10,000,000,000	99.99	9,998,750,000	99.99	9,999,410,000	0.000	2024/08/13	3.92
日本	地方債証券	２　神奈川県２０年	1,500,000,000	102.05	1,530,745,500	100.62	1,509,346,500	2.230	2024/09/20	0.59
日本	地方	１　兵庫県	800,000,000	100.76	806,084,800	100.06	800,459,200	1.100	2024/06/26	0.31

	債証券	公債１２年								
日本	地方債証券	２６－７ 北海道公債	700,000,000	100.47	703,267,600	100.10	700,684,600	0.581	2024/08/29	0.27
日本	地方債証券	７９　神奈川県５年	700,000,000	99.99	699,955,900	99.99	699,931,400	0.001	2024/06/20	0.27
日本	地方債証券	１－１１ 静岡県５年	700,000,000	99.96	699,689,900	99.95	699,643,000	0.001	2024/09/20	0.27
日本	地方債証券	４８８　名古屋市債	650,000,000	100.51	653,342,950	100.13	650,828,750	0.598	2024/09/20	0.26
日本	地方債証券	７３２　東京都公債	650,000,000	100.44	652,871,700	100.02	650,121,550	0.645	2024/06/20	0.26
日本	地方債証券	３　横浜市２０年	600,000,000	101.77	610,599,600	100.12	600,741,000	2.570	2024/06/20	0.24
日本	地方債証券	３８８　大阪府公債	600,000,000	100.46	602,731,800	100.12	600,700,800	0.540	2024/09/27	0.24
日本	地方債証券	２６－７ 愛知県公債	600,000,000	100.45	602,695,800	100.07	600,408,000	0.591	2024/07/29	0.24
日本	地方債証券	１－５　大阪市５年	600,000,000	99.96	599,766,000	99.90	599,393,400	0.001	2024/11/19	0.24
日本	地方債証券	７３７　東京都公債	500,000,000	100.40	501,990,000	100.11	500,538,000	0.520	2024/09/20	0.20
日本	地方債証券	７８　神奈川県５年	500,000,000	99.99	499,968,500	99.99	499,951,000	0.005	2024/06/20	0.20
日本	地方債証券	３０－２ 宮城県公債	400,000,000	100.50	401,992,800	100.14	400,567,200	0.530	2024/10/29	0.16
日本	地方債証券	２１１　神奈川県公債	400,000,000	100.43	401,708,000	100.11	400,439,600	0.438	2024/12/20	0.16
日本	地方債証券	２６－５ 埼玉県公債	400,000,000	100.47	401,876,800	100.07	400,272,000	0.611	2024/07/29	0.16
日本	地方債証券	２０６　神奈川県公債	400,000,000	100.44	401,767,200	100.02	400,074,800	0.654	2024/06/20	0.16
日本	地方債証券	３１　東京都５年	400,000,000	99.99	399,974,800	99.99	399,960,800	0.005	2024/06/20	0.16

日本	地方債証券	１－１１ 京都府５年	400,000,000	99.98	399,908,000	99.87	399,488,800	0.001	2024/12/18	0.16
日本	地方債証券	２０９　神奈川県公債	305,000,000	100.47	306,448,140	100.12	305,358,070	0.549	2024/09/20	0.12
日本	地方債証券	２６－１５ 愛知県公債	300,000,000	100.47	301,410,000	100.13	300,389,700	0.480	2024/12/20	0.12
日本	地方債証券	２６－６ 埼玉県公債	300,000,000	100.48	301,453,800	100.13	300,379,800	0.554	2024/09/26	0.12
日本	地方債証券	２６－４ 埼玉県公債	300,000,000	100.35	301,041,000	100.03	300,085,500	0.654	2024/06/26	0.12
日本	地方債証券	２６－１ 福岡県公債	300,000,000	100.45	301,355,400	100.03	300,085,500	0.654	2024/06/26	0.12
日本	地方債証券	２７　名古屋市５年	300,000,000	99.98	299,928,000	99.87	299,613,300	0.001	2024/12/20	0.12
日本	地方債証券	３９１　大阪府公債	210,000,000	100.51	211,071,000	100.15	210,315,840	0.513	2024/12/25	0.08
日本	地方債証券	２６－８ 福岡県公債	210,000,000	100.44	210,913,500	100.11	210,232,260	0.441	2024/12/25	0.08
日本	地方債証券	１　京都市２０年	200,000,000	102.18	204,364,000	101.06	202,110,600	2.140	2024/12/20	0.08

ロ　種類別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	7.85
地方債証券	6.94
特殊債券	0.03
合　計	14.81

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド
該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

マネープール・マザーファンド
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2024 年 5 月 31 日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０６０６月　２０２４年６月	買建	246	日本・円	6,730,445,600	6,819,120,000	2.01

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2024 年 5 月 31 日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	イギリス	ＩＣＥ－ＥＵ	ＦＴＳＥ１００ＩＤＸＦＵＴＪＵＮ２４ 2024 年 6 月	買建	56	イギリス・ポンド	4,595,412.00	917,290,189	4,616,920.00	921,583,401	0.12
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯＳＴＯＸＸ　５０	買建	365	ユーロ	18,278,750.00	3,103,366,175	18,224,450.00	3,094,147,121	0.39

			ＪＵＮ２４ 2024年6月								
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ５００ＥＭＩＮＩ ＦＵＴ ＪＵＮ２４ 2024年6月	買建	412	アメリカ・ドル	108,072,211.00	16,939,238,352	108,211,800.00	16,961,117,532	2.12
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ２００ＦＵＴＵＲＥＳ ＪＵＮ２４ 2024年6月	買建	32	オーストラリア・ドル	6,240,644.00	649,089,382	6,124,000.00	636,957,240	0.08

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024年5月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	17,445,000.00	2,740,001,505	2,732,802,138	0.34
	イギリス・ポンド	買建	1,345,000.00	269,266,822	268,331,198	0.03
	ユーロ	買建	1,265,000.00	215,951,945	214,699,848	0.03
	カナダ・ドル	買建	702,000.00	80,859,729	80,381,737	0.01
	デンマーク・クローネ	買建	2,410,000.00	55,144,897	54,836,176	0.01
	スイス・フラン	買建	293,000.00	50,527,762	50,858,529	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	428,000.00	44,558,652	44,493,638	0.01
	アメリカ・ドル	売建	2,680,000.00	422,153,600	419,870,776	△0.05

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	ＩＣＥ－ＵＳ	ＭＳＣＩ ＥＭＧＭＫＴ ＪＵＮ２４ 2024年6月	買建	579	アメリカ・ドル	30,663,999.00	4,806,275,203	30,909,915.00	4,844,820,077	10.05

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024年5月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約	アメリカ・ドル	買建	1,193,376.90	187,500,000	186,949,865	0.39

取引						

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
リート指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＲＥＩＴ先物　０６０６月　２０２４年６月	買建	20	日本・円	33,824,400	34,820,000	0.23

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2024年5月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	525,478.84	82,600,000	82,319,741	0.22
	オーストラリア・ドル	買建	86,154.33	9,000,000	8,957,500	0.02
	シンガポール・ドル	買建	44,813.76	5,200,000	5,200,892	0.01

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

マネープール・マザーファンド

2024年5月31日現在

種類	国／地域	銘柄名	数量	買付受渡日	買付金額（円）	売戻日	売戻金額（円）	投資比率（%）
債券現先取引	日本	１１９５国庫短期証券	26,400,000,000	2024/05/31	26,387,856,000	2024/06/03	26,387,877,700	10.35
	日本	１２１８国庫短期証券	7,800,000,000	2024/05/31	7,799,844,000	2024/06/03	7,799,850,411	3.06
	日本	１２２１国庫短期証券	15,000,000,000	2024/05/31	14,999,550,000	2024/06/03	14,999,562,330	5.89
	日本	１２２６国庫短期証券	49,700,000,000	2024/05/31	49,626,941,000	2024/06/03	49,626,981,803	19.47
	日本	１２２８国庫	21,100,000,000	2024/05/31	21,098,734,000	2024/06/03	21,098,751,344	8.28

		短期証券						

≪参考情報≫

基準日:2024年5月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

□<2035>

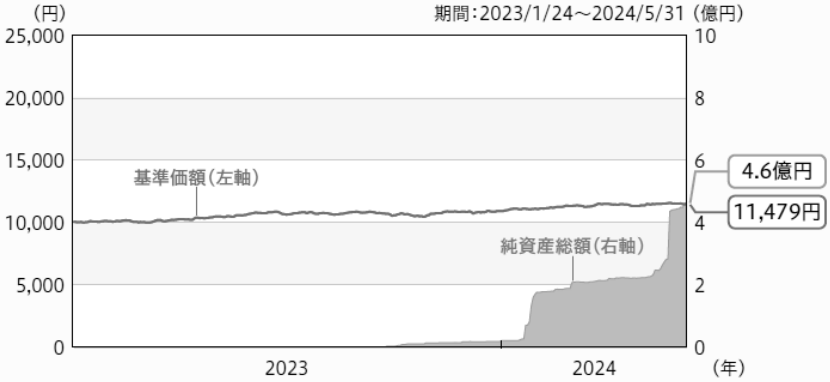

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

□<2040>

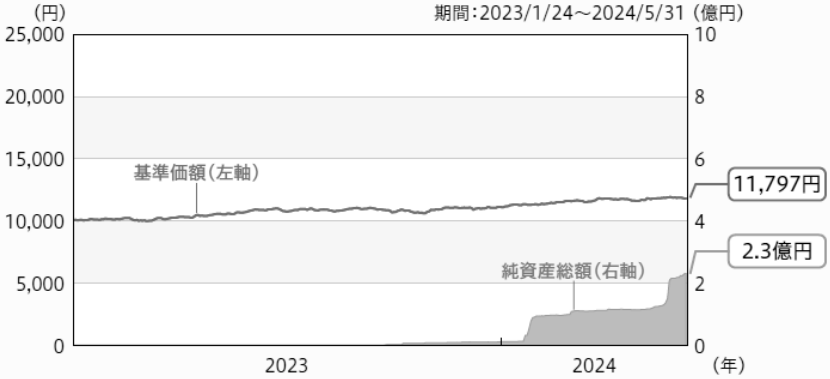

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

□<2045>

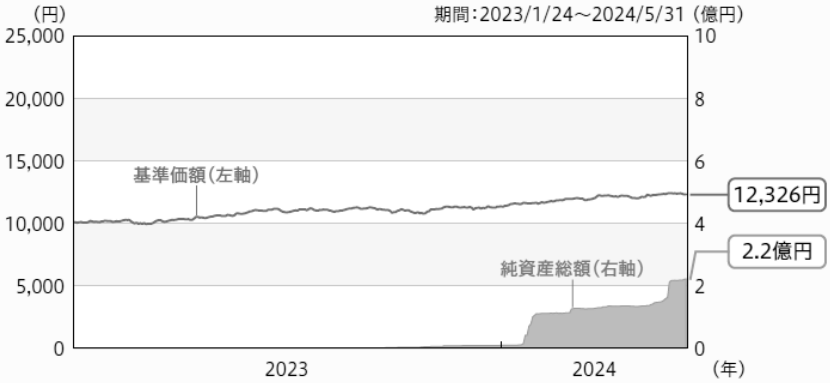

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

□<2050>

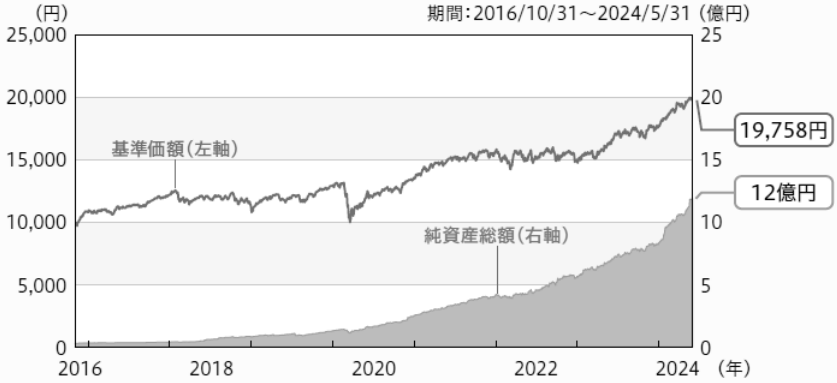

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
2020年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

□<2055>

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

□<2060>

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
2020年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

□<2065>

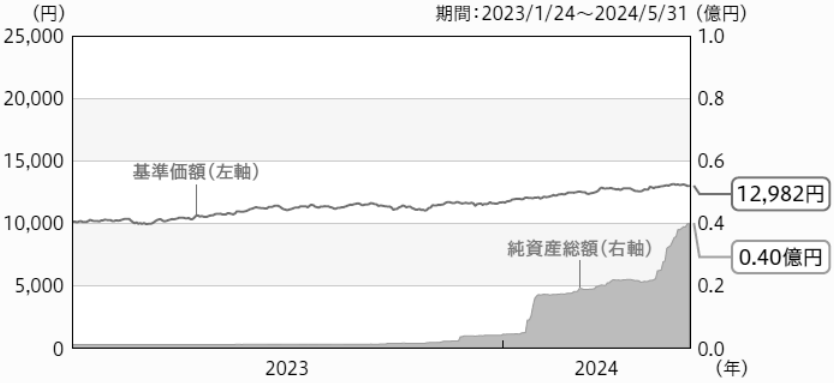

決算期	分配金
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

□<2035>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.50
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	46.87
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	15.56
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	12.13
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	6.98
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	5.91
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	4.93
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	2.84
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	2.34
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1.95

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□<2040>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.70
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	40.96
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	17.46
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	14.30
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	6.94
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	6.06
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	5.61
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	3.23
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	2.81
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1.93

□<2045>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.55
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	29.47
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	20.83
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	18.00
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	8.84
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	7.03
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	4.42
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	4.37
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	4.14
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.35

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□<2050>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.11
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	24.90
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	22.25
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	16.66
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.04
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.96
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	6.27
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.14
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	3.02
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.66

□<2055>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	25.63
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	23.11
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.43
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.29
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9.16
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	6.54
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.37
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	3.07
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.97

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□<2060>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.07
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	25.75
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	23.16
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.49
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.37
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9.26
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	6.64
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.49
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	3.14
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.61

□<2065>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.87
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	25.57
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	23.06
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.38
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	11.24
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9.14
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	6.49
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.32
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	3.02
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.92

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

□国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.69
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.49
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.27
日本	株式	日立製作所	電気機器	1.96
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.78

□外国株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.68
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.49
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.37
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.67
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.66

□エマージング株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	7.83
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	3.84
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	－	3.78
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	－	3.41
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.14

□国内債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率（%）	償還期限	比率（%）
日本	国債証券	150　5年国債	0.005	2026/12/20	2.34
日本	国債証券	165　5年国債	0.300	2028/12/20	1.12
日本	国債証券	147　5年国債	0.005	2026/03/20	0.98
日本	国債証券	149　5年国債	0.005	2026/09/20	0.96
日本	国債証券	156　5年国債	0.200	2027/12/20	0.96

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■外国債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	0.88
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.53

■米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.125	2034/09/18	3.18
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	2.82
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.375	2033/01/19	2.69
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.875	2028/01/15	2.65
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	7.500	2034/02/02	2.39

■Ｊリート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	6.81
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.29
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4.75
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	4.49
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4.41

■外国リート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	7.49
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	5.38
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	4.28
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.65
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.50

■マネープール・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1228国庫短期証券	0.000	2024/08/05	3.92
日本	国債証券	1230国庫短期証券	0.000	2024/08/13	3.92
日本	地方債証券	2　神奈川県20年	2.230	2024/09/20	0.59
日本	地方債証券	1　兵庫県公債12年	1.100	2024/06/26	0.31
日本	地方債証券	26−7　北海道公債	0.581	2024/08/29	0.27

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

□<2035>

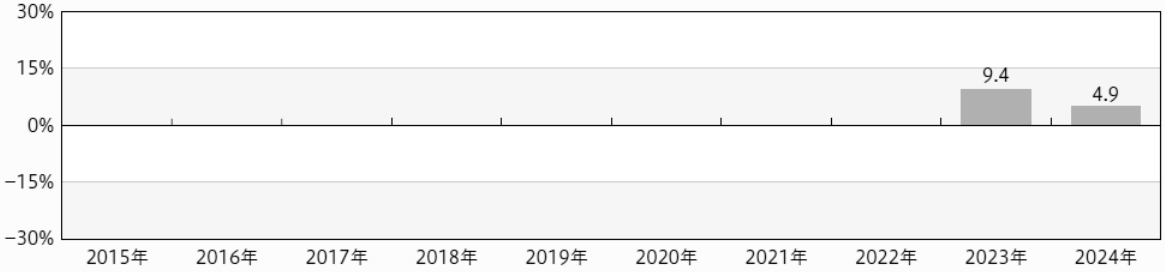

□<2040>

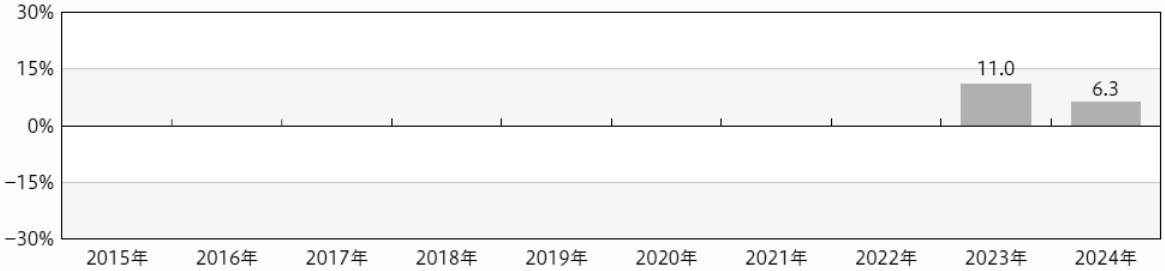

□<2045>

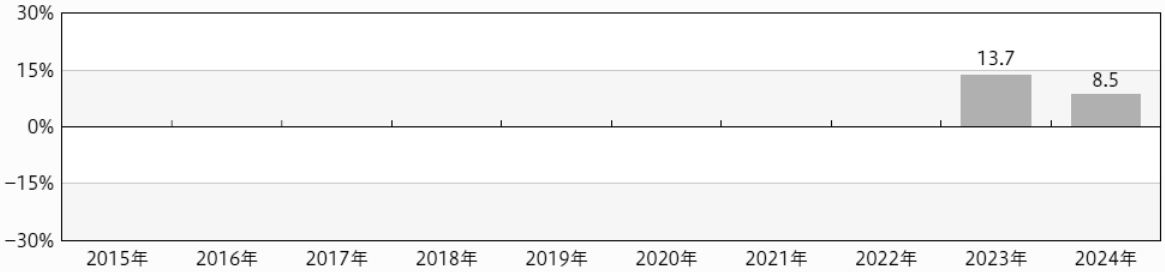

□<2050>

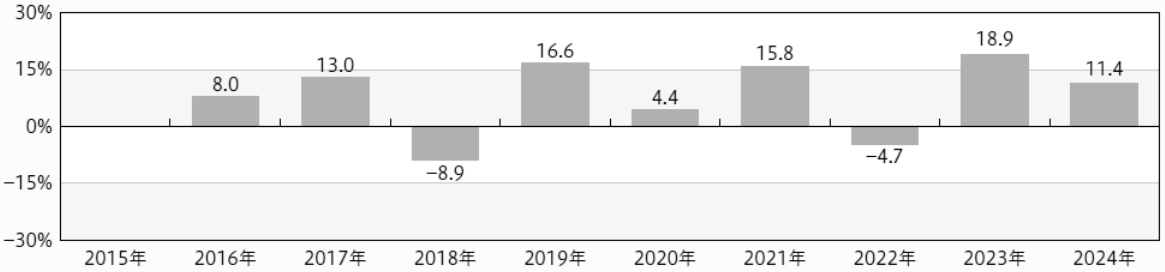

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

□<2055>

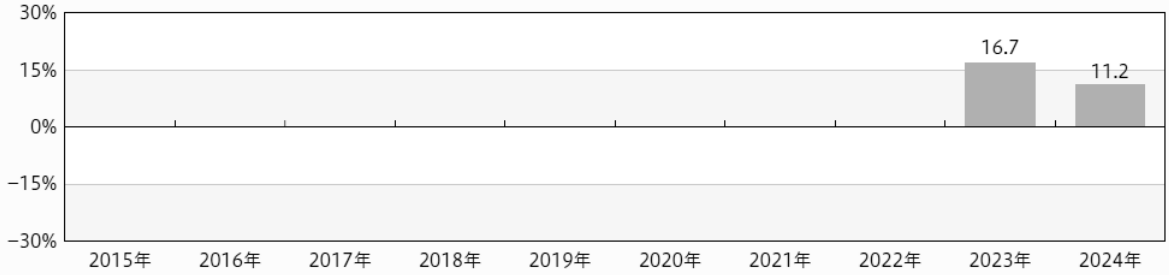

□<2060>

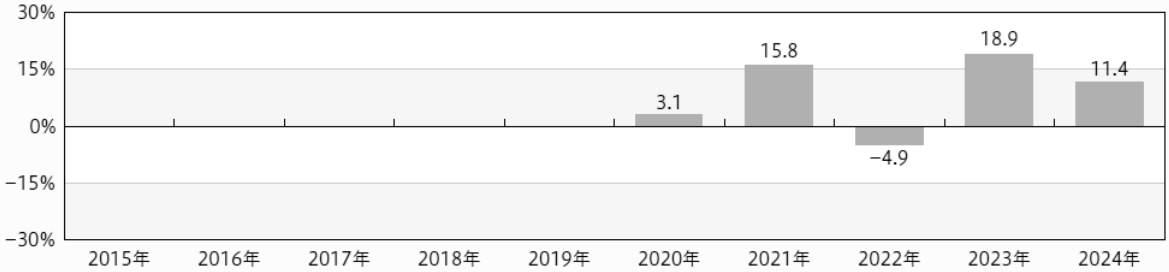

□<2065>

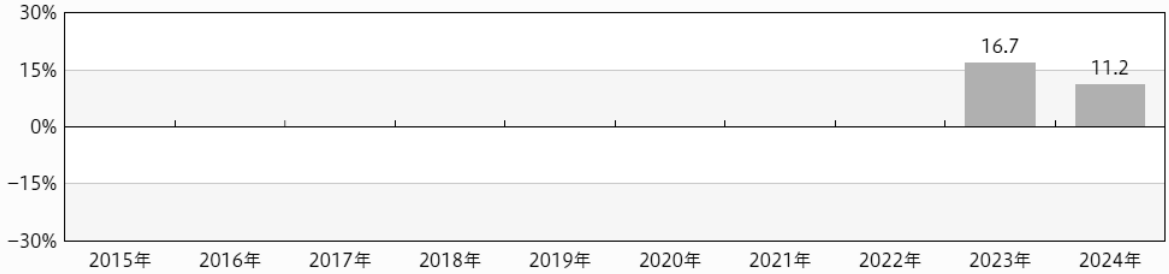

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時*までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

＊2024 年 11 月５日以降は、午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とする予定です。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

ありません。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時*までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

＊2024 年 11 月５日以降は、午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とする予定です。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価

額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。
投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
<マザーファンドの主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「<2035>」は「TYF35」、「<2040>」は「TYF40」、「<2045>」は「TYF45」、「<2050>」は「TYF50」、「<2055>」は「TYF55」、「<2060>」は「TYF60」、「<2065>」は「TYF65」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

<2050>
2016 年 10 月 31 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。
<2060>
2020 年 1 月 24 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。
<2035>／<2040>／<2045>／<2055>／<2065>

2023 年 1 月 24 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年 4 月 27 日から翌年 4 月 26 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

a．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が 10 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をする

ことにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期（2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期（2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期（2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2023年 4月26日現在）	第２期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24	29,640
コール・ローン	1,076	1,334,575
親投資信託受益証券	1,022,735	222,682,311
流動資産合計	1,023,835	224,046,526
資産合計	1,023,835	224,046,526
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	12,107
未払委託者報酬	552	121,400
その他未払費用	－	2,656
流動負債合計	552	136,163
負債合計	552	136,163
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	196,560,380
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,283	27,349,983
（分配準備積立金）	23,283	5,562,733
元本等合計	1,023,283	223,910,363
純資産合計	1,023,283	223,910,363
負債純資産合計	1,023,835	224,046,526

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年 1月24日 至　2023年 4月26日	第２期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取利息	－	57
有価証券売買等損益	23,835	5,707,576
営業収益合計	23,835	5,707,633
営業費用		
受託者報酬	－	12,336
委託者報酬	552	123,562
その他費用	－	2,656
営業費用合計	552	138,554
営業利益又は営業損失（△）	23,283	5,569,079
経常利益又は経常損失（△）	23,283	5,569,079
当期純利益又は当期純損失（△）	23,283	5,569,079
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	29,338
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	23,283
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	21,927,148
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	21,927,148
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	140,189
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	140,189
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,283	27,349,983

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 (2023年４月26日現在)	第２期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	196,560,380口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0233円 （１万口当たりの純資産額10,233円）	１口当たり純資産額　1.1391円 （１万口当たりの純資産額11,391円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年１月24日 至 2023年４月26日	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,342円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（17,941円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は23,283円（１万口当たり232.83円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,093,827円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（4,445,914円）、収益調整金（21,787,250円）、および分配準備積立金（22,992円）より、分配対象収益は27,349,983円（１万口当たり1,391.43円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第２期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自 2023年１月24日　至 2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,345円
合計	22,345円

第２期（自 2023年４月27日　至 2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,655,760円
合計	5,655,760円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第１期 （2023年４月26日現在）	第２期 （2024年４月26日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	196,911,935円
期中一部解約元本額	－円	1,351,555円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	6,002,432	6,560,658	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	7,342,600	35,120,390	
	外国株式インデックス・マザーファンド	3,235,998	28,410,444	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	4,999,008	11,380,741	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	85,253,925	101,955,168	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	2,107,693	5,554,824	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	1,315,063	4,251,204	
	マネープール・マザーファンド	15,097,172	15,082,074	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	7,002,051	14,366,808	
	親投資信託受益証券　小計		222,682,311	
合　計			222,682,311	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2023年 4月26日現在）	第２期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24	18,345
コール・ローン	1,076	826,026
親投資信託受益証券	1,025,009	115,403,728
流動資産合計	1,026,109	116,248,099
資産合計	1,026,109	116,248,099
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	6,453
未払委託者報酬	552	64,754
その他未払費用	－	1,367
流動負債合計	552	72,574
負債合計	552	72,574
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	99,517,940
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,557	16,657,585
（分配準備積立金）	25,557	3,732,973
元本等合計	1,025,557	116,175,525
純資産合計	1,025,557	116,175,525
負債純資産合計	1,026,109	116,248,099

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年 1月24日 至　2023年 4月26日	第２期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取利息	－	29
有価証券売買等損益	26,109	3,814,719
営業収益合計	26,109	3,814,748
営業費用		
受託者報酬	－	6,619
委託者報酬	552	66,530
その他費用	－	1,367
営業費用合計	552	74,516
営業利益又は営業損失（△）	25,557	3,740,232
経常利益又は経常損失（△）	25,557	3,740,232
当期純利益又は当期純損失（△）	25,557	3,740,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	32,359
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	25,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	13,076,323
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	13,076,323
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	152,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	152,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,557	16,657,585

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 (2023年４月26日現在)	第２期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	99,517,940口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0256円 （１万口当たりの純資産額10,256円）	１口当たり純資産額　1.1674円 （１万口当たりの純資産額11,674円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年１月24日 至 2023年４月26日	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,932円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（19,625円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は25,557円（１万口当たり255.57円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（641,407円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,066,466円）、収益調整金（12,924,612円）、および分配準備積立金（25,100円）より、分配対象収益は16,657,585円（１万口当たり1,673.83円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第２期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自　2023年１月24日　至　2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	23,983円
合計	23,983円

第２期（自　2023年４月27日　至　2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,768,148円
合計	3,768,148円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第２期 自　2023年４月27日 至　2024年４月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第１期 （2023年４月26日現在）	第２期 （2024年４月26日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	99,746,304円
期中一部解約元本額	－円	1,228,364円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	3,692,870	4,036,306	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	4,236,166	20,262,005	
	外国株式インデックス・マザーファンド	1,998,744	17,547,972	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	3,014,410	6,862,605	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	37,814,400	45,222,240	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	1,408,169	3,711,229	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	690,096	2,230,873	
	マネープール・マザーファンド	6,698,542	6,691,843	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	4,307,757	8,838,655	
	親投資信託受益証券　小計		115,403,728	
合　計			115,403,728	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2023年 4月26日現在）	第２期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24	28,079
コール・ローン	1,076	1,264,287
親投資信託受益証券	1,028,193	134,018,053
流動資産合計	1,029,293	135,310,419
資産合計	1,029,293	135,310,419
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	7,198
未払委託者報酬	552	72,311
その他未払費用	－	1,572
流動負債合計	552	81,081
負債合計	552	81,081
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	111,449,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,741	23,779,763
（分配準備積立金）	28,741	5,472,205
元本等合計	1,028,741	135,229,338
純資産合計	1,028,741	135,229,338
負債純資産合計	1,029,293	135,310,419

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年 1月24日 至　2023年 4月26日	第２期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取利息	－	57
有価証券売買等損益	29,293	5,573,860
営業収益合計	29,293	5,573,917
営業費用		
受託者報酬	－	7,314
委託者報酬	552	73,683
その他費用	－	1,572
営業費用合計	552	82,569
営業利益又は営業損失（△）	28,741	5,491,348
経常利益又は経常損失（△）	28,741	5,491,348
当期純利益又は当期純損失（△）	28,741	5,491,348
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	47,307
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	28,741
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	18,549,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	18,549,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	242,328
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	242,328
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,741	23,779,763

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 (2023年４月26日現在)	第２期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	111,449,575口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0287円 （１万口当たりの純資産額10,287円）	１口当たり純資産額　1.2134円 （１万口当たりの純資産額12,134円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年１月24日 至 2023年４月26日	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,850円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（21,891円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は28,741円（１万口当たり287.41円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（842,169円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（4,601,872円）、収益調整金（18,307,558円）、および分配準備積立金（28,164円）より、分配対象収益は23,779,763円（１万口当たり2,133.68円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第２期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自　2023年１月24日　至　2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,064円
合計	27,064円

第２期（自　2023年４月27日　至　2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,506,164円
合計	5,506,164円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第２期 自　2023年４月27日 至　2024年４月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第１期 （2023年４月26日現在）	第２期 （2024年４月26日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	111,994,306円
期中一部解約元本額	－円	1,544,731円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5,296,002	5,788,530	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	5,927,872	28,353,604	
	外国株式インデックス・マザーファンド	2,901,574	25,474,368	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	4,417,704	10,057,344	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	30,298,733	36,234,254	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	2,457,630	6,477,083	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	999,576	3,231,329	
	マネープール・マザーファンド	5,524,032	5,518,507	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	6,278,894	12,883,034	
	親投資信託受益証券　小計		134,018,053	
合　計			134,018,053	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 （2023年 4月26日現在）	第８期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	1,036,108	1,225,499
金銭信託	198,291	251,575
コール・ローン	8,896,499	11,327,607
親投資信託受益証券	638,767,670	1,055,822,237
未収入金	1,000,000	－
流動資産合計	649,898,568	1,068,626,918
資産合計	649,898,568	1,068,626,918
負債の部		
流動負債		
未払解約金	622,726	7,089
未払受託者報酬	80,692	101,052
未払委託者報酬	852,996	1,010,953
その他未払費用	19,602	30,267
流動負債合計	1,576,016	1,149,361
負債合計	1,576,016	1,149,361
純資産の部		
元本等		
元本	413,679,655	552,165,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	234,642,897	515,312,459
（分配準備積立金）	59,537,868	214,576,230
元本等合計	648,322,552	1,067,477,557
純資産合計	648,322,552	1,067,477,557
負債純資産合計	649,898,568	1,068,626,918

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期 自　2022年 4月27日 至　2023年 4月26日	第８期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取配当金	850,745	－
受取利息	6,239	20,246
有価証券売買等損益	15,432,295	172,714,567
為替差損益	78,895	170,052
営業収益合計	16,368,174	172,904,865
営業費用		
支払利息	3,865	3,076
受託者報酬	159,152	181,920
委託者報酬	1,716,463	1,820,073
その他費用	61,286	62,241
営業費用合計	1,940,766	2,067,310
営業利益又は営業損失（△）	14,427,408	170,837,555
経常利益又は経常損失（△）	14,427,408	170,837,555
当期純利益又は当期純損失（△）	14,427,408	170,837,555
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	289,306	9,156,925
期首剰余金又は期首欠損金（△）	145,387,088	234,642,897
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,728,602	151,472,049
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,728,602	151,472,049
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,610,895	32,483,117
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,610,895	32,483,117
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	234,642,897	515,312,459

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第８期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第７期 （2023年４月26日現在）	第８期 （2024年４月26日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	413,679,655口	552,165,098口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.5672円 （１万口当たりの純資産額15,672円）	１口当たり純資産額　1.9333円 （１万口当たりの純資産額19,333円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第７期 自 2022年４月27日 至 2023年４月26日	第８期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,388,954円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,749,148円）、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,433,699円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（142,246,931円）、

	益調整金（175,105,029円）、および分配準備積立金（45,399,766円）より、分配対象収益は234,642,897円（１万口当たり5,672.09円）でありますが、分配を行っておりません。	収益調整金（300,736,229円）、および分配準備積立金（52,895,600円）より、分配対象収益は515,312,459円（１万口当たり9,332.58円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第８期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第８期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第７期（自　2022年４月27日　至　2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,265,959円
合計	16,265,959円

第８期（自　2023年４月27日　至　2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	165,721,243円
合計	165,721,243円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自　2023年４月27日

至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第7期 （2023年4月26日現在）	第8期 （2024年4月26日現在）
期首元本額	272,650,598円	413,679,655円
期中追加設定元本額	179,708,728円	193,365,675円
期中一部解約元本額	38,679,671円	54,880,232円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	53,810,212	58,814,561	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	55,716,088	266,495,620	
	外国株式インデックス・マザーファンド	28,597,201	251,069,126	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	43,939,591	100,032,872	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	120,085,249	143,609,949	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	27,273,342	71,878,892	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	10,565,163	34,154,002	
	マネープール・マザーファンド	4,898,383	4,893,484	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	60,860,577	124,873,731	
	親投資信託受益証券　小計		1,055,822,237	
合　計			1,055,822,237	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2023年 4月26日現在）	第２期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24	9,169
コール・ローン	1,076	412,848
親投資信託受益証券	1,030,883	38,168,424
流動資産合計	1,031,983	38,590,441
資産合計	1,031,983	38,590,441
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	1,890
未払委託者報酬	552	19,253
その他未払費用	－	366
流動負債合計	552	21,509
負債合計	552	21,509
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	30,387,705
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,431	8,181,227
（分配準備積立金）	31,431	1,847,996
元本等合計	1,031,431	38,568,932
純資産合計	1,031,431	38,568,932
負債純資産合計	1,031,983	38,590,441

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年 1月24日 至　2023年 4月26日	第２期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取利息	－	27
有価証券売買等損益	31,983	1,897,541
営業収益合計	31,983	1,897,568
営業費用		
受託者報酬	－	1,950
委託者報酬	552	20,509
その他費用	－	366
営業費用合計	552	22,825
営業利益又は営業損失（△）	31,431	1,874,743
経常利益又は経常損失（△）	31,431	1,874,743
当期純利益又は当期純損失（△）	31,431	1,874,743
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	56,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	31,431
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	6,585,237
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	6,585,237
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	253,513
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	253,513
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,431	8,181,227

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 (2023年４月26日現在)	第２期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	30,387,705口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0314円 （１万口当たりの純資産額10,314円）	１口当たり純資産額　1.2692円 （１万口当たりの純資産額12,692円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年１月24日 至 2023年４月26日	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,748円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,683円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は31,431円（１万口当たり314.31円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（275,425円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,542,647円）、収益調整金（6,333,231円）、および分配準備積立金（29,924円）より、分配対象収益は8,181,227円（１万口当たり2,692.28円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第２期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自　2023年１月24日　至　2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,131円
合計	31,131円

第２期（自　2023年４月27日　至　2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,867,715円
合計	1,867,715円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第２期 自　2023年４月27日 至　2024年４月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第１期 （2023年４月26日現在）	第２期 （2024年４月26日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	30,631,478円
期中一部解約元本額	－円	1,243,773円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	1,862,705	2,035,936	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	2,027,639	9,698,400	
	外国株式インデックス・マザーファンド	1,025,678	9,004,940	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,539,862	3,505,649	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	4,211,548	5,036,590	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	947,842	2,498,037	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	357,792	1,156,634	
	マネープール・マザーファンド	704,662	703,957	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	2,206,980	4,528,281	
	親投資信託受益証券　小計		38,168,424	
合　計			38,168,424	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期 （2023年 4月26日現在）	第５期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	141,937	167,882
金銭信託	20,212	26,958
コール・ローン	906,822	1,213,823
親投資信託受益証券	80,410,433	105,916,122
流動資産合計	81,479,404	107,324,785
資産合計	81,479,404	107,324,785
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	10,358	10,978
未払委託者報酬	109,872	110,137
その他未払費用	2,463	3,244
流動負債合計	122,693	124,359
負債合計	122,693	124,359
純資産の部		
元本等		
元本	68,197,417	72,929,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,159,294	34,270,701
（分配準備積立金）	6,618,213	17,596,150
元本等合計	81,356,711	107,200,426
純資産合計	81,356,711	107,200,426
負債純資産合計	81,479,404	107,324,785

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自　2022年 4月27日 至　2023年 4月26日	第５期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取配当金	109,038	－
受取利息	855	2,728
有価証券売買等損益	1,653,090	20,235,689
為替差損益	△2,243	23,296
営業収益合計	1,760,740	20,261,713
営業費用		
支払利息	234	268
受託者報酬	20,416	21,178
委託者報酬	220,905	212,606
その他費用	22,708	12,202
営業費用合計	264,263	246,254
営業利益又は営業損失（△）	1,496,477	20,015,459
経常利益又は経常損失（△）	1,496,477	20,015,459
当期純利益又は当期純損失（△）	1,496,477	20,015,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△45,553	6,049,652
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,623,415	13,159,294
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,198,949	16,698,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,198,949	16,698,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,205,100	9,552,914
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,205,100	9,552,914
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,159,294	34,270,701

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第５期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第４期 (2023年４月26日現在)	第５期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	68,197,417口	72,929,725口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1930円 （１万口当たりの純資産額11,930円）	１口当たり純資産額　1.4699円 （１万口当たりの純資産額14,699円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第４期 自 2022年４月27日 至 2023年４月26日	第５期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,424,313円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（117,717円）、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,213,127円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（11,752,680円）、収

	整金（6,541,081円）、および分配準備積立金（5,076,183円）より、分配対象収益は13,159,294円（１万口当たり1,929.59円）でありますが、分配を行っておりません。	益調整金（16,674,551円）、および分配準備積立金（3,630,343円）より、分配対象収益は34,270,701円（１万口当たり4,699.14円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第５期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第５期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第４期（自 2022年４月27日　至 2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,831,142円
合計	1,831,142円

第５期（自 2023年４月27日　至 2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,338,601円
合計	14,338,601円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第５期 自 2023年４月27日

至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第4期 （2023年4月26日現在）	第5期 （2024年4月26日現在）
期首元本額	45,328,525円	68,197,417円
期中追加設定元本額	29,956,644円	47,442,051円
期中一部解約元本額	7,087,752円	42,709,743円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5,220,484	5,705,989	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	5,633,091	26,943,637	
	外国株式インデックス・マザーファンド	2,867,568	25,175,813	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	4,355,536	9,915,813	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	11,886,895	14,215,537	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	2,742,420	7,227,647	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	1,041,254	3,366,061	
	マネープール・マザーファンド	729,463	728,733	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	6,158,930	12,636,892	
	親投資信託受益証券　小計		105,916,122	
合　計			105,916,122	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 10 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５の 2023 年 4 月 27 日から 2024 年 4 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５の 2024 年 4 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2023年 4月26日現在）	第２期 （2024年 4月26日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24	3,824
コール・ローン	1,076	172,202
親投資信託受益証券	1,030,883	21,115,462
流動資産合計	1,031,983	21,291,488
資産合計	1,031,983	21,291,488
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	1,193
未払委託者報酬	552	12,289
その他未払費用	－	182
流動負債合計	552	13,664
負債合計	552	13,664
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	16,759,110
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,431	4,518,714
（分配準備積立金）	31,431	1,263,741
元本等合計	1,031,431	21,277,824
純資産合計	1,031,431	21,277,824
負債純資産合計	1,031,983	21,291,488

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年 1月24日 至　2023年 4月26日	第２期 自　2023年 4月27日 至　2024年 4月26日
営業収益		
受取利息	－	1
有価証券売買等損益	31,983	1,289,579
営業収益合計	31,983	1,289,580
営業費用		
受託者報酬	－	1,263
委託者報酬	552	13,545
その他費用	－	182
営業費用合計	552	14,990
営業利益又は営業損失（△）	31,431	1,274,590
経常利益又は経常損失（△）	31,431	1,274,590
当期純利益又は当期純損失（△）	31,431	1,274,590
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	40,716
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	31,431
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,404,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,404,543
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	151,134
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	151,134
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,431	4,518,714

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 (2023年４月26日現在)	第２期 (2024年４月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	16,759,110口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0314円 （１万口当たりの純資産額10,314円）	１口当たり純資産額　1.2696円 （１万口当たりの純資産額12,696円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年１月24日 至 2023年４月26日	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,748円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,683円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は31,431円（１万口当たり314.31円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（170,951円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,062,923円）、収益調整金（3,254,973円）、および分配準備積立金（29,867円）より、分配対象収益は4,518,714円（１万口当たり2,696.27円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第２期 自 2023年４月27日 至 2024年４月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第２期 （2024年４月26日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自　2023年１月24日　至　2023年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,131円
合計	31,131円

第２期（自　2023年４月27日　至　2024年４月26日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,257,186円
合計	1,257,186円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第２期 自　2023年４月27日 至　2024年４月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第１期 （2023年４月26日現在）	第２期 （2024年４月26日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	－円	16,557,236円
期中一部解約元本額	－円	798,126円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	1,021,767	1,116,791	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	1,123,299	5,372,851	
	外国株式インデックス・マザーファンド	562,864	4,941,664	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	854,131	1,944,514	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	2,347,950	2,807,913	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	531,435	1,400,596	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	195,472	631,902	
	マネープール・マザーファンド	393,356	392,962	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	1,221,498	2,506,269	
	親投資信託受益証券　小計		21,115,462	
合　計			21,115,462	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５」、「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０」および「三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「Ｊリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 4 月 26 日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	93,164,021
コール・ローン	4,194,872,290
株式	322,869,944,740
派生商品評価勘定	7,679,900
未収入金	634,270,172
未収配当金	3,195,509,424
前払金	183,565,000
差入委託証拠金	382,322,301
流動資産合計	331,561,327,848
資産合計	331,561,327,848
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	120,421,900
未払金	2,581,979,666
未払解約金	23,913,531
流動負債合計	2,726,315,097
負債合計	2,726,315,097
純資産の部	
元本等	
元本	68,748,738,551
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	260,086,274,200
元本等合計	328,835,012,751

純資産合計	328,835,012,751
負債純資産合計	331,561,327,848

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年4月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	68,748,738,551口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　4.7831円 （１万口当たりの純資産額47,831円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 　当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 　有価証券およびデリバティブ取引等 　当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式）

	「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 4 月 26 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち 1 年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0606 月	6,029,642,000	－	5,916,900,000	△112,742,000
	小計	6,029,642,000	－	5,916,900,000	△112,742,000
合　計		6,029,642,000	－	5,916,900,000	△112,742,000

(注) １．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 26 日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	66,762,415,456 円
同期中における追加設定元本額	12,253,488,570 円

同期中における一部解約元本額	10,267,165,475 円
2024 年 4 月 26 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,592,335,034 円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	918,631,293 円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,195,703,896 円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,561,221,354 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	124,654,865 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	3,087,819 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	11,795,753 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	44,232,403 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	131,726,986 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	130,426,020 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	260,534,214 円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,400,676,949 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	27,826,741,668 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	207,558,185 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	290,619,561 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	164,964,349 円
イオン・バランス戦略ファンド	62,614,855 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	55,716,088 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	199,997,602 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	198,916,793 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	800,507,769 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	480,646,993 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	581,868,037 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	56,403,527 円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	1,306,460,334 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	39,462,969 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	238,343,640 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	266,361,009 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	5,633,091 円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	2,405,525,928 円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	156,357,541 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	7,342,600 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	4,236,166 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,927,872 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	2,027,639 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	1,123,299 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	605,962 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	12,481,904 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	66,028,107 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	46,441,511 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	19,065,319 円

ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,031,472,839 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	7,959,369 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	35,979,393 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	769,177,133 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	1,023,649,626 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	4,047,085,267 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	26,136,229 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	96,405,729 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	567,812,241 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	30,803,568 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	164,378,994 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	569,161,016 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	378,501,353 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	1,084,319,111 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	24,835,775 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	26,064,359 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	22,932,741 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	13,084,116 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	58,123,539 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	150,361,295 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	31,205,587 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	28,439,533 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	6,584,711 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	27,387,865 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	352,097,439 円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	149,976,142 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	133,319,324 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	56,504,391 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	38,414,398 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	24,784,224 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	48,843,243 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	20,403,150 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	32,596,587 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	680,510,322 円
ＳＭＤＡＭ・日米３資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	9,752,535 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	94,668,503 円
合　計	68,748,738,551 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,575.000	14,657,500	
ニッスイ	119,400	950.100	113,441,940	
マルハニチロ	17,700	3,075.000	54,427,500	
雪国まいたけ	11,400	984.000	11,217,600	
カネコ種苗	4,800	1,424.000	6,835,200	
サカタのタネ	13,400	3,605.000	48,307,000	
ホクト	10,100	1,829.000	18,472,900	
住石ホールディングス	14,500	1,358.000	19,691,000	
日鉄鉱業	4,600	4,825.000	22,195,000	
三井松島ホールディングス	7,100	3,150.000	22,365,000	
ＩＮＰＥＸ	399,900	2,373.000	948,962,700	
石油資源開発	13,400	6,660.000	89,244,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	5,500	3,340.000	18,370,000	
ショーボンドホールディングス	16,300	6,063.000	98,826,900	
ミライト・ワン	39,000	1,891.500	73,768,500	
タマホーム	7,700	4,360.000	33,572,000	
日本アクア	3,300	958.000	3,161,400	
安藤・間	67,800	1,166.000	79,054,800	
東急建設	34,200	841.000	28,762,200	
コムシスホールディングス	37,600	3,750.000	141,000,000	
ビーアールホールディングス	18,500	362.000	6,697,000	
高松コンストラクショングループ	8,200	2,620.000	21,484,000	
東建コーポレーション	3,200	10,450.000	33,440,000	
ヤマウラ	6,300	1,367.000	8,612,100	
オリエンタル白石	44,000	375.000	16,500,000	
大成建設	77,700	5,576.000	433,255,200	
大林組	298,000	1,720.000	512,560,000	
清水建設	236,800	951.500	225,315,200	
飛島建設	9,400	1,361.000	12,793,400	
長谷工コーポレーション	78,700	1,881.500	148,074,050	
松井建設	9,700	844.000	8,186,800	
錢高組	1,500	4,030.000	6,045,000	
鹿島建設	183,900	2,959.000	544,160,100	
不動テトラ	5,600	2,249.000	12,594,400	
鉄建建設	6,700	2,865.000	19,195,500	
西松建設	16,100	4,543.000	73,142,300	
三井住友建設	65,600	407.000	26,699,200	
大豊建設	3,800	3,260.000	12,388,000	
奥村組	12,900	4,890.000	63,081,000	
東鉄工業	10,900	3,125.000	34,062,500	
淺沼組	6,200	3,745.000	23,219,000	

戸田建設	112,800	1,019.500	114,999,600	
熊谷組	13,400	4,130.000	55,342,000	
北野建設	1,900	3,480.000	6,612,000	
矢作建設工業	11,500	1,463.000	16,824,500	
ピーエス三菱	10,900	984.000	10,725,600	
日本ハウスホールディングス	19,500	312.000	6,084,000	
新日本建設	11,500	1,571.000	18,066,500	
東亜道路工業	17,000	1,269.000	21,573,000	
日本道路	9,300	1,896.000	17,632,800	
東亜建設工業	26,800	1,087.000	29,131,600	
日本国土開発	24,300	515.000	12,514,500	
若築建設	3,200	3,390.000	10,848,000	
東洋建設	22,400	1,286.000	28,806,400	
五洋建設	117,600	799.400	94,009,440	
世紀東急工業	10,800	1,792.000	19,353,600	
福田組	3,100	5,360.000	16,616,000	
住友林業	71,800	4,737.000	340,116,600	
巴コーポレーション	11,300	705.000	7,966,500	
大和ハウス工業	230,000	4,350.000	1,000,500,000	
ライト工業	15,400	2,058.000	31,693,200	
積水ハウス	252,500	3,541.000	894,102,500	
日特建設	6,800	1,134.000	7,711,200	
北陸電気工事	4,700	1,188.000	5,583,600	
ユアテック	17,800	1,513.000	26,931,400	
日本リーテック	7,700	1,301.000	10,017,700	
四電工	3,500	3,810.000	13,335,000	
中電工	11,700	3,155.000	36,913,500	
関電工	50,600	1,772.000	89,663,200	
きんでん	58,200	2,994.000	174,250,800	
東京エネシス	8,700	1,304.000	11,344,800	
トーエネック	2,900	5,670.000	16,443,000	
住友電設	7,400	3,520.000	26,048,000	
日本電設工業	14,700	2,147.000	31,560,900	
エクシオグループ	80,000	1,702.000	136,160,000	
新日本空調	5,300	3,875.000	20,537,500	
九電工	18,500	7,058.000	130,573,000	
三機工業	16,900	2,164.000	36,571,600	
日揮ホールディングス	82,900	1,500.000	124,350,000	
中外炉工業	3,000	2,933.000	8,799,000	
ヤマト	7,000	1,007.000	7,049,000	
太平電業	5,000	4,425.000	22,125,000	
高砂熱学工業	22,200	5,520.000	122,544,000	
三晃金属工業	1,200	4,690.000	5,628,000	
朝日工業社	8,000	1,536.000	12,288,000	

明星工業	16,000	1,328.000	21,248,000	
大氣社	9,200	4,570.000	42,044,000	
ダイダン	10,700	2,746.000	29,382,200	
日比谷総合設備	6,400	2,942.000	18,828,800	
テスホールディングス	19,300	435.000	8,395,500	
インフロニア・ホールディングス	95,800	1,374.500	131,677,100	
東洋エンジニアリング	12,300	899.000	11,057,700	
レイズネクスト	11,600	1,993.000	23,118,800	
ニップン	23,300	2,411.000	56,176,300	
日清製粉グループ本社	77,600	2,054.000	159,390,400	
日東富士製粉	1,700	5,240.000	8,908,000	
昭和産業	6,800	3,475.000	23,630,000	
鳥越製粉	10,700	690.000	7,383,000	
中部飼料	11,300	1,185.000	13,390,500	
フィード・ワン	12,900	1,009.000	13,016,100	
日本甜菜製糖	5,200	1,977.000	10,280,400	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	7,900	3,030.000	23,937,000	
ウェルネオシュガー	4,700	2,173.000	10,213,100	
森永製菓	35,500	2,535.500	90,010,250	
中村屋	3,100	3,135.000	9,718,500	
江崎グリコ	23,900	4,099.000	97,966,100	
井村屋グループ	4,600	2,447.000	11,256,200	
不二家	5,700	2,470.000	14,079,000	
山崎製パン	56,200	3,902.000	219,292,400	
モロゾフ	2,600	4,140.000	10,764,000	
亀田製菓	5,100	4,140.000	21,114,000	
寿スピリッツ	40,500	1,648.000	66,744,000	
カルビー	38,800	3,422.000	132,773,600	
森永乳業	29,600	3,049.000	90,250,400	
六甲バター	6,300	1,457.000	9,179,100	
ヤクルト本社	120,200	3,058.000	367,571,600	
明治ホールディングス	102,700	3,499.000	359,347,300	
雪印メグミルク	19,700	2,519.000	49,624,300	
プリマハム	10,600	2,282.000	24,189,200	
日本ハム	36,000	5,156.000	185,616,000	
丸大食品	8,400	1,608.000	13,507,200	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	8,900	3,025.000	26,922,500	
柿安本店	3,000	2,840.000	8,520,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	12,100	4,090.000	49,489,000	
サッポロホールディングス	27,800	5,736.000	159,460,800	
アサヒグループホールディングス	193,400	5,465.000	1,056,931,000	
キリンホールディングス	349,200	2,273.000	793,731,600	
宝ホールディングス	57,100	1,027.500	58,670,250	
オエノンホールディングス	26,200	354.000	9,274,800	

コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	65,900	2,193.000	144,518,700	
ライフドリンク　カンパニー	1,500	4,985.000	7,477,500	
サントリー食品インターナショナル	58,700	5,039.000	295,789,300	
ダイドーグループホールディングス	9,000	2,728.000	24,552,000	
伊藤園	28,700	3,689.000	105,874,300	
キーコーヒー	9,800	2,019.000	19,786,200	
日清オイリオグループ	11,300	5,050.000	57,065,000	
不二製油グループ本社	19,900	2,302.500	45,819,750	
かどや製油	1,800	3,630.000	6,534,000	
Ｊ－オイルミルズ	8,300	1,970.000	16,351,000	
キッコーマン	277,500	1,958.000	543,345,000	
味の素	199,300	5,775.000	1,150,957,500	
ブルドックソース	4,700	2,017.000	9,479,900	
キユーピー	45,100	3,160.000	142,516,000	
ハウス食品グループ本社	28,500	3,092.000	88,122,000	
カゴメ	36,400	3,824.000	139,193,600	
アリアケジャパン	8,200	5,080.000	41,656,000	
エバラ食品工業	2,800	2,840.000	7,952,000	
やまみ	900	3,615.000	3,253,500	
ニチレイ	38,600	3,936.000	151,929,600	
東洋水産	42,300	9,544.000	403,711,200	
イートアンドホールディングス	4,100	1,970.000	8,077,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,000	1,476.000	7,380,000	
日清食品ホールディングス	88,700	4,146.000	367,750,200	
永谷園ホールディングス	4,200	2,300.000	9,660,000	
フジッコ	7,600	1,890.000	14,364,000	
ロック・フィールド	9,100	1,570.000	14,287,000	
日本たばこ産業	509,200	4,177.000	2,126,928,400	
ケンコーマヨネーズ	6,300	2,229.000	14,042,700	
わらべや日洋ホールディングス	6,200	2,423.000	15,022,600	
なとり	4,600	2,109.000	9,701,400	
ファーマフーズ	12,200	844.000	10,296,800	
ユーグレナ	55,500	524.000	29,082,000	
紀文食品	7,100	1,147.000	8,143,700	
ピックルスホールディングス	5,200	1,174.000	6,104,800	
ミヨシ油脂	5,200	1,248.000	6,489,600	
理研ビタミン	7,200	2,708.000	19,497,600	
片倉工業	9,000	1,858.000	16,722,000	
グンゼ	5,900	5,310.000	31,329,000	
東洋紡	36,100	1,106.000	39,926,600	
ユニチカ	30,500	204.000	6,222,000	
富士紡ホールディングス	3,500	4,065.000	14,227,500	
倉敷紡績	6,600	3,645.000	24,057,000	

シキボウ	5,700	1,037.000	5,910,900	
日本毛織	21,800	1,342.000	29,255,600	
帝国繊維	9,300	2,318.000	21,557,400	
帝人	82,100	1,516.000	124,463,600	
東レ	568,200	702.800	399,330,960	
ダイニック	3,300	732.000	2,415,600	
セーレン	16,000	2,614.000	41,824,000	
小松マテーレ	13,300	743.000	9,881,900	
ワコールホールディングス	17,700	3,445.000	60,976,500	
ホギメディカル	11,200	3,675.000	41,160,000	
ＴＳＩホールディングス	28,800	871.000	25,084,800	
ワールド	11,800	2,116.000	24,968,800	
三陽商会	3,500	2,774.000	9,709,000	
オンワードホールディングス	54,600	604.000	32,978,400	
ルックホールディングス	3,700	2,914.000	10,781,800	
ゴールドウイン	15,100	9,510.000	143,601,000	
デサント	14,800	3,460.000	51,208,000	
特種東海製紙	4,000	3,740.000	14,960,000	
王子ホールディングス	357,100	638.300	227,936,930	
日本製紙	44,700	1,092.000	48,812,400	
北越コーポレーション	43,400	1,330.000	57,722,000	
大王製紙	39,700	1,122.000	44,543,400	
レンゴー	78,900	1,167.000	92,076,300	
トーモク	5,400	2,569.000	13,872,600	
ザ・パック	6,200	3,625.000	22,475,000	
北の達人コーポレーション	37,700	176.000	6,635,200	
クラレ	123,400	1,720.500	212,309,700	
旭化成	579,800	1,068.000	619,226,400	
レゾナック・ホールディングス	82,100	3,382.000	277,662,200	
住友化学	634,200	354.300	224,697,060	
住友精化	3,900	4,950.000	19,305,000	
日産化学	40,000	5,476.000	219,040,000	
ラサ工業	3,400	2,655.000	9,027,000	
クレハ	19,600	2,779.000	54,468,400	
多木化学	3,300	3,830.000	12,639,000	
テイカ	6,500	1,469.000	9,548,500	
石原産業	14,800	1,794.000	26,551,200	
日本曹達	9,100	5,640.000	51,324,000	
東ソー	113,000	2,175.000	245,775,000	
トクヤマ	29,000	2,926.500	84,868,500	
セントラル硝子	9,900	2,762.000	27,343,800	
東亜合成	41,100	1,606.000	66,006,600	
大阪ソーダ	6,100	9,330.000	56,913,000	
関東電化工業	16,400	1,039.000	17,039,600	

デンカ	30,800	2,295.000	70,686,000	
信越化学工業	764,600	5,906.000	4,515,727,600	
日本カーバイド工業	3,100	1,754.000	5,437,400	
堺化学工業	6,300	2,009.000	12,656,700	
第一稀元素化学工業	8,000	940.000	7,520,000	
エア・ウォーター	80,000	2,339.500	187,160,000	
日本酸素ホールディングス	82,000	4,547.000	372,854,000	
日本化学工業	3,000	2,395.000	7,185,000	
日本パーカライジング	39,000	1,197.000	46,683,000	
高圧ガス工業	12,600	859.000	10,823,400	
四国化成ホールディングス	11,000	1,800.000	19,800,000	
戸田工業	2,700	2,070.000	5,589,000	
ステラ　ケミファ	4,800	3,735.000	17,928,000	
保土谷化学工業	2,400	4,450.000	10,680,000	
日本触媒	50,400	1,491.500	75,171,600	
大日精化工業	5,800	2,821.000	16,361,800	
カネカ	19,900	3,990.000	79,401,000	
三菱瓦斯化学	62,900	2,755.500	173,320,950	
三井化学	72,000	4,383.000	315,576,000	
東京応化工業	42,000	4,181.000	175,602,000	
大阪有機化学工業	7,700	3,195.000	24,601,500	
三菱ケミカルグループ	624,300	897.300	560,184,390	
ＫＨネオケム	13,300	2,373.000	31,560,900	
ダイセル	110,600	1,447.500	160,093,500	
住友ベークライト	24,400	4,386.000	107,018,400	
積水化学工業	174,000	2,228.000	387,672,000	
日本ゼオン	59,000	1,590.000	93,810,000	
アイカ工業	22,000	3,590.000	78,980,000	
ＵＢＥ	41,900	2,828.000	118,493,200	
積水樹脂	13,300	2,582.000	34,340,600	
タキロンシーアイ	18,900	630.000	11,907,000	
旭有機材	5,900	4,950.000	29,205,000	
ニチバン	5,100	1,906.000	9,720,600	
リケンテクノス	18,200	968.000	17,617,600	
大倉工業	4,000	3,090.000	12,360,000	
群栄化学工業	2,100	3,455.000	7,255,500	
ミライアル	2,700	1,463.000	3,950,100	
ダイキョーニシカワ	18,600	713.000	13,261,800	
森六ホールディングス	4,400	2,676.000	11,774,400	
恵和	6,100	1,082.000	6,600,200	
日本化薬	69,000	1,254.500	86,560,500	
カーリットホールディングス	8,700	1,116.000	9,709,200	
日本精化	4,800	2,331.000	11,188,800	
扶桑化学工業	9,400	4,010.000	37,694,000	

トリケミカル研究所	10,800	4,315.000	46,602,000	
ＡＤＥＫＡ	30,000	3,222.000	96,660,000	
日油	76,500	2,089.500	159,846,750	
ハリマ化成グループ	5,800	893.000	5,179,400	
花王	193,700	6,385.000	1,236,774,500	
第一工業製薬	3,400	3,260.000	11,084,000	
石原ケミカル	4,000	1,695.000	6,780,000	
三洋化成工業	5,800	4,090.000	23,722,000	
大日本塗料	9,700	1,161.000	11,261,700	
日本ペイントホールディングス	450,200	982.300	442,231,460	
関西ペイント	69,000	2,060.000	142,140,000	
中国塗料	18,200	2,036.000	37,055,200	
日本特殊塗料	5,200	1,364.000	7,092,800	
藤倉化成	13,700	463.000	6,343,100	
太陽ホールディングス	15,000	3,135.000	47,025,000	
ＤＩＣ	33,200	2,915.000	96,778,000	
サカタインクス	18,300	1,571.000	28,749,300	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	18,800	2,869.000	53,937,200	
富士フイルムホールディングス	475,900	3,328.000	1,583,795,200	
資生堂	179,400	4,196.000	752,762,400	
ライオン	111,800	1,376.500	153,892,700	
高砂香料工業	6,300	3,390.000	21,357,000	
マンダム	21,300	1,312.000	27,945,600	
ミルボン	11,700	3,060.000	35,802,000	
ファンケル	37,500	1,836.000	68,850,000	
コーセー	17,400	7,968.000	138,643,200	
コタ	6,600	1,412.000	9,319,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	44,200	1,426.000	63,029,200	
ノエビアホールディングス	7,300	5,210.000	38,033,000	
新日本製薬	5,000	1,684.000	8,420,000	
Ｉ－ｎｅ	1,900	1,761.000	3,345,900	
アクシージア	4,800	848.000	4,070,400	
エステー	5,900	1,539.000	9,080,100	
アグロ　カネショウ	4,400	1,141.000	5,020,400	
コニシ	25,100	1,341.000	33,659,100	
長谷川香料	16,200	3,070.000	49,734,000	
小林製薬	23,300	5,543.000	129,151,900	
荒川化学工業	7,700	1,085.000	8,354,500	
メック	7,600	4,055.000	30,818,000	
日本高純度化学	2,100	3,085.000	6,478,500	
タカラバイオ	25,600	1,015.000	25,984,000	
ＪＣＵ	9,700	3,740.000	36,278,000	
新田ゼラチン	6,000	711.000	4,266,000	
ＯＡＴアグリオ	3,300	2,001.000	6,603,300	

デクセリアルズ	21,400	5,789.000	123,884,600	
アース製薬	8,400	4,380.000	36,792,000	
北興化学工業	9,600	1,560.000	14,976,000	
大成ラミック	3,500	2,865.000	10,027,500	
クミアイ化学工業	34,600	802.000	27,749,200	
日本農薬	15,900	729.000	11,591,100	
アキレス	5,700	1,574.000	8,971,800	
有沢製作所	15,900	1,514.000	24,072,600	
日東電工	54,600	14,255.000	778,323,000	
レック	12,300	1,101.000	13,542,300	
三光合成	11,700	661.000	7,733,700	
きもと	21,600	208.000	4,492,800	
藤森工業	6,700	4,195.000	28,106,500	
前澤化成工業	5,200	1,715.000	8,918,000	
未来工業	3,200	4,000.000	12,800,000	
ＪＳＰ	6,000	2,331.000	13,986,000	
エフピコ	16,500	2,516.000	41,514,000	
天馬	6,100	2,237.000	13,645,700	
信越ポリマー	19,000	1,557.000	29,583,000	
東リ	18,200	406.000	7,389,200	
ニフコ	26,000	3,729.000	96,954,000	
バルカー	7,500	4,355.000	32,662,500	
ユニ・チャーム	178,900	4,636.000	829,380,400	
協和キリン	101,800	2,630.000	267,734,000	
武田薬品工業	752,900	4,089.000	3,078,608,100	
アステラス製薬	746,900	1,506.000	1,124,831,400	
住友ファーマ	72,800	410.000	29,848,000	
塩野義製薬	107,500	7,306.000	785,395,000	
わかもと製薬	9,000	226.000	2,034,000	
日本新薬	21,300	4,335.000	92,335,500	
中外製薬	266,300	4,852.000	1,292,087,600	
科研製薬	12,000	3,407.000	40,884,000	
エーザイ	103,700	6,240.000	647,088,000	
ロート製薬	81,600	3,036.000	247,737,600	
小野薬品工業	176,400	2,300.000	405,720,000	
久光製薬	17,400	3,779.000	65,754,600	
持田製薬	11,300	3,145.000	35,538,500	
参天製薬	148,800	1,512.500	225,060,000	
扶桑薬品工業	4,500	2,211.000	9,949,500	
ツムラ	26,300	3,755.000	98,756,500	
キッセイ薬品工業	15,500	3,585.000	55,567,500	
生化学工業	19,000	737.000	14,003,000	
栄研化学	17,300	2,007.000	34,721,100	
鳥居薬品	5,300	3,855.000	20,431,500	

ＪＣＲファーマ	31,800	797.000	25,344,600	
東和薬品	14,500	2,773.000	40,208,500	
富士製薬工業	7,900	1,552.000	12,260,800	
ゼリア新薬工業	13,500	2,059.000	27,796,500	
ネクセラファーマ	32,300	1,458.000	47,093,400	
第一三共	742,700	5,010.000	3,720,927,000	
杏林製薬	21,900	1,828.000	40,033,200	
大幸薬品	24,400	347.000	8,466,800	
ダイト	8,000	2,518.000	20,144,000	
大塚ホールディングス	177,100	6,370.000	1,128,127,000	
ペプチドリーム	41,400	1,622.000	67,150,800	
セルソース	3,400	1,522.000	5,174,800	
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,260.000	22,374,000	
サワイグループホールディングス	19,000	5,957.000	113,183,000	
日本コークス工業	84,800	128.000	10,854,400	
ニチレキ	10,500	2,423.000	25,441,500	
ユシロ化学工業	4,500	1,956.000	8,802,000	
富士石油	25,200	470.000	11,844,000	
出光興産	449,600	1,048.000	471,180,800	
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,336,700	711.900	951,596,730	
コスモエネルギーホールディングス	25,400	7,545.000	191,643,000	
横浜ゴム	42,800	3,957.000	169,359,600	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	48,900	2,874.000	140,538,600	
ブリヂストン	249,200	6,725.000	1,675,870,000	
住友ゴム工業	83,500	1,850.500	154,516,750	
藤倉コンポジット	5,600	1,430.000	8,008,000	
オカモト	4,100	4,905.000	20,110,500	
フコク	5,000	1,857.000	9,285,000	
ニッタ	8,200	3,980.000	32,636,000	
住友理工	13,800	1,279.000	17,650,200	
三ツ星ベルト	10,500	4,830.000	50,715,000	
バンドー化学	12,700	1,742.000	22,123,400	
日東紡績	10,900	5,630.000	61,367,000	
ＡＧＣ	75,800	5,761.000	436,683,800	
日本山村硝子	2,700	1,439.000	3,885,300	
日本電気硝子	34,800	3,853.000	134,084,400	
オハラ	5,300	1,304.000	6,911,200	
住友大阪セメント	14,500	3,845.000	55,752,500	
太平洋セメント	51,300	3,525.000	180,832,500	
日本ヒューム	8,400	840.000	7,056,000	
日本コンクリート工業	19,100	395.000	7,544,500	
三谷セキサン	4,000	5,630.000	22,520,000	
アジアパイルホールディングス	13,500	819.000	11,056,500	
東海カーボン	78,500	1,037.000	81,404,500	

日本カーボン	4,700	5,520.000	25,944,000	
東洋炭素	6,100	7,750.000	47,275,000	
ノリタケカンパニーリミテド	9,600	4,045.000	38,832,000	
ＴＯＴＯ	56,400	4,337.000	244,606,800	
日本碍子	98,200	2,176.500	213,732,300	
日本特殊陶業	71,100	5,066.000	360,192,600	
ダントーホールディングス	3,600	757.000	2,725,200	
ＭＡＲＵＷＡ	3,200	32,900.000	105,280,000	
品川リフラクトリーズ	10,700	1,856.000	19,859,200	
黒崎播磨	7,200	3,215.000	23,148,000	
ヨータイ	5,000	1,438.000	7,190,000	
東京窯業	10,700	465.000	4,975,500	
フジミインコーポレーテッド	23,100	3,420.000	79,002,000	
ニチアス	21,400	4,300.000	92,020,000	
ニチハ	10,800	3,630.000	39,204,000	
日本製鉄	392,700	3,444.000	1,352,458,800	
神戸製鋼所	175,900	1,900.000	334,210,000	
中山製鋼所	19,000	907.000	17,233,000	
合同製鐵	4,700	5,150.000	24,205,000	
ＪＦＥホールディングス	243,100	2,336.500	568,003,150	
東京製鐵	24,500	1,680.000	41,160,000	
共英製鋼	9,600	2,530.000	24,288,000	
大和工業	16,200	8,049.000	130,393,800	
東京鐵鋼	4,000	4,605.000	18,420,000	
大阪製鐵	5,300	2,303.000	12,205,900	
淀川製鋼所	9,300	4,905.000	45,616,500	
中部鋼鈑	5,900	2,288.000	13,499,200	
丸一鋼管	26,500	4,052.000	107,378,000	
モリ工業	2,000	6,370.000	12,740,000	
大同特殊鋼	54,500	1,736.000	94,612,000	
日本冶金工業	6,200	4,585.000	28,427,000	
山陽特殊製鋼	8,800	2,034.000	17,899,200	
愛知製鋼	5,100	3,575.000	18,232,500	
日本金属	3,600	804.000	2,894,400	
大平洋金属	8,100	1,309.000	10,602,900	
新日本電工	48,000	308.000	14,784,000	
栗本鐵工所	4,500	4,190.000	18,855,000	
三菱製鋼	6,400	1,384.000	8,857,600	
日本精線	6,500	1,162.000	7,553,000	
エンビプロ・ホールディングス	6,800	517.000	3,515,600	
新家工業	1,900	3,820.000	7,258,000	
大紀アルミニウム工業所	12,200	1,331.000	16,238,200	
日本軽金属ホールディングス	25,100	1,864.000	46,786,400	
三井金属鉱業	25,700	4,865.000	125,030,500	

三菱マテリアル	62,800	3,043.000	191,100,400	
住友金属鉱山	101,900	5,272.000	537,216,800	
ＤＯＷＡホールディングス	21,500	5,802.000	124,743,000	
古河機械金属	12,900	1,930.000	24,897,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	15,500	2,443.000	37,866,500	
東邦チタニウム	18,600	1,365.000	25,389,000	
ＵＡＣＪ	12,300	4,655.000	57,256,500	
ＣＫサンエツ	2,200	3,945.000	8,679,000	
古河電気工業	29,600	3,338.000	98,804,800	
住友電気工業	327,500	2,369.500	776,011,250	
フジクラ	103,600	2,700.000	279,720,000	
ＳＷＣＣ	9,800	3,955.000	38,759,000	
平河ヒューテック	5,500	1,334.000	7,337,000	
リョービ	9,700	2,680.000	25,996,000	
アーレスティ	7,100	610.000	4,331,000	
ＡＲＥホールディングス	34,300	2,039.000	69,937,700	
稲葉製作所	6,200	1,763.000	10,930,600	
宮地エンジニアリンググループ	4,300	3,930.000	16,899,000	
トーカロ	23,800	1,774.000	42,221,200	
アルファ	3,900	1,485.000	5,791,500	
ＳＵＭＣＯ	156,500	2,383.500	373,017,750	
川田テクノロジーズ	6,900	2,910.000	20,079,000	
ＲＳ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ	5,900	3,185.000	18,791,500	
ジェイテックコーポレーション	300	1,999.000	599,700	
信和	7,900	735.000	5,806,500	
東洋製罐グループホールディングス	51,100	2,403.000	122,793,300	
ホッカンホールディングス	5,100	1,788.000	9,118,800	
横河ブリッジホールディングス	12,800	2,850.000	36,480,000	
三和ホールディングス	87,500	2,541.500	222,381,250	
文化シヤッター	23,900	1,660.000	39,674,000	
三協立山	11,100	806.000	8,946,600	
アルインコ	7,600	1,120.000	8,512,000	
ＬＩＸＩＬ	137,800	1,684.000	232,055,200	
ノーリツ	13,800	1,758.000	24,260,400	
長府製作所	8,400	2,241.000	18,824,400	
リンナイ	42,900	3,363.000	144,272,700	
日東精工	13,700	607.000	8,315,900	
岡部	16,300	789.000	12,860,700	
ジーテクト	10,400	2,045.000	21,268,000	
東プレ	15,100	2,467.000	37,251,700	
高周波熱錬	14,000	1,043.000	14,602,000	
東京製綱	5,700	1,429.000	8,145,300	
パイオラックス	11,500	2,604.000	29,946,000	
エイチワン	9,600	685.000	6,576,000	

日本発条	77,200	1,595.000	123,134,000	
中央発條	4,000	1,051.000	4,204,000	
立川ブラインド工業	4,400	1,427.000	6,278,800	
三益半導体工業	7,500	3,235.000	24,262,500	
日本製鋼所	23,700	3,767.000	89,277,900	
三浦工業	35,600	2,456.500	87,451,400	
タクマ	28,100	1,940.000	54,514,000	
ツガミ	18,000	1,324.000	23,832,000	
オークマ	7,800	7,029.000	54,826,200	
芝浦機械	8,500	3,475.000	29,537,500	
アマダ	134,800	1,721.000	231,990,800	
アイダエンジニアリング	16,400	912.000	14,956,800	
ＦＵＪＩ	39,600	2,606.500	103,217,400	
牧野フライス製作所	9,300	6,320.000	58,776,000	
オーエスジー	38,200	2,007.000	76,667,400	
旭ダイヤモンド工業	21,200	914.000	19,376,800	
ＤＭＧ森精機	53,000	4,167.000	220,851,000	
ソディック	22,400	715.000	16,016,000	
ディスコ	41,400	46,010.000	1,904,814,000	
日東工器	4,300	2,418.000	10,397,400	
日進工具	7,100	913.000	6,482,300	
冨士ダイス	5,200	671.000	3,489,200	
豊和工業	5,500	799.000	4,394,500	
石川製作所	3,100	1,253.000	3,884,300	
リケンＮＰＲ	9,200	2,911.000	26,781,200	
島精機製作所	13,500	1,315.000	17,752,500	
オプトラン	14,200	1,919.000	27,249,800	
ＮＣホールディングス	2,000	1,726.000	3,452,000	
イワキ	6,100	2,476.000	15,103,600	
フリュー	9,200	1,216.000	11,187,200	
ヤマシンフィルタ	21,800	414.000	9,025,200	
日阪製作所	8,800	1,054.000	9,275,200	
やまびこ	13,300	2,085.000	27,730,500	
野村マイクロ・サイエンス	11,900	5,270.000	62,713,000	
平田機工	4,000	6,990.000	27,960,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	11,000	508.000	5,588,000	
マルマエ	4,300	1,867.000	8,028,100	
タツモ	5,600	3,755.000	21,028,000	
ナブテスコ	54,100	2,576.500	139,388,650	
三井海洋開発	11,000	3,085.000	33,935,000	
レオン自動機	9,100	1,467.000	13,349,700	
ＳＭＣ	25,700	80,730.000	2,074,761,000	
ホソカワミクロン	5,700	4,220.000	24,054,000	
ユニオンツール	3,600	4,530.000	16,308,000	

瑞光	6,500	1,009.000	6,558,500	
オイレス工業	11,100	2,355.000	26,140,500	
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,070.000	17,238,000	
サトーホールディングス	11,600	2,170.000	25,172,000	
技研製作所	8,100	1,910.000	15,471,000	
日本エアーテック	5,400	1,176.000	6,350,400	
日精樹脂工業	6,400	1,108.000	7,091,200	
ワイエイシイホールディングス	3,100	2,307.000	7,151,700	
小松製作所	402,100	4,264.000	1,714,554,400	
住友重機械工業	50,200	4,532.000	227,506,400	
日立建機	34,000	4,365.000	148,410,000	
日工	11,000	736.000	8,096,000	
巴工業	3,700	4,165.000	15,410,500	
井関農機	8,400	1,035.000	8,694,000	
ＴＯＷＡ	9,700	9,240.000	89,628,000	
ローツェ	4,500	26,740.000	120,330,000	
クボタ	448,200	2,461.500	1,103,244,300	
荏原実業	4,400	3,320.000	14,608,000	
三菱化工機	2,900	3,665.000	10,628,500	
月島ホールディングス	11,500	1,434.000	16,491,000	
帝国電機製作所	5,900	2,429.000	14,331,100	
新東工業	16,700	1,196.000	19,973,200	
澁谷工業	8,000	3,515.000	28,120,000	
アイチコーポレーション	11,800	1,057.000	12,472,600	
小森コーポレーション	20,900	1,197.000	25,017,300	
鶴見製作所	6,300	3,345.000	21,073,500	
酒井重工業	1,400	6,080.000	8,512,000	
荏原製作所	35,200	12,920.000	454,784,000	
酉島製作所	7,600	2,780.000	21,128,000	
北越工業	8,700	1,945.000	16,921,500	
ダイキン工業	102,600	21,160.000	2,171,016,000	
オルガノ	10,300	7,560.000	77,868,000	
トーヨーカネツ	2,900	4,280.000	12,412,000	
栗田工業	47,900	6,197.000	296,836,300	
椿本チエイン	11,600	5,360.000	62,176,000	
大同工業	6,300	712.000	4,485,600	
木村化工機	8,700	742.000	6,455,400	
アネスト岩田	13,200	1,345.000	17,754,000	
ダイフク	144,900	3,171.000	459,477,900	
サムコ	2,300	4,440.000	10,212,000	
加藤製作所	3,200	1,353.000	4,329,600	
タダノ	48,900	1,246.500	60,953,850	
フジテック	20,500	3,800.000	77,900,000	
ＣＫＤ	23,900	2,938.000	70,218,200	

平和	26,700	1,963.000	52,412,100	
理想科学工業	7,100	2,895.000	20,554,500	
ＳＡＮＫＹＯ	88,000	1,663.500	146,388,000	
日本金銭機械	10,300	1,332.000	13,719,600	
マースグループホールディングス	4,800	3,205.000	15,384,000	
フクシマガリレイ	5,900	6,180.000	36,462,000	
ダイコク電機	4,600	3,480.000	16,008,000	
竹内製作所	15,300	5,880.000	89,964,000	
アマノ	23,900	3,774.000	90,198,600	
ＪＵＫＩ	13,700	532.000	7,288,400	
ジャノメ	9,400	659.000	6,194,600	
マックス	10,800	3,275.000	35,370,000	
グローリー	20,400	2,769.000	56,487,600	
新晃工業	8,200	3,850.000	31,570,000	
大和冷機工業	12,400	1,595.000	19,778,000	
セガサミーホールディングス	76,700	2,030.500	155,739,350	
ＴＰＲ	9,600	2,278.000	21,868,800	
ツバキ・ナカシマ	19,100	840.000	16,044,000	
ホシザキ	50,400	5,405.000	272,412,000	
大豊工業	9,000	837.000	7,533,000	
日本精工	157,600	851.800	134,243,680	
ＮＴＮ	185,600	306.900	56,960,640	
ジェイテクト	75,300	1,260.000	94,878,000	
不二越	6,300	3,355.000	21,136,500	
日本トムソン	20,600	644.000	13,266,400	
ＴＨＫ	49,400	3,446.000	170,232,400	
ユーシン精機	7,900	690.000	5,451,000	
前澤給装工業	6,900	1,288.000	8,887,200	
イーグル工業	9,300	1,789.000	16,637,700	
前澤工業	4,900	1,277.000	6,257,300	
日本ピラー工業	7,800	6,210.000	48,438,000	
キッツ	29,500	1,318.000	38,881,000	
マキタ	97,900	4,208.000	411,963,200	
三井Ｅ＆Ｓ	43,000	1,692.000	72,756,000	
日立造船	75,000	1,205.000	90,375,000	
三菱重工業	1,502,100	1,345.500	2,021,075,550	
ＩＨＩ	64,000	3,564.000	228,096,000	
スター精密	15,100	1,838.000	27,753,800	
日清紡ホールディングス	64,200	1,183.500	75,980,700	
イビデン	45,000	6,052.000	272,340,000	
コニカミノルタ	193,300	519.300	100,380,690	
ブラザー工業	114,100	2,796.000	319,023,600	
ミネベアミツミ	150,400	2,959.500	445,108,800	
日立製作所	412,700	13,475.000	5,561,132,500	

三菱電機	955,700	2,393.000	2,286,990,100	
富士電機	52,700	9,902.000	521,835,400	
東洋電機製造	5,000	1,116.000	5,580,000	
安川電機	93,400	6,360.000	594,024,000	
シンフォニア　テクノロジー	10,000	3,120.000	31,200,000	
明電舎	15,500	3,370.000	52,235,000	
オリジン	3,500	1,184.000	4,144,000	
山洋電気	3,600	7,330.000	26,388,000	
デンヨー	6,800	2,264.000	15,395,200	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	44,600	4,015.000	179,069,000	
ソシオネクスト	62,600	4,307.000	269,618,200	
東芝テック	11,300	3,155.000	35,651,500	
芝浦メカトロニクス	5,000	6,140.000	30,700,000	
マブチモーター	41,600	2,436.500	101,358,400	
ニデック	189,800	7,115.000	1,350,427,000	
トレックス・セミコンダクター	4,300	1,709.000	7,348,700	
東光高岳	5,300	2,057.000	10,902,100	
ダイヘン	8,300	9,520.000	79,016,000	
ヤーマン	16,800	961.000	16,144,800	
ＪＶＣケンウッド	69,200	827.000	57,228,400	
ミマキエンジニアリング	9,000	1,181.000	10,629,000	
Ｉ－ＰＥＸ	6,200	1,737.000	10,769,400	
大崎電気工業	21,000	680.000	14,280,000	
オムロン	65,800	5,273.000	346,963,400	
日東工業	11,200	4,230.000	47,376,000	
ＩＤＥＣ	12,300	2,731.000	33,591,300	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	33,600	2,909.500	97,759,200	
サクサホールディングス	1,700	2,847.000	4,839,900	
メルコホールディングス	3,300	3,400.000	11,220,000	
日本電気	112,800	10,945.000	1,234,596,000	
富士通	790,700	2,425.500	1,917,842,850	
沖電気工業	39,200	1,125.000	44,100,000	
電気興業	3,700	2,076.000	7,681,200	
サンケン電気	8,000	6,726.000	53,808,000	
アイホン	4,900	2,905.000	14,234,500	
ルネサスエレクトロニクス	535,800	2,539.500	1,360,664,100	
セイコーエプソン	109,400	2,737.000	299,427,800	
ワコム	64,900	596.000	38,680,400	
アルバック	19,000	9,630.000	182,970,000	
アクセル	4,400	1,662.000	7,312,800	
ＥＩＺＯ	6,100	4,985.000	30,408,500	
日本信号	19,000	1,015.000	19,285,000	
京三製作所	19,500	511.000	9,964,500	
能美防災	11,200	2,360.000	26,432,000	

ホーチキ	6,400	2,325.000	14,880,000	
エレコム	20,000	1,465.000	29,300,000	
パナソニック　ホールディングス	1,012,700	1,338.000	1,354,992,600	
シャープ	146,000	818.800	119,544,800	
アンリツ	61,400	1,185.000	72,759,000	
富士通ゼネラル	24,900	1,970.000	49,053,000	
ソニーグループ	601,500	12,770.000	7,681,155,000	
ＴＤＫ	136,300	7,312.000	996,625,600	
帝国通信工業	4,100	1,843.000	7,556,300	
タムラ製作所	36,200	623.000	22,552,600	
アルプスアルパイン	77,800	1,379.000	107,286,200	
日本電波工業	10,800	1,268.000	13,694,400	
鈴木	5,300	1,428.000	7,568,400	
メイコー	8,900	5,060.000	45,034,000	
日本トリム	2,200	3,530.000	7,766,000	
フォスター電機	8,200	1,246.000	10,217,200	
ＳＭＫ	2,500	2,426.000	6,065,000	
ヨコオ	7,300	1,640.000	11,972,000	
ホシデン	19,300	1,963.000	37,885,900	
ヒロセ電機	12,700	16,700.000	212,090,000	
日本航空電子工業	20,500	2,487.000	50,983,500	
ＴＯＡ	10,100	1,126.000	11,372,600	
マクセル	18,900	1,508.000	28,501,200	
古野電気	11,500	2,016.000	23,184,000	
スミダコーポレーション	11,500	1,221.000	14,041,500	
アイコム	3,600	3,130.000	11,268,000	
リオン	3,800	2,986.000	11,346,800	
横河電機	94,900	3,444.000	326,835,600	
新電元工業	3,400	2,914.000	9,907,600	
アズビル	58,800	4,340.000	255,192,000	
東亜ディーケーケー	5,600	851.000	4,765,600	
日本光電工業	36,600	4,270.000	156,282,000	
チノー	3,700	2,796.000	10,345,200	
日本電子材料	6,500	2,601.000	16,906,500	
堀場製作所	16,400	14,785.000	242,474,000	
アドバンテスト	244,000	5,389.000	1,314,916,000	
エスペック	7,100	2,925.000	20,767,500	
キーエンス	85,100	69,610.000	5,923,811,000	
日置電機	4,100	6,080.000	24,928,000	
シスメックス	220,400	2,487.500	548,245,000	
日本マイクロニクス	15,400	6,860.000	105,644,000	
メガチップス	6,800	3,545.000	24,106,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	5,900	4,040.000	23,836,000	
コーセル	9,800	1,457.000	14,278,600	

イリソ電子工業	7,700	3,060.000	23,562,000	
オプテックスグループ	15,100	1,799.000	27,164,900	
千代田インテグレ	3,800	2,738.000	10,404,400	
レーザーテック	39,000	34,080.000	1,329,120,000	
スタンレー電気	54,100	2,808.500	151,939,850	
ウシオ電機	42,300	2,078.000	87,899,400	
ヘリオス　テクノ　ホールディング	6,200	474.000	2,938,800	
日本セラミック	7,500	2,681.000	20,107,500	
遠藤照明	3,200	1,441.000	4,611,200	
古河電池	6,300	1,011.000	6,369,300	
山一電機	7,600	2,716.000	20,641,600	
図研	7,200	4,020.000	28,944,000	
日本電子	21,400	6,259.000	133,942,600	
カシオ計算機	62,000	1,299.000	80,538,000	
ファナック	415,000	4,528.000	1,879,120,000	
日本シイエムケイ	19,800	590.000	11,682,000	
エンプラス	2,600	8,480.000	22,048,000	
大真空	12,100	833.000	10,079,300	
ローム	157,300	2,263.000	355,969,900	
浜松ホトニクス	68,600	5,710.000	391,706,000	
三井ハイテック	7,600	7,119.000	54,104,400	
新光電気工業	29,100	5,590.000	162,669,000	
京セラ	528,500	1,927.500	1,018,683,750	
太陽誘電	41,700	3,673.000	153,164,100	
村田製作所	773,700	2,867.000	2,218,197,900	
双葉電子工業	17,400	461.000	8,021,400	
北陸電気工業	3,200	1,346.000	4,307,200	
ニチコン	21,200	1,323.000	28,047,600	
ＫＯＡ	12,700	1,598.000	20,294,600	
市光工業	15,900	526.000	8,363,400	
小糸製作所	89,100	2,073.500	184,748,850	
ミツバ	16,200	1,399.000	22,663,800	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	29,200	16,220.000	473,624,000	
キヤノン電子	9,100	2,177.000	19,810,700	
キヤノン	424,000	4,214.000	1,786,736,000	
リコー	212,400	1,338.500	284,297,400	
象印マホービン	23,500	1,525.000	35,837,500	
東京エレクトロン	180,000	34,230.000	6,161,400,000	
イノテック	5,400	1,806.000	9,752,400	
トヨタ紡織	35,100	2,304.000	80,870,400	
ユニプレス	15,100	1,145.000	17,289,500	
豊田自動織機	72,500	14,570.000	1,056,325,000	
モリタホールディングス	14,600	1,803.000	26,323,800	
三櫻工業	13,000	1,115.000	14,495,000	

デンソー	702,000	2,757.000	1,935,414,000	
東海理化電機製作所	22,700	2,140.000	48,578,000	
川崎重工業	69,600	4,713.000	328,024,800	
名村造船所	23,600	1,972.000	46,539,200	
日本車輌製造	3,300	2,348.000	7,748,400	
三菱ロジスネクスト	15,200	1,503.000	22,845,600	
日産自動車	1,146,700	549.000	629,538,300	
いすゞ自動車	246,300	1,949.500	480,161,850	
トヨタ自動車	4,669,500	3,510.000	16,389,945,000	
日野自動車	129,200	452.300	58,437,160	
三菱自動車工業	331,500	472.700	156,700,050	
武蔵精密工業	20,200	1,616.000	32,643,200	
日産車体	6,500	951.000	6,181,500	
新明和工業	25,900	1,176.000	30,458,400	
極東開発工業	14,300	2,547.000	36,422,100	
トピー工業	7,100	2,644.000	18,772,400	
ティラド	2,400	3,795.000	9,108,000	
タチエス	16,300	1,930.000	31,459,000	
ＮＯＫ	33,200	2,267.000	75,264,400	
フタバ産業	23,900	886.000	21,175,400	
カヤバ	7,800	5,390.000	42,042,000	
大同メタル工業	19,500	615.000	11,992,500	
プレス工業	36,200	755.000	27,331,000	
太平洋工業	18,400	1,579.000	29,053,600	
アイシン	65,300	5,637.000	368,096,100	
マツダ	280,700	1,678.000	471,014,600	
今仙電機製作所	6,300	599.000	3,773,700	
本田技研工業	2,017,100	1,750.500	3,530,933,550	
スズキ	625,500	1,814.500	1,134,969,750	
ＳＵＢＡＲＵ	263,800	3,322.000	876,343,600	
安永	4,400	639.000	2,811,600	
ヤマハ発動機	366,600	1,406.500	515,622,900	
エクセディ	13,500	2,853.000	38,515,500	
豊田合成	23,800	3,016.000	71,780,800	
愛三工業	14,000	1,408.000	19,712,000	
日本プラスト	10,500	500.000	5,250,000	
ヨロズ	9,500	948.000	9,006,000	
エフ・シー・シー	14,200	2,169.000	30,799,800	
シマノ	34,400	25,100.000	863,440,000	
テイ・エス　テック	32,200	1,897.500	61,099,500	
ジャムコ	4,100	1,063.000	4,358,300	
テルモ	474,200	2,610.500	1,237,899,100	
日機装	19,100	1,242.000	23,722,200	
日本エム・ディ・エム	5,400	674.000	3,639,600	

島津製作所	112,500	4,223.000	475,087,500	
長野計器	6,200	2,349.000	14,563,800	
ブイ・テクノロジー	4,600	2,535.000	11,661,000	
東京計器	6,700	2,489.000	16,676,300	
愛知時計電機	3,800	2,315.000	8,797,000	
インターアクション	5,200	1,524.000	7,924,800	
オーバル	7,300	513.000	3,744,900	
東京精密	17,500	10,525.000	184,187,500	
マニー	34,300	1,826.000	62,631,800	
ニコン	122,500	1,607.500	196,918,750	
トプコン	42,400	1,824.000	77,337,600	
オリンパス	503,500	2,174.500	1,094,860,750	
理研計器	11,700	3,870.000	45,279,000	
タムロン	5,200	6,360.000	33,072,000	
ＨＯＹＡ	167,500	18,340.000	3,071,950,000	
ノーリツ鋼機	8,000	3,025.000	24,200,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	12,000	2,711.000	32,532,000	
朝日インテック	104,100	2,247.000	233,912,700	
シチズン時計	78,100	1,034.000	80,755,400	
リズム	1,300	3,025.000	3,932,500	
メニコン	30,000	1,518.500	45,555,000	
松風	3,900	2,946.000	11,489,400	
セイコーグループ	12,400	4,040.000	50,096,000	
ニプロ	70,800	1,256.000	88,924,800	
パラマウントベッドホールディングス	18,900	2,652.000	50,122,800	
トランザクション	5,600	1,804.000	10,102,400	
ニホンフラッシュ	8,600	900.000	7,740,000	
前田工繊	7,000	3,430.000	24,010,000	
永大産業	17,800	262.000	4,663,600	
アートネイチャー	9,800	756.000	7,408,800	
フルヤ金属	2,600	10,730.000	27,898,000	
バンダイナムコホールディングス	232,200	2,929.000	680,113,800	
ＳＨＯＥＩ	22,600	2,060.000	46,556,000	
フランスベッドホールディングス	10,500	1,197.000	12,568,500	
パイロットコーポレーション	12,400	4,228.000	52,427,200	
萩原工業	6,300	1,531.000	9,645,300	
フジシールインターナショナル	17,100	2,029.000	34,695,900	
タカラトミー	38,600	2,547.000	98,314,200	
広済堂ホールディングス	22,400	701.000	15,702,400	
プロネクサス	7,700	1,139.000	8,770,300	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	104,100	3,637.000	378,611,700	
大日本印刷	90,000	4,555.000	409,950,000	
共同印刷	2,800	3,175.000	8,890,000	
ＮＩＳＳＨＡ	15,100	1,689.000	25,503,900	

ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	5,300	2,598.000	13,769,400	
アシックス	72,300	6,709.000	485,060,700	
ツツミ	3,200	2,147.000	6,870,400	
ローランド	6,300	4,270.000	26,901,000	
小松ウオール工業	3,300	3,025.000	9,982,500	
ヤマハ	53,700	3,261.000	175,115,700	
河合楽器製作所	2,500	3,670.000	9,175,000	
クリナップ	9,800	745.000	7,301,000	
ピジョン	54,800	1,417.000	77,651,600	
キングジム	8,800	874.000	7,691,200	
リンテック	16,700	3,085.000	51,519,500	
イトーキ	17,400	1,825.000	31,755,000	
任天堂	536,700	7,649.000	4,105,218,300	
三菱鉛筆	12,000	2,362.000	28,344,000	
タカラスタンダード	17,700	1,849.000	32,727,300	
コクヨ	36,200	2,666.500	96,527,300	
グローブライド	7,000	1,999.000	13,993,000	
オカムラ	25,200	2,352.000	59,270,400	
美津濃	8,400	7,550.000	63,420,000	
東京電力ホールディングス	767,400	981.200	752,972,880	
中部電力	311,700	1,954.500	609,217,650	
関西電力	327,700	2,301.500	754,201,550	
中国電力	146,200	1,040.000	152,048,000	
北陸電力	86,900	895.700	77,836,330	
東北電力	221,700	1,173.500	260,164,950	
四国電力	77,800	1,180.000	91,804,000	
九州電力	195,300	1,425.500	278,400,150	
北海道電力	82,500	1,091.000	90,007,500	
沖縄電力	22,300	1,161.000	25,890,300	
電源開発	69,400	2,628.000	182,383,200	
エフオン	9,900	418.000	4,138,200	
イーレックス	16,400	808.000	13,251,200	
レノバ	23,500	1,474.000	34,639,000	
東京瓦斯	165,700	3,589.000	594,697,300	
大阪瓦斯	171,200	3,422.000	585,846,400	
東邦瓦斯	37,000	4,135.000	152,995,000	
北海道瓦斯	4,900	2,739.000	13,421,100	
広島ガス	19,100	379.000	7,238,900	
西部ガスホールディングス	7,800	1,952.000	15,225,600	
静岡ガス	18,000	957.000	17,226,000	
メタウォーター	10,600	1,930.000	20,458,000	
ＳＢＳホールディングス	7,200	2,679.000	19,288,800	
東武鉄道	92,900	3,158.000	293,378,200	
相鉄ホールディングス	29,900	2,529.500	75,632,050	

東急	238,400	1,864.500	444,496,800	
京浜急行電鉄	103,300	1,259.000	130,054,700	
小田急電鉄	140,500	1,757.000	246,858,500	
京王電鉄	41,900	3,858.000	161,650,200	
京成電鉄	54,400	5,927.000	322,428,800	
富士急行	10,700	3,450.000	36,915,000	
東日本旅客鉄道	469,100	2,878.000	1,350,069,800	
西日本旅客鉄道	202,500	2,963.500	600,108,750	
東海旅客鉄道	327,600	3,566.000	1,168,221,600	
西武ホールディングス	102,400	2,480.000	253,952,000	
鴻池運輸	14,100	2,251.000	31,739,100	
西日本鉄道	21,600	2,454.500	53,017,200	
ハマキョウレックス	6,300	3,850.000	24,255,000	
サカイ引越センター	9,200	2,773.000	25,511,600	
近鉄グループホールディングス	84,600	4,096.000	346,521,600	
阪急阪神ホールディングス	112,500	4,074.000	458,325,000	
南海電気鉄道	39,300	2,958.500	116,269,050	
京阪ホールディングス	46,400	3,307.000	153,444,800	
神戸電鉄	2,700	2,734.000	7,381,800	
名古屋鉄道	89,800	2,073.500	186,200,300	
山陽電気鉄道	6,400	2,062.000	13,196,800	
アルプス物流	6,800	3,110.000	21,148,000	
ヤマトホールディングス	107,000	2,068.000	221,276,000	
山九	21,500	5,426.000	116,659,000	
丸全昭和運輸	5,000	4,570.000	22,850,000	
センコーグループホールディングス	42,900	1,147.000	49,206,300	
トナミホールディングス	1,900	4,645.000	8,825,500	
ニッコンホールディングス	26,300	3,065.000	80,609,500	
福山通運	9,700	3,770.000	36,569,000	
セイノーホールディングス	47,900	2,145.000	102,745,500	
神奈川中央交通	2,600	3,075.000	7,995,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	22,600	1,198.000	27,074,800	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	8,300	3,240.000	26,892,000	
九州旅客鉄道	59,000	3,436.000	202,724,000	
ＳＧホールディングス	143,300	1,821.000	260,949,300	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	28,800	8,123.000	233,942,400	
日本郵船	243,300	4,205.000	1,023,076,500	
商船三井	183,700	4,713.000	865,778,100	
川崎汽船	204,800	2,091.500	428,339,200	
ＮＳユナイテッド海運	4,700	4,510.000	21,197,000	
明海グループ	7,400	748.000	5,535,200	
飯野海運	31,300	1,223.000	38,279,900	
乾汽船	12,600	1,084.000	13,658,400	
日本航空	207,900	2,841.000	590,643,900	

ＡＮＡホールディングス	231,400	3,060.000	708,084,000	
トランコム	2,400	5,740.000	13,776,000	
日新	6,500	3,030.000	19,695,000	
三菱倉庫	20,500	5,181.000	106,210,500	
三井倉庫ホールディングス	7,600	4,575.000	34,770,000	
住友倉庫	21,500	2,603.000	55,964,500	
澁澤倉庫	3,300	2,970.000	9,801,000	
東陽倉庫	3,700	1,491.000	5,516,700	
日本トランスシティ	16,800	707.000	11,877,600	
川西倉庫	5,200	1,102.000	5,730,400	
安田倉庫	6,500	1,383.000	8,989,500	
上組	39,000	3,423.000	133,497,000	
キムラユニティー	4,000	1,740.000	6,960,000	
キユーソー流通システム	6,700	1,158.000	7,758,600	
エーアイテイー	5,400	1,767.000	9,541,800	
内外トランスライン	3,500	2,533.000	8,865,500	
日本コンセプト	3,300	1,780.000	5,874,000	
ＮＥＣネッツエスアイ	32,700	2,582.000	84,431,400	
クロスキャット	5,200	1,291.000	6,713,200	
システナ	134,900	261.000	35,208,900	
デジタルアーツ	5,400	4,190.000	22,626,000	
日鉄ソリューションズ	14,100	5,140.000	72,474,000	
キューブシステム	3,500	1,090.000	3,815,000	
コア	3,300	1,858.000	6,131,400	
手間いらず	1,900	3,195.000	6,070,500	
ラクーンホールディングス	8,100	667.000	5,402,700	
ソリトンシステムズ	4,800	1,294.000	6,211,200	
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	1,834.000	13,021,400	
ＴＩＳ	92,700	3,337.000	309,339,900	
グリー	23,300	464.000	10,811,200	
コーエーテクモホールディングス	54,100	1,455.000	78,715,500	
三菱総合研究所	3,900	4,860.000	18,954,000	
ファインデックス	7,900	1,012.000	7,994,800	
ブレインパッド	7,400	1,217.000	9,005,800	
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	492.000	7,380,000	
ネクソン	189,100	2,483.500	469,629,850	
アイスタイル	29,200	520.000	15,184,000	
エムアップホールディングス	10,900	1,043.000	11,368,700	
エイチーム	6,700	626.000	4,194,200	
エニグモ	12,700	340.000	4,318,000	
コロプラ	32,000	614.000	19,648,000	
ブロードリーフ	42,900	572.000	24,538,800	
デジタルハーツホールディングス	5,700	963.000	5,489,100	
メディアドゥ	4,300	1,317.000	5,663,100	

じげん	24,900	523.000	13,022,700	
フィックスターズ	9,800	1,970.000	19,306,000	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	4,400	1,724.000	7,585,600	
オプティム	8,500	898.000	7,633,000	
セレス	3,800	1,731.000	6,577,800	
ＳＨＩＦＴ	5,800	14,680.000	85,144,000	
ティーガイア	9,000	2,097.000	18,873,000	
セック	1,000	4,595.000	4,595,000	
テクマトリックス	15,900	1,655.000	26,314,500	
プロシップ	3,900	1,375.000	5,362,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,400	2,323.500	52,046,400	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	19,700	7,176.000	141,367,200	
システムリサーチ	5,600	1,543.000	8,640,800	
インターネットイニシアティブ	41,200	2,691.000	110,869,200	
さくらインターネット	9,600	5,250.000	50,400,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	2,700	2,706.000	7,306,200	
ＳＲＡホールディングス	4,200	3,865.000	16,233,000	
朝日ネット	5,600	637.000	3,567,200	
ｅＢＡＳＥ	12,200	668.000	8,149,600	
アバントグループ	10,700	1,226.000	13,118,200	
アドソル日進	3,500	1,617.000	5,659,500	
フリービット	4,600	1,418.000	6,522,800	
コムチュア	12,200	1,909.000	23,289,800	
アイル	4,000	2,681.000	10,724,000	
マークラインズ	4,700	2,980.000	14,006,000	
メディカル・データ・ビジョン	12,600	585.000	7,371,000	
テラスカイ	4,100	2,035.000	8,343,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	4,700	1,726.000	8,112,200	
ネオジャパン	1,500	1,492.000	2,238,000	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	2,200	1,800.000	3,960,000	
ラクス	41,200	1,566.500	64,539,800	
ダブルスタンダード	3,400	1,748.000	5,943,200	
オープンドア	6,300	722.000	4,548,600	
アカツキ	4,400	2,263.000	9,957,200	
ＵＢＩＣＯＭホールディングス	3,100	1,170.000	3,627,000	
カナミックネットワーク	11,900	517.000	6,152,300	
チェンジホールディングス	19,600	1,190.000	23,324,000	
オークネット	3,500	2,514.000	8,799,000	
セグエグループ	800	502.000	401,600	
マクロミル	17,000	727.000	12,359,000	
オロ	3,600	2,537.000	9,133,200	
ユーザーローカル	3,700	2,070.000	7,659,000	
マネーフォワード	19,300	5,568.000	107,462,400	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	6,600	919.000	6,065,400	

プラスアルファ・コンサルティング	10,400	1,983.000	20,623,200	
電算システムホールディングス	4,200	2,740.000	11,508,000	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	29,900	1,312.000	39,228,800	
ビジョナル	10,100	7,320.000	73,932,000	
プロトコーポレーション	9,900	1,364.000	13,503,600	
野村総合研究所	185,700	3,940.000	731,658,000	
日本システム技術	5,600	1,664.000	9,318,400	
インテージホールディングス	9,600	1,448.000	13,900,800	
インフォコム	11,000	2,580.000	28,380,000	
シンプレクス・ホールディングス	13,500	2,564.000	34,614,000	
ＨＥＲＯＺ	4,100	1,427.000	5,850,700	
ラクスル	22,000	905.000	19,910,000	
メルカリ	42,600	1,779.500	75,806,700	
ＩＰＳ	2,900	2,293.000	6,649,700	
システムサポート	3,300	1,867.000	6,161,100	
イーソル	7,500	829.000	6,217,500	
ウイングアーク１ｓｔ	9,000	2,539.000	22,851,000	
サーバーワークス	2,100	2,634.000	5,531,400	
Ｓａｎｓａｎ	28,800	1,472.000	42,393,600	
ギフティ	8,000	1,192.000	9,536,000	
メドレー	11,700	3,695.000	43,231,500	
ベース	3,100	3,445.000	10,679,500	
ＪＭＤＣ	14,900	3,270.000	48,723,000	
フォーカスシステムズ	6,000	1,220.000	7,320,000	
クレスコ	7,000	2,007.000	14,049,000	
フジ・メディア・ホールディングス	82,000	1,858.000	152,356,000	
オービック	28,600	20,155.000	576,433,000	
ジャストシステム	12,300	2,707.000	33,296,100	
ＴＤＣソフト	14,400	1,140.000	16,416,000	
ＬＩＮＥヤフー	1,217,700	378.800	461,264,760	
トレンドマイクロ	40,500	7,778.000	315,009,000	
ＩＤホールディングス	5,900	1,441.000	8,501,900	
日本オラクル	16,600	11,785.000	195,631,000	
アルファシステムズ	2,500	3,145.000	7,862,500	
フューチャー	18,500	1,542.000	28,527,000	
ＣＡＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	4,300	1,966.000	8,453,800	
ＳＢテクノロジー	3,700	2,546.000	9,420,200	
オービックビジネスコンサルタント	12,300	6,449.000	79,322,700	
アイティフォー	10,900	1,350.000	14,715,000	
東計電算	2,800	3,810.000	10,668,000	
大塚商会	84,800	3,105.000	263,304,000	
サイボウズ	12,700	1,609.000	20,434,300	
電通総研	10,500	5,040.000	52,920,000	
ＡＣＣＥＳＳ	10,400	1,374.000	14,289,600	

デジタルガレージ	14,300	2,667.000	38,138,100	
イーエムシステムズ	14,500	660.000	9,570,000	
ウェザーニューズ	2,500	4,640.000	11,600,000	
ＣＩＪ	22,000	470.000	10,340,000	
ビジネスエンジニアリング	1,500	3,470.000	5,205,000	
WOWOW	7,000	1,095.000	7,665,000	
スカラ	7,900	704.000	5,561,600	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	12,200	2,185.000	26,657,000	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	8,500	609.000	5,176,500	
ネットワンシステムズ	34,800	2,641.500	91,924,200	
アルゴグラフィックス	7,500	3,975.000	29,812,500	
マーベラス	14,200	668.000	9,485,600	
エイベックス	14,500	1,282.000	18,589,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	28,100	4,579.000	128,669,900	
都築電気	4,500	2,260.000	10,170,000	
ＴＢＳホールディングス	42,800	4,109.000	175,865,200	
日本テレビホールディングス	75,600	2,239.500	169,306,200	
朝日放送グループホールディングス	9,600	641.000	6,153,600	
テレビ朝日ホールディングス	20,800	2,018.000	41,974,400	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	67,900	940.000	63,826,000	
テレビ東京ホールディングス	6,000	2,908.000	17,448,000	
日本ＢＳ放送	3,500	899.000	3,146,500	
ビジョン	12,800	1,137.000	14,553,600	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	9,500	4,295.000	40,802,500	
日本通信	83,500	200.000	16,700,000	
日本電信電話	25,355,000	168.200	4,264,711,000	
ＫＤＤＩ	658,900	4,380.000	2,885,982,000	
ソフトバンク	1,361,800	1,878.500	2,558,141,300	
光通信	8,600	24,915.000	214,269,000	
エムティーアイ	7,400	738.000	5,461,200	
ＧＭＯインターネットグループ	31,300	2,594.500	81,207,850	
ファイバーゲート	5,000	1,105.000	5,525,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	45,400	2,839.000	128,890,600	
学研ホールディングス	14,400	907.000	13,060,800	
ゼンリン	14,500	860.000	12,470,000	
アイネット	5,600	2,011.000	11,261,600	
松竹	4,700	9,432.000	44,330,400	
東宝	47,500	5,250.000	249,375,000	
東映	14,000	3,715.000	52,010,000	
ＮＴＴデータグループ	222,500	2,432.500	541,231,250	
ピー・シー・エー	5,200	1,877.000	9,760,400	
ビジネスブレイン太田昭和	3,300	2,007.000	6,623,100	
ＤＴＳ	17,200	4,095.000	70,434,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	39,200	5,731.000	224,655,200	

シーイーシー	11,700	1,785.000	20,884,500	
カプコン	152,900	2,619.500	400,521,550	
アイ・エス・ビー	4,600	1,296.000	5,961,600	
ＳＣＳＫ	59,200	2,711.500	160,520,800	
ＮＳＷ	3,300	2,987.000	9,857,100	
アイネス	6,300	1,567.000	9,872,100	
ＴＫＣ	14,000	3,570.000	49,980,000	
富士ソフト	17,200	6,280.000	108,016,000	
ＮＳＤ	29,900	3,050.000	91,195,000	
コナミグループ	32,000	9,456.000	302,592,000	
福井コンピュータホールディングス	5,200	2,460.000	12,792,000	
ＪＢＣＣホールディングス	5,900	3,255.000	19,204,500	
ミロク情報サービス	7,900	1,680.000	13,272,000	
ソフトバンクグループ	420,900	7,782.000	3,275,443,800	
リョーサン菱洋ホールディングス	17,200	2,730.000	46,956,000	
高千穂交易	2,600	3,635.000	9,451,000	
伊藤忠食品	2,000	6,950.000	13,900,000	
エレマテック	8,000	1,897.000	15,176,000	
あらた	13,400	3,380.000	45,292,000	
トーメンデバイス	1,400	6,460.000	9,044,000	
東京エレクトロン　デバイス	9,100	5,720.000	52,052,000	
円谷フィールズホールディングス	15,800	1,766.000	27,902,800	
双日	99,500	3,935.000	391,532,500	
アルフレッサ　ホールディングス	90,200	2,295.000	207,009,000	
横浜冷凍	24,300	1,039.000	25,247,700	
ラサ商事	5,000	1,882.000	9,410,000	
アルコニックス	12,000	1,351.000	16,212,000	
神戸物産	70,600	3,429.000	242,087,400	
あい　ホールディングス	13,800	2,410.000	33,258,000	
ダイワボウホールディングス	40,200	2,689.000	108,097,800	
マクニカホールディングス	21,300	6,927.000	147,545,100	
ラクト・ジャパン	3,800	2,534.000	9,629,200	
グリムス	3,800	2,061.000	7,831,800	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	13,400	1,221.000	16,361,400	
八洲電機	3,100	1,530.000	4,743,000	
メディアスホールディングス	7,000	777.000	5,439,000	
レスター	8,000	2,922.000	23,376,000	
ジオリーブグループ	1,600	1,231.000	1,969,600	
ＴＯＫＡＩホールディングス	43,500	959.000	41,716,500	
三洋貿易	9,900	1,456.000	14,414,400	
ビューティガレージ	3,000	1,926.000	5,778,000	
ウイン・パートナーズ	5,200	1,167.000	6,068,400	
シップヘルスケアホールディングス	32,800	2,313.500	75,882,800	
コメダホールディングス	22,800	2,606.000	59,416,800	

フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,400.000	19,920,000	
ヤマエグループホールディングス	7,000	2,547.000	17,829,000	
小野建	8,700	1,811.000	15,755,700	
南陽	5,000	1,223.000	6,115,000	
佐鳥電機	4,600	2,241.000	10,308,600	
エコートレーディング	2,500	1,197.000	2,992,500	
伯東	5,200	5,480.000	28,496,000	
コンドーテック	7,000	1,257.000	8,799,000	
ナガイレーベン	11,000	2,351.000	25,861,000	
三菱食品	9,300	5,420.000	50,406,000	
松田産業	6,800	2,679.000	18,217,200	
第一興商	34,400	1,825.500	62,797,200	
メディパルホールディングス	91,200	2,467.500	225,036,000	
ＳＰＫ	4,200	2,032.000	8,534,400	
萩原電気ホールディングス	4,300	4,115.000	17,694,500	
アズワン	28,200	2,593.500	73,136,700	
スズデン	3,800	2,102.000	7,987,600	
尾家産業	2,500	1,569.000	3,922,500	
シモジマ	6,600	1,246.000	8,223,600	
ドウシシャ	8,800	2,150.000	18,920,000	
高速	4,900	2,111.000	10,343,900	
たけびし	3,400	2,184.000	7,425,600	
リックス	2,000	4,425.000	8,850,000	
丸文	8,300	1,439.000	11,943,700	
ハピネット	7,900	3,010.000	23,779,000	
日本ライフライン	25,900	1,161.000	30,069,900	
タカショー	11,900	508.000	6,045,200	
ＩＤＯＭ	26,300	1,377.000	36,215,100	
進和	5,800	2,721.000	15,781,800	
ダイトロン	3,600	3,355.000	12,078,000	
シークス	12,500	1,586.000	19,825,000	
オーハシテクニカ	4,700	1,568.000	7,369,600	
白銅	2,600	2,753.000	7,157,800	
伊藤忠商事	604,600	6,898.000	4,170,530,800	
丸紅	745,400	2,706.000	2,017,052,400	
長瀬産業	40,500	2,684.500	108,722,250	
蝶理	5,500	3,355.000	18,452,500	
豊田通商	78,400	9,670.000	758,128,000	
三共生興	14,800	754.000	11,159,200	
兼松	35,400	2,491.000	88,181,400	
三井物産	673,600	7,519.000	5,064,798,400	
日本紙パルプ商事	4,600	5,470.000	25,162,000	
カメイ	9,500	2,018.000	19,171,000	
スターゼン	6,200	2,688.000	16,665,600	

山善	26,300	1,385.000	36,425,500	
椿本興業	6,000	2,168.000	13,008,000	
住友商事	543,400	3,909.000	2,124,150,600	
内田洋行	3,500	6,910.000	24,185,000	
三菱商事	1,727,200	3,529.000	6,095,288,800	
第一実業	9,200	1,961.000	18,041,200	
キヤノンマーケティングジャパン	20,700	4,363.000	90,314,100	
西華産業	4,000	3,995.000	15,980,000	
佐藤商事	6,200	1,746.000	10,825,200	
東京産業	8,900	653.000	5,811,700	
ユアサ商事	7,300	5,650.000	41,245,000	
神鋼商事	2,300	6,720.000	15,456,000	
阪和興業	15,800	5,910.000	93,378,000	
正栄食品工業	6,100	4,285.000	26,138,500	
カナデン	6,700	1,526.000	10,224,200	
ＲＹＯＤＥＮ	7,100	2,611.000	18,538,100	
岩谷産業	20,400	8,928.000	182,131,200	
ナイス	2,600	1,742.000	4,529,200	
極東貿易	5,400	1,941.000	10,481,400	
アステナホールディングス	18,300	488.000	8,930,400	
三愛オブリ	22,200	2,101.000	46,642,200	
稲畑産業	16,900	3,160.000	53,404,000	
ＧＳＩクレオス	5,000	2,230.000	11,150,000	
明和産業	12,500	668.000	8,350,000	
ワキタ	16,100	1,571.000	25,293,100	
東邦ホールディングス	25,100	3,760.000	94,376,000	
サンゲツ	21,200	3,310.000	70,172,000	
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,333.000	17,062,400	
シナネンホールディングス	2,900	4,645.000	13,470,500	
伊藤忠エネクス	21,100	1,538.000	32,451,800	
サンリオ	76,200	2,700.000	205,740,000	
サンワ　テクノス	4,600	2,198.000	10,110,800	
新光商事	12,300	1,016.000	12,496,800	
トーホー	4,000	3,250.000	13,000,000	
三信電気	3,900	2,183.000	8,513,700	
東陽テクニカ	9,100	1,510.000	13,741,000	
モスフードサービス	13,300	3,470.000	46,151,000	
加賀電子	7,700	6,050.000	46,585,000	
ソーダニッカ	8,000	1,107.000	8,856,000	
立花エレテック	6,400	2,975.000	19,040,000	
フォーバル	1,500	1,255.000	1,882,500	
ＰＡＬＴＡＣ	13,100	4,709.000	61,687,900	
三谷産業	19,000	387.000	7,353,000	
太平洋興発	3,400	796.000	2,706,400	

西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	2,300	5,790.000	13,317,000	
ＫＰＰグループホールディングス	24,800	722.000	17,905,600	
ヤマタネ	4,500	2,620.000	11,790,000	
泉州電業	5,600	5,270.000	29,512,000	
トラスコ中山	18,200	2,539.000	46,209,800	
オートバックスセブン	31,900	1,594.000	50,848,600	
モリト	7,100	1,511.000	10,728,100	
加藤産業	10,700	4,525.000	48,417,500	
イエローハット	15,000	2,008.000	30,120,000	
ＪＫホールディングス	7,800	1,054.000	8,221,200	
日伝	6,400	2,511.000	16,070,400	
杉本商事	4,300	2,336.000	10,044,800	
因幡電機産業	21,900	3,670.000	80,373,000	
東テク	9,000	3,060.000	27,540,000	
ミスミグループ本社	136,300	2,407.500	328,142,250	
タキヒヨー	3,200	1,158.000	3,705,600	
スズケン	34,300	4,656.000	159,700,800	
ジェコス	6,100	1,013.000	6,179,300	
ローソン	19,100	10,330.000	197,303,000	
サンエー	6,600	4,690.000	30,954,000	
カワチ薬品	7,000	2,605.000	18,235,000	
エービーシー・マート	39,600	3,135.000	124,146,000	
ハードオフコーポレーション	3,300	1,721.000	5,679,300	
アスクル	21,600	2,367.000	51,127,200	
ゲオホールディングス	10,300	1,980.000	20,394,000	
アダストリア	11,000	3,515.000	38,665,000	
くら寿司	10,800	4,840.000	52,272,000	
キャンドゥ	4,200	2,806.000	11,785,200	
パルグループホールディングス	17,800	1,900.000	33,820,000	
エディオン	34,700	1,605.000	55,693,500	
サーラコーポレーション	18,900	785.000	14,836,500	
ハローズ	4,000	4,600.000	18,400,000	
フジオフードグループ本社	10,200	1,431.000	14,596,200	
あみやき亭	2,400	6,180.000	14,832,000	
大黒天物産	2,800	8,100.000	22,680,000	
ハニーズホールディングス	7,200	1,710.000	12,312,000	
アルペン	7,300	2,067.000	15,089,100	
クオールホールディングス	12,400	1,769.000	21,935,600	
ジンズホールディングス	6,500	3,260.000	21,190,000	
ビックカメラ	53,900	1,479.000	79,718,100	
ＤＣＭホールディングス	49,200	1,450.000	71,340,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	128,200	1,782.500	228,516,500	
ＤＤグループ	2,900	1,268.000	3,677,200	
Ｊ．フロント　リテイリング	104,200	1,400.000	145,880,000	

ドトール・日レスホールディングス	15,400	2,098.000	32,309,200	
マツキヨココカラ＆カンパニー	163,900	2,212.000	362,546,800	
ブロンコビリー	5,400	3,800.000	20,520,000	
ＺＯＺＯ	57,800	3,400.000	196,520,000	
トレジャー・ファクトリー	5,000	1,631.000	8,155,000	
物語コーポレーション	15,200	4,355.000	66,196,000	
三越伊勢丹ホールディングス	151,500	2,239.000	339,208,500	
Ｈａｍｅｅ	4,900	1,163.000	5,698,700	
ウエルシアホールディングス	47,100	2,295.000	108,094,500	
クリエイトＳＤホールディングス	13,500	3,350.000	45,225,000	
チムニー	3,500	1,280.000	4,480,000	
シュッピン	7,900	1,151.000	9,092,900	
オイシックス・ラ・大地	12,300	1,148.000	14,120,400	
ネクステージ	20,900	2,819.000	58,917,100	
ジョイフル本田	25,000	2,242.000	56,050,000	
鳥貴族ホールディングス	3,600	4,005.000	14,418,000	
ホットランド	7,100	2,132.000	15,137,200	
すかいらーくホールディングス	123,600	2,262.000	279,583,200	
ＳＦＰホールディングス	4,600	2,026.000	9,319,600	
綿半ホールディングス	5,600	1,561.000	8,741,600	
ヨシックスホールディングス	400	2,780.000	1,112,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	32,800	887.000	29,093,600	
ＢＥＥＮＯＳ	4,900	2,065.000	10,118,500	
あさひ	7,500	1,433.000	10,747,500	
日本調剤	6,400	1,482.000	9,484,800	
コスモス薬品	7,800	14,390.000	112,242,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	921,300	2,039.500	1,878,991,350	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	60,800	1,091.000	66,332,800	
ツルハホールディングス	19,000	9,895.000	188,005,000	
サンマルクホールディングス	7,000	2,102.000	14,714,000	
フェリシモ	4,000	900.000	3,600,000	
トリドールホールディングス	26,000	3,828.000	99,528,000	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	11,600	293.000	3,398,800	
ＪＭホールディングス	6,900	2,601.000	17,946,900	
アレンザホールディングス	6,500	1,067.000	6,935,500	
串カツ田中ホールディングス	3,800	1,658.000	6,300,400	
クスリのアオキホールディングス	27,400	2,910.000	79,734,000	
力の源ホールディングス	4,700	1,699.000	7,985,300	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	48,500	3,028.000	146,858,000	
メディカルシステムネットワーク	12,000	627.000	7,524,000	
ノジマ	26,900	1,869.000	50,276,100	
カッパ・クリエイト	14,400	1,601.000	23,054,400	
良品計画	107,600	2,475.000	266,310,000	

アドヴァングループ	10,500	1,106.000	11,613,000	
アルビス	2,500	2,665.000	6,662,500	
Ｇ－７ホールディングス	9,500	1,371.000	13,024,500	
イオン北海道	31,800	917.000	29,160,600	
コジマ	15,600	790.000	12,324,000	
コーナン商事	11,700	4,430.000	51,831,000	
エコス	3,600	2,324.000	8,366,400	
ワタミ	10,300	928.000	9,558,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	181,900	3,731.000	678,668,900	
西松屋チェーン	17,800	2,203.000	39,213,400	
ゼンショーホールディングス	46,000	6,145.000	282,670,000	
幸楽苑ホールディングス	5,000	1,281.000	6,405,000	
サイゼリヤ	13,500	5,270.000	71,145,000	
ＶＴホールディングス	33,100	517.000	17,112,700	
フジ・コーポレーション	3,800	1,774.000	6,741,200	
ユナイテッドアローズ	10,400	1,813.000	18,855,200	
ハイデイ日高	13,300	2,760.000	36,708,000	
コロワイド	39,700	2,154.500	85,533,650	
壱番屋	35,500	1,072.000	38,056,000	
スギホールディングス	54,400	2,324.000	126,425,600	
薬王堂ホールディングス	4,600	2,784.000	12,806,400	
スクロール	13,200	924.000	12,196,800	
ヨンドシーホールディングス	7,700	1,879.000	14,468,300	
木曽路	13,600	2,502.000	34,027,200	
ＳＲＳホールディングス	14,900	1,136.000	16,926,400	
リテールパートナーズ	13,000	1,640.000	21,320,000	
上新電機	7,600	2,516.000	19,121,600	
日本瓦斯	47,900	2,600.000	124,540,000	
ロイヤルホールディングス	16,500	2,472.000	40,788,000	
いなげや	8,600	1,260.000	10,836,000	
チヨダ	9,500	875.000	8,312,500	
ライフコーポレーション	9,200	4,020.000	36,984,000	
リンガーハット	12,100	2,329.000	28,180,900	
ＭｒＭａｘＨＤ	10,700	651.000	6,965,700	
ＡＯＫＩホールディングス	18,400	1,096.000	20,166,400	
オークワ	14,400	944.000	13,593,600	
コメリ	13,400	3,825.000	51,255,000	
青山商事	19,500	1,613.000	31,453,500	
しまむら	21,100	7,779.000	164,136,900	
高島屋	63,500	2,217.500	140,811,250	
松屋	15,300	902.000	13,800,600	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	40,900	1,764.000	72,147,600	
近鉄百貨店	4,900	2,201.000	10,784,900	

丸井グループ	60,400	2,428.500	146,681,400	
アクシアル　リテイリング	23,600	1,064.000	25,110,400	
イオン	304,900	3,288.000	1,002,511,200	
イズミ	15,900	3,629.000	57,701,100	
平和堂	14,800	2,449.000	36,245,200	
フジ	13,200	1,935.000	25,542,000	
ヤオコー	11,000	8,438.000	92,818,000	
ゼビオホールディングス	12,200	1,005.000	12,261,000	
ケーズホールディングス	61,500	1,511.500	92,957,250	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	3,900	5,790.000	22,581,000	
ブックオフグループホールディングス	5,300	1,672.000	8,861,600	
ギフトホールディングス	3,900	2,914.000	11,364,600	
アインホールディングス	12,600	5,948.000	74,944,800	
元気寿司	5,800	2,978.000	17,272,400	
ヤマダホールディングス	288,200	448.600	129,286,520	
アークランズ	27,100	1,931.000	52,330,100	
ニトリホールディングス	32,900	21,820.000	717,878,000	
グルメ杵屋	5,900	1,071.000	6,318,900	
ケーユーホールディングス	5,900	1,142.000	6,737,800	
吉野家ホールディングス	34,000	2,885.500	98,107,000	
松屋フーズホールディングス	4,100	5,620.000	23,042,000	
サガミホールディングス	13,800	1,482.000	20,451,600	
関西フードマーケット	7,700	1,880.000	14,476,000	
王将フードサービス	6,200	7,740.000	47,988,000	
ミニストップ	6,700	1,532.000	10,264,400	
アークス	16,100	3,130.000	50,393,000	
バローホールディングス	16,900	2,411.000	40,745,900	
ベルク	4,300	7,540.000	32,422,000	
大　庄	5,500	1,193.000	6,561,500	
ファーストリテイリング	50,600	41,390.000	2,094,334,000	
サンドラッグ	30,500	4,528.000	138,104,000	
サックスバー　ホールディングス	7,700	847.000	6,521,900	
やまや	1,000	3,055.000	3,055,000	
ベルーナ	21,200	629.000	13,334,800	
いよぎんホールディングス	97,900	1,209.000	118,361,100	
しずおかフィナンシャルグループ	184,500	1,466.500	270,569,250	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	69,000	1,315.500	90,769,500	
楽天銀行	39,100	3,145.000	122,969,500	
京都フィナンシャルグループ	106,000	2,816.000	298,496,000	
じもとホールディングス	11,000	558.000	6,138,000	
めぶきフィナンシャルグループ	405,700	552.700	224,230,390	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,500	4,630.000	48,615,000	
九州フィナンシャルグループ	162,300	1,060.500	172,119,150	
ゆうちょ銀行	920,000	1,593.000	1,465,560,000	

富山第一銀行	26,300	930.000	24,459,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	447,200	845.800	378,241,760	
西日本フィナンシャルホールディングス	49,000	1,977.000	96,873,000	
三十三フィナンシャルグループ	7,500	2,048.000	15,360,000	
第四北越フィナンシャルグループ	12,600	4,520.000	56,952,000	
ひろぎんホールディングス	117,000	1,117.500	130,747,500	
おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,663.000	18,374,700	
十六フィナンシャルグループ	10,500	4,680.000	49,140,000	
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,390.000	47,971,000	
プロクレアホールディングス	10,100	1,842.000	18,604,200	
あいちフィナンシャルグループ	17,300	3,015.000	52,159,500	
あおぞら銀行	61,000	2,475.500	151,005,500	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	5,099,600	1,552.500	7,917,129,000	
りそなホールディングス	967,900	984.100	952,510,390	
三井住友トラスト・ホールディングス	300,500	3,259.000	979,329,500	
三井住友フィナンシャルグループ	595,300	8,787.000	5,230,901,100	
千葉銀行	232,100	1,334.500	309,737,450	
群馬銀行	160,300	963.400	154,433,020	
武蔵野銀行	10,200	3,075.000	31,365,000	
千葉興業銀行	17,200	1,082.000	18,610,400	
筑波銀行	36,200	305.000	11,041,000	
七十七銀行	24,900	4,425.000	110,182,500	
秋田銀行	4,800	2,066.000	9,916,800	
山形銀行	9,100	1,158.000	10,537,800	
岩手銀行	5,800	2,455.000	14,239,000	
東邦銀行	63,200	340.000	21,488,000	
東北銀行	4,600	1,182.000	5,437,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	72,500	4,185.000	303,412,500	
スルガ銀行	74,500	969.000	72,190,500	
八十二銀行	178,300	1,051.000	187,393,300	
山梨中央銀行	8,900	1,794.000	15,966,600	
大垣共立銀行	15,400	2,285.000	35,189,000	
福井銀行	7,500	1,896.000	14,220,000	
清水銀行	3,600	1,573.000	5,662,800	
滋賀銀行	13,700	4,100.000	56,170,000	
南都銀行	12,300	3,045.000	37,453,500	
百五銀行	76,000	647.000	49,172,000	
紀陽銀行	28,900	1,787.000	51,644,300	
ほくほくフィナンシャルグループ	51,400	1,936.500	99,536,100	
山陰合同銀行	50,500	1,225.000	61,862,500	
鳥取銀行	3,900	1,382.000	5,389,800	
百十四銀行	7,900	2,896.000	22,878,400	
四国銀行	13,300	1,141.000	15,175,300	
阿波銀行	11,500	2,678.000	30,797,000	

大分銀行	5,100	2,910.000	14,841,000	
宮崎銀行	5,200	3,060.000	15,912,000	
佐賀銀行	5,100	2,187.000	11,153,700	
琉球銀行	19,200	1,169.000	22,444,800	
セブン銀行	267,800	281.900	75,492,820	
みずほフィナンシャルグループ	1,129,300	2,998.000	3,385,641,400	
高知銀行	1,300	919.000	1,194,700	
山口フィナンシャルグループ	80,000	1,587.500	127,000,000	
名古屋銀行	5,300	6,960.000	36,888,000	
北洋銀行	124,700	457.000	56,987,900	
大光銀行	5,300	1,435.000	7,605,500	
愛媛銀行	11,600	1,173.000	13,606,800	
トマト銀行	5,100	1,207.000	6,155,700	
京葉銀行	37,400	779.000	29,134,600	
栃木銀行	42,100	357.000	15,029,700	
北日本銀行	2,600	2,493.000	6,481,800	
東和銀行	15,200	671.000	10,199,200	
大東銀行	8,500	714.000	6,069,000	
トモニホールディングス	81,100	415.000	33,656,500	
フィデアホールディングス	8,500	1,535.000	13,047,500	
池田泉州ホールディングス	112,400	399.000	44,847,600	
ＦＰＧ	31,300	2,142.000	67,044,600	
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,600	1,049.000	15,315,400	
マーキュリアホールディングス	1,600	1,040.000	1,664,000	
ＳＢＩホールディングス	133,600	3,856.000	515,161,600	
ジャフコ　グループ	26,500	1,767.000	46,825,500	
大和証券グループ本社	643,900	1,128.500	726,641,150	
野村ホールディングス	1,405,600	914.200	1,284,999,520	
岡三証券グループ	73,400	747.000	54,829,800	
丸三証券	29,100	1,010.000	29,391,000	
東洋証券	27,400	374.000	10,247,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	94,000	574.000	53,956,000	
水戸証券	25,200	514.000	12,952,800	
いちよし証券	14,800	812.000	12,017,600	
松井証券	47,400	813.000	38,536,200	
マネックスグループ	83,500	837.000	69,889,500	
極東証券	12,200	1,508.000	18,397,600	
岩井コスモホールディングス	9,400	2,266.000	21,300,400	
アイザワ証券グループ	12,500	1,600.000	20,000,000	
スパークス・グループ	9,200	1,846.000	16,983,200	
かんぽ生命保険	86,300	2,959.500	255,404,850	
ＦＰパートナー	1,700	5,090.000	8,653,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	375,900	3,063.000	1,151,381,700	
アニコム　ホールディングス	28,500	582.000	16,587,000	

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	563,100	2,775.000	1,562,602,500	
第一生命ホールディングス	395,300	3,611.000	1,427,428,300	
東京海上ホールディングス	819,400	4,902.000	4,016,698,800	
Ｔ＆Ｄホールディングス	224,200	2,550.000	571,710,000	
アドバンスクリエイト	6,300	983.000	6,192,900	
全国保証	22,100	5,539.000	122,411,900	
ジェイリース	6,200	1,217.000	7,545,400	
イントラスト	3,900	841.000	3,279,900	
日本モーゲージサービス	10,100	481.000	4,858,100	
ＳＢＩアルヒ	11,000	848.000	9,328,000	
プレミアグループ	14,700	1,944.000	28,576,800	
クレディセゾン	52,500	2,882.000	151,305,000	
芙蓉総合リース	7,400	13,590.000	100,566,000	
みずほリース	66,000	1,118.000	73,788,000	
東京センチュリー	61,700	1,542.000	95,141,400	
日本証券金融	30,900	1,587.000	49,038,300	
アイフル	130,200	459.000	59,761,800	
リコーリース	7,600	5,280.000	40,128,000	
イオンフィナンシャルサービス	47,600	1,312.500	62,475,000	
アコム	162,500	401.800	65,292,500	
ジャックス	8,600	5,670.000	48,762,000	
オリエントコーポレーション	26,800	1,024.000	27,443,200	
オリックス	500,900	3,188.000	1,596,869,200	
三菱ＨＣキャピタル	365,900	1,011.500	370,107,850	
九州リースサービス	4,800	1,277.000	6,129,600	
日本取引所グループ	216,000	3,794.000	819,504,000	
イー・ギャランティ	15,000	1,733.000	25,995,000	
アサックス	2,900	741.000	2,148,900	
ＮＥＣキャピタルソリューション	3,900	3,775.000	14,722,500	
Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ	32,000	154.000	4,928,000	
大東建託	30,600	16,915.000	517,599,000	
いちご	100,700	421.000	42,394,700	
日本駐車場開発	94,300	194.000	18,294,200	
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	624.000	6,864,000	
ＳＲＥホールディングス	4,000	3,905.000	15,620,000	
ヒューリック	193,100	1,462.500	282,408,750	
野村不動産ホールディングス	47,300	4,426.000	209,349,800	
三重交通グループホールディングス	19,100	588.000	11,230,800	
サムティ	10,100	2,650.000	26,765,000	
ディア・ライフ	14,200	1,013.000	14,384,600	
地主	6,800	2,505.000	17,034,000	
プレサンスコーポレーション	14,600	1,839.000	26,849,400	
ＪＰＭＣ	4,500	1,316.000	5,922,000	

フージャースホールディングス	12,200	1,082.000	13,200,400	
オープンハウスグループ	30,500	4,725.000	144,112,500	
東急不動産ホールディングス	249,000	1,150.000	286,350,000	
飯田グループホールディングス	79,800	1,986.500	158,522,700	
ムゲンエステート	4,200	1,378.000	5,787,600	
シーアールイー	5,300	1,411.000	7,478,300	
ケイアイスター不動産	4,200	3,740.000	15,708,000	
グッドコムアセット	8,900	832.000	7,404,800	
ジェイ・エス・ビー	4,400	2,816.000	12,390,400	
ロードスターキャピタル	5,900	3,090.000	18,231,000	
霞ヶ関キャピタル	3,500	14,570.000	50,995,000	
パーク２４	54,500	1,698.000	92,541,000	
パラカ	3,200	2,008.000	6,425,600	
宮越ホールディングス	4,600	1,150.000	5,290,000	
三井不動産	1,161,400	1,569.500	1,822,817,300	
三菱地所	547,600	2,807.500	1,537,387,000	
平和不動産	13,900	4,240.000	58,936,000	
東京建物	72,700	2,559.000	186,039,300	
京阪神ビルディング	15,700	1,565.000	24,570,500	
住友不動産	121,000	5,391.000	652,311,000	
テーオーシー	18,100	772.000	13,973,200	
レオパレス２１	88,100	521.000	45,900,100	
スターツコーポレーション	12,500	3,525.000	44,062,500	
フジ住宅	10,800	732.000	7,905,600	
空港施設	12,000	617.000	7,404,000	
明和地所	6,200	972.000	6,026,400	
ゴールドクレスト	8,200	2,471.000	20,262,200	
エスリード	3,800	3,330.000	12,654,000	
日神グループホールディングス	15,200	530.000	8,056,000	
日本エスコン	16,700	1,024.000	17,100,800	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	41,900	477.000	19,986,300	
イオンモール	43,200	1,800.000	77,760,000	
毎日コムネット	6,300	791.000	4,983,300	
カチタス	22,600	1,839.000	41,561,400	
トーセイ	14,500	2,434.000	35,293,000	
穴吹興産	2,700	2,148.000	5,799,600	
サンフロンティア不動産	13,000	1,943.000	25,259,000	
ＦＪネクストホールディングス	8,800	1,330.000	11,704,000	
日本空港ビルデング	29,700	5,602.000	166,379,400	
ＬＩＦＵＬＬ	38,900	165.000	6,418,500	
ＭＩＸＩ	19,500	2,405.000	46,897,500	
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	769.000	24,608,000	
日本M&Ａセンターホールディングス	141,300	866.200	122,394,060	
メンバーズ	4,400	902.000	3,968,800	

ＵＴグループ	11,900	3,335.000	39,686,500	
アイティメディア	3,600	1,745.000	6,282,000	
ケアネット	14,700	560.000	8,232,000	
Ｅ・Ｊホールディングス	5,400	1,862.000	10,054,800	
オープンアップグループ	26,800	2,023.000	54,216,400	
コシダカホールディングス	27,700	882.000	24,431,400	
アルトナー	2,000	2,156.000	4,312,000	
パソナグループ	11,100	2,260.000	25,086,000	
リンクアンドモチベーション	26,700	506.000	13,510,200	
エス・エム・エス	31,900	2,270.500	72,428,950	
パーソルホールディングス	895,300	220.400	197,324,120	
リニカル	9,500	396.000	3,762,000	
学情	4,700	1,731.000	8,135,700	
スタジオアリス	4,800	2,032.000	9,753,600	
ＮＪＳ	2,000	3,105.000	6,210,000	
綜合警備保障	136,000	868.700	118,143,200	
カカクコム	54,000	1,816.000	98,064,000	
アイロムグループ	4,000	1,800.000	7,200,000	
セントケア・ホールディング	7,500	867.000	6,502,500	
ルネサンス	6,700	1,002.000	6,713,400	
ディップ	13,900	2,712.000	37,696,800	
デジタルホールディングス	6,000	1,077.000	6,462,000	
新日本科学	8,700	1,502.000	13,067,400	
エムスリー	172,600	1,877.500	324,056,500	
ウェルネット	12,900	551.000	7,107,900	
ワールドホールディングス	4,200	2,334.000	9,802,800	
ディー・エヌ・エー	28,000	1,596.500	44,702,000	
博報堂ＤＹホールディングス	108,300	1,459.000	158,009,700	
ぐるなび	16,000	304.000	4,864,000	
タカミヤ	14,000	527.000	7,378,000	
ファンコミュニケーションズ	15,000	405.000	6,075,000	
ライク	3,800	1,698.000	6,452,400	
エスプール	30,200	304.000	9,180,800	
ＷＤＢホールディングス	4,500	2,226.000	10,017,000	
アドウェイズ	14,300	452.000	6,463,600	
バリューコマース	8,700	1,060.000	9,222,000	
インフォマート	94,600	371.000	35,096,600	
ＪＰホールディングス	27,100	463.000	12,547,300	
プレステージ・インターナショナル	43,300	675.000	29,227,500	
アミューズ	5,300	1,604.000	8,501,200	
ドリームインキュベータ	3,200	2,377.000	7,606,400	
クイック	5,900	2,409.000	14,213,100	
電通グループ	86,200	4,219.000	363,677,800	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	995.000	4,477,500	

ぴあ	3,100	3,040.000	9,424,000	
イオンファンタジー	3,600	2,227.000	8,017,200	
シーティーエス	10,600	739.000	7,833,400	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	22,400	2,416.000	54,118,400	
アルプス技研	8,200	2,711.000	22,230,200	
日本空調サービス	10,200	900.000	9,180,000	
オリエンタルランド	460,700	4,654.000	2,144,097,800	
ダスキン	17,500	3,267.000	57,172,500	
明光ネットワークジャパン	13,800	714.000	9,853,200	
ファルコホールディングス	6,400	2,231.000	14,278,400	
ラウンドワン	83,400	697.000	58,129,800	
リゾートトラスト	39,000	2,584.500	100,795,500	
ビー・エム・エル	11,500	2,893.000	33,269,500	
リソー教育	50,300	274.000	13,782,200	
早稲田アカデミー	5,500	1,489.000	8,189,500	
ユー・エス・エス	197,200	1,214.000	239,400,800	
東京個別指導学院	20,000	410.000	8,200,000	
サイバーエージェント	186,000	1,029.000	191,394,000	
楽天グループ	748,300	737.800	552,095,740	
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,620.000	8,262,000	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	18,000	666.000	11,988,000	
テー・オー・ダブリュー	33,800	368.000	12,438,400	
山田コンサルティンググループ	4,300	1,903.000	8,182,900	
セントラルスポーツ	3,700	2,429.000	8,987,300	
フルキャストホールディングス	8,800	1,490.000	13,112,000	
エン・ジャパン	15,200	2,657.000	40,386,400	
テクノプロ・ホールディングス	52,000	2,853.500	148,382,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	1,205.000	6,507,000	
ＫｅｅＰｅｒ技研	5,600	4,385.000	24,556,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	9,200	720.000	6,624,000	
イー・ガーディアン	4,300	1,347.000	5,792,100	
ジャパンマテリアル	27,200	2,198.000	59,785,600	
ベクトル	11,700	1,322.000	15,467,400	
チャーム・ケア・コーポレーション	7,900	1,483.000	11,715,700	
キャリアリンク	3,600	2,450.000	8,820,000	
ＩＢＪ	8,600	544.000	4,678,400	
アサンテ	5,200	1,638.000	8,517,600	
バリューＨＲ	8,000	1,332.000	10,656,000	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	7,700	2,152.000	16,570,400	
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,200	1,036.000	7,459,200	
ＥＲＩホールディングス	2,000	2,305.000	4,610,000	
シグマクシス・ホールディングス	12,300	1,580.000	19,434,000	
ウィルグループ	7,000	1,069.000	7,483,000	
メドピア	9,400	688.000	6,467,200	

レアジョブ	4,000	672.000	2,688,000	
リクルートホールディングス	629,200	6,641.000	4,178,517,200	
エラン	12,000	907.000	10,884,000	
日本郵政	1,023,300	1,487.000	1,521,647,100	
ベルシステム２４ホールディングス	11,300	1,559.000	17,616,700	
鎌倉新書	9,900	532.000	5,266,800	
エアトリ	7,200	1,429.000	10,288,800	
アトラエ	7,800	424.000	3,307,200	
ストライク	3,900	4,420.000	17,238,000	
ソラスト	25,400	497.000	12,623,800	
セラク	5,300	1,047.000	5,549,100	
インソース	20,100	779.000	15,657,900	
ベイカレント・コンサルティング	64,500	3,335.000	215,107,500	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	2,700	985.000	2,659,500	
アイモバイル	14,100	387.000	5,456,700	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	4,000	1,202.000	4,808,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	28,800	2,509.000	72,259,200	
グリーンズ	2,300	2,146.000	4,935,800	
エル・ティー・エス	1,300	2,467.000	3,207,100	
ミダックホールディングス	5,700	1,426.000	8,128,200	
キュービーネットホールディングス	5,900	1,117.000	6,590,300	
ＲＰＡホールディングス	17,300	248.000	4,290,400	
マネジメントソリューションズ	4,000	1,731.000	6,924,000	
フロンティア・マネジメント	2,600	1,517.000	3,944,200	
コプロ・ホールディングス	1,600	1,542.000	2,467,200	
アンビスホールディングス	15,100	2,199.000	33,204,900	
カーブスホールディングス	24,400	736.000	17,958,400	
フォーラムエンジニアリング	13,000	933.000	12,129,000	
ＦＡＳＴ　ＦＩＴＮＥＳＳ　ＪＡＰＡＮ	4,100	1,070.000	4,387,000	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	253.000	3,491,400	
ポピンズ	2,500	1,252.000	3,130,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	7,200	1,815.000	13,068,000	
リログループ	45,700	1,370.500	62,631,850	
東祥	10,900	677.000	7,379,300	
ＩＤ＆Ｅ　ホールディングス	5,600	4,515.000	25,284,000	
ビーウィズ	2,400	1,904.000	4,569,600	
ＴＲＥホールディングス	17,900	1,247.000	22,321,300	
人・夢・技術グループ	3,600	1,682.000	6,055,200	
ＮＩＳＳＯホールディングス	9,000	818.000	7,362,000	
大栄環境	16,400	2,662.000	43,656,800	
日本管財ホールディングス	8,900	2,588.000	23,033,200	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	7,600	4,905.000	37,278,000	
エイチ・アイ・エス	26,600	1,762.000	46,869,200	
ラックランド	4,100	1,831.000	7,507,100	

共立メンテナンス	28,600	3,284.000	93,922,400	
イチネンホールディングス	9,100	1,648.000	14,996,800	
建設技術研究所	4,600	4,630.000	21,298,000	
スペース	7,100	1,020.000	7,242,000	
燦ホールディングス	8,500	1,084.000	9,214,000	
スバル興業	4,000	2,710.000	10,840,000	
東京テアトル	7,000	1,106.000	7,742,000	
ナガワ	2,900	7,310.000	21,199,000	
東京都競馬	7,600	4,380.000	33,288,000	
カナモト	14,400	2,688.000	38,707,200	
ニシオホールディングス	8,300	4,030.000	33,449,000	
トランス・コスモス	11,300	3,385.000	38,250,500	
乃村工藝社	40,100	849.000	34,044,900	
藤田観光	3,800	6,550.000	24,890,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	6,100	1,263.000	7,704,300	
トーカイ	7,600	2,100.000	15,960,000	
白洋舎	1,300	2,529.000	3,287,700	
セコム	88,600	10,940.000	969,284,000	
セントラル警備保障	5,000	2,713.000	13,565,000	
丹青社	18,200	872.000	15,870,400	
メイテックグループホールディングス	32,500	2,990.000	97,175,000	
応用地質	8,700	2,405.000	20,923,500	
船井総研ホールディングス	18,500	2,368.000	43,808,000	
いであ	1,700	2,337.000	3,972,900	
学究社	4,200	2,164.000	9,088,800	
イオンディライト	9,700	3,715.000	36,035,500	
ダイセキ	18,100	2,966.000	53,684,600	
ステップ	3,200	1,940.000	6,208,000	
合　計	136,402,400		322,869,944,740	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2024年4月26日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	5,212,950,482
金銭信託	14,181,904
コール・ローン	638,564,946

株式	732,381,659,346
投資証券	14,234,618,013
派生商品評価勘定	7,589,624
未収入金	18,269,367
未収配当金	944,780,298
差入委託証拠金	2,745,167,339
流動資産合計	756,197,781,319
資産合計	756,197,781,319
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	232,050,736
未払金	569,544,589
未払解約金	112,927,534
流動負債合計	914,522,859
負債合計	914,522,859
純資産の部	
元本等	
元本	86,027,780,587
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	669,255,477,873
元本等合計	755,283,258,460
純資産合計	755,283,258,460
負債純資産合計	756,197,781,319

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段

	または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2024年4月26日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	86,027,780,587口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　8.7795円 (1万口当たりの純資産額87,795円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお

	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2024 年 4 月 26 日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
（2024 年 4 月 26 日現在）
　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち		

			１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN24	6,972,902,079	－	6,768,276,273	△204,625,806
	SPI 200 FUTURES JUN24	260,307,861	－	252,463,023	△7,844,838
	FTSE 100 IDX FUT JUN24	356,937,626	－	362,412,329	5,474,703
	EURO STOXX 50 JUN24	1,239,763,246	－	1,220,627,668	△19,135,578
	小計	8,829,910,812	－	8,603,779,293	△226,131,519
合　計		8,829,910,812	－	8,603,779,293	△226,131,519

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	499,318,399	－	501,201,626	1,883,227
	カナダ・ドル	51,738,763	－	51,970,456	231,693
	小計	551,057,162	－	553,172,082	2,114,920
	売建				
	イギリス・ポンド	57,147,105	－	57,421,012	△273,907
	ユーロ	48,252,520	－	48,423,127	△170,607
	小計	105,399,625	－	105,844,139	△444,514
合　計		656,456,787	－	659,016,221	1,670,406

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもと

に計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年4月26日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	75,868,330,761円
同期中における追加設定元本額	17,563,063,958円
同期中における一部解約元本額	7,403,614,132円
2024年4月26日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	43,006,291,382円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	257,397,249円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	1,012,668,432円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	789,894,071円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	51,995,739円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	739,453円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	2,909,366円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	12,468,716円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	37,971,164円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	46,862,617円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	105,301,256円
外国株式指数ファンド	1,109,337,020円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	22,917,242,599円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	96,620,695円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	135,348,191円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	79,586,698円
イオン・バランス戦略ファンド	42,243,343円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	28,597,201円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	136,503,747円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	132,157,161円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	522,045,176円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	323,407,123 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	459,490,633 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	62,938,872 円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	2,718,840,178 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	10,824,977 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	56,486,726 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	58,894,384 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	2,867,568 円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	1,578,216,934 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	167,323,801 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,146,517,096 円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	143,791,437 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	3,235,998 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	1,998,744 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	2,901,574 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	1,025,678 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	562,864 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	127,349 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,792,843 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	15,199,214 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	10,844,102 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	4,503,969 円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	270,327,072 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,117,238 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	9,723,824 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	284,849,421 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	499,375,590 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,245,649,412 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	7,175,685 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	35,454,474 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	363,800,713 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	25,056,622 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	61,384,367 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	315,853,251 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	208,730,161 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	453,684,759 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	170,491,530 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	39,839,332 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	4,833,474 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	5,129,340 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,245,145 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	10,907,735 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	35,828,808 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	75,035,068 円

ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	31,231,025 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	123,840,880 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	43,169,103 円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	1,227,538,371 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	28,815,872 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	12,599,665 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	20,159,599 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	62,948,484 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	52,011,227 円
合　計	86,027,780,587 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	27,608	32.360	893,394.88	
	BAKER HUGHES CO	78,082	33.300	2,600,130.60	
	CHENIERE ENERGY INC	19,829	159.360	3,159,949.44	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	91.470	703,861.65	
	CHEVRON CORP	146,001	165.280	24,131,045.28	
	CONOCOPHILLIPS	97,908	130.110	12,738,809.88	
	COTERRA ENERGY INC	59,741	28.430	1,698,436.63	
	DEVON ENERGY CORP	49,897	52.610	2,625,081.17	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	14,567	207.100	3,016,825.70	
	EOG RESOURCES INC	47,111	135.360	6,376,944.96	
	EQT CORP	33,522	40.410	1,354,624.02	
	EXXON MOBIL CORP	327,023	121.330	39,677,700.59	
	HALLIBURTON CO	76,654	38.720	2,968,042.88	
	HESS CORP	23,450	161.450	3,786,002.50	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	57.660	614,828.58	
	KINDER MORGAN INC	156,197	18.800	2,936,503.60	
	MARATHON OIL CORP	42,380	27.740	1,175,621.20	
	MARATHON PETROLEUM CORP	31,150	199.510	6,214,736.50	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	67.880	3,527,112.68	
	ONEOK INC	47,832	81.380	3,892,568.16	
	OVINTIV INC	23,075	53.140	1,226,205.50	
	PHILLIPS 66	36,059	157.240	5,669,917.16	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	18,987	275.150	5,224,273.05	

	SCHLUMBERGER LTD	114,141	49.440	5,643,131.04	
	TARGA RESOURCES CORP	18,523	117.680	2,179,786.64	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,251	592.020	740,617.02	
	VALERO ENERGY CORP	28,616	167.130	4,782,592.08	
	WILLIAMS COS INC	97,204	39.450	3,834,697.80	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	18,025	235.080	4,237,317.00	
	ALBEMARLE CORP	8,338	114.980	958,703.24	
	AMCOR PLC	122,899	8.950	1,099,946.05	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	217.160	1,467,784.44	
	BALL CORP	23,469	65.450	1,536,046.05	
	CELANESE CORP	8,742	153.890	1,345,306.38	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	79.970	1,121,179.40	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	47,180	18.230	860,091.40	
	CORTEVA INC	60,038	54.700	3,284,078.60	
	CROWN HOLDINGS INC	9,413	79.780	750,969.14	
	DOW INC	59,685	56.440	3,368,621.40	
	DUPONT DE NEMOURS INC	36,397	73.500	2,675,179.50	
	EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	96.130	914,869.21	
	ECOLAB INC	20,862	219.790	4,585,258.98	
	FMC CORP	8,548	57.800	494,074.40	
	FREEPORT-MCMORAN INC	113,312	49.400	5,597,612.80	
	INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	33.520	786,781.44	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	20,983	84.340	1,769,706.22	
	LINDE PLC	39,612	443.830	17,580,993.96	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	99.680	2,209,407.20	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,759	597.070	2,841,456.13	
	MOSAIC CO/THE	25,489	30.280	771,806.92	
	NEWMONT CORP	94,978	43.410	4,122,994.98	
	NUCOR CORP	20,787	175.880	3,656,017.56	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	171.250	1,217,758.75	
	PPG INDUSTRIES INC	18,754	129.230	2,423,579.42	
	RELIANCE INC	5,040	292.130	1,472,335.20	
	RPM INTERNATIONAL INC	10,397	106.890	1,111,335.33	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	20,286	304.810	6,183,375.66	
	STEEL DYNAMICS INC	12,713	133.030	1,691,210.39	
	VULCAN MATERIALS CO	11,015	258.540	2,847,818.10	
	WESTLAKE CORP	2,189	148.370	324,781.93	
	WESTROCK CO	23,379	46.810	1,094,370.99	
	3M CO	46,568	91.410	4,256,780.88	
	AECOM	10,261	93.590	960,326.99	
	AERCAP HOLDINGS NV	17,564	85.180	1,496,101.52	
	ALLEGION PLC	6,843	124.870	854,485.41	

AMETEK INC	18,518	177.930	3,294,907.74	
AXON ENTERPRISE INC	5,927	306.240	1,815,084.48	
BOEING CO/THE	47,692	166.810	7,955,502.52	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	185.260	1,815,733.26	
CARLISLE COS INC	4,354	382.030	1,663,358.62	
CARRIER GLOBAL CORP	66,639	59.810	3,985,678.59	
CATERPILLAR INC	41,903	338.000	14,163,214.00	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	11.380	996,444.18	
CUMMINS INC	11,429	291.610	3,332,810.69	
DEERE & CO	21,624	394.060	8,521,153.44	
DOVER CORP	12,242	179.110	2,192,664.62	
EATON CORP PLC	33,016	317.100	10,469,373.60	
EMERSON ELECTRIC CO	45,278	109.600	4,962,468.80	
FASTENAL CO	47,002	68.140	3,202,716.28	
FERGUSON PLC	16,077	212.830	3,421,667.91	
FORTIVE CORP	29,388	76.210	2,239,659.48	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	73.220	779,646.56	
GE VERNOVA INC	21,971	148.310	3,258,519.01	
GENERAL DYNAMICS CORP	19,052	284.900	5,427,914.80	
GENERAL ELECTRIC CO	87,887	161.260	14,172,657.62	
GRACO INC	15,068	83.130	1,252,602.84	
HEICO CORP	3,085	206.820	638,039.70	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	166.870	1,100,173.91	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	54,475	193.020	10,514,764.50	
HOWMET AEROSPACE INC	33,070	64.800	2,142,936.00	
HUBBELL INC	4,737	402.270	1,905,552.99	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	275.980	797,030.24	
IDEX CORP	6,048	223.280	1,350,397.44	
ILLINOIS TOOL WORKS	24,584	248.160	6,100,765.44	
INGERSOLL-RAND INC	33,421	92.030	3,075,734.63	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	38.000	440,800.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	57,700	64.450	3,718,765.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	15,814	207.360	3,279,191.04	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	475.500	1,307,625.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	17,925	464.780	8,331,181.50	
MASCO CORP	19,187	69.870	1,340,595.69	
NORDSON CORP	3,927	259.660	1,019,684.82	
NORTHROP GRUMMAN CORP	11,636	488.060	5,679,066.16	
OTIS WORLDWIDE CORP	31,838	93.020	2,961,570.76	
OWENS CORNING	7,597	165.040	1,253,808.88	
PACCAR INC	43,068	112.620	4,850,318.16	
PARKER HANNIFIN CORP	10,389	549.380	5,707,508.82	

PENTAIR PLC	11,509	79.200	911,512.80	
QUANTA SERVICES INC	11,797	255.190	3,010,476.43	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	276.950	2,731,557.85	
RTX CORP	118,631	101.710	12,065,959.01	
SMITH (A.O.) CORP	10,652	82.820	882,198.64	
SNAP-ON INC	4,041	270.160	1,091,716.56	
STANLEY BLACK & DECKER INC	10,869	88.830	965,493.27	
TEXTRON INC	14,870	84.900	1,262,463.00	
TORO CO	8,097	86.720	702,171.84	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	18,510	299.370	5,541,338.70	
TRANSDIGM GROUP INC	4,470	1,256.580	5,616,912.60	
UNITED RENTALS INC	5,383	690.920	3,719,222.36	
VERTIV HOLDINGS CO-A	28,880	90.350	2,609,308.00	
WABTEC CORP	15,150	163.180	2,472,177.00	
WATSCO INC	3,112	444.000	1,381,728.00	
WW GRAINGER INC	3,504	947.840	3,321,231.36	
XYLEM INC	19,463	130.610	2,542,062.43	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	33,429	246.340	8,234,899.86	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	145.270	1,545,236.99	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	8,963	195.560	1,752,804.28	
CINTAS CORP	7,515	665.250	4,999,353.75	
COPART INC	72,947	55.220	4,028,133.34	
DAYFORCE INC	10,485	59.580	624,696.30	
EQUIFAX INC	10,373	226.280	2,347,202.44	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	144.180	1,498,462.74	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	129.880	1,481,021.64	
PAYCHEX INC	27,578	121.970	3,363,688.66	
PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	186.580	704,899.24	
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	156.580	425,584.44	
REPUBLIC SERVICES INC	17,805	193.560	3,446,335.80	
ROBERT HALF INC	8,149	70.600	575,319.40	
ROLLINS INC	25,137	44.270	1,112,814.99	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	61.310	1,184,141.34	
TRANSUNION	14,503	74.290	1,077,427.87	
VERALTO CORP	17,640	93.790	1,654,455.60	
VERISK ANALYTICS INC	11,354	222.790	2,529,557.66	
WASTE CONNECTIONS INC	20,167	165.180	3,331,185.06	
WASTE MANAGEMENT INC	33,524	212.700	7,130,554.80	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	70.260	613,088.76	
CSX CORP	165,227	34.030	5,622,674.81	
DELTA AIR LINES INC	14,192	49.880	707,896.96	
EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	113.150	1,180,833.40	

FEDEX CORP	19,408	265.520	5,153,212.16	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	159,485	3.500	558,197.50	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,308	163.740	1,032,871.92	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	47.140	569,875.46	
NORFOLK SOUTHERN CORP	18,442	240.830	4,441,386.86	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	15,354	196.660	3,019,517.64	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	27.260	383,193.82	
UBER TECHNOLOGIES INC	149,788	69.310	10,381,806.28	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	63.000	368,550.00	
UNION PACIFIC CORP	50,306	243.550	12,252,026.30	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	57,939	147.390	8,539,629.21	
APTIV PLC	25,096	70.130	1,759,982.48	
BORGWARNER INC	17,433	32.820	572,151.06	
FORD MOTOR CO	325,996	13.040	4,250,987.84	
GENERAL MOTORS CO	112,023	45.620	5,110,489.26	
LEAR CORP	3,736	133.480	498,681.28	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	45,698	8.520	389,346.96	
TESLA INC	234,252	170.180	39,865,005.36	
DECKERS OUTDOOR CORP	2,220	806.500	1,790,430.00	
DR HORTON INC	24,030	144.200	3,465,126.00	
GARMIN LTD	13,282	143.030	1,899,724.46	
HASBRO INC	11,407	64.970	741,112.79	
LENNAR CORP-A	21,335	152.790	3,259,774.65	
LULULEMON ATHLETICA INC	9,037	360.000	3,253,320.00	
NIKE INC -CL B	97,809	93.940	9,188,177.46	
NVR INC	250	7,725.000	1,931,250.00	
PULTEGROUP INC	17,535	111.360	1,952,697.60	
AIRBNB INC-CLASS A	35,805	163.010	5,836,573.05	
BOOKING HOLDINGS INC	2,816	3,502.480	9,862,983.68	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	15,881	38.040	604,113.24	
CARNIVAL CORP	84,815	15.180	1,287,491.70	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,228	3,111.970	6,933,469.16	
DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	156.540	1,459,422.42	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	494.770	1,422,463.75	
DOORDASH INC - A	20,142	128.110	2,580,391.62	
DRAFTKINGS INC-CL A	32,265	41.090	1,325,768.85	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	136.250	1,373,536.25	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	21,638	203.930	4,412,637.34	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	151.260	509,897.46	
LAS VEGAS SANDS CORP	27,977	45.550	1,274,352.35	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	20,953	241.940	5,069,368.82	
MCDONALD'S CORP	59,652	275.600	16,440,091.20	

MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	42.180	936,311.64	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	19,234	137.470	2,644,097.98	
STARBUCKS CORP	91,761	87.840	8,060,286.24	
VAIL RESORTS INC	2,860	199.020	569,197.20	
WYNN RESORTS LTD	7,730	96.600	746,718.00	
YUM! BRANDS INC	22,535	141.560	3,190,054.60	
AMAZON.COM INC	759,044	173.670	131,823,171.48	
AUTOZONE INC	1,423	2,945.250	4,191,090.75	
BATH & BODY WORKS INC	15,400	45.600	702,240.00	
BEST BUY CO INC	14,954	75.240	1,125,138.96	
BURLINGTON STORES INC	4,802	178.530	857,301.06	
CARMAX INC	14,212	69.220	983,754.64	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	204.210	899,749.26	
EBAY INC	40,534	51.340	2,081,015.56	
ETSY INC	9,090	67.200	610,848.00	
GENUINE PARTS CO	12,304	161.070	1,981,805.28	
GLOBAL-E ONLINE LTD	11,320	32.810	371,409.20	
HOME DEPOT INC	81,562	331.980	27,076,952.76	
LKQ CORP	24,732	42.920	1,061,497.44	
LOWE'S COS INC	47,504	229.960	10,924,019.84	
MERCADOLIBRE INC	3,632	1,363.830	4,953,430.56	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,881	1,054.130	5,145,208.53	
POOL CORP	3,252	370.000	1,203,240.00	
ROSS STORES INC	26,967	132.150	3,563,689.05	
TJX COMPANIES INC	91,584	96.420	8,830,529.28	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	9,377	265.260	2,487,343.02	
ULTA BEAUTY INC	3,734	408.010	1,523,509.34	
WILLIAMS-SONOMA INC	5,476	281.680	1,542,479.68	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	19.910	635,268.37	
COSTCO WHOLESALE CORP	36,375	721.860	26,257,657.50	
DOLLAR GENERAL CORP	18,277	142.650	2,607,214.05	
DOLLAR TREE INC	15,923	121.690	1,937,669.87	
KROGER CO	56,767	55.910	3,173,842.97	
SYSCO CORP	39,957	77.070	3,079,485.99	
TARGET CORP	38,491	164.440	6,329,460.04	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	17.600	929,420.80	
WALMART INC	362,153	60.210	21,805,232.13	
ALTRIA GROUP INC	143,314	43.540	6,239,891.56	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	61.000	2,579,629.00	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	48.110	1,089,354.73	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	104.060	1,284,412.58	
CAMPBELL SOUP CO	12,945	45.370	587,314.65	

CELSIUS HOLDINGS INC	11,375	71.640	814,905.00	
COCA-COLA CO/THE	334,846	61.740	20,673,392.04	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	18,105	70.940	1,284,368.70	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	31.270	1,242,106.94	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,962	261.710	3,653,995.02	
DARLING INGREDIENTS INC	10,514	45.260	475,863.64	
GENERAL MILLS INC	46,029	71.380	3,285,550.02	
HERSHEY CO/THE	12,733	187.150	2,382,980.95	
HORMEL FOODS CORP	25,536	35.270	900,654.72	
JM SMUCKER CO/THE	8,172	115.180	941,250.96	
KELLANOVA	19,503	58.450	1,139,950.35	
KEURIG DR PEPPER INC	93,410	33.840	3,160,994.40	
KRAFT HEINZ CO/THE	71,746	38.370	2,752,894.02	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	83.500	879,589.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	75.560	1,392,193.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	62.820	1,032,321.06	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	110,679	70.800	7,836,073.20	
MONSTER BEVERAGE CORP	66,279	53.150	3,522,728.85	
PEPSICO INC	112,895	176.680	19,946,288.60	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	125,615	96.090	12,070,345.35	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	60.890	1,552,512.33	
CHURCH & DWIGHT CO INC	19,954	107.250	2,140,066.50	
CLOROX COMPANY	9,104	147.500	1,342,840.00	
COLGATE-PALMOLIVE CO	63,558	89.290	5,675,093.82	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	144.990	2,789,752.59	
KENVUE INC	136,817	19.020	2,602,259.34	
KIMBERLY-CLARK CORP	28,172	136.430	3,843,505.96	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	192,252	162.550	31,250,562.60	
ABBOTT LABORATORIES	142,866	106.860	15,266,660.76	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	310.500	1,770,781.50	
BAXTER INTERNATIONAL INC	39,241	40.230	1,578,665.43	
BECTON DICKINSON AND CO	24,215	230.480	5,581,073.20	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	119,191	73.260	8,731,932.66	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	103.810	2,178,556.66	
CENCORA INC	13,560	239.760	3,251,145.60	
CENTENE CORP	44,436	75.680	3,362,916.48	
COOPER COS INC/THE	17,340	89.930	1,559,386.20	
CVS HEALTH CORP	104,686	67.330	7,048,508.38	
DAVITA INC	4,138	132.770	549,402.26	
DEXCOM INC	30,245	138.010	4,174,112.45	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	47,943	88.010	4,219,463.43	
ELEVANCE HEALTH INC	19,423	539.680	10,482,204.64	

GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	35,095	85.950	3,016,415.25	
HCA HEALTHCARE INC	16,132	314.120	5,067,383.84	
HENRY SCHEIN INC	10,457	72.820	761,478.74	
HOLOGIC INC	19,730	75.710	1,493,758.30	
HUMANA INC	10,475	311.410	3,262,019.75	
IDEXX LABORATORIES INC	6,610	489.240	3,233,876.40	
INSULET CORP	5,082	164.170	834,311.94	
INTUITIVE SURGICAL INC	29,090	373.120	10,854,060.80	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	198.350	1,238,695.75	
MCKESSON CORP	10,903	539.940	5,886,965.82	
MEDTRONIC PLC	106,507	79.250	8,440,679.75	
MOLINA HEALTHCARE INC	4,673	352.300	1,646,297.90	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	135.420	1,306,396.74	
RESMED INC	12,536	183.420	2,299,353.12	
SOLVENTUM CORP	10,620	61.830	656,634.60	
STERIS PLC	7,525	201.540	1,516,588.50	
STRYKER CORP	28,313	337.150	9,545,727.95	
TELEFLEX INC	3,067	206.710	633,979.57	
THE CIGNA GROUP	23,734	354.510	8,413,940.34	
UNITEDHEALTH GROUP INC	75,414	493.860	37,243,958.04	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	165.100	693,915.30	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,279	199.090	2,444,626.11	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	119.750	2,181,725.25	
ABBVIE INC	144,787	167.290	24,221,417.23	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	23,121	136.370	3,153,010.77	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,171	143.710	1,317,964.41	
AMGEN INC	44,156	269.380	11,894,743.28	
AVANTOR INC	56,039	25.150	1,409,380.85	
BIOGEN INC	11,114	202.460	2,250,140.44	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	82.170	1,136,575.44	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	275.600	476,236.80	
BIO-TECHNE CORP	13,296	62.660	833,127.36	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	165,115	44.700	7,380,640.50	
CATALENT INC	16,025	55.800	894,195.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	4,795	227.810	1,092,348.95	
DANAHER CORP	57,834	245.800	14,215,597.20	
ELI LILLY & CO	65,979	724.870	47,826,197.73	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	58.790	797,780.30	
GILEAD SCIENCES INC	101,504	65.270	6,625,166.08	
ILLUMINA INC	11,573	121.050	1,400,911.65	
INCYTE CORP	15,899	51.180	813,710.82	
IQVIA HOLDINGS INC	14,439	233.980	3,378,437.22	

JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	107.430	439,281.27	
JOHNSON & JOHNSON	197,212	146.820	28,954,665.84	
MERCK & CO. INC.	207,712	130.720	27,152,112.64	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,691	1,232.910	2,084,850.81	
MODERNA INC	27,369	106.180	2,906,040.42	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	137.760	1,204,573.44	
PFIZER INC	465,761	25.260	11,765,122.86	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,559	890.680	7,623,330.12	
REPLIGEN CORP	3,456	165.660	572,520.96	
REVVITY INC	10,411	102.090	1,062,858.99	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	28.110	763,523.82	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	92,472	13.250	1,225,254.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	31,759	571.730	18,157,573.07	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	235.950	834,555.15	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	20,919	397.700	8,319,486.30	
VIATRIS INC	83,466	11.470	957,355.02	
WATERS CORP	5,084	308.350	1,567,651.40	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	368.180	2,284,188.72	
ZOETIS INC	38,410	153.360	5,890,557.60	
BANK OF AMERICA CORP	584,437	37.910	22,156,006.67	
CITIGROUP INC	157,493	61.790	9,731,492.47	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	35.000	1,264,270.00	
FIFTH THIRD BANCORP	58,586	36.820	2,157,136.52	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,800.350	1,521,295.75	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	128,600	13.580	1,746,388.00	
JPMORGAN CHASE & CO	236,445	193.370	45,721,369.65	
KEYCORP	84,828	14.610	1,239,337.08	
M & T BANK CORP	12,629	146.900	1,855,200.10	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	32,800	156.300	5,126,640.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	19.610	1,550,935.29	
TRUIST FINANCIAL CORP	110,627	37.970	4,200,507.19	
US BANCORP	124,161	40.990	5,089,359.39	
WELLS FARGO & CO	298,407	59.930	17,883,531.51	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	39.140	788,240.46	
AMERICAN EXPRESS CO	47,234	237.100	11,199,181.40	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,978	410.910	3,278,239.98	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	31,181	111.880	3,488,530.28	
ARES MANAGEMENT CORP - A	13,891	133.730	1,857,643.43	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	61,100	57.180	3,493,698.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	107,214	404.910	43,412,020.74	
BLACKROCK INC	11,942	757.650	9,047,856.30	
BLACKSTONE INC	57,022	123.360	7,034,233.92	

BLOCK INC	43,616	72.790	3,174,808.64	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	32,018	145.970	4,673,667.46	
CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	45.620	763,222.60	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	181.690	1,645,929.71	
CME GROUP INC	30,011	212.540	6,378,537.94	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	13,634	223.610	3,048,698.74	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	26.680	531,599.00	
CORPAY INC	6,278	302.080	1,896,458.24	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	21,512	125.670	2,703,413.04	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	37.130	1,167,738.50	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,946	418.710	1,233,519.66	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	70.470	3,354,653.88	
FISERV INC	49,889	153.290	7,647,484.81	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	25.090	546,410.02	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,533	63.000	411,579.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	20,594	124.630	2,566,630.22	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	26,343	420.050	11,065,377.15	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	46,756	131.820	6,163,375.92	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	165.890	824,639.19	
KKR & CO INC	45,385	94.870	4,305,674.95	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	265.420	1,636,048.88	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	201.580	534,791.74	
MASTERCARD INC - A	68,582	462.110	31,692,428.02	
MOODY'S CORP	13,390	375.180	5,023,660.20	
MORGAN STANLEY	101,906	92.560	9,432,419.36	
MSCI INC	6,223	464.490	2,890,521.27	
NASDAQ INC	27,999	60.290	1,688,059.71	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	83.440	1,401,207.92	
PAYPAL HOLDINGS INC	85,759	64.100	5,497,151.90	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	121.950	2,086,808.40	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	31,965	17.120	547,240.80	
S&P GLOBAL INC	26,757	415.500	11,117,533.50	
SCHWAB (CHARLES) CORP	122,498	74.890	9,173,875.22	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	66.480	501,924.00	
STATE STREET CORP	25,474	73.290	1,866,989.46	
SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	44.660	1,434,121.92	
T ROWE PRICE GROUP INC	17,303	108.830	1,883,085.49	
TOAST INC-CLASS A	21,393	23.120	494,606.16	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	102.150	887,479.20	
VISA INC-CLASS A SHARES	129,093	275.160	35,521,229.88	
AFLAC INC	44,628	83.730	3,736,702.44	
ALLSTATE CORP	20,503	172.340	3,533,487.02	

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	128.710	626,302.86	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	74.630	4,124,352.32	
AON PLC-CLASS A	16,323	306.000	4,994,838.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,061	93.050	2,704,126.05	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	18,202	236.950	4,312,963.90	
ASSURANT INC	4,977	173.640	864,206.28	
BROWN & BROWN INC	18,424	82.280	1,515,926.72	
CHUBB LTD	32,924	245.960	8,097,987.04	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	118.440	1,569,448.44	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	380.260	853,303.44	
EVEREST GROUP LTD	3,547	365.760	1,297,350.72	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	49.880	950,613.04	
GLOBE LIFE INC	6,373	75.540	481,416.42	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	25,592	99.090	2,535,911.28	
LOEWS CORP	16,971	76.410	1,296,754.11	
MARKEL GROUP INC	1,175	1,450.950	1,704,866.25	
MARSH & MCLENNAN COS	39,623	201.470	7,982,845.81	
METLIFE INC	52,395	71.900	3,767,200.50	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	81.060	1,577,265.48	
PROGRESSIVE CORP	48,366	210.070	10,160,245.62	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	28,865	111.180	3,209,210.70	
TRAVELERS COS INC/THE	18,256	213.990	3,906,601.44	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	256.920	2,028,897.24	
WR BERKLEY CORP	18,153	77.910	1,414,300.23	
ACCENTURE PLC-CL A	51,565	309.000	15,933,585.00	
ADOBE INC	36,850	473.440	17,446,264.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	101.790	1,346,274.54	
ANSYS INC	6,763	327.040	2,211,771.52	
APPLOVIN CORP-CLASS A	15,026	69.210	1,039,949.46	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	198.000	376,398.00	
ATLASSIAN CORP-CL A	12,421	198.410	2,464,450.61	
AUTODESK INC	17,384	216.400	3,761,897.60	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	18,166	54.370	987,685.42	
BILL HOLDINGS INC	6,004	60.500	363,242.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	22,681	277.080	6,284,451.48	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	152.950	1,156,454.95	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	22,962	86.760	1,992,183.12	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	41,604	66.760	2,777,483.04	
CONFLUENT INC-CLASS A	15,954	28.890	460,911.06	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	19,060	298.020	5,680,261.20	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	245.070	777,607.11	
DATADOG INC - CLASS A	22,908	125.250	2,869,227.00	

DOCUSIGN INC	17,164	57.350	984,355.40	
DROPBOX INC-CLASS A	16,584	23.930	396,855.12	
DYNATRACE INC	21,256	46.600	990,529.60	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	237.130	1,141,780.95	
FAIR ISAAC CORP	1,871	1,193.660	2,233,337.86	
FORTINET INC	52,961	64.030	3,391,092.83	
GARTNER INC	6,179	446.310	2,757,749.49	
GEN DIGITAL INC	41,779	20.550	858,558.45	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	124.140	1,476,645.30	
HUBSPOT INC	3,878	636.100	2,466,795.80	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	74,443	168.910	12,574,167.13	
INTUIT INC	22,822	626.390	14,295,472.58	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	4,648	208.300	968,178.40	
MICROSOFT CORP	575,981	399.040	229,839,458.24	
MONDAY.COM LTD	2,382	185.200	441,146.40	
MONGODB INC	5,921	366.130	2,167,855.73	
OKTA INC	13,914	92.930	1,293,028.02	
ORACLE CORP	135,596	114.890	15,578,624.44	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	146,227	21.710	3,174,588.17	
PALO ALTO NETWORKS INC	25,644	288.790	7,405,730.76	
PTC INC	9,246	179.880	1,663,170.48	
ROPER TECHNOLOGIES INC	8,664	540.410	4,682,112.24	
SALESFORCE INC	78,917	273.140	21,555,389.38	
SAMSARA INC-CL A	13,749	34.390	472,828.11	
SERVICENOW INC	16,910	716.250	12,111,787.50	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	21,974	152.500	3,351,035.00	
SYNOPSYS INC	12,237	530.110	6,486,956.07	
TWILIO INC - A	15,028	60.010	901,830.28	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	458.070	1,437,881.73	
UIPATH INC - CLASS A	25,298	19.410	491,034.18	
UNITY SOFTWARE INC	19,066	23.320	444,619.12	
VERISIGN INC	7,316	182.680	1,336,486.88	
WIX.COM LTD	5,348	121.180	648,070.64	
WORKDAY INC-CLASS A	16,772	254.060	4,261,094.32	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	18,307	61.040	1,117,459.28	
ZSCALER INC	7,508	174.810	1,312,473.48	
AMPHENOL CORP-CL A	48,323	119.010	5,750,920.23	
APPLE INC	1,198,377	169.890	203,592,268.53	
ARISTA NETWORKS INC	21,651	264.760	5,732,318.76	
CDW CORP/DE	10,704	243.420	2,605,567.68	
CISCO SYSTEMS INC	331,278	48.100	15,934,471.80	
CORNING INC	64,764	31.350	2,030,351.40	

DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	124.910	2,347,933.27	
F5 INC	3,921	181.850	713,033.85	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	102,647	16.970	1,741,919.59	
HP INC	75,219	28.130	2,115,910.47	
JABIL INC	9,808	118.480	1,162,051.84	
JUNIPER NETWORKS INC	30,061	34.950	1,050,631.95	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	13,320	147.430	1,963,767.60	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	13,944	349.020	4,866,734.88	
NETAPP INC	17,045	100.940	1,720,522.30	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	15,879	87.260	1,385,601.54	
SUPER MICRO COMPUTER INC	4,017	787.400	3,162,985.80	
TE CONNECTIVITY LTD	25,716	140.480	3,612,583.68	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	376.980	1,293,795.36	
TRIMBLE INC	20,783	59.210	1,230,561.43	
WESTERN DIGITAL CORP	24,533	69.440	1,703,571.52	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,189	292.530	1,225,408.17	
ADVANCED MICRO DEVICES	132,665	153.760	20,398,570.40	
ANALOG DEVICES INC	41,224	197.940	8,159,878.56	
APPLIED MATERIALS INC	67,753	197.500	13,381,217.50	
BROADCOM INC	36,374	1,294.420	47,083,233.08	
ENPHASE ENERGY INC	10,381	107.830	1,119,383.23	
ENTEGRIS INC	12,569	128.540	1,615,619.26	
FIRST SOLAR INC	8,882	175.020	1,554,527.64	
INTEL CORP	343,713	35.110	12,067,763.43	
KLA CORP	11,071	672.950	7,450,229.45	
LAM RESEARCH CORP	10,683	901.470	9,630,404.01	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	11,073	73.910	818,405.43	
MARVELL TECHNOLOGY INC	70,092	67.480	4,729,808.16	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	44,600	92.210	4,112,566.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	91,305	111.580	10,187,811.90	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,028	660.340	2,659,849.52	
NVIDIA CORP	201,548	826.320	166,543,143.36	
NXP SEMICONDUCTORS NV	20,596	238.080	4,903,495.68	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	66.380	2,374,611.74	
QORVO INC	7,835	114.700	898,674.50	
QUALCOMM INC	92,036	163.300	15,029,478.80	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	102.950	1,390,442.70	
TERADYNE INC	12,464	108.910	1,357,454.24	
TEXAS INSTRUMENTS INC	74,915	175.250	13,128,853.75	
AT&T INC	582,911	16.580	9,664,664.38	
LIBERTY GLOBAL LTD-C	21,079	16.670	351,386.93	
T-MOBILE US INC	42,427	164.050	6,960,149.35	

VERIZON COMMUNICATIONS INC	342,743	39.220	13,442,380.46	
AES CORP	54,086	17.130	926,493.18	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	50.230	1,065,076.92	
AMEREN CORPORATION	19,979	74.760	1,493,630.04	
AMERICAN ELECTRIC POWER	43,705	86.860	3,796,216.30	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	15,191	121.550	1,846,466.05	
ATMOS ENERGY CORP	13,505	118.170	1,595,885.85	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	29.340	1,605,396.78	
CMS ENERGY CORP	23,541	60.480	1,423,759.68	
CONSOLIDATED EDISON INC	28,772	94.110	2,707,732.92	
CONSTELLATION ENERGY	26,817	188.010	5,041,864.17	
DOMINION ENERGY INC	66,086	50.970	3,368,403.42	
DTE ENERGY COMPANY	16,277	111.140	1,809,025.78	
DUKE ENERGY CORP	62,251	99.030	6,164,716.53	
EDISON INTERNATIONAL	32,299	71.130	2,297,427.87	
ENTERGY CORP	17,246	107.530	1,854,462.38	
ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	36.570	597,151.53	
EVERGY INC	17,275	52.420	905,555.50	
EVERSOURCE ENERGY	30,845	60.520	1,866,739.40	
EXELON CORP	84,941	37.660	3,198,878.06	
FIRSTENERGY CORP	45,110	38.570	1,739,892.70	
NEXTERA ENERGY INC	166,491	66.900	11,138,247.90	
NISOURCE INC	34,855	28.100	979,425.50	
NRG ENERGY INC	20,349	72.860	1,482,628.14	
P G & E CORP	159,724	17.070	2,726,488.68	
PPL CORP	55,523	27.300	1,515,777.90	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	39,818	68.090	2,711,207.62	
SEMPRA	53,312	71.980	3,837,397.76	
SOUTHERN CO/THE	89,277	74.370	6,639,530.49	
VISTRA CORP	25,777	72.480	1,868,316.96	
WEC ENERGY GROUP INC	25,816	82.810	2,137,822.96	
XCEL ENERGY INC	45,776	55.010	2,518,137.76	
ALPHABET INC-CL A	483,383	156.000	75,407,748.00	
ALPHABET INC-CL C	420,965	157.950	66,491,421.75	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,601	259.100	1,969,419.10	
COMCAST CORP-CLASS A	324,219	37.870	12,278,173.53	
ELECTRONIC ARTS INC	20,831	127.310	2,651,994.61	
FOX CORP - CLASS A	23,886	31.680	756,708.48	
FOX CORP - CLASS B	8,773	29.250	256,610.25	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	31.160	811,001.32	
LIBERTY BROADBAND-C	8,196	49.390	404,800.44	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	12,383	24.400	302,145.20	

	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	16,121	68.930	1,111,220.53	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	88.490	1,199,393.46	
	MATCH GROUP INC	17,799	31.690	564,050.31	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	181,252	441.380	80,001,007.76	
	NETFLIX INC	35,682	564.800	20,153,193.60	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	24.210	832,945.05	
	OMNICOM GROUP	15,106	96.710	1,460,901.26	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	12.180	498,941.52	
	PINTEREST INC- CLASS A	48,115	32.640	1,570,473.60	
	ROBLOX CORP -CLASS A	37,893	35.530	1,346,338.29	
	ROKU INC	9,945	62.810	624,645.45	
	SEA LTD-ADR	31,070	62.830	1,952,128.10	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	3.020	170,781.00	
	SNAP INC - A	86,463	11.400	985,678.20	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	12,652	143.430	1,814,676.36	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	36,722	83.340	3,060,411.48	
	WALT DISNEY CO/THE	149,696	112.770	16,881,217.92	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	8.290	1,669,523.10	
	CBRE GROUP INC - A	23,502	87.020	2,045,144.04	
	COSTAR GROUP INC	33,292	90.340	3,007,599.28	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	3.120	246,792.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	10,672	42.950	458,362.40	
アメリカ・ドル小計		27,735,634		3,541,288,980.40 (551,591,171,587)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	25.820	1,159,911.86	
	CAMECO CORP	33,586	67.160	2,255,635.76	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	87,389	105.680	9,235,269.52	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	29.090	3,492,196.32	
	ENBRIDGE INC	171,808	49.520	8,507,932.16	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	97.360	1,583,755.12	
	KEYERA CORP	19,802	35.440	701,782.88	
	MEG ENERGY CORP	21,651	32.280	698,894.28	
	PARKLAND CORP	16,066	43.150	693,247.90	
	PEMBINA PIPELINE CORP	45,973	48.780	2,242,562.94	
	SUNCOR ENERGY INC	108,809	53.880	5,862,628.92	
	TC ENERGY CORP	81,340	49.330	4,012,502.20	
	TOURMALINE OIL CORP	26,107	68.180	1,779,975.26	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	41,898	88.720	3,717,190.56	
	BARRICK GOLD CORP	139,992	23.330	3,266,013.36	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	70.750	938,711.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	16.240	1,111,563.04	
	FRANCO-NEVADA CORP	14,724	166.120	2,445,950.88	

	IVANHOE MINES LTD-CL A	56,432	19.220	1,084,623.04	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	9.200	1,013,435.20	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	15.600	724,557.60	
	NUTRIEN LTD	42,180	71.120	2,999,841.60	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	25.910	651,817.87	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	67.650	2,364,164.55	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	107.880	478,771.44	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	34,221	73.410	2,512,163.61	
	CAE INC	27,474	25.580	702,784.92	
	STANTEC INC	9,939	111.360	1,106,807.04	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	129.180	778,567.86	
	WSP GLOBAL INC	11,089	213.650	2,369,164.85	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	21.210	693,015.54	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	15,630	44.120	689,595.60	
	RB GLOBAL INC	15,569	100.160	1,559,391.04	
	THOMSON REUTERS CORP	12,639	208.350	2,633,335.65	
	AIR CANADA	12,083	19.980	241,418.34	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	45,156	170.400	7,694,582.40	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	75,033	112.140	8,414,200.62	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	192.340	1,345,418.30	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	66.540	1,492,891.44	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	94.380	290,879.16	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	47.910	541,478.82	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	22,860	99.830	2,282,113.80	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	135.060	639,779.22	
	DOLLARAMA INC	24,084	117.000	2,817,828.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	63,190	77.380	4,889,642.20	
	EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	32.380	296,212.24	
	LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	152.430	2,142,708.51	
	METRO INC/CN	18,929	70.950	1,343,012.55	
	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	183.830	916,208.72	
	SAPUTO INC	18,270	26.280	480,135.60	
	BANK OF MONTREAL	60,312	126.690	7,640,927.28	
	BANK OF NOVA SCOTIA	102,004	63.150	6,441,552.60	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	73,290	64.760	4,746,260.40	
	NATIONAL BANK OF CANADA	25,956	112.060	2,908,629.36	
	ROYAL BANK OF CANADA	116,105	133.470	15,496,534.35	
	TORONTO-DOMINION BANK	143,729	80.760	11,607,554.04	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	53.240	1,674,451.24	
	BROOKFIELD CORP	109,779	54.960	6,033,453.84	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	33.730	166,929.77	
	ONEX CORPORATION	4,217	98.740	416,386.58	

	TMX GROUP LTD	26,034	36.040	938,265.36	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,745	1,486.530	2,593,994.85	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	40.190	922,923.16	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	83.580	691,039.44	
	INTACT FINANCIAL CORP	14,283	221.060	3,157,399.98	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	144,268	31.940	4,607,919.92	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	36.640	1,841,819.52	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	46,259	70.140	3,244,606.26	
	CGI INC	15,720	140.840	2,214,004.80	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,609	3,655.010	5,880,911.09	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	129.040	828,952.96	
	OPEN TEXT CORP	21,507	48.850	1,050,616.95	
	SHOPIFY INC - CLASS A	100,310	96.330	9,662,862.30	
	BCE INC	8,653	44.920	388,692.76	
	QUEBECOR INC -CL B	14,578	28.470	415,035.66	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	32,571	52.000	1,693,692.00	
	TELUS CORP	15,222	22.000	334,884.00	
	ALTAGAS LTD	27,309	30.220	825,277.98	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	31.800	356,160.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	30.640	225,020.16	
	EMERA INC	22,591	46.170	1,043,026.47	
	FORTIS INC	41,868	53.720	2,249,148.96	
	HYDRO ONE LTD	24,747	37.840	936,426.48	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	20.670	325,366.47	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	207.300	760,583.70	
カナダ・ドル小計		3,270,405		216,217,581.98 (24,659,615,225)	
オーストラリア・ドル	AMPOL LTD	19,016	38.770	737,250.32	
	SANTOS LTD	278,806	7.750	2,160,746.50	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	154,146	28.570	4,403,951.22	
	BHP GROUP LTD	417,969	45.230	18,904,737.87	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	22.760	846,990.64	
	FORTESCUE LTD	135,233	24.760	3,348,369.08	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	54.720	2,020,645.44	
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	68.820	802,578.84	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	92,960	14.880	1,383,244.80	
	ORICA LTD	36,212	18.310	663,041.72	
	PILBARA MINERALS LTD	280,194	3.860	1,081,548.84	
	RIO TINTO LTD	29,368	129.380	3,799,631.84	
	SOUTH32 LTD	336,639	3.310	1,114,275.09	
	REECE LTD	13,059	27.710	361,864.89	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	16,425	38.680	635,319.00	

	BRAMBLES LTD	105,161	14.400	1,514,318.40	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	27.480	1,397,440.44	
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.940	513,188.94	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	5.860	458,404.36	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,926	41.070	2,091,530.82	
	IDP EDUCATION LTD	23,591	16.370	386,184.67	
	LOTTERY CORP LTD/THE	173,268	4.900	849,013.20	
	WESFARMERS LTD	92,796	65.500	6,078,138.00	
	COLES GROUP LTD	99,972	16.320	1,631,543.04	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	5.410	750,572.58	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	98,099	32.070	3,146,034.93	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	62,913	12.100	761,247.30	
	COCHLEAR LTD	5,404	319.990	1,729,225.96	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	52.400	763,206.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	26.740	999,059.88	
	CSL LTD	40,032	278.450	11,146,910.40	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	237,876	28.540	6,788,981.04	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	137,534	115.000	15,816,410.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	252,991	34.000	8,601,694.00	
	WESTPAC BANKING CORP	287,982	26.190	7,542,248.58	
	ASX LTD	15,385	63.990	984,486.15	
	MACQUARIE GROUP LTD	29,824	187.560	5,593,789.44	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	32.860	748,747.96	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	6.530	1,134,620.15	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.630	703,138.26	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	17.790	2,213,965.50	
	SUNCORP GROUP LTD	117,223	16.200	1,899,012.60	
	WISETECH GLOBAL LTD	12,907	91.590	1,182,152.13	
	XERO LTD	12,671	119.810	1,518,112.51	
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	3.670	1,003,168.81	
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	9.780	1,318,979.70	
	CAR GROUP LTD	33,837	34.190	1,156,887.03	
	REA GROUP LTD	3,813	180.220	687,178.86	
	SEEK LTD	29,833	24.950	744,333.35	
オーストラリア・ドル小計		5,192,764		136,118,121.08 (13,836,407,008)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	196,924	38.200	7,522,496.80	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	121,500	106.500	12,939,750.00	
	MTR CORP	118,500	25.000	2,962,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	17.200	2,752,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	35.050	6,168,800.00	
	SANDS CHINA LTD	172,800	18.200	3,144,960.00	

	WH GROUP LTD	722,000	5.800	4,187,600.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	23.750	5,866,250.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	101.600	6,441,440.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	102,400	246.800	25,272,320.00	
	AIA GROUP LTD	921,000	51.550	47,477,550.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	44.650	2,768,300.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	62.650	8,902,565.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	861,389	6.020	5,185,561.78	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	45.450	5,044,950.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	32.750	5,270,261.00	
	ESR GROUP LTD	157,000	8.220	1,290,540.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	8.370	1,590,300.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	145,384	23.550	3,423,793.20	
	SINO LAND CO	248,200	8.120	2,015,384.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108,000	72.000	7,776,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	63.400	1,711,800.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	15.800	1,845,440.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	25.100	2,836,300.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	23.050	2,881,250.00	
香港・ドル小計		5,569,321		177,278,111.78 (3,527,834,423)	
シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	26.220	283,176.00	
	KEPPEL LTD	115,000	6.860	788,900.00	
	SEATRIUM LTD	3,231,727	0.088	284,391.97	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	4.040	438,744.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.550	743,857.30	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	0.920	416,300.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.500	558,600.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	163,570	34.450	5,634,986.50	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	270,600	14.330	3,877,698.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	102,400	30.520	3,125,248.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.310	607,012.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	645,315	2.420	1,561,662.30	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.450	486,140.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.630	578,863.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	6.030	295,470.00	
シンガポール・ドル小計		5,797,178		19,681,049.07 (2,255,251,413)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	133,941	7.870	1,054,115.67	
	EBOS GROUP LTD	7,317	35.450	259,387.65	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	46,548	27.870	1,297,292.76	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	188,606	4.735	893,049.41	

	MERCURY NZ LTD	40,976	6.450	264,295.20	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.925	541,112.47	
ニュージーランド・ドル小計		508,715		4,309,253.16 (400,329,619)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,415,483	5.263	7,449,687.02	
	SHELL PLC	525,932	29.010	15,257,287.32	
	ANGLO AMERICAN PLC	104,777	25.600	2,682,291.20	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	22.270	689,991.41	
	CRH PLC	57,555	61.960	3,566,107.80	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	46.490	478,661.04	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	16.870	295,343.09	
	GLENCORE PLC	869,792	4.686	4,075,845.31	
	MONDI PLC	30,822	14.925	460,018.35	
	RIO TINTO PLC	90,715	53.790	4,879,559.85	
	ASHTEAD GROUP PLC	35,259	57.600	2,030,918.40	
	BAE SYSTEMS PLC	251,236	13.200	3,316,315.20	
	BUNZL PLC	26,105	30.340	792,025.70	
	DCC PLC	10,153	54.500	553,338.50	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	6.252	746,838.91	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	712,449	4.057	2,890,405.59	
	SMITHS GROUP PLC	24,369	16.030	390,635.07	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,904	88.500	522,504.00	
	EXPERIAN PLC	73,697	32.250	2,376,728.25	
	INTERTEK GROUP PLC	11,884	49.480	588,020.32	
	RELX PLC	152,138	32.810	4,991,647.78	
	RENTOKIL INITIAL PLC	190,467	4.105	781,867.03	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.488	290,669.80	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	10,739	46.520	499,578.28	
	BURBERRY GROUP PLC	26,233	11.445	300,236.68	
	PERSIMMON PLC	27,665	12.825	354,803.62	
	TAYLOR WIMPEY PLC	353,772	1.314	464,856.40	
	COMPASS GROUP PLC	136,342	22.320	3,043,153.44	
	ENTAIN PLC	42,158	8.092	341,142.53	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	13,924	148.750	2,071,195.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	80.020	1,159,569.82	
	PEARSON PLC	46,942	9.916	465,476.87	
	WHITBREAD PLC	16,522	30.280	500,286.16	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	1.163	292,473.56	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.471	443,774.30	
	NEXT PLC	9,030	91.040	822,091.20	
	OCADO GROUP PLC	42,697	3.623	154,691.23	
	SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.566	291,189.68	

TESCO PLC	551,571	2.898	1,598,452.75	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	26.860	832,445.12	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	167,558	23.370	3,915,830.46	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	25.540	456,297.64	
DIAGEO PLC	179,783	27.590	4,960,212.97	
IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	18.275	1,276,161.52	
HALEON PLC	547,292	3.315	1,814,272.98	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	56,558	43.560	2,463,666.48	
UNILEVER PLC	206,687	40.820	8,436,963.34	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	57,278	9.644	552,389.03	
ASTRAZENECA PLC	127,347	120.260	15,314,750.22	
GSK PLC	342,530	16.405	5,619,204.65	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	18.540	270,498.60	
BARCLAYS PLC	1,208,742	2.040	2,465,833.68	
HSBC HOLDINGS PLC	1,552,941	6.619	10,278,916.47	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,165,051	0.512	2,644,506.11	
NATWEST GROUP PLC	465,094	2.898	1,347,842.41	
STANDARD CHARTERED PLC	182,397	6.828	1,245,406.71	
3I GROUP PLC	81,145	28.430	2,306,952.35	
ABRDN PLC	138,015	1.411	194,739.16	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	7.362	228,280.89	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	35,222	88.900	3,131,235.80	
M&G PLC	217,201	1.979	429,840.77	
SCHRODERS PLC	61,711	3.472	214,260.59	
ST JAMES'S PLACE PLC	33,823	4.210	142,394.83	
WISE PLC - A	43,661	7.800	340,555.80	
ADMIRAL GROUP PLC	19,808	26.920	533,231.36	
AVIVA PLC	217,835	4.585	998,773.47	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	457,083	2.328	1,064,089.22	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	4.818	285,639.94	
PRUDENTIAL PLC	232,133	7.140	1,657,429.62	
SAGE GROUP PLC/THE	75,045	11.605	870,897.22	
HALMA PLC	32,277	21.780	702,993.06	
BT GROUP PLC	540,623	1.047	566,032.28	
VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.690	1,367,070.09	
CENTRICA PLC	527,715	1.314	693,417.51	
NATIONAL GRID PLC	301,486	10.470	3,156,558.42	
SEVERN TRENT PLC	20,117	24.420	491,257.14	
SSE PLC	87,793	16.505	1,449,023.46	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	10.300	527,442.40	
AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	6.886	536,426.28	

	INFORMA PLC	102,755	7.944	816,285.72	
	WPP PLC	78,503	7.964	625,197.89	
イギリス・ポンド小計		22,569,478		160,134,941.52 (31,187,881,209)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	17.470	1,172,988.21	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	760.700	1,683,429.10	
	BANK HAPOALIM BM	98,327	33.200	3,264,456.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	28.690	3,326,232.53	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	18.950	2,248,190.10	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	133.400	1,589,594.40	
	NICE LTD	4,458	864.300	3,853,049.40	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	242.500	855,297.50	
イスラエル・シュケル小計		422,159		17,993,237.64 (736,436,227)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	10,101	13.020	131,515.02	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	713.500	383,863.00	
	GIVAUDAN-REG	771	3,926.000	3,026,946.00	
	HOLCIM LTD	42,879	77.760	3,334,271.04	
	SIG GROUP AG	22,269	18.940	421,774.86	
	SIKA AG-REG	12,934	256.400	3,316,277.60	
	ABB LTD-REG	130,006	44.510	5,786,567.06	
	GEBERIT AG-REG	2,873	483.200	1,388,233.60	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	220.500	389,403.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	227.400	689,022.00	
	VAT GROUP AG	2,164	456.300	987,433.20	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,810	31.120	460,887.20	
	SGS SA-REG	11,450	82.100	940,045.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	238.500	1,000,269.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	42,892	127.750	5,479,453.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	193.500	506,776.50	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	38.150	199,333.75	
	AVOLTA AG	8,656	34.720	300,536.32	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,393.000	532,126.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	10,400.000	748,800.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	105,000.000	840,000.00	
	NESTLE SA-REG	218,570	92.080	20,125,925.60	
	ALCON INC	41,643	71.560	2,979,973.08	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4,173	251.700	1,050,344.10	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,823	133.550	1,178,311.65	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	79.900	140,304.40	
	LONZA GROUP AG-REG	5,801	513.800	2,980,553.80	
	NOVARTIS AG-REG	168,595	90.000	15,173,550.00	

	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	236.800	611,891.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	57,853	218.800	12,658,236.40	
	SANDOZ GROUP AG	30,936	30.710	950,044.56	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	99.550	299,247.30	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	48.230	731,552.64	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,773	1,181.000	2,093,913.00	
	UBS GROUP AG-REG	273,261	24.960	6,820,594.56	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	139.000	543,351.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	118.100	485,509.10	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	612.200	1,390,918.40	
	SWISS RE AG	24,764	99.500	2,464,018.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,811	442.600	5,227,548.60	
	TEMENOS AG - REG	7,049	57.600	406,022.40	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	72.180	978,399.90	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	506.500	1,009,961.00	
	BKW AG	1,385	136.400	188,914.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	84.750	472,227.00	
スイス・フラン小計		1,230,003		111,824,844.84 (19,075,082,033)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,327	384.700	11,666,796.90	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	407	2,250.000	915,750.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	78,424	177.600	13,928,102.40	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	9,530.000	2,782,760.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	9,730.000	4,008,760.00	
	DSV A/S	13,716	988.000	13,551,408.00	
	PANDORA A/S	6,892	1,078.000	7,429,576.00	
	CARLSBERG AS-B	8,080	948.200	7,661,456.00	
	COLOPLAST-B	10,365	864.200	8,957,433.00	
	DEMANT A/S	8,178	316.200	2,585,883.60	
	GENMAB A/S	5,493	1,915.500	10,521,841.50	
	NOVO NORDISK A/S-B	266,800	866.800	231,262,240.00	
	DANSKE BANK A/S	59,312	202.600	12,016,611.20	
	TRYG A/S	24,975	136.500	3,409,087.50	
	ORSTED A/S	14,988	380.000	5,695,440.00	
デンマーク・クローネ小計		528,661		336,393,146.10 (7,535,206,473)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	282.800	7,903,694.40	
	EQUINOR ASA	72,237	305.000	22,032,285.00	
	NORSK HYDRO ASA	108,109	67.820	7,331,952.38	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	339.900	4,322,848.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	755.000	4,927,130.00	
	MOWI ASA	36,354	191.100	6,947,249.40	

	ORKLA ASA	63,195	73.650	4,654,311.75	
	SALMAR ASA	6,204	687.000	4,262,148.00	
	DNB BANK ASA	78,029	208.500	16,269,046.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	177.600	3,319,521.60	
	TELENOR ASA	48,435	126.500	6,127,027.50	
	ADEVINTA ASA	21,858	114.200	2,496,183.60	
ノルウェー・クローネ小計		500,304		90,593,398.33 (1,287,332,190)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	20,658	346.600	7,160,062.80	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	424.400	2,980,985.60	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	158.900	7,255,691.80	
	ALFA LAVAL AB	23,093	468.100	10,809,833.30	
	ASSA ABLOY AB-B	80,816	294.600	23,808,393.60	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	217,094	189.300	41,095,894.20	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	125,066	162.650	20,341,984.90	
	BEIJER REF AB	41,872	159.900	6,695,332.80	
	EPIROC AB-A	56,566	203.200	11,494,211.20	
	EPIROC AB-B	33,182	178.200	5,913,032.40	
	HUSQVARNA AB-B SHS	34,897	83.800	2,924,368.60	
	INDUTRADE AB	27,951	253.000	7,071,603.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	265.500	2,183,206.50	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	259.400	3,929,650.60	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	50.160	5,481,183.84	
	SAAB AB-B	6,953	920.200	6,398,150.60	
	SANDVIK AB	87,237	222.600	19,418,956.20	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	185.750	4,999,461.25	
	SKF AB-B SHARES	31,715	219.600	6,964,614.00	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	286.400	3,804,251.20	
	VOLVO AB-B SHS	124,286	277.100	34,439,650.60	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	109.450	4,488,544.50	
	VOLVO CAR AB-B	100,230	33.330	3,340,665.90	
	EVOLUTION AB	14,444	1,244.500	17,975,558.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	178.200	9,303,822.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	50,329	266.900	13,432,810.10	
	GETINGE AB-B SHS	21,124	229.200	4,841,620.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	280.800	3,794,450.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	129,315	143.300	18,530,839.50	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	113,533	96.440	10,949,122.52	
	SWEDBANK AB - A SHARES	72,723	210.000	15,271,830.00	
	EQT AB	29,893	290.100	8,671,959.30	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	345.200	3,658,429.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	344.500	3,666,169.00	

	INVESTOR AB-B SHS	141,543	266.100	37,664,592.30	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	535.500	3,256,375.50	
	ERICSSON LM-B SHS	221,040	57.380	12,683,275.20	
	HEXAGON AB-B SHS	175,674	122.050	21,441,011.70	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	103.550	3,978,805.20	
	TELIA CO AB	187,675	25.900	4,860,782.50	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	65.080	3,934,346.32	
	SAGAX AB-B	14,721	263.200	3,874,567.20	
スウェーデン・クローナ小計		2,642,092		444,790,096.53 (6,360,498,380)	
ユーロ	ENI SPA	179,276	15.254	2,734,676.10	
	GALP ENERGIA SGPS SA	41,157	20.250	833,429.25	
	NESTE OYJ	31,509	22.490	708,637.41	
	OMV AG	13,588	43.660	593,252.08	
	REPSOL SA	96,457	15.005	1,447,337.28	
	TENARIS SA	41,201	17.350	714,837.35	
	TOTALENERGIES SE	175,277	68.060	11,929,352.62	
	AIR LIQUIDE SA	42,762	183.620	7,851,958.44	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	61.920	873,629.28	
	ARCELORMITTAL	44,177	23.540	1,039,926.58	
	ARKEMA	5,145	94.600	486,717.00	
	BASF SE	73,728	50.990	3,759,390.72	
	COVESTRO AG	16,049	47.760	766,500.24	
	DSM-FIRMENICH AG	13,915	102.700	1,429,070.50	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	19.000	335,711.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	11,273	93.100	1,049,516.30	
	OCI NV	11,025	24.800	273,420.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	20,828	39.830	829,579.24	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	12.695	606,287.81	
	SYENSQO SA	6,353	85.600	543,816.80	
	SYMRISE AG	9,721	99.920	971,322.32	
	UMICORE	16,912	20.920	353,799.04	
	UPM-KYMMENE OYJ	42,123	32.550	1,371,103.65	
	VOESTALPINE AG	9,720	25.080	243,777.60	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	37.700	744,235.70	
	AIRBUS SE	47,599	158.520	7,545,393.48	
	ALSTOM	25,574	14.905	381,180.47	
	BOUYGUES SA	17,123	35.860	614,030.78	
	BRENNTAG SE	12,153	75.660	919,495.98	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34,454	70.400	2,425,561.60	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	41.950	1,861,489.30	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	201.800	347,096.00	

EIFFAGE	6,641	99.480	660,646.68	
FERROVIAL SE	42,157	33.700	1,420,690.90	
GEA GROUP AG	10,467	36.920	386,441.64	
IMCD NV	4,340	149.000	646,660.00	
KINGSPAN GROUP PLC	11,832	82.500	976,140.00	
KNORR-BREMSE AG	7,217	69.300	500,138.10	
KONE OYJ-B	27,371	44.010	1,204,597.71	
LEGRAND SA	19,539	95.700	1,869,882.30	
LEONARDO SPA	35,486	21.420	760,110.12	
METSO CORP	50,483	10.575	533,857.72	
MTU AERO ENGINES AG	5,004	220.100	1,101,380.40	
PRYSMIAN SPA	19,681	49.440	973,028.64	
RATIONAL AG	350	790.000	276,500.00	
REXEL SA	23,491	24.300	570,831.30	
RHEINMETALL AG	3,447	513.000	1,768,311.00	
SAFRAN SA	27,555	207.500	5,717,662.50	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	43,527	211.400	9,201,607.80	
SIEMENS AG-REG	62,554	173.700	10,865,629.80	
SIEMENS ENERGY AG	40,928	17.800	728,518.40	
THALES SA	8,928	156.650	1,398,571.20	
VINCI SA	41,998	110.150	4,626,079.70	
WARTSILA OYJ ABP	38,260	15.620	597,621.20	
BUREAU VERITAS SA	30,794	27.320	841,292.08	
RANDSTAD NV	8,946	45.690	408,742.74	
TELEPERFORMANCE	4,299	87.580	376,506.42	
WOLTERS KLUWER	20,806	139.800	2,908,678.80	
ADP	3,679	116.900	430,075.10	
AENA SME SA	5,640	174.500	984,180.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	6.650	338,385.25	
DHL GROUP	78,125	38.000	2,968,750.00	
GETLINK SE	30,428	15.635	475,741.78	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	105.050	2,839,291.40	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	98.250	361,461.75	
CONTINENTAL AG	8,078	62.080	501,482.24	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	89.440	760,061.12	
FERRARI NV	10,626	386.200	4,103,761.20	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	65,924	73.220	4,826,955.28	
MICHELIN (CGDE)	59,151	35.840	2,119,971.84	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	48.940	692,109.48	
RENAULT SA	14,764	48.000	708,672.00	
STELLANTIS NV	177,200	22.890	4,056,108.00	
VOLKSWAGEN AG	1,960	137.100	268,716.00	

VOLKSWAGEN AG-PREF	16,257	118.800	1,931,331.60	
ADIDAS AG	13,498	226.400	3,055,947.20	
HERMES INTERNATIONAL	2,555	2,297.000	5,868,835.00	
KERING	5,801	327.300	1,898,667.30	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	22,679	778.000	17,644,262.00	
MONCLER SPA	15,710	64.760	1,017,379.60	
PUMA SE	9,601	42.100	404,202.10	
SEB SA	1,127	111.200	125,322.40	
ACCOR SA	16,469	41.700	686,757.30	
AMADEUS IT GROUP SA	34,652	59.200	2,051,398.40	
DELIVERY HERO SE	13,293	30.790	409,291.47	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	34.500	199,582.50	
SODEXO SA	6,960	79.000	549,840.00	
D'IETEREN GROUP	1,885	202.800	382,278.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	89,198	44.700	3,987,150.60	
PROSUS NV	122,385	30.810	3,770,681.85	
ZALANDO SE	17,418	24.980	435,101.64	
CARREFOUR SA	49,914	15.695	783,400.23	
JERONIMO MARTINS	22,106	18.630	411,834.78	
KESKO OYJ-B SHS	20,250	15.915	322,278.75	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71,069	27.880	1,981,403.72	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	71,161	56.060	3,989,285.66	
DANONE	50,315	59.300	2,983,679.50	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	9.380	455,126.98	
HEINEKEN HOLDING NV	10,567	77.050	814,187.35	
HEINEKEN NV	22,805	92.800	2,116,304.00	
JDE PEET'S NV	13,317	20.540	273,531.18	
KERRY GROUP PLC-A	12,402	79.400	984,718.80	
LOTUS BAKERIES	31	9,390.000	291,090.00	
PERNOD RICARD SA	16,118	141.500	2,280,697.00	
REMY COINTREAU	2,008	91.700	184,133.60	
BEIERSDORF AG	7,876	139.050	1,095,157.80	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	65.950	574,688.30	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	72.580	1,116,352.98	
L'OREAL	19,792	435.750	8,624,364.00	
AMPLIFON SPA	10,123	31.020	314,015.46	
BIOMERIEUX	2,791	99.500	277,704.50	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	99.000	354,717.00	
DIASORIN SPA	1,313	93.660	122,975.58	
ESSILORLUXOTTICA	24,709	201.600	4,981,334.40	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	37.790	647,153.75	
FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	27.180	848,749.86	

KONINKLIJKE PHILIPS NV	60,155	19.265	1,158,886.07	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	23,498	52.300	1,228,945.40	
ARGENX SE	4,867	346.200	1,684,955.40	
BAYER AG-REG	75,808	26.895	2,038,856.16	
EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	57.500	533,025.00	
GRIFOLS SA	15,169	8.086	122,656.53	
IPSEN	3,380	112.300	379,574.00	
MERCK KGAA	9,982	150.100	1,498,298.20	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	35.390	373,081.38	
QIAGEN N.V.	20,951	37.940	794,880.94	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	48.800	393,718.40	
SANOFI	92,427	91.620	8,468,161.74	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	282.100	610,464.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	203.400	448,903.80	
UCB SA	10,230	125.100	1,279,773.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	15.875	456,993.62	
AIB GROUP PLC	149,753	5.000	748,765.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	484,418	10.505	5,088,811.09	
BANCO BPM SPA	91,957	6.102	561,121.61	
BANCO SANTANDER SA	1,319,421	4.748	6,264,610.90	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87,661	10.355	907,729.65	
BNP PARIBAS	84,194	68.360	5,755,501.84	
CAIXABANK SA	308,048	5.016	1,545,168.76	
COMMERZBANK AG	82,105	14.055	1,153,985.77	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	14.475	1,315,763.02	
ERSTE GROUP BANK AG	26,641	44.470	1,184,725.27	
FINECOBANK SPA	43,093	13.990	602,871.07	
ING GROEP NV	270,895	14.694	3,980,531.13	
INTESA SANPAOLO	1,231,042	3.503	4,312,340.12	
KBC GROUP NV	20,304	69.500	1,411,128.00	
MEDIOBANCA SPA	47,708	13.400	639,287.20	
NORDEA BANK ABP	266,860	10.890	2,906,105.40	
SOCIETE GENERALE SA	55,196	25.095	1,385,143.62	
UNICREDIT SPA	121,851	34.785	4,238,587.03	
ADYEN NV	1,711	1,157.000	1,979,627.00	
AMUNDI SA	3,955	63.650	251,735.75	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	16.660	2,432,693.20	
DEUTSCHE BOERSE AG	16,203	181.450	2,940,034.35	
EDENRED	20,297	45.020	913,770.94	
EURAZEO SE	3,897	82.350	320,917.95	
EURONEXT NV	7,818	83.700	654,366.60	
EXOR NV	8,669	100.100	867,766.90	

GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	69.000	547,377.00	
NEXI SPA	57,060	5.406	308,466.36	
SOFINA	1,314	215.200	282,772.80	
WORLDLINE SA	16,677	9.718	162,067.08	
AEGON LTD	127,748	5.728	731,740.54	
AGEAS	11,247	43.460	488,794.62	
ALLIANZ SE-REG	31,873	262.700	8,373,037.10	
ASR NEDERLAND NV	14,593	46.320	675,947.76	
ASSICURAZIONI GENERALI	82,510	22.760	1,877,927.60	
AXA SA	148,668	33.800	5,024,978.40	
HANNOVER RUECK SE	5,315	227.700	1,210,225.50	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	11,126	423.200	4,708,523.20	
NN GROUP NV	20,802	43.230	899,270.46	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	11.730	407,265.60	
SAMPO OYJ-A SHS	36,423	39.610	1,442,715.03	
TALANX AG	5,345	69.750	372,813.75	
BECHTLE AG	8,953	45.920	411,121.76	
CAPGEMINI SE	12,750	201.100	2,564,025.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	37.290	2,160,992.79	
NEMETSCHEK SE	5,941	81.250	482,706.25	
SAP SE	85,339	170.200	14,524,697.80	
NOKIA OYJ	404,925	3.386	1,371,076.05	
ASM INTERNATIONAL NV	3,686	581.600	2,143,777.60	
ASML HOLDING NV	32,866	833.700	27,400,384.20	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	136.000	854,896.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	102,926	32.560	3,351,270.56	
STMICROELECTRONICS NV	54,733	39.660	2,170,710.78	
CELLNEX TELECOM SA	39,938	31.160	1,244,468.08	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	258,987	21.670	5,612,248.29	
ELISA OYJ	14,245	42.620	607,121.90	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.890	278,799.10	
KONINKLIJKE KPN NV	300,581	3.436	1,032,796.31	
ORANGE	153,827	10.485	1,612,876.09	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.222	154,590.81	
TELEFONICA SA	412,202	4.150	1,710,638.30	
ACCIONA SA	1,810	104.900	189,869.00	
E.ON SE	178,555	12.450	2,223,009.75	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	12.620	344,450.28	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	235,207	3.494	821,813.25	
ELIA GROUP SA/NV	2,111	89.900	189,778.90	
ENAGAS SA	14,471	13.720	198,542.12	
ENDESA SA	25,535	16.935	432,435.22	

	ENEL SPA	662,902	6.060	4,017,186.12	
	ENGIE	142,233	16.080	2,287,106.64	
	FORTUM OYJ	42,339	12.100	512,301.90	
	IBERDROLA SA	505,574	11.460	5,793,878.04	
	REDEIA CORP SA	34,539	15.640	540,189.96	
	RWE AG	53,937	31.890	1,720,050.93	
	SNAM SPA	168,809	4.273	721,320.85	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	130,126	7.446	968,918.19	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	57,958	28.910	1,675,565.78	
	VERBUND AG	5,338	70.950	378,731.10	
	BOLLORE SE	69,288	6.190	428,892.72	
	PUBLICIS GROUPE	18,281	102.600	1,875,630.60	
	SCOUT24 SE	6,149	68.550	421,513.95	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	66,170	26.980	1,785,266.60	
	VIVENDI SE	57,161	9.764	558,120.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	6,505	74.820	486,704.10	
	VONOVIA SE	55,940	25.240	1,411,925.60	
ユーロ小計		14,519,257		418,608,880.93 (69,928,613,559)	
合　計		90,485,971		732,381,659,346 (732,381,659,346)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	591 銘柄	73.0%	75.3%
カナダ・ドル	株式	85 銘柄	3.3%	3.4%
オーストラリア・ドル	株式	49 銘柄	1.8%	1.9%
香港・ドル	株式	25 銘柄	0.5%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	15 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	82 銘柄	4.1%	4.3%
イスラエル・シュケル	株式	8 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45 銘柄	2.5%	2.6%
デンマーク・クローネ	株式	15 銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	42 銘柄	0.8%	0.9%
ユーロ	株式	217 銘柄	9.3%	9.5%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリ	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,565,133.90	

	カ・ドル	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	940,130.40	
		AMERICAN TOWER CORP	38,004.00	6,570,891.60	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	657,252.54	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,975.00	2,291,057.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	13,802.00	855,033.90	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	772,028.81	
		CROWN CASTLE INC	35,357.00	3,330,982.97	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	24,875.00	3,519,563.75	
		EQUINIX INC	7,520.00	5,552,392.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	866,052.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	31,691.00	2,056,112.08	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,348,530.55	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	17,630.00	2,359,422.90	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	982,603.75	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,197,455.28	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	1,119,742.53	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,542,290.40	
		IRON MOUNTAIN INC	23,774.00	1,836,779.24	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,067,144.28	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,567.00	1,216,922.40	
		PROLOGIS INC	74,899.00	7,740,811.65	
		PUBLIC STORAGE	12,964.00	3,353,527.52	
		REALTY INCOME CORP	70,489.00	3,792,308.20	
		REGENCY CENTERS CORP	13,101.00	773,745.06	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,176.00	1,618,275.68	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	25,788.00	3,680,721.24	
		SUN COMMUNITIES INC	10,118.00	1,203,232.56	
		UDR INC	27,406.00	1,040,605.82	
		VENTAS INC	34,880.00	1,512,396.80	
		VICI PROPERTIES INC	84,341.00	2,407,935.55	
		WELLTOWER INC	45,762.00	4,301,628.00	
		WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,702,803.96	
		WP CAREY INC	16,778.00	939,232.44	
	アメリカ・ドル小計		1,045,252.00	75,714,746.76 (11,793,328,955)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	349,921.10	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	130,515.14	
	カナダ・ドル小計		15,611.00	480,436.24 (54,793,753)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	921,395.52	
		DEXUS/AU	79,604.00	571,556.72	
		GOODMAN GROUP	133,948.00	4,200,609.28	

		GPT GROUP	159,776.00	672,656.96	
		MIRVAC GROUP	326,863.00	683,143.67	
		SCENTRE GROUP	452,086.00	1,428,591.76	
		STOCKLAND	193,824.00	850,887.36	
		TRANSURBAN GROUP	235,928.00	3,043,471.20	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	720,653.98	
	オーストラリア・ドル小計		2,063,372.00	13,092,966.45 (1,330,900,040)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,439,840.00	
		LINK REIT	189,400.00	6,420,660.00	
	香港・ドル小計		465,400.00	8,860,500.00 (176,323,950)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	840,942.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	805,170.52	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	396,200.00	538,832.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	141,624.00	
	シンガポール・ドル小計		1,239,516.00	2,326,568.52 (266,601,487)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	383,084.80	
		SEGRO PLC	115,483.00	973,983.62	
	イギリス・ポンド小計		175,340.00	1,357,068.42 (264,302,645)	
	ユーロ	COVIVIO	7,110.00	318,812.40	
		GECINA SA	3,082.00	287,242.40	
		KLEPIERRE	18,172.00	451,392.48	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD SE	8,942.00	687,103.28	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	14,027.00	340,856.10	
	ユーロ小計		51,333.00	2,085,406.66 (348,367,183)	
投資証券合計				14,234,618,013 (14,234,618,013)	
合　計				14,234,618,013 (14,234,618,013)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34 銘柄	1.6%	82.8%
カナダ・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	0.4%
オーストラリア・ドル	投資証券	9 銘柄	0.2%	9.3%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.2%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	0.0%	1.9%

イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	0.0%	1.9%
ユーロ	投資証券	5銘柄	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024年4月26日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,539,631,068
金銭信託	2,437,191
コール・ローン	109,738,772
株式	36,867,613,493
投資信託受益証券	1,799,587,672
投資証券	3,313,143,506
派生商品評価勘定	579,427
未収入金	609,686
未収配当金	39,940,042
差入委託証拠金	1,216,404,946
流動資産合計	45,889,685,803
資産合計	45,889,685,803
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	77,009,302
未払解約金	25,518,744
流動負債合計	102,528,046
負債合計	102,528,046
純資産の部	
元本等	
元本	22,315,764,396
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	23,471,393,361
元本等合計	45,787,157,757
純資産合計	45,787,157,757
負債純資産合計	45,889,685,803

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則とし

価方法	て時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年4月26日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	22,315,764,396口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.0518円 （1万口当たりの純資産額20,518円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期

	間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 　有価証券およびデリバティブ取引等 　当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1.　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており

	ます。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024年4月26日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT JUN24	3,886,505,608	-	3,810,075,733	△76,429,875
	小計	3,886,505,608	-	3,810,075,733	△76,429,875
合計		3,886,505,608	-	3,810,075,733	△76,429,875

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年4月26日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	18,515,218,766円
同期中における追加設定元本額	7,011,943,313円
同期中における一部解約元本額	3,211,397,683円
2024年4月26日現在の元本の内訳	

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	11,785,131,969 円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,355,737,837 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	243,616,956 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	346,848,514 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	226,178,949 円
イオン・バランス戦略ファンド	30,517,268 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	60,860,577 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	117,774,063 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	94,774,014 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	455,811,882 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	304,651,806 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	458,391,721 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	134,512,795 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	6,158,930 円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	452,821,126 円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,999,286,752 円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	75,336,839 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	7,002,051 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	4,307,757 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	6,278,894 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	2,206,980 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	1,221,498 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	202,504 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	4,244,986 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	22,904,246 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	16,195,390 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	6,855,292 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	95,932,800 円
合　計	22,315,764,396 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	36,700	1.806	66,280.20	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	7,495	16.900	126,665.50	
	SOUTHERN COPPER CORP	3,255	111.820	363,974.10	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	16,075	21.210	340,950.75	
	NIO INC - ADR	51,172	4.130	211,340.36	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	7,842	39.740	311,641.08	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	16,231	13.350	216,683.85	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	15,709	39.040	613,279.36	

	PDD HOLDINGS INC	22,721	125.790	2,858,074.59	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	13,170	15.740	207,295.80	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	2,555	44.420	113,493.10	
	CREDICORP LTD	2,559	167.750	429,272.25	
	QIFU TECHNOLOGY INC	3,764	18.870	71,026.68	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	23,496	2.060	48,401.76	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	25.050	69,463.65	
	IQIYI INC-ADR	13,729	4.820	66,173.78	
	KANZHUN LTD - ADR	7,608	19.600	149,116.80	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	29,713	12.680	376,760.84	
	KE HOLDINGS INC-ADR	25,734	13.810	355,386.54	
アメリカ・ドル小計		302,301		6,995,280.99 (1,089,584,967)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	72,000	7.810	562,320.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	8.880	657,120.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	946,000	4.770	4,512,420.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	131,000	32.100	4,205,100.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	8.970	466,440.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	812,000	7.360	5,976,320.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	92,000	17.200	1,582,400.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	5.230	920,480.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	17.380	921,140.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	94,000	10.780	1,013,320.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	122,000	2.920	356,240.00	
	CMOC GROUP LTD-H	150,000	7.150	1,072,500.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	14,600	21.750	317,550.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	15.840	807,840.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	17.020	425,500.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	54,000	12.500	675,000.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	214,000	17.060	3,650,840.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.370	333,630.00	
	BOC AVIATION LTD	6,100	64.050	390,705.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	54,000	3.680	198,720.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	4.110	624,720.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	64,000	8.790	562,560.00	
	CITIC LTD	233,000	7.410	1,726,530.00	
	CRRC CORP LTD - H	144,000	4.440	639,360.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,000	4.460	321,120.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	24.900	522,900.00	
	SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	39,000	4.980	194,220.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	19.160	574,800.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	68,000	16.400	1,115,200.00	

	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	29.250	567,450.00	
	AIR CHINA LTD-H	56,000	4.010	224,560.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	10.300	619,442.00	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	100,400	9.410	944,764.00	
	COSCO SHIPPING PORTS LTD	66,000	4.740	312,840.00	
	JD LOGISTICS INC	70,500	8.240	580,920.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	7.880	394,000.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	4,000	105.700	422,800.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	5.130	400,140.00	
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	130,000	7.550	981,500.00	
	BYD CO LTD-H	40,000	203.800	8,152,000.00	
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	70,000	2.960	207,200.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	23,600	42.350	999,460.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	219,000	9.200	2,014,800.00	
	GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	85,000	11.820	1,004,700.00	
	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	81,200	3.170	257,404.00	
	LI AUTO INC-CLASS A	44,000	93.500	4,114,000.00	
	XPENG INC - CLASS A SHARES	46,700	27.850	1,300,595.00	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	13.900	667,200.00	
	ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	19,900	23.000	457,700.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	49,600	89.000	4,414,400.00	
	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	172,000	4.560	784,320.00	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	96,400	26.450	2,549,780.00	
	LI NING CO LTD	85,000	19.900	1,691,500.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	30,000	75.900	2,277,000.00	
	HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	59,000	16.880	995,920.00	
	MEITUAN-CLASS B	193,460	111.500	21,570,790.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	57,400	62.200	3,570,280.00	
	TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	52,400	21.650	1,134,460.00	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	10.240	296,960.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	21,100	394.600	8,326,060.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	617,500	73.000	45,077,500.00	
	CHINA TOURISM GROUP DUTY F-H	5,000	67.400	337,000.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	68,200	10.740	732,468.00	
	JD.COM INC-CLASS A	89,835	111.300	9,998,635.50	
	MINISO GROUP HOLDING LTD	13,200	43.800	578,160.00	
	POP MART INTERNATIONAL GROUP	21,000	33.950	712,950.00	
	TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	49,000	5.250	257,250.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	13.620	449,460.00	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION T	208,000	2.750	572,000.00	
	EAST BUY HOLDING LTD	13,000	15.960	207,480.00	
	JD HEALTH INTERNATIONAL INC	40,800	24.800	1,011,840.00	

ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	4,000	108.670	434,680.00	
CHINA FEIHE LTD	127,000	4.210	534,670.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	113,000	15.800	1,785,400.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	58,000	35.400	2,053,200.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	78,600	44.800	3,521,280.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	58,000	6.710	389,180.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	60,000	8.640	518,400.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	54.700	1,422,200.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	166,000	4.510	748,660.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	14,200	47.700	677,340.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	25.600	652,800.00	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	23.450	211,050.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS C	10,800	30.600	330,480.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	78,400	5.050	395,920.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	11.220	277,134.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	55,600	21.750	1,209,300.00	
AKESO INC	18,000	48.450	872,100.00	
BEIGENE LTD	24,700	90.000	2,223,000.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	44,000	7.070	311,080.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	4.960	270,320.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	324,800	6.520	2,117,696.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	10.760	538,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	48,000	16.800	806,400.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	48,500	38.550	1,869,675.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	16,500	12.000	198,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	387,000	2.740	1,060,380.00	
WUXI APPTEC CO LTD-H	13,711	33.750	462,746.25	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	150,500	12.740	1,917,370.00	
ZAI LAB LTD	29,900	12.640	377,936.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,080,000	3.550	3,834,000.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,041,000	3.490	10,613,090.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	325,000	5.440	1,768,000.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	363,000	4.420	1,604,460.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,661,000	4.990	18,268,390.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	77,000	2.340	180,180.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	151,000	34.100	5,149,100.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	265,100	2.820	747,582.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	2,490,000	4.170	10,383,300.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	326,000	4.100	1,336,600.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	400,000	0.670	268,000.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	132,000	3.870	510,840.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	58,400	8.870	518,008.00	

CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	11.540	744,330.00	
FAR EAST HORIZON LTD	84,000	5.660	475,440.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	27,200	7.480	203,456.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	80,800	3.650	294,920.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	43,200	8.890	384,048.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	292,000	10.120	2,955,040.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	96,800	16.580	1,604,944.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	7.040	429,440.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	30,100	14.320	431,032.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	308,000	2.610	803,880.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	250,000	10.100	2,525,000.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	256,500	35.250	9,041,625.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	19,800	12.120	239,976.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	104,000	7.870	818,480.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	33,000	24.550	810,150.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	29,000	24.300	704,700.00	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	18,500	15.240	281,940.00	
LENOVO GROUP LTD	316,000	8.820	2,787,120.00	
SUNNY OPTICAL TECH	26,200	35.500	930,100.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	590,200	16.600	9,797,320.00	
ZTE CORP-H	23,800	16.160	384,608.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	17,000	17.680	300,560.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	846,000	1.090	922,140.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	19,000	15.040	285,760.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	154,000	5.230	805,420.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	1,554,000	0.920	1,429,680.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	24.950	424,150.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	100,000	1.980	198,000.00	
CGN POWER CO LTD-H	446,000	2.730	1,217,580.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	94,400	7.120	672,128.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	105,000	5.970	626,850.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	148,000	3.180	470,640.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	24.900	981,060.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	78,000	19.820	1,545,960.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	29,000	65.800	1,908,200.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	92,000	3.690	339,480.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	152,000	5.000	760,000.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	162,000	7.500	1,215,000.00	
BAIDU INC-CLASS A	86,350	97.900	8,453,665.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	5,980	100.100	598,598.00	
CHINA LITERATURE LTD	12,200	26.850	327,570.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	172,000	1.790	307,880.00	

	KINGSOFT CORP LTD	33,600	25.150	845,040.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	91,100	52.800	4,810,080.00	
	NETEASE INC	73,800	146.600	10,819,080.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	250,800	339.400	85,121,520.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	21,000	13.340	280,140.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	138,500	12.900	1,786,650.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	50,000	4.340	217,000.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	126,000	26.050	3,282,300.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	23,400	27.250	637,650.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	78,900	3.920	309,288.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	74,000	4.690	347,060.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	63,000	9.800	617,400.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	64,600	4.040	260,984.00	
香港・ドル小計		30,091,476		420,636,692.75 (8,370,670,186)	
台湾・ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	40,000	72.000	2,880,000.00	
	ASIA CEMENT CORP	73,000	42.500	3,102,500.00	
	CHINA STEEL CORP	424,000	24.550	10,409,200.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	128,000	54.000	6,912,000.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	138,000	67.900	9,370,200.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	171,000	55.800	9,541,800.00	
	TAIWAN CEMENT	270,676	32.000	8,661,632.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	5,000	1,105.000	5,525,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	105,000	32.150	3,375,750.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	3,000	1,495.000	4,485,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	108,000	36.950	3,990,600.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	20.400	2,162,400.00	
	EVA AIRWAYS CORP	91,000	34.350	3,125,850.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	39,096	181.000	7,076,376.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	29.750	1,904,000.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	45.500	1,165,027.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	55,000	47.100	2,590,500.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	63,000	46.100	2,904,300.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	6,000	511.000	3,066,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	158.000	3,361,608.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	376.000	2,256,000.00	
	POU CHEN	70,000	35.600	2,492,000.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	12,200	609.000	7,429,800.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	21,000	274.500	5,764,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	188,000	76.100	14,306,800.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	9,000	288.500	2,596,500.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	189,359	18.050	3,417,929.95	

	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	668,000	31.000	20,708,000.00	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	550,360	27.150	14,942,274.00	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	412,501	26.900	11,096,276.90	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	354,970	22.500	7,986,825.00	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	435,585	39.000	16,987,815.00	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	419,551	21.350	8,957,413.85	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	389,912	17.450	6,803,964.40	
	TAIWAN BUSINESS BANK	213,032	16.400	3,493,724.80	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	389,563	25.850	10,070,203.55	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	143,299	45.200	6,477,114.80	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	57,832	171.000	9,889,272.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	368,013	29.800	10,966,787.40	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	361,000	48.550	17,526,550.00	
	CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	639,196	13.500	8,629,146.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	295,897	66.400	19,647,560.80	
	SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	498,432	8.350	4,161,907.20	
	ACCTON TECHNOLOGY CORP	18,000	401.000	7,218,000.00	
	ACER INC	111,000	44.400	4,928,400.00	
	ADVANTECH CO LTD	18,727	365.000	6,835,355.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	28,000	412.000	11,536,000.00	
	AUO CORP	222,600	17.450	3,884,370.00	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	21,000	216.000	4,536,000.00	
	COMPAL ELECTRONICS	157,000	35.500	5,573,500.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	75,000	306.000	22,950,000.00	
	E INK HOLDINGS INC	32,000	216.500	6,928,000.00	
	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	18,000	290.500	5,229,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	476,800	151.500	72,235,200.00	
	INNOLUX CORP	292,163	13.800	4,031,849.40	
	INVENTEC CORP	110,000	53.200	5,852,000.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	3,480	2,195.000	7,638,600.00	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	73,000	99.400	7,256,200.00	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	27,000	155.000	4,185,000.00	
	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	6,000	188.000	1,128,000.00	
	PEGATRON CORP	81,000	94.700	7,670,700.00	
	QUANTA COMPUTER INC	104,000	255.500	26,572,000.00	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	53,000	77.100	4,086,300.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	50,000	184.000	9,200,000.00	
	WISTRON CORP	102,000	112.000	11,424,000.00	
	WIWYNN CORP	3,000	2,250.000	6,750,000.00	
	WPG HOLDINGS LTD	62,520	84.800	5,301,696.00	
	YAGEO CORPORATION	12,912	615.000	7,940,880.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	19,000	114.500	2,175,500.00	

	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	3,000	2,830.000	8,490,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	119,000	145.000	17,255,000.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	1,930.000	5,790,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	1,200.000	4,800,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	9,000	507.000	4,563,000.00	
	MEDIATEK INC	58,000	981.000	56,898,000.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	48,000	65.600	3,148,800.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	21,000	597.000	12,537,000.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	3,000	723.000	2,169,000.00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	103,000	21.950	2,260,850.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	18,000	523.000	9,414,000.00	
	SILERGY CORP	13,800	379.000	5,230,200.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	933,000	766.000	714,678,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	427,000	49.500	21,136,500.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	40,000	83.300	3,332,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	118,000	25.200	2,973,600.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	147,000	123.500	18,154,500.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	72,000	80.400	5,788,800.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	73,000	102.500	7,482,500.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	43,443	36.850	1,600,874.55	
台湾・ドル小計		13,062,800		1,482,987,284.10 (7,082,302,373)	
エジプト・ポンド	EASTERN CO SAE	36,261	25.120	910,876.32	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	96,608	74.200	7,168,313.60	
	EFG HOLDING S.A.E.	37,465	16.230	608,056.95	
エジプト・ポンド小計		170,334		8,687,246.87 (28,225,734)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	38,176	189.600	7,238,169.60	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	48,657	41.600	2,024,131.20	
	SASA POLYESTER SANAYI	46,408	39.960	1,854,463.68	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	50,276	57.450	2,888,356.20	
	KOC HOLDING AS	31,180	213.400	6,653,812.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	47,908	48.700	2,333,119.60	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	1,852	963.500	1,784,402.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	22,378	313.250	7,009,908.50	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	1,091.000	2,804,961.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	4,752	270.250	1,284,228.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	18,318	372.750	6,828,034.50	
	COCA-COLA ICECEK AS	3,549	689.000	2,445,261.00	
	AKBANK T.A.S.	108,288	57.450	6,221,145.60	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	35,457	89.050	3,157,445.85	
	TURKIYE IS BANKASI-C	320,199	12.700	4,066,527.30	

	YAPI VE KREDI BANKASI	117,430	29.940	3,515,854.20	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	42,053	78.500	3,301,160.50	
トルコ・リラ小計		939,452		65,410,980.73 (313,279,351)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	117,900	102.980	12,141,342.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	6,795	284.930	1,936,099.35	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	40,100	32.100	1,287,210.00	
	ALFA S.A.B.-A	126,300	12.800	1,616,640.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	19,800	132.730	2,628,054.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	14,835	310.010	4,598,998.35	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	6,600	596.700	3,938,220.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,400	183.180	2,088,252.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	173.860	1,250,922.70	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	198,300	67.560	13,397,148.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	20,700	165.810	3,432,267.00	
	GRUMA S.A.B.-B	6,425	337.350	2,167,473.75	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	46,200	70.500	3,257,100.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	36.480	2,320,128.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	26,900	62.080	1,669,952.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	98,200	175.090	17,193,838.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	67,700	47.070	3,186,639.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	722,900	15.740	11,378,446.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	47,400	18.800	891,120.00	
メキシコ・ペソ小計		1,649,250		90,379,850.15 (818,913,745)	
フィリピン・ペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	51,690	40.000	2,067,600.00	
	AYALA CORPORATION	11,640	595.000	6,925,800.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	116,262	32.950	3,830,832.90	
	SM INVESTMENTS CORP	9,035	947.500	8,560,662.50	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	38,440	329.600	12,669,824.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	235.000	4,617,750.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	27,990	93.400	2,614,266.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	66,506	123.700	8,226,792.20	
	BDO UNIBANK INC	92,674	145.600	13,493,334.40	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	58,720	69.300	4,069,296.00	
	PLDT INC	2,690	1,350.000	3,631,500.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	10,060	355.000	3,571,300.00	
	AYALA LAND INC	275,600	28.450	7,840,820.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	366,400	28.250	10,350,800.00	
フィリピン・ペソ小計		1,147,357		92,470,578.00 (249,198,961)	
チリ・ペソ	EMPRESAS COPEC SA	13,877	6,670.000	92,559,590.00	

	EMPRESAS CMPC SA	36,662	1,825.000	66,908,150.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	5,698	41,298.000	235,316,004.00	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES	747,361	72.700	54,333,144.70	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	6,352,877	12.450	79,093,318.65	
	FALABELLA SA	28,182	2,470.000	69,609,540.00	
	CENCOSUD SA	53,544	1,595.000	85,402,680.00	
	BANCO DE CHILE	1,720,479	104.500	179,790,055.50	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,107	27,385.000	85,085,195.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,408,919	43.450	104,667,530.55	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	88.550	74,681,210.45	
	ENEL CHILE SA	971,320	55.100	53,519,732.00	
チリ・ペソ小計		13,185,405		1,180,966,150.85 (193,626,485)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	9,095	32,920.000	299,407,400.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	16,140	31,120.000	502,276,800.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	19,631	17,900.000	351,394,900.00	
コロンビア・ペソ小計		44,866		1,153,079,100.00 (45,352,906)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	28,736	603.400	17,339,302.40	
	COAL INDIA LTD	58,312	452.450	26,383,264.40	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	19,879	491.200	9,764,564.80	
	INDIAN OIL CORP LTD	106,892	170.200	18,193,018.40	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	119,035	281.950	33,561,918.25	
	PETRONET LNG LTD	27,436	302.600	8,302,133.60	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	115,230	2,919.950	336,465,838.50	
	AMBUJA CEMENTS LTD	24,411	638.350	15,582,761.85	
	APL APOLLO TUBES LTD	6,265	1,549.900	9,710,123.50	
	ASIAN PAINTS LTD	14,521	2,861.450	41,551,115.45	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	13,000	505.700	6,574,100.00	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	10,470	2,367.450	24,787,201.50	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	53,203	646.800	34,411,700.40	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	14,959	942.250	14,095,117.75	
	JSW STEEL LTD	22,672	905.800	20,536,297.60	
	NMDC LTD	43,717	252.250	11,027,613.25	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	3,756.050	12,992,176.95	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	5,741	2,919.450	16,760,562.45	
	SHREE CEMENT LTD	324	23,971.600	7,766,798.40	
	SRF LTD	5,058	2,638.900	13,347,556.20	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,423	4,303.500	10,427,380.50	
	TATA STEEL LTD	287,020	167.700	48,133,254.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	4,481	9,683.750	43,392,883.75	
	UPL LTD	15,397	505.900	7,789,342.30	

	VEDANTA LTD	36,792	381.050	14,019,591.60	
	ABB INDIA LTD	2,065	6,431.700	13,281,460.50	
	ADANI ENTERPRISES LTD	6,696	3,115.250	20,859,714.00	
	ASHOK LEYLAND LTD	56,114	177.700	9,971,457.80	
	ASTRAL LTD	4,691	2,010.650	9,431,959.15	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	134,202	237.600	31,886,395.20	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	39,537	271.600	10,738,249.20	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	23,122	542.250	12,537,904.50	
	CUMMINS INDIA LTD	5,373	3,233.400	17,373,058.20	
	HAVELLS INDIA LTD	9,425	1,560.600	14,708,655.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	7,288	4,000.750	29,157,466.00	
	LARSEN & TOUBRO LTD	25,492	3,652.300	93,104,431.60	
	POLYCAB INDIA LTD	1,767	5,633.100	9,953,687.70	
	SIEMENS LTD	3,370	5,729.550	19,308,583.50	
	SUZLON ENERGY LTD	334,899	42.150	14,115,992.85	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	1,027.800	9,335,507.40	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	19,519	1,330.550	25,971,005.45	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10,064	1,004.800	10,112,307.20	
	GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE	104,248	85.150	8,876,717.20	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	5,843	3,812.550	22,276,729.65	
	BAJAJ AUTO LTD	2,566	8,734.900	22,413,753.40	
	BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	2,486	2,390.750	5,943,404.50	
	BHARAT FORGE LTD	8,900	1,311.850	11,675,465.00	
	EICHER MOTORS LTD	5,181	4,615.200	23,911,351.20	
	HERO MOTOCORP LTD	4,539	4,498.300	20,417,783.70	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	35,299	2,096.850	74,016,708.15	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,355	12,922.500	69,199,987.50	
	MRF LTD	88	129,632.700	11,407,677.60	
	SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	89,764	127.200	11,417,980.80	
	SONA BLW PRECISION FORGINGS	15,537	667.400	10,369,393.80	
	TATA MOTORS LTD	62,882	1,001.250	62,960,602.50	
	TATA MOTORS LTD-A-DVR	17,075	672.500	11,482,937.50	
	TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,025	3,573.850	14,384,746.25	
	TVS MOTOR CO LTD	8,991	2,005.750	18,033,698.25	
	PAGE INDUSTRIES LTD	194	35,560.750	6,898,785.50	
	TITAN CO LTD	13,440	3,571.100	47,995,584.00	
	INDIAN HOTELS CO LTD	32,256	577.250	18,619,776.00	
	JUBILANT FOODWORKS LTD	14,355	439.000	6,301,845.00	
	ZOMATO LTD	230,783	184.700	42,625,620.10	
	TRENT LTD	6,771	4,323.150	29,272,048.65	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	6,442	4,657.100	30,001,038.20	
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	4,328	4,844.150	20,965,481.20	

ITC LTD	113,334	437.550	49,589,291.70	
MARICO LTD	18,008	510.150	9,186,781.20	
NESTLE INDIA LTD	13,199	2,562.650	33,824,417.35	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	21,638	1,106.250	23,937,037.50	
UNITED SPIRITS LTD	10,302	1,194.850	12,309,344.70	
VARUN BEVERAGES LTD	17,210	1,441.950	24,815,959.50	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	4,747	2,799.650	13,289,938.55	
DABUR INDIA LTD	21,140	506.450	10,706,353.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	16,369	1,201.800	19,672,264.20	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	31,125	2,230.850	69,435,206.25	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	3,981	6,384.100	25,415,102.10	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	28,159	803.450	22,624,348.55	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,103.400	12,184,846.20	
CIPLA LTD	19,015	1,406.200	26,738,893.00	
DIVI'S LABORATORIES LTD	4,834	3,843.800	18,580,929.20	
DR. REDDY'S LABORATORIES	4,591	6,218.750	28,550,281.25	
LUPIN LTD	9,298	1,594.400	14,824,731.20	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	37,028	1,520.150	56,288,114.20	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,991	2,694.300	10,752,951.30	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	6,667	608.850	4,059,202.95	
AXIS BANK LTD	86,382	1,127.000	97,352,514.00	
BANDHAN BANK LTD	26,591	184.600	4,908,698.60	
BANK OF BARODA	38,009	268.650	10,211,117.85	
HDFC BANK LIMITED	106,323	1,510.750	160,627,472.25	
ICICI BANK LTD	196,480	1,113.750	218,829,600.00	
IDFC FIRST BANK LTD	131,058	83.400	10,930,237.20	
INDUSIND BANK LTD	10,740	1,496.100	16,068,114.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	41,376	1,642.450	67,958,011.20	
PUNJAB NATIONAL BANK	83,349	135.900	11,327,129.10	
STATE BANK OF INDIA	67,556	812.700	54,902,761.20	
UNION BANK OF INDIA	56,109	150.000	8,416,350.00	
YES BANK LTD	449,730	25.950	11,670,493.50	
BAJAJ FINANCE LTD	10,526	7,294.900	76,786,117.40	
BAJAJ FINSERV LTD	14,493	1,655.550	23,993,886.15	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	859	8,200.550	7,044,272.45	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	15,890	1,155.350	18,358,511.50	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	3,636	3,687.600	13,408,113.60	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	105,812	382.300	40,451,927.60	
MUTHOOT FINANCE LTD	4,186	1,655.050	6,928,039.30	
ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	8,908	379.050	3,376,577.40	
POWER FINANCE CORPORATION	55,029	407.050	22,399,554.45	
REC LTD	49,831	451.250	22,486,238.75	

	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	10,068	758.400	7,635,571.20	
	SHRIRAM FINANCE LTD	10,283	2,491.850	25,623,693.55	
	HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	36,629	594.700	21,783,266.30	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	9,130	1,706.800	15,583,084.00	
	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	12,502	564.150	7,053,003.30	
	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	17,053	1,444.450	24,632,205.85	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	35,865	1,504.150	53,946,339.75	
	INFOSYS LTD	125,669	1,438.450	180,768,573.05	
	LTIMINDTREE LTD	3,273	4,634.700	15,169,373.10	
	MPHASIS LTD	2,360	2,229.300	5,261,148.00	
	PERSISTENT SYSTEMS LTD	3,504	3,430.350	12,019,946.40	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	34,234	3,852.200	131,876,214.80	
	TATA ELXSI LTD	1,296	7,093.900	9,193,694.40	
	TECH MAHINDRA LTD	19,431	1,190.300	23,128,719.30	
	WIPRO LTD	49,433	461.000	22,788,613.00	
	BHARTI AIRTEL LTD	86,133	1,338.700	115,306,247.10	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,743.400	7,902,832.20	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	12,008	1,812.650	21,766,301.20	
	ADANI POWER LTD	29,195	592.350	17,293,658.25	
	GAIL INDIA LTD	87,099	208.000	18,116,592.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	11,856	453.050	5,371,360.80	
	NTPC LTD	165,150	359.200	59,321,880.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	176,004	293.300	51,621,973.20	
	TATA POWER CO LTD	53,868	431.450	23,241,348.60	
	INFO EDGE INDIA LTD	2,865	5,906.100	16,920,976.50	
	DLF LTD	29,330	893.800	26,215,154.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	5,192	2,571.350	13,350,449.20	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	8,447	1,213.300	10,248,745.10	
インド・ルピー小計		5,414,450		4,094,595,264.25 (7,697,839,097)	
インドネシア・ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK P	454,200	2,620.000	1,190,004,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	24,250.000	1,578,675,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	228,300	9,500.000	2,168,850,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	303,800	1,590.000	483,042,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	891,211	930.000	828,826,230.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	90,200	9,650.000	870,430,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	380,461	2,520.000	958,761,720.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	160,200	4,800.000	768,960,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	731,200	4,950.000	3,619,440,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	30,787,100	62.000	1,908,800,200.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	716,700	2,930.000	2,099,931,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	260,300	5,025.000	1,308,007,500.00	

	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	71,100	10,700.000	760,770,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	143,900	6,200.000	892,180,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	240,800	2,640.000	635,712,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	665,700	1,430.000	951,951,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,120,400	9,775.000	20,726,910,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,442,400	6,950.000	10,024,680,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	599,600	5,300.000	3,177,880,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,614,900	5,150.000	13,466,735,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	878,600	815.000	716,059,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,927,000	3,040.000	5,858,080,000.00	
インドネシア・ルピア小計		45,773,172		74,994,684,650.00 (727,448,441)	
ブラジル・レアル	COSAN SA	42,588	14.360	611,563.68	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	140,800	44.250	6,230,400.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	180,200	42.220	7,608,044.00	
	PRIO SA	30,400	49.390	1,501,456.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	26.310	705,108.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	20,900	14.080	294,272.00	
	GERDAU SA-PREF	50,928	18.230	928,417.44	
	SUZANO SA	31,215	59.900	1,869,778.50	
	VALE SA	129,788	62.220	8,075,409.36	
	WEG SA	65,360	38.670	2,527,471.20	
	CCR SA	32,700	12.270	401,229.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	35,730	48.740	1,741,480.20	
	RUMO SA	47,600	20.600	980,560.00	
	LOJAS RENNER S.A.	40,558	15.510	629,054.58	
	MAGAZINE LUIZA SA	110,400	1.390	153,456.00	
	VIBRA ENERGIA SA	44,080	22.780	1,004,142.40	
	ATACADAO SA	19,900	11.190	222,681.00	
	RAIA DROGASIL SA	51,280	24.950	1,279,436.00	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	55,700	13.310	741,367.00	
	AMBEV SA	183,800	12.020	2,209,276.00	
	JBS SA	29,700	22.090	656,073.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	38,000	16.520	627,760.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	174,519	3.620	631,758.78	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	20,200	24.950	503,990.00	
	HYPERA SA	13,000	27.150	352,950.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	59,481	12.010	714,366.81	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	205,736	13.660	2,810,353.76	
	BANCO DO BRASIL S.A.	62,200	27.380	1,703,036.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	183,400	31.680	5,810,112.00	
	ITAUSA SA	211,580	9.520	2,014,241.60	

	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	216,300	10.830	2,342,529.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	26,200	31.990	838,138.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	16.010	437,073.00	
	TOTVS SA	18,400	27.960	514,464.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	16,800	47.690	801,192.00	
	TIM SA	29,400	17.420	512,148.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	47,305	37.100	1,755,015.50	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	42.030	336,240.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	52,699	12.610	664,534.39	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	12,800	82.570	1,056,896.00	
	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	34,000	9.000	306,000.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,300	34.580	252,434.00	
	ENEVA SA	26,200	12.660	331,692.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	39.260	253,227.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	37,800	30.870	1,166,886.00	
ブラジル・レアル小計		2,905,497		67,107,713.20 (2,023,196,890)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	2,663	861.500	2,294,174.50	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	103.400	1,250,416.20	
	CEZ AS	6,382	849.000	5,418,318.00	
チェコ・コルナ小計		21,138		8,962,908.70 (59,554,047)	
韓国・ウォン	HD HYUNDAI	1,340	65,200.000	87,368,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	2,157	107,500.000	231,877,500.00	
	S-OIL CORP	1,775	76,000.000	134,900,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	3,543	23,800.000	84,323,400.00	
	HYUNDAI STEEL CO	2,767	31,450.000	87,022,150.00	
	KOREA ZINC CO LTD	285	452,500.000	128,962,500.00	
	KUM YANG CO LTD	1,245	91,200.000	113,544,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	531	130,200.000	69,136,200.00	
	LG CHEM LTD	1,909	373,000.000	712,057,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	227	259,000.000	58,793,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	723	100,400.000	72,589,200.00	
	POSCO HOLDINGS INC	2,761	392,500.000	1,083,692,500.00	
	SKC CO LTD	496	108,400.000	53,766,400.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	51,300.000	113,373,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	16,971	15,860.000	269,160,060.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,920	234,000.000	449,280,000.00	
	ECOPRO CO LTD	3,930	108,100.000	424,833,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	616	114,600.000	70,593,600.00	
	GS HOLDINGS	2,131	43,500.000	92,698,500.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,363	241,000.000	328,483,000.00	

	HANWHA OCEAN CO LTD	3,632	32,600.000	118,403,200.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	830	128,000.000	106,240,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,607	127,300.000	204,571,100.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	2,816	34,800.000	97,996,800.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,106	52,500.000	163,065,000.00	
	L&F CO LTD	1,068	154,200.000	164,685,600.00	
	LG CORP	3,469	77,900.000	270,235,100.00	
	LG ENERGY SOLUTION	1,816	372,500.000	676,460,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,173	280,500.000	329,026,500.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	1,697	44,750.000	75,940,750.00	
	SAMSUNG C&T CORP	3,161	150,100.000	474,466,100.00	
	SAMSUNG E&A CO LTD	5,041	25,850.000	130,309,850.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	27,200	9,470.000	257,584,000.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	960	61,700.000	59,232,000.00	
	SK INC	1,385	161,300.000	223,400,500.00	
	SK SQUARE CO LTD	3,944	77,800.000	306,843,200.00	
	HANJIN KAL CORP	1,262	57,400.000	72,438,800.00	
	HMM CO LTD	7,862	14,850.000	116,750,700.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	741	180,000.000	133,380,000.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	6,388	20,600.000	131,592,800.00	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	56,300.000	165,803,500.00	
	HANON SYSTEMS	8,177	5,290.000	43,256,330.00	
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,378	244,000.000	580,232,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	5,276	250,000.000	1,319,000,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,296	157,300.000	203,860,800.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	155,000.000	141,515,000.00	
	KIA CORP	10,042	116,600.000	1,170,897,200.00	
	COWAY CO LTD	1,996	55,900.000	111,576,400.00	
	LG ELECTRONICS INC	3,852	90,600.000	348,991,200.00	
	KANGWON LAND INC	3,691	14,910.000	55,032,810.00	
	CJ CHEILJEDANG CORP	261	332,500.000	86,782,500.00	
	KT&G CORP	3,799	89,000.000	338,111,000.00	
	ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	694	92,400.000	64,125,600.00	
	AMOREPACIFIC CORP	1,133	146,100.000	165,531,300.00	
	LG H&H	359	375,500.000	134,804,500.00	
	HLB INC	4,671	109,600.000	511,941,600.00	
	CELLTRION INC	5,656	177,400.000	1,003,374,400.00	
	CELLTRION PHARM INC	857	90,700.000	77,729,900.00	
	HANMI PHARM CO LTD	246	310,000.000	76,260,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	696	780,000.000	542,880,000.00	
	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,033	83,300.000	86,048,900.00	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	902	57,500.000	51,865,000.00	

	YUHAN CORP	2,048	71,500.000	146,432,000.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	10,681	56,600.000	604,544,600.00	
	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	11,154	13,560.000	151,248,240.00	
	KAKAOBANK CORP	6,317	24,400.000	154,134,800.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	14,794	69,300.000	1,025,224,200.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	16,911	43,500.000	735,628,500.00	
	WOORI FINANCIAL GROUP INC	22,480	14,020.000	315,169,600.00	
	KAKAOPAY CORP	839	33,450.000	28,064,550.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,369	66,000.000	90,354,000.00	
	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,907	77,800.000	303,964,600.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	7,330.000	61,989,810.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	11,910.000	64,206,810.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	2,379	37,350.000	88,855,650.00	
	DB INSURANCE CO LTD	1,789	95,900.000	171,565,100.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,227	299,500.000	367,486,500.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,201	86,400.000	276,566,400.00	
	POSCO DX CO LTD	1,864	41,200.000	76,796,800.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	1,448	150,200.000	217,489,600.00	
	COSMOAM&T CO LTD	821	148,600.000	122,000,600.00	
	LG DISPLAY CO LTD	11,601	10,280.000	119,258,280.00	
	LG INNOTEK CO LTD	495	212,500.000	105,187,500.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,067	144,500.000	298,681,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	180,755	76,300.000	13,791,606,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	31,435	64,100.000	2,014,983,500.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,082	413,500.000	860,907,000.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,522	136,500.000	207,753,000.00	
	SK HYNIX INC	20,778	170,600.000	3,544,726,800.00	
	KT CORP	2,098	34,100.000	71,541,800.00	
	LG UPLUS CORP	6,942	9,750.000	67,684,500.00	
	SK TELECOM	2,212	51,000.000	112,812,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	9,785	20,900.000	204,506,500.00	
	HYBE CO LTD	801	212,000.000	169,812,000.00	
	KAKAO CORP	12,106	47,400.000	573,824,400.00	
	KRAFTON INC	1,009	225,500.000	227,529,500.00	
	NAVER CORP	5,005	182,700.000	914,413,500.00	
	NCSOFT CORP	485	172,500.000	83,662,500.00	
	NETMARBLE CORP	678	53,100.000	36,001,800.00	
韓国・ウォン小計		597,864		44,465,309,890.00 (5,046,812,673)	
マレーシア・リンギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	21.840	227,136.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	105,000	6.760	709,800.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	140,100	5.430	760,743.00	

	GAMUDA BHD	84,800	5.250	445,200.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.800	262,640.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	30,900	9.890	305,601.00	
	MISC BHD	42,800	7.900	338,120.00	
	GENTING BHD	78,200	4.500	351,900.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	124,300	2.620	325,666.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.520	206,948.00	
	IOI CORP BHD	101,000	4.030	407,030.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	22.920	488,196.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	127.000	292,100.00	
	PPB GROUP BERHAD	20,240	15.880	321,411.20	
	QL RESOURCES BHD	29,250	6.440	188,370.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	80,400	4.440	356,976.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	85,700	6.250	535,625.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	68,900	4.230	291,447.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	252,100	6.680	1,684,028.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	22,700	19.460	441,742.00	
	MALAYAN BANKING BHD	212,100	9.780	2,074,338.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	565,400	4.230	2,391,642.00	
	RHB BANK BHD	48,000	5.510	264,480.00	
	INARI AMERTRON BHD	92,100	3.060	281,826.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	2.720	243,440.00	
	CELCOMDIGI BHD	123,800	4.100	507,580.00	
	MAXIS BHD	85,300	3.560	303,668.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	34,000	6.110	207,740.00	
	PETRONAS GAS BHD	30,700	18.000	552,600.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	104,400	11.860	1,238,184.00	
	YTL CORP BHD	149,000	2.770	412,730.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	108,600	4.120	447,432.00	
マレーシア・リンギット小計		3,173,240		17,866,339.20 (581,995,998)	
南アフリカ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,716	173.890	1,341,735.24	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,321	618.000	1,434,378.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	15,268	429.380	6,555,773.84	
	GOLD FIELDS LTD	34,879	327.370	11,418,338.23	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	23,472	170.700	4,006,670.40	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	32,232	86.220	2,779,043.04	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	455.000	1,157,520.00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	14,047	124.120	1,743,513.64	
	SASOL LTD	20,736	128.090	2,656,074.24	
	SIBANYE STILLWATER LTD	119,878	22.400	2,685,267.20	
	BIDVEST GROUP LTD	11,039	230.820	2,548,021.98	

	NASPERS LTD-N SHS	7,012	3,575.130	25,068,811.56	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	70,079	17.030	1,193,445.37	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	32,847	57.200	1,878,848.40	
	BID CORP LTD	12,198	422.000	5,147,556.00	
	CLICKS GROUP LTD	9,867	285.900	2,820,975.30	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	18,303	241.000	4,411,023.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	15,681	216.430	3,393,838.83	
	ABSA GROUP LTD	32,536	138.330	4,500,704.88	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,296	2,162.170	7,126,512.32	
	NEDBANK GROUP LTD	16,626	216.670	3,602,355.42	
	STANDARD BANK GROUP LTD	50,740	172.500	8,752,650.00	
	FIRSTRAND LTD	191,077	61.300	11,713,020.10	
	REINET INVESTMENTS SCA	4,918	433.700	2,132,936.60	
	REMGRO LTD	19,028	116.810	2,222,660.68	
	DISCOVERY LTD	18,855	109.990	2,073,861.45	
	OLD MUTUAL LTD	170,915	10.150	1,734,787.25	
	OUTSURANCE GROUP LTD	26,578	39.170	1,041,060.26	
	SANLAM LTD	70,266	65.190	4,580,640.54	
	MTN GROUP LTD	67,043	83.920	5,626,248.56	
	VODACOM GROUP LTD	21,750	88.110	1,916,392.50	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	23,182	126.000	2,920,932.00	
南アフリカ・ランド小計		1,166,929		142,185,596.83 (1,164,500,038)	
タイ・バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	52,600	157.000	8,258,200.00	
	PTT PCL-NVDR	391,900	33.750	13,226,625.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	52,500	57.000	2,992,500.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	54,400	23.700	1,289,280.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	78,600	37.000	2,908,200.00	
	SCG PACKAGING PCL-NVDR	41,600	32.500	1,352,000.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	31,300	250.000	7,825,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	154,600	64.250	9,933,050.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	348,900	8.200	2,860,980.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	229,500	6.300	1,445,850.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	184,500	4.360	804,420.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	126,300	33.250	4,199,475.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	63,391	34.000	2,155,294.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	235,400	10.300	2,424,620.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	18.000	1,990,800.00	
	CP ALL PCL-NVDR	229,200	57.750	13,236,300.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	77,100	32.250	2,486,475.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	154,600	18.300	2,829,180.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	433,400	28.750	12,460,250.00	

	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	22,300	253.000	5,641,900.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	23,700	126.500	2,998,050.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	103,500	16.400	1,697,400.00	
	SCB X PCL-NVDR	30,600	105.000	3,213,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.790	1,929,262.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	50,200	43.000	2,158,600.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	38,500	45.500	1,751,750.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	112,100	73.000	8,183,300.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	43,600	197.500	8,611,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	35,900	67.500	2,423,250.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	333,267	7.750	2,582,819.25	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	57,500	31.250	1,796,875.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	27,400	48.750	1,335,750.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	99,400	41.250	4,100,250.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	76,200	62.500	4,762,500.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	380,200	7.250	2,756,450.00	
タイ・バーツ小計		5,562,558		150,620,655.25 (634,112,959)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	22,272	66.700	1,485,542.40	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	4,782	137.950	659,676.90	
	BUDIMEX	546	670.500	366,093.00	
	LPP SA	39	15,050.000	586,950.00	
	ALLEGRO.EU SA	17,996	32.300	581,270.80	
	PEPCO GROUP NV	5,020	19.360	97,187.20	
	DINO POLSKA SA	1,969	366.100	720,850.90	
	BANK PEKAO SA	6,831	170.000	1,161,270.00	
	MBANK SA	477	671.800	320,448.60	
	PKO BANK POLSKI SA	34,078	62.000	2,112,836.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,451	561.000	814,011.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	23,952	51.000	1,221,552.00	
	PGE SA	36,813	5.960	219,405.48	
	CD PROJEKT SA	2,415	114.600	276,759.00	
ポーランド・ズロチ小計		158,641		10,623,853.28 (411,421,467)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	18,299	2,998.000	54,860,402.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	5,283	9,075.000	47,943,225.00	
	OTP BANK PLC	8,272	17,230.000	142,526,560.00	
ハンガリー・フォリント小計		31,854		245,330,187.00 (104,296,977)	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	2,780	26.600	73,948.00	
	MYTILINEOS S.A.	3,556	37.720	134,132.32	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	

	OPAP SA	6,174	16.280	100,512.72	
	JUMBO SA	4,834	28.540	137,962.36	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	91,747	1.631	149,639.35	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	97,148	1.990	193,324.52	
	NATIONAL BANK OF GREECE	28,414	7.560	214,809.84	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	40,213	3.921	157,675.17	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	6,284	14.220	89,358.48	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	11.300	96,626.30	
ユーロ小計		289,824		1,348,579.46 (225,280,199)	
合　計		125,688,408		36,867,613,493 (36,867,613,493)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	19 銘柄	2.4%	3.0%
香港・ドル	株式	168 銘柄	18.3%	22.7%
台湾・ドル	株式	89 銘柄	15.5%	19.2%
エジプト・ポンド	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	17 銘柄	0.7%	0.8%
メキシコ・ペソ	株式	19 銘柄	1.8%	2.2%
フィリピン・ペソ	株式	14 銘柄	0.5%	0.7%
チリ・ペソ	株式	12 銘柄	0.4%	0.5%
コロンビア・ペソ	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	136 銘柄	16.8%	20.9%
インドネシア・ルピア	株式	22 銘柄	1.6%	2.0%
ブラジル・レアル	株式	45 銘柄	4.4%	5.5%
チェコ・コルナ	株式	3 銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	99 銘柄	11.0%	13.7%
マレーシア・リンギット	株式	32 銘柄	1.3%	1.6%
南アフリカ・ランド	株式	32 銘柄	2.5%	3.2%
タイ・バーツ	株式	35 銘柄	1.4%	1.7%
ポーランド・ズロチ	株式	14 銘柄	0.9%	1.1%
ハンガリー・フォリント	株式	3 銘柄	0.2%	0.3%
ユーロ	株式	11 銘柄	0.5%	0.6%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,316,000.00	83,885,520.00	

	オフショア・人民元小計		2,316,000.00	83,885,520.00 (1,799,587,672)	
投資信託受益証券合計				1,799,587,672 (1,799,587,672)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	66,766.00	2,192,595.44	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	130,666.00	2,250,068.52	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	262,425.00	11,153,062.50	
		ISHARES MSCI UAE ETF	229,677.00	3,295,864.95	
	アメリカ・ドル小計		689,534.00	18,891,591.41 (2,942,554,279)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	574,800.00	8,104,680.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	20,875.00	3,548,958.75	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	73,600.00	14,588,256.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	24,860.00	1,782,959.20	
		TRUST FIBRA UNO	117,000.00	2,997,540.00	
	メキシコ・ペソ小計		811,135.00	31,022,393.95 (281,087,707)	
	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	42,700.00	1,392,020.00	
		BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	13,100.00	347,674.00	
		ENERGISA SA-UNITS	11,000.00	501,270.00	
		KLABIN SA - UNIT	31,300.00	727,725.00	
	ブラジル・レアル小計		98,100.00	2,968,689.00 (89,501,520)	
投資証券合計				3,313,143,506 (3,313,143,506)	
合　計				5,112,731,178 (5,112,731,178)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4銘柄	-	6.4%	57.6%
メキシコ・ペソ	投資証券	5銘柄	-	0.6%	5.5%
ブラジル・レアル	投資証券	4銘柄	-	0.2%	1.8%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1銘柄	3.9%	-	35.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024年4月26日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,647,106
コール・ローン	74,163,803
投資証券	15,326,486,200
派生商品評価勘定	2,155,600
未収配当金	166,943,651
差入委託証拠金	2,164,090
流動資産合計	15,573,560,450
資産合計	15,573,560,450
負債の部	
流動負債	
前受金	1,940,000
未払金	35,769,278
未払解約金	7,507,991
流動負債合計	45,217,269
負債合計	45,217,269
純資産の部	
元本等	
元本	5,891,898,212
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	9,636,444,969
元本等合計	15,528,343,181
純資産合計	15,528,343,181
負債純資産合計	15,573,560,450

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2024年4月26日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	5,891,898,212口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.6355円 （1万口当たりの純資産額26,355円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 　当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 　有価証券およびデリバティブ取引等 　当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、

	報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
(2024 年 4 月 26 日現在)
　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	リート指数先物取引 　買建				

	TREIT 先物 0606 月	33,824,400	－	35,980,000	2,155,600
	小計	33,824,400	－	35,980,000	2,155,600
合　計		33,824,400	－	35,980,000	2,155,600

（注）１．時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024 年 4 月 26 日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,656,679,582 円
同期中における追加設定元本額	2,962,406,796 円
同期中における一部解約元本額	1,727,188,166 円
2024 年 4 月 26 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	212,786,514 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	346,156,991 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	185,119,218 円
イオン・バランス戦略ファンド	24,425,293 円
三井住友・ＤＣ日本リートインデックスファンド	2,737,514,118 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	27,273,342 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	44,853,288 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	49,430,289 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	214,273,450 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	138,030,663 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	108,257,295 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	52,246,397 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	2,742,420 円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス年金ファンド	395,104,795 円
日興ＦＷＳ・Ｊリートインデックス	948,295,482 円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド	98,879,722 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	2,107,693 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	1,408,169 円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	2,457,630 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	947,842 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	531,435 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	292,915 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	9,814,997 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	55,088,637 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	39,765,182 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	16,972,922 円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	2,657,047 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	82,889,567 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	35,130,899 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	56,444,000 円
合　計	5,891,898,212 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	296	37,503,200	
	サンケイリアルエステート投資法人	468	42,541,200	
	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	745	92,827,000	
	東海道リート投資法人	248	32,016,800	
	日本アコモデーションファンド投資法人	512	336,384,000	
	森ヒルズリート投資法人	1,750	238,700,000	
	産業ファンド投資法人	2,709	355,420,800	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,458	492,804,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	780	305,760,000	
	ＧＬＰ投資法人	4,983	642,807,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	732	248,880,000	
	日本プロロジスリート投資法人	2,588	702,900,800	
	星野リゾート・リート投資法人	273	152,607,000	
	Ｏｎｅリート投資法人	258	69,066,600	
	イオンリート投資法人	1,826	250,892,400	
	ヒューリックリート投資法人	1,392	211,723,200	
	日本リート投資法人	482	170,869,000	
	積水ハウス・リート投資法人	4,469	359,754,500	

	トーセイ・リート投資法人	308	43,520,400	
	ヘルスケア＆メディカル投資法人	361	47,724,200	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	391	43,088,200	
	野村不動産マスターファンド投資法人	4,805	719,789,000	
	いちごホテルリート投資法人	241	28,148,800	
	ラサールロジポート投資法人	1,902	299,755,200	
	スターアジア不動産投資法人	2,297	142,414,000	
	マリモ地方創生リート投資法人	225	29,745,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	617	279,501,000	
	日本ホテル＆レジデンシャル投資法人	218	17,374,600	
	投資法人みらい	2,052	92,442,600	
	三菱地所物流リート投資法人	512	207,360,000	
	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	640	97,216,000	
	ザイマックス・リート投資法人	235	28,435,000	
	タカラレーベン不動産投資法人	787	80,037,900	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	653	79,535,400	
	日本ビルファンド投資法人	1,732	1,039,200,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,525	818,925,000	
	日本都市ファンド投資法人	7,123	673,123,500	
	オリックス不動産投資法人	2,961	497,744,100	
	日本プライムリアルティ投資法人	1,017	350,356,500	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	1,510	183,012,000	
	東急リアル・エステート投資法人	996	161,750,400	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,103	117,910,700	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,325	507,727,500	
	森トラストリート投資法人	2,871	209,008,800	
	インヴィンシブル投資法人	7,197	507,388,500	
	フロンティア不動産投資法人	550	251,350,000	
	平和不動産リート投資法人	1,114	158,633,600	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	949	267,618,000	
	福岡リート投資法人	772	130,545,200	
	ＫＤＸ不動産投資法人	4,276	655,083,200	
	いちごオフィスリート投資法人	1,225	97,142,500	
	大和証券オフィス投資法人	308	177,408,000	
	阪急阪神リート投資法人	713	100,176,500	
	スターツプロシード投資法人	255	52,785,000	
	大和ハウスリート投資法人	2,240	586,208,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4,977	411,597,900	
	大和証券リビング投資法人	2,133	226,098,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	1,295	166,148,500	

	投資証券　小計		15,326,486,200	
合　計			15,326,486,200	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024年4月26日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	628,000,175
金銭信託	1,824,400
コール・ローン	82,146,770
投資証券	34,360,357,195
派生商品評価勘定	359,114
未収入金	60,865
未収配当金	44,599,178
流動資産合計	35,117,347,697
資産合計	35,117,347,697
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,140,130
流動負債合計	4,140,130
負債合計	4,140,130
純資産の部	
元本等	
元本	10,861,853,131
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	24,251,354,436
元本等合計	35,113,207,567
純資産合計	35,113,207,567
負債純資産合計	35,117,347,697

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の

	最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	10,861,853,131 口
2．　1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額　3.2327 円 （1 万口当たりの純資産額 32,327 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場

	リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
(2024年4月26日現在)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	47,900,000	－	48,149,282	249,282
	オーストラリア・ドル	5,900,000	－	5,932,897	32,897
	シンガポール・ドル	5,100,000	－	5,117,284	17,284
	イギリス・ポンド	6,200,000	－	6,259,651	59,651
	小計	65,100,000	－	65,459,114	359,114
合　計		65,100,000	－	65,459,114	359,114

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年4月26日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,786,238,628 円
同期中における追加設定元本額	2,466,819,314 円
同期中における一部解約元本額	1,391,204,811 円
2024 年 4 月 26 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	18,436,316 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	27,082,042 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	38,691,750 円
イオン・バランス戦略ファンド	37,142,916 円
三井住友・ＤＣ外国リートインデックスファンド	8,545,611,596 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	10,565,163 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	35,891,483 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	38,588,464 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	164,364,963 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	107,816,935 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	86,218,779 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	127,253,659 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	1,041,254 円
三井住友ＤＳ・外国リートインデックス年金ファンド	376,553,205 円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジあり）	62,268,428 円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジなし）	972,161,779 円
三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド	124,543,549 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	1,315,063 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	690,096 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	999,576 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	357,792 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	195,472 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	43,351 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	616,725 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	4,088,879 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	3,069,711 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	1,328,381 円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	29,202,471 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	45,713,333 円
合　計	10,861,853,131 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	20,375.00	354,117.50	
		AGREE REALTY CORP	17,601.00	1,021,738.05	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,195.00	193,046.85	
		ALEXANDER'S INC	300.00	63,459.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,272.00	3,199,005.60	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	32,366.75	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	10,429.00	221,511.96	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	56,337.00	2,014,611.12	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	48,007.00	1,071,996.31	
		APARTMENT INCOME REIT CO	26,201.00	1,007,690.46	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	185,136.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	37,103.00	556,545.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	15,799.00	165,889.50	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	2,515.00	2,967.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	24,324.00	4,653,667.68	
		BOSTON PROPERTIES INC	25,222.00	1,562,502.90	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	22,092.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	152,270.80	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	54,159.00	1,179,041.43	
		BROADSTONE NET LEASE INC	31,774.00	455,956.90	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	8,705.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	18,587.00	1,825,429.27	
		CARETRUST REIT INC	24,090.00	576,955.50	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	78,723.84	
		CENTERSPACE	2,600.00	167,258.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	12,827.00	117,238.78	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	20,989.68	
		CLIPPER REALTY INC	800.00	3,176.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	82,490.40	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	20,034.00	457,776.90	
		COUSINS PROPERTIES INC	25,172.00	579,962.88	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	65,685.29	
		CUBESMART	38,168.00	1,579,391.84	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	33,165.00	301,138.20	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	69,000.00	41,745.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	52,450.00	7,421,150.50	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	23,884.00	56,843.92	
		DOUGLAS EMMETT INC	26,346.00	350,665.26	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	15,924.00	186,629.28	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	8,350.00	1,300,429.00	
		ELME COMMUNITIES	15,190.00	228,457.60	

EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	21,276.00	194,037.12	
EPR PROPERTIES	12,612.00	518,605.44	
EQUINIX INC	16,318.00	12,048,395.30	
EQUITY COMMONWEALTH	17,598.00	327,674.76	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	33,022.00	2,006,086.50	
EQUITY RESIDENTIAL	59,312.00	3,848,162.56	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	26,412.00	679,580.76	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	11,087.00	2,740,817.27	
EXTRA SPACE STORAGE INC	36,703.00	4,911,962.49	
FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	77,407.44	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	13,176.00	1,351,462.32	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	22,908.00	1,054,684.32	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	13,780.00	323,554.40	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	30,230.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	46,310.00	2,011,243.30	
GETTY REALTY CORP	6,971.00	188,495.84	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	5,368.00	71,072.32	
GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	56,424.96	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	12,642.00	102,273.78	
GLOBAL NET LEASE INC	30,518.00	211,184.56	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	69,152.00	970,202.56	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	124,231.00	2,278,396.54	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	19,816.00	507,289.60	
HOST HOTELS & RESORTS INC	124,211.00	2,346,345.79	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	17,289.00	98,201.52	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	36,893.00	577,744.38	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	23,276.54	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	5,313.00	520,036.44	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	11,866.00	299,972.48	
INVITATION HOMES INC	98,945.00	3,411,623.60	
IRON MOUNTAIN INC	50,569.00	3,906,960.94	
JBG SMITH PROPERTIES	14,792.00	223,211.28	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	130,900.00	18,456.90	
KILROY REALTY CORP	19,409.00	644,961.07	
KIMCO REALTY CORP	117,891.00	2,171,552.22	
KITE REALTY GROUP TRUST	38,279.00	819,170.60	
LTC PROPERTIES INC	7,251.00	233,337.18	
LXP INDUSTRIAL TRUST	52,073.00	440,016.85	
MACERICH CO/THE	38,484.00	591,883.92	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	245,900.00	17,458.90	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	97,588.00	445,001.28	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	19,910.00	2,532,552.00	

NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,122.00	461,500.74	
NATL HEALTH INVESTORS INC	7,193.00	450,353.73	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	2,275.00	51,665.25	
NETSTREIT CORP	13,768.00	234,331.36	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	7,798.00	47,333.86	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	115,927.65	
NNN REIT INC	32,073.00	1,315,955.19	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	9,538.00	18,503.72	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	41,958.00	1,296,502.20	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	53,202.24	
ORION OFFICE REIT INC	8,094.00	26,224.56	
PARAMOUNT GROUP INC	23,577.00	108,925.74	
PARK HOTELS & RESORTS INC	35,722.00	583,340.26	
PEAKSTONE REALTY TRUST	7,728.00	110,896.80	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	20,329.00	304,935.00	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	19,743.00	650,136.99	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,902.00	133,741.44	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	4,774.00	98,583.10	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	1,424.00	19,608.48	
PRIME US REIT	143,770.00	16,821.09	
PROLOGIS INC	160,396.00	16,576,926.60	
PUBLIC STORAGE	27,407.00	7,089,642.76	
REALTY INCOME CORP	144,030.00	7,748,814.00	
REGENCY CENTERS CORP	28,641.00	1,691,537.46	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	22,092.00	273,057.12	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	35,704.00	1,535,272.00	
RLJ LODGING TRUST	24,132.00	267,865.20	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	10,529.00	1,126,181.84	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	37,565.00	512,762.25	
SAFEHOLD INC	5,574.00	102,505.86	
SAUL CENTERS INC	2,331.00	83,636.28	
SERVICE PROPERTIES TRUST	25,446.00	158,274.12	
SIMON PROPERTY GROUP INC	56,444.00	8,056,252.12	
SITE CENTERS CORP	32,493.00	442,554.66	
SL GREEN REALTY CORP	11,643.00	592,395.84	
STAG INDUSTRIAL INC	32,025.00	1,106,143.50	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	14,098.00	85,574.86	
SUN COMMUNITIES INC	21,864.00	2,600,066.88	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	32,379.00	333,179.91	
TANGER INC	17,266.00	495,016.22	
TERRENO REALTY CORP	15,648.00	851,720.64	
UDR INC	53,627.00	2,036,217.19	

	UMH PROPERTIES INC	11,316.00	176,869.08	
	UNITI GROUP INC	46,029.00	257,532.25	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	1,344.00	45,911.04	
	URBAN EDGE PROPERTIES	20,402.00	338,265.16	
	VENTAS INC	69,357.00	3,007,319.52	
	VERIS RESIDENTIAL INC	16,966.00	248,551.90	
	VICI PROPERTIES INC	179,526.00	5,125,467.30	
	VORNADO REALTY TRUST	27,687.00	730,936.80	
	WELLTOWER INC	95,854.00	9,010,276.00	
	WHITESTONE REIT	4,511.00	51,335.18	
	WP CAREY INC	37,871.00	2,120,018.58	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	17,827.00	252,073.78	
	アメリカ・ドル小計	4,418,893.00	170,628,846.98 (26,577,149,206)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	8,800.00	150,216.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	62,706.38	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,788.00	350,721.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT T	3,187.00	47,231.34	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	6,841.00	21,685.97	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	14,077.00	602,917.91	
	CHOICE PROPERTIES REIT	30,541.00	398,865.46	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	136,498.37	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	124,932.87	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	23,474.00	289,903.90	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,732.00	52,427.08	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,618.00	324,918.54	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	5,260.00	361,256.80	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	21,001.00	190,479.07	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,198.00	135,831.74	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	8,107.00	139,602.54	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	21,835.23	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	1,557.00	24,211.35	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	4,345.00	30,501.90	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,754.00	100,449.36	
	PRIMARIS REIT	6,318.00	83,334.42	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT T	15,604.00	79,580.40	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	24,676.00	432,817.04	
	SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	34,964.24	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	12,000.00	268,800.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	829.00	7,941.82	
	カナダ・ドル小計	281,844.00	4,474,630.73 (510,331,635)	

オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	50,980.00	59,136.80	
	ABACUS STORAGE KING	145,482.00	162,939.84	
	ARENA REIT	80,503.00	290,615.83	
	BWP TRUST	66,965.00	237,056.10	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	104,758.00	179,659.97	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	84,443.00	274,439.75	
	CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	82,613.59	
	CHARTER HALL GROUP	83,440.00	984,592.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	134,611.00	465,754.06	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	91,686.00	307,148.10	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	184,127.14	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	89,674.38	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	87,989.67	
	DEXUS/AU	180,582.00	1,296,578.76	
	GDI PROPERTY GROUP	83,204.00	50,338.42	
	GOODMAN GROUP	299,575.00	9,394,672.00	
	GPT GROUP	330,937.00	1,393,244.77	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	126,190.01	
	HEALTHCO REIT	51,410.00	61,177.90	
	HMC CAPITAL LTD	33,678.00	210,824.28	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	332,002.00	406,702.45	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	55,080.00	178,459.20	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	62,840.00	295,976.40	
	MIRVAC GROUP	701,595.00	1,466,333.55	
	NATIONAL STORAGE REIT	208,817.00	457,309.23	
	REGION RE LTD	191,819.00	420,083.61	
	RURAL FUNDS GROUP	52,739.00	104,423.22	
	SCENTRE GROUP	901,932.00	2,850,105.12	
	STOCKLAND	416,620.00	1,828,961.80	
	VICINITY CENTRES	664,812.00	1,286,411.22	
	WAYPOINT REIT	113,111.00	265,810.85	
	オーストラリア・ドル小計	5,965,987.00	25,499,350.02 (2,592,008,931)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	435,000.00	748,200.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	968,660.00	
	LINK REIT	436,700.00	14,804,130.00	
	PROSPERITY REIT	178,000.00	208,260.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	202,000.00	331,280.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	494,000.00	429,780.00	
	香港・ドル小計	2,004,700.00	17,490,310.00 (348,057,169)	
シンガポ	AIMS APAC REIT	113,300.00	142,758.00	

ール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	610,200.00	1,592,622.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	428,155.00	385,339.50	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	137,819.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	881,308.00	1,736,176.76	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	156,359.00	
	EC WORLD REIT	52,800.00	14,784.00	
	ESR-LOGOS REIT	1,097,413.00	318,249.77	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	117,800.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	221,100.00	479,787.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	527,638.00	532,914.38	
	KEPPEL DC REIT	200,100.00	344,172.00	
	KEPPEL REIT	363,300.00	314,254.50	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	262,000.00	142,790.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	363,300.00	824,691.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	558,250.00	759,220.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	446,000.00	561,960.00	
	PARAGON REIT	215,200.00	182,920.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	69,800.00	244,300.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	45,022.50	
	STARHILL GLOBAL REIT	195,000.00	91,650.00	
	SUNTEC REIT	416,400.00	458,040.00	
	シンガポール・ドル小計	7,643,214.00	9,583,629.41 (1,098,188,094)	
ニュージーランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	153,482.00	170,365.02	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	211,264.00	473,231.36	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	264,918.00	219,881.94	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	217,149.00	255,150.07	
	ニュージーランド・ドル小計	846,813.00	1,118,628.39 (103,920,577)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	53,280.00	27,918.72	
	AEW UK REIT PLC	9,000.00	7,488.00	
	ASSURA PLC	472,915.00	192,949.32	
	BALANCED COMM PROPERTY TRUST	154,750.00	121,788.25	
	BIG YELLOW GROUP PLC	35,499.00	378,419.34	
	BRITISH LAND CO PLC	162,562.00	631,390.80	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	34,443.14	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	64,058.33	
	DERWENT LONDON PLC	20,725.00	412,842.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	95,000.00	85,215.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	41,616.00	159,389.28	
	HAMMERSON PLC	591,835.00	157,428.11	
	HELICAL PLC	17,000.00	34,935.00	

	HOME REIT PLC	96,051.00	36,499.38	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	88,651.00	74,732.79	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	127,936.00	818,790.40	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	104,502.00	40,651.27	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	343,240.00	668,288.28	
	NEWRIVER REIT PLC	46,021.00	34,975.96	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	57,141.00	36,684.52	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	270,348.00	246,016.68	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	70,562.73	
	REGIONAL REIT LTD	159,212.00	34,867.42	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	41,662.00	312,465.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	30,824.32	
	SEGRO PLC	231,203.00	1,949,966.10	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	361,237.00	485,141.29	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	187,422.00	135,506.10	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	113,949.00	86,259.39	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	34,770.00	21,140.16	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	322,665.00	474,640.21	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	117,847.00	76,364.85	
	UNITE GROUP PLC/THE	68,968.00	632,436.56	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	76,400.00	85,262.40	
	WAREHOUSE REIT PLC	72,100.00	57,031.10	
	WORKSPACE GROUP PLC	20,210.00	97,917.45	
	イギリス・ポンド小計	4,882,178.00	8,815,289.65 (1,716,865,812)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	110,000.00	183,040.00	
	REIT 1 LTD	36,017.00	543,136.36	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	36,242.00	272,213.66	
	イスラエル・シュケル小計	182,259.00	998,390.02 (40,862,606)	
韓国・ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	6,350.00	22,320,250.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	108,240,000.00	
	JR REIT XXVII	36,632.00	148,725,920.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	6,226.00	29,573,500.00	
	LOTTE REIT CO LTD	20,121.00	64,387,200.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	12,561.00	43,461,060.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	8,762.00	55,025,360.00	
	SK REITS CO LTD	12,831.00	53,248,650.00	
	韓国・ウォン小計	127,483.00	524,981,940.00 (59,585,450)	
ユーロ	AEDIFICA	8,492.00	502,726.40	
	ALTAREA	723.00	56,900.10	

		CARE PROPERTY INVEST	5,582.00	73,235.84	
		CARMILA	10,208.00	171,086.08	
		COFINIMMO	6,947.00	427,240.50	
		COVIVIO	8,887.00	398,493.08	
		CROMWELL REIT EUR	48,320.00	71,030.40	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,975.00	144,731.25	
		GECINA SA	8,447.00	787,260.40	
		HAMBORNER REIT AG	12,058.00	82,356.14	
		ICADE	4,873.00	119,193.58	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	7,889.00	12,196.39	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	52,295.00	285,269.22	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	62,588.00	62,212.47	
		KLEPIERRE	34,558.00	858,420.72	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	6,940.00	47,400.20	
		MERCIALYS	15,342.00	169,529.10	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	57,481.00	594,928.35	
		MONTEA NV	3,238.00	255,154.40	
		NSI NV	2,966.00	50,718.60	
		RETAIL ESTATES	2,065.00	133,812.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,082.00	188,796.30	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD SE	17,823.00	1,369,519.32	
		VASTNED RETAIL NV	2,919.00	64,363.95	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	28,540.00	693,522.00	
		WERELDHAVE NV	6,708.00	95,119.44	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	5,846.00	147,026.90	
	ユーロ小計		433,792.00	7,862,243.13 (1,313,387,715)	
投資証券合計				34,360,357,195 (34,360,357,195)	
合　計				34,360,357,195 (34,360,357,195)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	138 銘柄	75.7%	77.3%
カナダ・ドル	投資証券	26 銘柄	1.5%	1.5%
オーストラリア・ドル	投資証券	31 銘柄	7.4%	7.5%
香港・ドル	投資証券	6 銘柄	1.0%	1.0%
シンガポール・ドル	投資証券	22 銘柄	3.1%	3.2%
ニュージーランド・ドル	投資証券	4 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	投資証券	36 銘柄	4.9%	5.0%
イスラエル・シュケル	投資証券	3 銘柄	0.1%	0.1%

韓国・ウォン	投資証券	8 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券	27 銘柄	3.7%	3.8%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 4 月 26 日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	10,048,990
コール・ローン	452,473,291
国債証券	105,852,360,030
地方債証券	8,555,885,300
特殊債券	10,305,731,891
社債券	7,023,983,100
未収入金	159,148,300
未収利息	239,916,876
前払費用	7,090,821
流動資産合計	132,606,638,599
資産合計	132,606,638,599
負債の部	
流動負債	
未払金	19,612,000
未払解約金	168,562,999
流動負債合計	188,174,999
負債合計	188,174,999
純資産の部	
元本等	
元本	110,729,841,082
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	21,688,622,518
元本等合計	132,418,463,600
純資産合計	132,418,463,600
負債純資産合計	132,606,638,599

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年4月26日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	110,729,841,082口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1959円 （1万口当たりの純資産額11,959円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2024 年 4 月 26 日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年4月26日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	97,684,139,865円
同期中における追加設定元本額	33,179,123,068円
同期中における一部解約元本額	20,133,421,851円
2024年4月26日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	9,944,096,289円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	15,973,755,303円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	4,239,572,232円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	958,317,243円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	43,075,854円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	171,249,767円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	644,663,952円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,381,216,025円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	782,342,686円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	890,424,356円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	136,548,200円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	815,309,218円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	240,763,225円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	12,703,931円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	120,085,249円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	5,211,733,780円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,807,443,996円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,045,976,561円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	741,824,314円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	85,283,917円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	343,704,950円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	431,718,638円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	955,916,250円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	321,544,870円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	11,886,895円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	85,253,925円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	37,814,400円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	30,298,733円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	4,211,548円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	2,347,950円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	8,681,742 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	62,487,864 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	173,612,846 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	58,774,953 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	5,683,622 円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,023,461,757 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	8,357,501,895 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,894,680,399 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	15,411,886,549 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	316,393,567 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	518,203,029 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	274,074,334 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	118,270,332 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,732,178,254 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,201,314,761 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,138,773,236 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	7,497,108,484 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	875,664,528 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	370,979,799 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	448,136,826 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	184,730,732 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	53,193,797 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,121,752,777 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,953,422,683 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	563,073,253 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	224,885,881 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	25,746,829 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	247,874,507 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,568,708,466 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,346,848,955 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	762,553,316 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,215,896,913 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	919,043,400 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	583,156,539 円
合　計	110,729,841,082 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４５４　２年国債	60,000,000	59,909,400	
	４５５　２年国債	1,030,000,000	1,026,405,300	
	４５６　２年国債	230,000,000	229,443,400	
	４５７　２年国債	500,000,000	498,595,000	
	４５８　２年国債	180,000,000	179,769,600	
	４５９　２年国債	410,000,000	409,372,700	
	１４５　５年国債	1,180,000,000	1,179,008,800	
	１４６　５年国債	1,000,000,000	998,030,000	
	１４７　５年国債	1,310,000,000	1,303,594,100	
	１４８　５年国債	1,180,000,000	1,172,967,200	
	１４９　５年国債	1,290,000,000	1,281,111,900	
	１５０　５年国債	3,130,000,000	3,105,398,200	
	１５１　５年国債	300,000,000	297,336,000	
	１５２　５年国債	730,000,000	725,503,200	
	１５３　５年国債	1,200,000,000	1,187,880,000	
	１５４　５年国債	1,220,000,000	1,209,776,400	
	１５６　５年国債	1,280,000,000	1,272,179,200	
	１５７　５年国債	370,000,000	367,236,100	
	１５８　５年国債	980,000,000	968,926,000	
	１５９　５年国債	100,000,000	98,718,000	
	１６０　５年国債	1,190,000,000	1,179,575,600	
	１６１　５年国債	370,000,000	368,264,700	
	１６２　５年国債	220,000,000	218,576,600	
	１６３　５年国債	770,000,000	768,336,800	
	１６４　５年国債	240,000,000	236,947,200	
	１６５　５年国債	1,510,000,000	1,497,648,200	
	１６６　５年国債	440,000,000	438,499,600	
	１　４０年国債	40,000,000	44,605,200	
	２　４０年国債	242,000,000	259,753,120	
	３　４０年国債	185,000,000	197,716,900	
	４　４０年国債	247,000,000	262,993,250	
	５　４０年国債	235,000,000	239,718,800	
	６　４０年国債	240,000,000	239,107,200	
	７　４０年国債	265,000,000	251,066,300	
	８　４０年国債	300,000,000	262,374,000	
	９　４０年国債	523,000,000	331,064,230	
	１０　４０年国債	470,000,000	349,407,400	
	１１　４０年国債	370,000,000	263,051,500	
	１２　４０年国債	400,000,000	250,688,000	
	１３　４０年国債	515,000,000	317,755,000	

１４　４０年国債	525,000,000	345,639,000	
１５　４０年国債	570,000,000	413,694,600	
１６　４０年国債	480,000,000	381,465,600	
３４０　１０年国債	570,000,000	571,898,100	
３４１　１０年国債	557,000,000	557,724,100	
３４２　１０年国債	350,000,000	348,915,000	
３４３　１０年国債	310,000,000	308,778,600	
３４４　１０年国債	811,000,000	807,236,960	
３４５　１０年国債	258,000,000	256,611,960	
３４６　１０年国債	340,000,000	337,905,600	
３４７　１０年国債	100,000,000	99,285,000	
３４８　１０年国債	145,000,000	143,784,900	
３４９　１０年国債	650,000,000	643,688,500	
３５０　１０年国債	510,000,000	504,237,000	
３５１　１０年国債	350,000,000	345,513,000	
３５２　１０年国債	150,000,000	147,738,000	
３５３　１０年国債	180,000,000	176,934,600	
３５４　１０年国債	565,000,000	554,214,150	
３５５　１０年国債	660,000,000	646,443,600	
３５６　１０年国債	130,000,000	127,136,100	
３５７　１０年国債	800,000,000	780,944,000	
３５８　１０年国債	1,010,000,000	983,517,800	
３５９　１０年国債	1,130,000,000	1,097,840,200	
３６０　１０年国債	1,150,000,000	1,114,258,000	
３６１　１０年国債	1,160,000,000	1,120,803,600	
３６２　１０年国債	1,120,000,000	1,079,030,400	
３６３　１０年国債	1,030,000,000	988,985,400	
３６４　１０年国債	980,000,000	938,007,000	
３６５　１０年国債	1,040,000,000	992,212,000	
３６６　１０年国債	1,170,000,000	1,121,655,600	
３６７　１０年国債	1,110,000,000	1,060,716,000	
３６８　１０年国債	1,190,000,000	1,133,843,900	
３６９　１０年国債	1,110,000,000	1,081,772,700	
３７０　１０年国債	1,070,000,000	1,040,339,600	
３７１　１０年国債	1,010,000,000	970,216,100	
３７２　１０年国債	970,000,000	963,685,300	
３７３　１０年国債	1,100,000,000	1,070,245,000	
２　３０年国債	440,000,000	486,657,600	
４　３０年国債	340,000,000	389,963,000	
５　３０年国債	290,000,000	320,751,600	
７　３０年国債	474,000,000	531,216,540	
９　３０年国債	240,000,000	251,841,600	

１０　３０年国債	95,000,000	97,242,950	
１１　３０年国債	430,000,000	462,172,600	
１２　３０年国債	570,000,000	632,791,200	
１４　３０年国債	392,000,000	446,805,520	
１６　３０年国債	205,000,000	235,944,750	
１８　３０年国債	190,000,000	215,095,200	
１９　３０年国債	170,000,000	192,536,900	
２１　３０年国債	345,000,000	391,154,100	
２２　３０年国債	315,000,000	364,231,350	
２３　３０年国債	349,000,000	403,702,260	
２４　３０年国債	460,000,000	532,261,400	
２５　３０年国債	260,000,000	294,788,000	
２６　３０年国債	253,000,000	289,960,770	
２７　３０年国債	250,000,000	289,332,500	
２８　３０年国債	96,000,000	111,053,760	
２９　３０年国債	157,000,000	179,350,520	
３０　３０年国債	142,000,000	160,110,680	
３１　３０年国債	235,000,000	261,120,250	
３２　３０年国債	360,000,000	404,208,000	
３３　３０年国債	208,000,000	224,040,960	
３４　３０年国債	87,000,000	95,981,880	
３５　３０年国債	260,000,000	278,506,800	
３６　３０年国債	90,000,000	96,075,000	
３７　３０年国債	225,000,000	236,101,500	
３８　３０年国債	220,000,000	226,710,000	
３９　３０年国債	220,000,000	229,669,000	
４０　３０年国債	260,000,000	266,510,400	
４１　３０年国債	240,000,000	241,420,800	
４２　３０年国債	280,000,000	281,251,600	
４３　３０年国債	285,000,000	285,641,250	
４４　３０年国債	310,000,000	310,232,500	
４５　３０年国債	315,000,000	303,748,200	
４６　３０年国債	315,000,000	303,184,350	
４７　３０年国債	310,000,000	303,291,600	
４８　３０年国債	400,000,000	376,448,000	
４９　３０年国債	345,000,000	324,010,200	
５０　３０年国債	325,000,000	269,317,750	
５１　３０年国債	345,000,000	253,443,900	
５２　３０年国債	363,000,000	278,787,630	
５３　３０年国債	297,000,000	232,562,880	
５４　３０年国債	115,000,000	93,996,400	
５５　３０年国債	355,000,000	289,211,400	

５６　３０年国債	330,000,000	267,960,000	
５７　３０年国債	325,000,000	263,029,000	
５８　３０年国債	350,000,000	282,107,000	
５９　３０年国債	360,000,000	281,973,600	
６０　３０年国債	380,000,000	311,470,800	
６１　３０年国債	345,000,000	268,309,950	
６２　３０年国債	275,000,000	202,089,250	
６３　３０年国債	230,000,000	163,647,300	
６４　３０年国債	315,000,000	222,991,650	
６５　３０年国債	275,000,000	193,693,500	
６６　３０年国債	360,000,000	252,284,400	
６７　３０年国債	410,000,000	302,637,400	
６８　３０年国債	360,000,000	264,708,000	
６９　３０年国債	370,000,000	278,650,700	
７０　３０年国債	370,000,000	277,640,600	
７１　３０年国債	350,000,000	261,670,500	
７２　３０年国債	370,000,000	275,609,300	
７３　３０年国債	380,000,000	282,024,600	
７４　３０年国債	380,000,000	305,675,800	
７５　３０年国債	360,000,000	312,372,000	
７６　３０年国債	370,000,000	328,604,400	
７７　３０年国債	350,000,000	325,689,000	
７８　３０年国債	400,000,000	354,432,000	
７９　３０年国債	320,000,000	269,152,000	
８０　３０年国債	360,000,000	349,909,200	
８１　３０年国債	380,000,000	351,712,800	
８２　３０年国債	10,000,000	9,698,400	
８２　２０年国債	620,000,000	636,702,800	
８４　２０年国債	500,000,000	514,550,000	
８５　２０年国債	645,000,000	667,291,200	
８８　２０年国債	742,000,000	773,876,320	
８９　２０年国債	20,000,000	20,816,600	
９０　２０年国債	580,000,000	606,308,800	
９２　２０年国債	324,000,000	339,279,840	
９３　２０年国債	632,000,000	662,563,520	
９５　２０年国債	305,000,000	323,769,700	
９７　２０年国債	327,000,000	347,391,720	
９９　２０年国債	153,000,000	162,567,090	
１００　２０年国債	207,000,000	221,432,040	
１０１　２０年国債	355,000,000	382,469,900	
１０２　２０年国債	457,000,000	494,218,080	
１０５　２０年国債	370,000,000	396,547,500	

１０６　２０年国債	370,000,000	398,142,200	
１０７　２０年国債	378,000,000	406,074,060	
１０９　２０年国債	40,000,000	42,692,000	
１１１　２０年国債	386,000,000	419,091,780	
１１３　２０年国債	27,000,000	29,275,560	
１１４　２０年国債	163,000,000	177,210,340	
１１８　２０年国債	200,000,000	217,158,000	
１１９　２０年国債	295,000,000	316,806,400	
１２０　２０年国債	200,000,000	212,346,000	
１２１　２０年国債	55,000,000	59,492,400	
１２２　２０年国債	130,000,000	139,817,600	
１２３　２０年国債	70,000,000	76,729,800	
１２５　２０年国債	205,000,000	226,469,650	
１２６　２０年国債	180,000,000	196,407,000	
１２７　２０年国債	145,000,000	157,259,750	
１２８　２０年国債	65,000,000	70,543,200	
１３０　２０年国債	155,000,000	167,276,000	
１３１　２０年国債	80,000,000	85,772,800	
１３２　２０年国債	450,000,000	482,814,000	
１３３　２０年国債	190,000,000	205,232,300	
１３４　２０年国債	200,000,000	216,202,000	
１３５　２０年国債	155,000,000	166,398,700	
１３６　２０年国債	120,000,000	127,881,600	
１３７　２０年国債	185,000,000	198,634,500	
１３９　２０年国債	60,000,000	63,936,600	
１４０　２０年国債	420,000,000	451,143,000	
１４１　２０年国債	360,000,000	386,809,200	
１４２　２０年国債	240,000,000	259,816,800	
１４３　２０年国債	150,000,000	159,957,000	
１４４　２０年国債	170,000,000	179,798,800	
１４５　２０年国債	110,000,000	118,230,200	
１４６　２０年国債	195,000,000	209,506,050	
１４７　２０年国債	840,000,000	894,541,200	
１４８　２０年国債	459,000,000	484,222,050	
１４９　２０年国債	625,000,000	658,618,750	
１５０　２０年国債	571,000,000	595,301,760	
１５１　２０年国債	700,000,000	714,833,000	
１５２　２０年国債	620,000,000	631,860,600	
１５３　２０年国債	587,000,000	603,436,000	
１５４　２０年国債	650,000,000	660,250,500	
１５５　２０年国債	510,000,000	506,042,400	
１５６　２０年国債	270,000,000	249,212,700	

	１５７　２０年国債	385,000,000	345,117,850	
	１５８　２０年国債	380,000,000	352,062,400	
	１５９　２０年国債	388,000,000	362,644,200	
	１６０　２０年国債	445,000,000	419,692,850	
	１６１　２０年国債	610,000,000	565,567,600	
	１６２　２０年国債	530,000,000	489,354,300	
	１６３　２０年国債	520,000,000	478,098,400	
	１６４　２０年国債	545,000,000	491,971,500	
	１６５　２０年国債	600,000,000	539,124,000	
	１６６　２０年国債	495,000,000	455,400,000	
	１６７　２０年国債	530,000,000	471,466,800	
	１６８　２０年国債	520,000,000	453,419,200	
	１６９　２０年国債	480,000,000	409,689,600	
	１７０　２０年国債	385,000,000	326,818,800	
	１７１　２０年国債	475,000,000	401,009,250	
	１７２　２０年国債	480,000,000	409,886,400	
	１７３　２０年国債	545,000,000	462,890,300	
	１７４　２０年国債	700,000,000	591,297,000	
	１７５　２０年国債	685,000,000	585,585,950	
	１７６　２０年国債	670,000,000	570,116,400	
	１７７　２０年国債	670,000,000	557,352,900	
	１７８　２０年国債	650,000,000	547,872,000	
	１７９　２０年国債	690,000,000	578,806,500	
	１８０　２０年国債	550,000,000	484,759,000	
	１８１　２０年国債	590,000,000	527,483,600	
	１８２　２０年国債	550,000,000	507,314,500	
	１８３　２０年国債	570,000,000	551,646,000	
	１８４　２０年国債	590,000,000	540,929,700	
	１８５　２０年国債	590,000,000	538,876,500	
	１８６　２０年国債	480,000,000	468,388,800	
	１８７　２０年国債	410,000,000	385,281,100	
	国債証券　小計		105,852,360,030	
地方債証券	１　東京都３０年	100,000,000	111,471,000	
	８　東京都３０年	400,000,000	443,707,600	
	１３　東京都３０年	500,000,000	522,446,500	
	６　東京都２０年	100,000,000	101,640,600	
	２６－１５　北海道公債	100,000,000	100,225,000	
	３０－１８　北海道公債	200,000,000	196,131,200	
	２１０　神奈川県公債	100,000,000	100,205,800	
	２１１　神奈川県公債	100,000,000	100,196,000	
	３　神奈川県２０年	100,000,000	102,240,800	
	７　神奈川県２０年	100,000,000	105,307,200	

	１３　神奈川県２０年	100,000,000	108,991,900	
	３８８　大阪府公債	100,000,000	100,179,100	
	３９２　大阪府公債	100,000,000	100,155,900	
	１　大阪府２０年	200,000,000	217,155,200	
	１７９　大阪府５年	100,000,000	99,495,600	
	１９３　大阪府５年	300,000,000	296,714,700	
	２７－４　京都府公債	100,000,000	100,445,400	
	２９－４　京都府公債	100,000,000	99,386,200	
	１－６　京都府５年	200,000,000	199,925,600	
	５　兵庫県公債１５年	300,000,000	310,192,800	
	１０兵庫県公債２０年	100,000,000	109,357,200	
	７　静岡県３０年	100,000,000	104,642,500	
	１　静岡県２０年	100,000,000	102,749,700	
	２２－８　愛知県２０年	200,000,000	215,543,000	
	２７－１６　愛知県公債	400,000,000	401,224,800	
	２　埼玉県公債	300,000,000	295,082,100	
	５　埼玉県２０年	100,000,000	107,306,400	
	２６－１０　福岡県公債	100,000,000	100,245,300	
	１－１　福岡県公債	200,000,000	194,506,000	
	１－３　福岡県３０年	100,000,000	70,195,300	
	２６－４　千葉県公債	100,000,000	100,188,900	
	２７－３　千葉県公債	100,000,000	100,415,100	
	２８－１　千葉県公債	100,000,000	99,467,000	
	９　千葉県２０年	200,000,000	214,981,000	
	１３８　共同発行地方	200,000,000	200,377,800	
	１５５　共同発行地方	100,000,000	99,841,500	
	１７２　共同発行地方	500,000,000	497,327,500	
	１８３　共同発行地方	600,000,000	593,349,000	
	１９９　共同発行地方	100,000,000	97,150,400	
	３　名古屋市２０年	100,000,000	102,141,900	
	５　名古屋市２０年	100,000,000	104,655,400	
	１　京都市３０年	100,000,000	115,477,600	
	７　京都市２０年	100,000,000	108,164,400	
	２６－１７　神戸市公債	100,000,000	100,095,900	
	４　横浜市２０年	100,000,000	101,671,000	
	７　横浜市２０年	100,000,000	102,942,500	
	９　横浜市２０年	100,000,000	104,284,200	
	１４　横浜市２０年	100,000,000	107,187,600	
	２－７　札幌市公債	100,000,000	96,361,300	
	９４　川崎市公債	100,000,000	95,364,300	
	１－２　北九州市５年	100,000,000	99,960,400	
	１－２　岡山県公債	100,000,000	97,414,200	

	地方債証券　小計		8,555,885,300	
特殊債券	４７日本政策投資ＣＯ	100,000,000	101,909,200	
	１２４　日本政策投資	100,000,000	96,742,400	
	３６　日本政策投資Ｂ	100,000,000	105,365,500	
	１８　道路機構	100,000,000	117,463,200	
	２２　道路機構	300,000,000	341,325,000	
	２７　道路機構	100,000,000	106,327,900	
	３７　道路機構	300,000,000	322,752,300	
	４７　道路機構	200,000,000	217,208,600	
	１３５　道路機構	200,000,000	202,749,200	
	７４　政保道路機構	100,000,000	106,412,400	
	７９　政保道路機構	200,000,000	215,217,800	
	８１　政保道路機構	200,000,000	215,443,400	
	８８　政保道路機構	100,000,000	111,708,700	
	９０　政保道路機構	500,000,000	540,897,000	
	９９　政保道路機構	100,000,000	109,089,000	
	１２７　政保道路機構	200,000,000	217,370,200	
	１７６　政保道路機構	100,000,000	106,553,100	
	１９６　政保道路機構	100,000,000	107,741,700	
	２１０　政保道路機構	200,000,000	211,050,800	
	２２７　政保道路機構	200,000,000	200,377,800	
	２３１　政保道路機構	300,000,000	300,681,000	
	２８８　政保道路機構	189,000,000	187,474,014	
	９　道路債券	100,000,000	115,325,900	
	２　地方公営２０年	100,000,000	107,523,500	
	４　地方公共団２０年	100,000,000	107,380,000	
	１８　地方公共団２０	300,000,000	317,938,800	
	Ｆ９６　地方公共団体	100,000,000	102,697,100	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	102,493,100	
	６４　地方公共団体	100,000,000	100,119,100	
	６７政保地方公共団	100,000,000	100,216,500	
	７６政保地方公共団	300,000,000	300,939,600	
	８５　地方公共団体	100,000,000	99,002,700	
	１０１　地方公共団体	100,000,000	98,705,600	
	１０６　地方公共団体	200,000,000	196,628,600	
	２９　地方公共団５年	300,000,000	296,385,600	
	１５　公営企業２０年	100,000,000	102,460,000	
	１７　公営企業２０年	100,000,000	103,564,200	
	２０　公営企業２０年	100,000,000	104,839,200	
	２２　公営企業２０年	100,000,000	105,410,100	
	２４　公営企業２０年	200,000,000	212,870,200	
	１０　日本政策金融	100,000,000	108,404,600	

８９　都市再生	100,000,000	102,192,100	
９３　都市再生	100,000,000	102,206,800	
１１７　都市再生	100,000,000	100,229,500	
３３　政保中部空港	200,000,000	198,548,400	
５２　住宅支援機構	100,000,000	107,746,200	
９３　住宅支援機構	100,000,000	102,908,700	
１２４　住宅支援機構	100,000,000	103,280,100	
１３０　住宅支援機構	200,000,000	213,016,600	
２２６　住宅支援機構	100,000,000	98,996,400	
Ｓ１１　住宅機構ＲＭＢＳ	10,496,000	10,563,174	
１９　住宅機構ＲＭＢＳ	12,767,000	13,106,602	
２４　住宅機構ＲＭＢＳ	25,716,000	26,505,481	
２６　住宅機構ＲＭＢＳ	39,867,000	41,170,650	
２７　住宅機構ＲＭＢＳ	14,376,000	14,882,035	
２８　住宅機構ＲＭＢＳ	16,665,000	17,366,596	
２９　住宅機構ＲＭＢＳ	18,022,000	18,800,550	
３０　住宅機構ＲＭＢＳ	17,612,000	18,371,077	
３２　住宅機構ＲＭＢＳ	34,968,000	36,261,816	
３５　住宅機構ＲＭＢＳ	17,742,000	18,448,131	
３６　住宅機構ＲＭＢＳ	16,935,000	17,551,434	
４３　住宅機構ＲＭＢＳ	22,055,000	22,747,527	
４６　住宅機構ＲＭＢＳ	16,916,000	17,523,284	
４８　住宅機構ＲＭＢＳ	32,172,000	33,314,106	
４９　住宅機構ＲＭＢＳ	16,420,000	16,952,008	
５１　住宅機構ＲＭＢＳ	35,856,000	36,960,364	
５５　住宅機構ＲＭＢＳ	48,054,000	49,159,242	
５７　住宅機構ＲＭＢＳ	22,950,000	23,512,275	
５８　住宅機構ＲＭＢＳ	25,634,000	26,218,455	
５９　住宅機構ＲＭＢＳ	48,816,000	50,031,518	
６０　住宅機構ＲＭＢＳ	73,938,000	75,446,335	
６１　住宅機構ＲＭＢＳ	24,923,000	25,339,214	
６７　住宅機構ＲＭＢＳ	32,042,000	32,150,942	
６９　住宅機構ＲＭＢＳ	66,928,000	67,798,064	
７０　住宅機構ＲＭＢＳ	57,960,000	58,846,788	
７３　住宅機構ＲＭＢＳ	32,852,000	33,341,494	
９９　住宅機構ＲＭＢＳ	51,971,000	51,019,930	
１２３　住宅機構ＲＭＢＳ	69,453,000	65,487,233	
１２４　住宅機構ＲＭＢＳ	69,031,000	64,889,140	
１２５　住宅機構ＲＭＢＳ	68,825,000	64,702,382	
１２７　住宅機構ＲＭＢＳ	71,025,000	66,507,810	
１２８　住宅機構ＲＭＢＳ	69,669,000	65,419,191	
１２９　住宅機構ＲＭＢＳ	71,404,000	67,119,760	

	１３７　住宅機構ＲＭＢＳ	73,821,000	69,199,805	
	１６７　住宅機構ＲＭＢＳ	86,078,000	79,303,661	
	１８３　住宅機構ＲＭＢＳ	184,414,000	172,408,648	
	１８６　住宅機構ＲＭＢＳ	93,735,000	89,329,455	
	１９８　住宅機構ＲＭＢＳ	196,280,000	195,298,600	
	８５　中日本高速道	300,000,000	298,787,700	
	特殊債券　小計		10,305,731,891	
社債券	８６　東日本高速道	200,000,000	197,746,600	
	２３　西日本高速道	100,000,000	100,145,000	
	８４　西日本高速道	200,000,000	198,724,400	
	１３　大和ハウス	100,000,000	99,035,700	
	１７　アサヒグループＨＤ	200,000,000	198,107,800	
	３０　東レ	100,000,000	99,157,100	
	１２　旭化成	200,000,000	193,943,400	
	２４三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	98,632,100	
	３２　住友電工	100,000,000	98,236,200	
	１６　小松製作所	100,000,000	98,479,000	
	２２　日立製作所	100,000,000	99,683,500	
	９　ＴＤＫ	100,000,000	97,104,800	
	６３　三井物産	100,000,000	105,381,300	
	８　みずほコーポレート	100,000,000	106,208,500	
	１　三井住友ＦＧ劣後	100,000,000	100,148,000	
	８　住友信託　劣後	100,000,000	104,825,700	
	１　みずほＦＧ劣後	100,000,000	100,189,600	
	９　みずほ銀行劣後	100,000,000	105,022,300	
	１７　ＮＴＴフアイナンス	200,000,000	197,571,400	
	７３　ホンダフアイナンス	200,000,000	197,822,400	
	１０１　トヨタフアイナンス	200,000,000	199,175,000	
	２０７　オリツクス	200,000,000	198,172,400	
	２　三菱ＨＣキヤピタル	200,000,000	197,584,400	
	５８　三菱地所	100,000,000	113,748,100	
	１３５　三菱地所	200,000,000	189,579,200	
	１０　東急	100,000,000	94,073,900	
	３８　京王電鉄	100,000,000	98,986,000	
	１１０東日本旅客鉄	100,000,000	96,276,800	
	１６９　東日本旅客鉄	200,000,000	189,393,200	
	６０　西日本旅客鉄	200,000,000	193,478,800	
	４１　東海旅客鉄道	100,000,000	106,638,900	
	４２　東海旅客鉄道	100,000,000	107,572,500	
	４５　東京地下鉄	100,000,000	96,205,600	
	６４　阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	98,891,700	
	１５　九州旅客鉄道	200,000,000	197,620,200	

	３１　ＫＤＤＩ	200,000,000	198,492,400	
	５４６　中部電力	200,000,000	189,238,400	
	５５３　中部電力	200,000,000	198,405,600	
	５５０　関西電力	300,000,000	298,055,400	
	５６０　関西電力	200,000,000	201,478,400	
	５０８　東北電力	200,000,000	196,403,800	
	５４７　東北電力	100,000,000	98,201,900	
	４９６　九州電力	300,000,000	283,158,300	
	５６　東京電力ＰＧ	200,000,000	200,689,200	
	６６　東京電力ＰＧ	100,000,000	97,375,000	
	４１　大阪瓦斯	200,000,000	190,209,000	
	７　フアーストリテイリング	100,000,000	98,714,200	
	社債券　小計		7,023,983,100	
合　計			131,737,960,321	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024年4月26日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	316,191,047
金銭信託	20,040,757
コール・ローン	902,369,965
国債証券	182,315,533,086
未収利息	1,577,246,449
前払費用	121,984,470
流動資産合計	185,253,365,774
資産合計	185,253,365,774
負債の部	
流動負債	
未払解約金	409,963,088
流動負債合計	409,963,088
負債合計	409,963,088
純資産の部	
元本等	
元本	81,194,036,018
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	103,649,366,668
元本等合計	184,843,402,686

純資産合計	184,843,402,686
負債純資産合計	185,253,365,774

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年4月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	81,194,036,018口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.2766円 （１万口当たりの純資産額22,766円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券

	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額

び差額	と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 26 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,569,566,263 円
同期中における追加設定元本額	14,278,862,703 円
同期中における一部解約元本額	10,654,392,948 円
2024 年 4 月 26 日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	27,527,585,471 円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	969,291,403 円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,437,524,335 円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,501,495,418 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	121,670,833 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,646,750 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	22,669,622 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	85,686,019 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	270,855,597 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	225,047,509 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	364,364,727 円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	19,278,404 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	52,375,004 円

アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	101,159,985 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	63,203,235 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,939,591 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	363,902,541 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	255,998,229 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	726,403,300 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	238,896,385 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	122,394,943 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	243,737,499 円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,122,241,945 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	41,687,382 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	145,382,038 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	113,742,205 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	4,355,536 円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	3,782,728,696 円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	313,470,430 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	4,999,008 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	3,014,410 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	4,417,704 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	1,539,862 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	854,131 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	785,178 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,060,390 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	10,982,097 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	7,331,131 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	3,015,803 円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	5,115,284,264 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	19,033,481 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	3,873,386,558 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,567,659,919 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	8,550,096,489 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	28,076,274 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	68,538,172 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	648,130,452 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	95,549,878 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	835,737,668 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,219,045,963 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,180,332,063 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	3,475,283,747 円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	6,004,450,416 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	279,077,997 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	101,932,994 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	55,570,310 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	29,310,007 円

ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,741,981 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	63,095,153 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	319,125,345 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	67,715,736 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	37,190,973 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,805,044 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	754,626,220 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	473,031,324 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	617,018,437 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	231,180,720 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	196,671,104 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	177,110,803 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	79,237,377 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	126,857,094 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	1,233,154,777 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	328,242,532 円
合　計	81,194,036,018 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,170,716.00	
		T 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,738,963.00	
		T 0.25 07/31/25	300,000.00	282,222.00	
		T 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,866,940.00	
		T 0.25 10/31/25	1,000,000.00	930,150.00	
		T 0.375 01/31/26	2,500,000.00	2,303,900.00	
		T 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,858,760.00	
		T 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,167,175.00	
		T 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,132,848.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,857,100.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,775,450.00	
		T 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,532,512.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,055,292.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,191,100.00	
		T 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,495,000.00	

		T 0.5 10/31/27	1,000,000.00	861,830.00	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,126,328.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	3,930,950.00	
		T 0.625 07/31/26	800,000.00	726,776.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,737,520.00	
		T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,934,812.00	
		T 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,194,520.00	
		T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,085,623.00	
		T 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,379,325.00	
		T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,833,160.00	
		T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,362,300.00	
		T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,833,420.00	
		T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,271,475.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	3,853,948.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,482,951.00	
		T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,534,464.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,803,900.00	
		T 1.125 05/15/40	3,800,000.00	2,223,570.00	
		T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,795,923.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,005,275.00	
		T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,372,402.00	
		T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,394,960.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,610,030.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,603,760.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,100,148.00	
		T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,584,080.00	
		T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,830,358.00	
		T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,365,792.00	
		T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,182,320.00	
		T 1.375 08/31/26	600,000.00	553,098.00	
		T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,592,480.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	3,869,432.00	
		T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,109,065.00	
		T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	860,010.00	
		T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,106,138.00	
		T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,759,716.00	
		T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	3,902,580.00	
		T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,729,828.00	
		T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	10,705,750.00	
		T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,493,445.00	
		T 1.625 08/15/29	3,750,000.00	3,214,875.00	
		T 1.625 09/30/26	900,000.00	833,058.00	

T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,662,240.00	
T 1.625 11/30/26	200,000.00	184,234.00	
T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	2,882,913.00	
T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	2,778,336.00	
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,116,674.00	
T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,305,950.00	
T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,324,747.00	
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,157,540.00	
T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,219,290.00	
T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,132,114.00	
T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,456,552.00	
T 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,337,100.00	
T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,818,465.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,621,032.00	
T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,170,706.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,655,262.00	
T 2 11/15/26	1,000,000.00	931,050.00	
T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,497,056.00	
T 2.125 05/15/25	600,000.00	581,274.00	
T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,101,108.00	
T 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,030,353.00	
T 2.25 03/31/26	8,200,000.00	7,790,410.00	
T 2.25 05/15/41	5,000,000.00	3,466,300.00	
T 2.25 08/15/27	4,200,000.00	3,871,854.00	
T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,241,448.00	
T 2.25 08/15/49	3,500,000.00	2,161,915.00	
T 2.25 11/15/25	4,000,000.00	3,831,240.00	
T 2.25 11/15/27	4,400,000.00	4,034,580.00	
T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	1,953,084.00	
T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,485,050.00	
T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,791,500.00	
T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,148,504.00	
T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,447,367.00	
T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,205,740.00	
T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	956,200.00	
T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	674,290.00	
T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	2,006,718.00	
T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,809,980.00	
T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	672,180.00	
T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,110,350.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,637,712.00	
T 2.625 03/31/25	1,000,000.00	976,800.00	

T 2.625 04/15/25	4,500,000.00	4,391,145.00	
T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,496,016.00	
T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	993,201.00	
T 2.625 12/31/25	1,400,000.00	1,345,302.00	
T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	4,924,813.00	
T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,506,624.00	
T 2.75 05/15/25	3,000,000.00	2,925,420.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,275,330.00	
T 2.75 06/30/25	900,000.00	875,421.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,636,444.00	
T 2.75 08/15/42	2,000,000.00	1,473,200.00	
T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,255,626.00	
T 2.75 08/31/25	3,400,000.00	3,295,314.00	
T 2.75 11/15/42	300,000.00	220,146.00	
T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,044,075.00	
T 2.875 04/30/25	400,000.00	390,856.00	
T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,211,775.00	
T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,256,680.00	
T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,000,268.00	
T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	893,760.00	
T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	990,416.00	
T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,238,496.00	
T 2.875 05/31/25	3,100,000.00	3,023,988.00	
T 2.875 06/15/25	2,000,000.00	1,949,440.00	
T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,172,400.00	
T 2.875 08/15/45	800,000.00	582,152.00	
T 2.875 11/15/46	3,000,000.00	2,157,630.00	
T 2.875 11/30/25	2,500,000.00	2,415,625.00	
T 3 02/15/47	2,500,000.00	1,836,075.00	
T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,750,488.00	
T 3 02/15/49	3,300,000.00	2,395,008.00	
T 3 05/15/42	800,000.00	615,088.00	
T 3 05/15/45	900,000.00	671,112.00	
T 3 05/15/47	2,700,000.00	1,979,532.00	
T 3 07/15/25	2,000,000.00	1,949,840.00	
T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,454,320.00	
T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,153,760.00	
T 3 09/30/25	1,000,000.00	970,970.00	
T 3 10/31/25	2,600,000.00	2,521,064.00	
T 3 11/15/44	1,000,000.00	749,230.00	
T 3 11/15/45	800,000.00	594,024.00	
T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	786,640.00	

T 3.125 02/15/43	2,300,000.00	1,787,882.00	
T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,789,344.00	
T 3.125 08/15/25	3,000,000.00	2,924,580.00	
T 3.125 08/15/44	700,000.00	536,893.00	
T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,496,960.00	
T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,708,194.00	
T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	789,410.00	
T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,758,702.00	
T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,797,020.00	
T 3.375 05/15/33	5,500,000.00	4,962,650.00	
T 3.375 05/15/44	500,000.00	400,055.00	
T 3.375 08/15/42	3,000,000.00	2,436,900.00	
T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,415,861.00	
T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	955,500.00	
T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,345,500.00	
T 3.5 02/15/33	6,100,000.00	5,570,032.00	
T 3.5 02/15/39	200,000.00	173,460.00	
T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	2,860,590.00	
T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,340,475.00	
T 3.625 02/15/44	300,000.00	249,795.00	
T 3.625 02/15/53	1,700,000.00	1,381,913.00	
T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,876,250.00	
T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,131,888.00	
T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,434,175.00	
T 3.625 05/15/53	2,100,000.00	1,707,426.00	
T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,915,300.00	
T 3.625 08/15/43	500,000.00	417,500.00	
T 3.75 04/15/26	3,300,000.00	3,223,011.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,845,110.00	
T 3.75 06/30/30	4,400,000.00	4,170,452.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	953,260.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	594,559.00	
T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	958,690.00	
T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,266,872.00	
T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,195,855.00	
T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,262,182.00	
T 3.875 04/30/25	1,000,000.00	986,890.00	
T 3.875 05/15/43	1,500,000.00	1,302,825.00	
T 3.875 08/15/33	6,000,000.00	5,624,040.00	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	445,035.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,206,068.00	
T 3.875 12/31/27	4,400,000.00	4,263,424.00	

		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,436,475.00	
		T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,790,191.00	
		T 4 01/31/29	4,100,000.00	3,972,900.00	
		T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,964,240.00	
		T 4 02/15/34	4,200,000.00	3,969,966.00	
		T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,444,035.00	
		T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,861,300.00	
		T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,913,150.00	
		T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,113,364.00	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,543,392.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,774,920.00	
		T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,267,512.00	
		T 4.125 02/15/27	2,000,000.00	1,961,000.00	
		T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,965,840.00	
		T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	975,460.00	
		T 4.125 08/15/53	1,000,000.00	890,850.00	
		T 4.125 08/31/30	500,000.00	483,485.00	
		T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,421,425.00	
		T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,369,000.00	
		T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,255,450.00	
		T 4.25 02/15/54	1,000,000.00	911,170.00	
		T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,449,200.00	
		T 4.25 02/28/31	1,500,000.00	1,458,975.00	
		T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,836,469.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	94,220.00	
		T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	1,975,700.00	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	558,138.00	
		T 4.25 12/31/25	3,500,000.00	3,453,310.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	853,992.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	282,537.00	
		T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	3,949,840.00	
		T 4.375 08/15/43	500,000.00	465,000.00	
		T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	984,920.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	285,555.00	
		T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,871,500.00	
		T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,861,886.00	
		T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	3,948,880.00	
		T 4.5 02/15/44	1,600,000.00	1,512,624.00	
		T 4.5 05/15/38	2,000,000.00	1,953,980.00	
		T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,862,053.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	290,184.00	
		T 4.5 11/15/25	3,800,000.00	3,765,230.00	

		T 4.5 11/15/33	4,500,000.00	4,427,190.00	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	978,390.00	
		T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,481,675.00	
		T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	3,971,640.00	
		T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,486,600.00	
		T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,491,180.00	
		T 4.625 10/15/26	1,000,000.00	993,200.00	
		T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,767,552.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	888,552.00	
		T 4.75 11/15/43	700,000.00	683,921.00	
		T 4.75 11/15/53	300,000.00	297,045.00	
		T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,406,748.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	510,035.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	334,009.60	
		T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,019,290.00	
		T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,043,160.00	
	アメリカ・ドル小計		632,270,000.00	549,957,488.60 (85,661,378,423)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 09/01/25	2,700,000.00	2,559,195.00	
		CAN 1 06/01/27	800,000.00	731,448.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	369,600.00	
		CAN 1.25 06/01/30	800,000.00	688,976.00	
		CAN 1.5 04/01/25	300,000.00	291,246.00	
		CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,457,208.00	
		CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,777,671.00	
		CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	711,414.00	
		CAN 2 06/01/28	700,000.00	650,867.00	
		CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,744,240.00	
		CAN 2.25 06/01/25	500,000.00	487,470.00	
		CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,022,890.00	
		CAN 2.25 12/01/29	1,600,000.00	1,479,776.00	
		CAN 2.5 12/01/32	2,930,000.00	2,641,717.30	
		CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,648,962.00	
		CAN 2.75 09/01/27	2,600,000.00	2,497,664.00	
		CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,091,077.00	
		CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	657,480.00	
		CAN 3 04/01/26	400,000.00	390,160.00	
		CAN 3 10/01/25	900,000.00	880,560.00	
		CAN 3.25 12/01/33	300,000.00	285,531.00	
		CAN 3.5 03/01/34	300,000.00	291,531.00	
		CAN 3.5 08/01/25	1,300,000.00	1,281,969.00	
		CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,150,152.00	

	CAN 4 06/01/41	1,300,000.00	1,330,745.00	
	CAN 4.5 11/01/25	1,800,000.00	1,798,524.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	446,896.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	272,412.50	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	343,179.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	565,047.00	
カナダ・ドル小計		35,280,000.00	32,545,607.80 (3,711,826,570)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/25	1,300,000.00	1,223,248.00	
	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	183,870.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	800,000.00	633,456.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	4,100,000.00	3,406,608.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	271,800.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,140,398.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,213,186.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	2,400,000.00	2,185,920.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	465,186.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	681,160.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	2,400,000.00	2,298,336.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	189,168.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,800,000.00	1,676,916.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	907,332.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	802,629.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	800,000.00	769,776.00	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,706,820.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,017,258.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,156,751.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,514,340.00	
オーストラリア・ドル小計		27,450,000.00	24,444,158.00 (2,484,748,661)	
シンガポール・ドル	SIGB 0.5 11/01/25	200,000.00	191,280.00	
	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	758,400.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	886,800.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	1,000,000.00	886,500.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	778,400.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	908,280.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	643,300.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	194,060.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	399,352.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	882,992.00	
シンガポール・ドル小計		6,980,000.00	6,529,364.00 (748,199,821)	

ニュージーランド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	182,920.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,200,000.00	737,004.00	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	909,552.00	
	NZGB 2.75 04/15/25	550,000.00	536,475.50	
	NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	324,730.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	924,150.00	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,091,552.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	170,000.00	167,747.50	
ニュージーランド・ドル小計		5,840,000.00	4,874,131.00 (452,806,770)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	376,938.00	
	UKT 0.125 01/30/26	1,500,000.00	1,391,100.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,700,000.00	1,456,611.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,300,000.00	980,161.00	
	UKT 0.375 10/22/26	2,000,000.00	1,810,200.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,400,000.00	1,099,938.00	
	UKT 0.5 01/31/29	2,050,000.00	1,721,631.00	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	339,768.00	
	UKT 0.625 06/07/25	600,000.00	573,600.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,700,000.00	1,132,370.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	190,600.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	960,882.00	
	UKT 0.875 10/22/29	500,000.00	419,260.00	
	UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,651,839.00	
	UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	103,620.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	817,011.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,200,000.00	559,800.00	
	UKT 1.25 10/22/41	2,700,000.00	1,598,454.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,032,306.00	
	UKT 1.5 07/22/47	2,000,000.00	1,084,860.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	806,040.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	249,700.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,098,786.00	
	UKT 1.75 09/07/37	100,000.00	72,272.00	
	UKT 2 09/07/25	1,100,000.00	1,060,675.00	
	UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	972,000.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,290,736.00	
	UKT 3.25 01/31/33	2,400,000.00	2,217,528.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,039,587.50	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,022,190.00	
	UKT 3.5 10/22/25	700,000.00	686,889.00	
	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	1,007,160.00	

		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,007,040.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,136,850.00	
		UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,682,337.00	
		UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	686,406.00	
		UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	500,965.00	
		UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	574,320.00	
		UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	898,137.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	570,060.00	
		UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,386,510.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	827,154.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,551,760.00	
		UKT 4.5 09/07/34	400,000.00	403,828.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,019,760.00	
		UKT 4.625 01/31/34	1,400,000.00	1,429,750.00	
		UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,186,581.50	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,015,500.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	697,788.00	
		イギリス・ポンド小計	58,300,000.00	47,399,259.00 (9,231,479,683)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 0.5 04/30/25	3,100,000.00	2,987,346.00	
		ILGOV 1 03/31/30	1,400,000.00	1,147,356.00	
		ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	806,916.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,734,054.00	
		ILGOV 3.75 02/28/29	500,000.00	484,240.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	2,926,152.00	
		ILGOV 6.25 10/30/26	3,300,000.00	3,447,180.00	
		イスラエル・シュケル小計	15,000,000.00	13,533,244.00 (553,895,377)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	413,555.00	
		DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	924,372.00	
		DGB 0.5 11/15/27	6,100,000.00	5,663,789.00	
		DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,830,786.00	
		DGB 1.75 11/15/25	100,000.00	98,116.00	
		DGB 2.25 11/15/33	1,200,000.00	1,160,244.00	
		DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,487,290.00	
		デンマーク・クローネ小計	22,100,000.00	21,578,152.00 (483,350,605)	
	ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	6,800,000.00	5,879,756.00	
		NGB 1.5 02/19/26	1,700,000.00	1,625,795.00	
		NGB 1.75 02/17/27	700,000.00	660,121.00	
		NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,500,700.00	
		NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,495,083.00	

	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,027,037.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,260,486.00	
ノルウェー・クローネ小計		23,500,000.00	21,448,978.00 (304,789,976)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	422,670.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,433,637.00	
	SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,822,756.00	
	SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,925,154.00	
	SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,960,550.00	
	SGB 3.5 03/30/39	5,300,000.00	5,824,170.00	
スウェーデン・クローナ小計		24,900,000.00	24,388,937.00 (348,761,798)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	15,000,000.00	13,269,000.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	17,442,950.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	6,000,000.00	5,132,400.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	20,420,400.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	29,000,000.00	25,734,020.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	15,439,500.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,687,430.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	25,000,000.00	23,517,750.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	35,523,600.00	
メキシコ・ペソ小計		187,000,000.00	167,167,050.00 (1,514,667,207)	
オフショア・人民元	CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	22,925,628.00	
	CGB 2.18 08/25/25	39,000,000.00	39,187,590.00	
	CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	31,163,990.00	
	CGB 2.28 03/25/31	13,000,000.00	13,072,020.00	
	CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,135,320.00	
	CGB 2.35 02/25/34	10,000,000.00	10,107,700.00	
	CGB 2.37 01/15/29	17,000,000.00	17,238,850.00	
	CGB 2.39 11/15/26	65,000,000.00	65,757,900.00	
	CGB 2.4 07/15/28	41,000,000.00	41,562,110.00	
	CGB 2.46 02/15/26	29,000,000.00	29,291,740.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,145,710.00	
	CGB 2.5 07/25/27	13,000,000.00	13,207,870.00	
	CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,237,710.00	
	CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	27,591,030.00	
	CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,238,810.00	
	CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	32,790,080.00	
	CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,589,140.00	
	CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	22,549,780.00	
	CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,479,750.00	

	CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,198,670.00	
	CGB 2.67 05/25/33	5,000,000.00	5,139,400.00	
	CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	15,508,800.00	
	CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	50,882,500.00	
	CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	26,892,060.00	
	CGB 2.8 03/25/30	15,000,000.00	15,538,950.00	
	CGB 2.8 11/15/32	21,000,000.00	21,885,990.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,442,384.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,791,070.00	
	CGB 3 10/15/53	6,000,000.00	6,732,420.00	
	CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	45,426,920.00	
	CGB 3.12 10/25/52	16,000,000.00	18,024,000.00	
	CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	14,773,330.00	
	CGB 3.72 04/12/51	38,700,000.00	47,763,540.00	
	オフショア・人民元小計	767,900,000.00	796,272,762.00 (17,082,359,936)	
マレーシア・リンギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,080,875.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,433,775.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,900,000.00	1,809,085.00	
	MGS 3.9 11/30/26	1,300,000.00	1,310,946.00	
	MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,221,184.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,133,000.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	723,898.00	
	MGS 4.696 10/15/42	1,700,000.00	1,807,559.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,193,723.00	
	マレーシア・リンギット小計	27,100,000.00	27,714,045.00 (902,785,016)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0 10/25/25	5,000,000.00	4,632,700.00	
	POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	6,985,338.00	
	POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,725,624.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	10,200,000.00	7,808,508.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	3,000,000.00	2,710,380.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	700,000.00	607,593.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,000,000.00	2,026,460.00	
	ポーランド・ズロチ小計	30,600,000.00	26,496,603.00 (1,026,112,746)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	800,000.00	723,368.00	
	BGB 0 10/22/31	1,500,000.00	1,203,255.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	590,107.00	
	BGB 0.35 06/22/32	700,000.00	565,656.00	
	BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	502,640.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	159,796.00	

		BGB 0.8 06/22/25	700,000.00	679,609.00	
		BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	748,784.00	
		BGB 0.8 06/22/28	1,000,000.00	919,430.00	
		BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	815,319.00	
		BGB 1 06/22/26	700,000.00	670,159.00	
		BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,137,214.00	
		BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	775,548.00	
		BGB 1.45 06/22/37	1,200,000.00	965,592.00	
		BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	454,408.50	
		BGB 1.7 06/22/50	1,100,000.00	757,867.00	
		BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	837,390.00	
		BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	361,200.00	
		BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	374,225.00	
		BGB 3 06/22/34	200,000.00	197,752.00	
		BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	496,465.00	
		BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	621,708.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	320,601.00	
		BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	749,822.40	
		BGB 4.5 03/28/26	1,100,000.00	1,127,885.00	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,164,450.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,094,330.00	
		BKO 2.5 03/19/26	2,100,000.00	2,078,118.00	
		BKO 3.1 09/18/25	300,000.00	299,391.00	
		BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,203,930.00	
		BTPS 0.45 02/15/29	2,400,000.00	2,082,840.00	
		BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.00	1,424,655.00	
		BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	841,032.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,666,220.00	
		BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	688,720.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,664,387.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,023,036.00	
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	738,152.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,131,168.00	
		BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,404,270.00	
		BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	757,968.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	302,732.00	
		BTPS 1.45 05/15/25	700,000.00	685,440.00	
		BTPS 1.5 06/01/25	1,000,000.00	978,470.00	
		BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,156,320.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	972,631.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	887,880.00	
		BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	981,030.00	

BTPS 2 02/01/28	2,500,000.00	2,377,250.00	
BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,271,335.00	
BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,438,335.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	972,210.00	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	868,824.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	412,025.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	534,930.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,199,452.00	
BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,183,260.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	389,892.00	
BTPS 2.7 03/01/47	1,250,000.00	957,187.50	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	499,779.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	967,070.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,265,134.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,500,000.00	2,467,875.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	866,990.00	
BTPS 3 08/01/29	2,600,000.00	2,538,120.00	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	606,760.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	720,944.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,351,728.00	
BTPS 3.35 03/01/35	700,000.00	659,862.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	865,920.00	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	989,640.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	997,810.00	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,908,645.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,009,954.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,926,796.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,319,019.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	1,986,260.00	
BTPS 4 04/30/35	500,000.00	500,935.00	
BTPS 4.1 02/01/29	700,000.00	718,760.00	
BTPS 4.4 05/01/33	2,700,000.00	2,814,021.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,323,426.00	
BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,893,096.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,261,332.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,707,594.80	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,947,078.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,837,309.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,939,700.00	
BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,521,574.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,873,281.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	436,532.00	

DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,296,135.00	
DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,628,928.00	
DBR 0 05/15/35	2,000,000.00	1,496,840.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	580,864.00	
DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,186,300.00	
DBR 0 08/15/30	2,500,000.00	2,134,875.00	
DBR 0 08/15/31	200,000.00	166,550.00	
DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,916,475.00	
DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,480,770.00	
DBR 0 08/15/50	1,300,000.00	644,124.00	
DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,183,052.00	
DBR 0 11/15/28	400,000.00	355,852.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	279,786.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,075,308.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,357,800.00	
DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,059,840.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,600,000.00	1,477,168.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	1,955,289.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,276,304.00	
DBR 1 08/15/25	1,900,000.00	1,846,838.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,214,416.50	
DBR 1.7 08/15/32	2,400,000.00	2,246,184.00	
DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	162,088.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,500,000.00	1,217,490.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,364,090.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,564,640.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,271,621.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,087,493.00	
DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,527,904.00	
DBR 2.5 08/15/46	2,700,000.00	2,574,720.00	
DBR 3.25 07/04/42	1,000,000.00	1,064,150.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,476,046.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	827,029.00	
DBR 4.75 07/04/28	1,600,000.00	1,730,656.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	711,756.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,818,923.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,058,148.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,101,530.00	
DBR 6.25 01/04/30	800,000.00	951,800.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,111,390.00	
FRTR 0 02/25/26	2,000,000.00	1,889,380.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,011,230.00	

FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,282,590.00	
FRTR 0 11/25/29	3,500,000.00	2,980,145.00	
FRTR 0 11/25/30	3,600,000.00	2,974,104.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,400,480.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,702,423.00	
FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,260,077.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	2,939,699.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,660,730.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	840,047.00	
FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	36,190.00	
FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	694,260.00	
FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,869,250.00	
FRTR 0.75 05/25/28	3,100,000.00	2,843,227.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,546,290.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,086,520.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,884,380.00	
FRTR 1 11/25/25	800,000.00	772,744.00	
FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	1,006,368.00	
FRTR 1.25 05/25/36	2,750,000.00	2,208,360.00	
FRTR 1.25 05/25/38	900,000.00	690,651.00	
FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,769,644.00	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,587,720.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	510,304.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,700,000.00	2,197,125.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,519,720.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,489,535.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,600,000.00	2,537,340.00	
FRTR 2.5 05/25/43	3,000,000.00	2,597,400.00	
FRTR 2.5 09/24/26	4,600,000.00	4,538,452.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,100,000.00	1,090,144.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,630,231.00	
FRTR 3 05/25/33	1,500,000.00	1,490,685.00	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	871,578.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,813,176.00	
FRTR 3.5 11/25/33	2,400,000.00	2,474,592.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,482,819.50	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,528,394.00	
FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,153,160.00	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,168,356.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	914,800.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,840,608.00	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	479,096.00	

FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,180,829.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	404,745.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	463,865.00	
IRISH 1 05/15/26	1,000,000.00	960,420.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	459,720.00	
IRISH 1.3 05/15/33	500,000.00	436,065.00	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	454,035.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	348,840.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	254,634.00	
IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	900,834.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	585,156.00	
IRISH 2.6 10/18/34	300,000.00	288,795.00	
NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,203,228.00	
NETHER 0 07/15/30	2,200,000.00	1,855,084.00	
NETHER 0.25 07/15/25	930,000.00	896,668.80	
NETHER 0.25 07/15/29	500,000.00	439,410.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,500,000.00	1,038,135.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,300,000.00	1,231,516.00	
NETHER 0.5 07/15/32	1,700,000.00	1,413,210.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	374,648.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,563,592.00	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	584,172.00	
NETHER 2.5 07/15/33	500,000.00	485,030.00	
NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,223,410.00	
NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	207,534.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,432,080.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	332,175.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	764,491.00	
OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	1,983,009.00	
OBL 0 04/16/27	2,200,000.00	2,028,488.00	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,519,802.00	
OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,486,562.00	
OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	286,215.00	
OBL 2.2 04/13/28	600,000.00	589,428.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,582,800.00	
RAGB 0 02/20/30	1,300,000.00	1,098,266.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,146,236.00	
RAGB 0 04/20/25	230,000.00	222,472.10	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	176,718.00	
RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	491,001.50	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	651,266.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	553,758.00	

RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	503,487.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	568,422.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	105,932.50	
RAGB 0.9 02/20/32	1,000,000.00	853,990.00	
RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	970,830.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	501,494.00	
RAGB 1.5 11/02/86	400,000.00	227,528.00	
RAGB 2.4 05/23/34	1,000,000.00	940,160.00	
RAGB 2.9 02/20/33	500,000.00	493,260.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	489,760.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	773,241.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	329,463.00	
RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	825,000.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,099,070.00	
RFGB 0 09/15/26	300,000.00	279,405.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	332,188.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	435,022.00	
RFGB 0.5 04/15/26	700,000.00	665,749.00	
RFGB 0.5 09/15/27	500,000.00	461,195.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	270,417.00	
RFGB 0.5 09/15/29	800,000.00	704,664.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	689,848.00	
RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	350,955.00	
RFGB 2.625 07/04/42	800,000.00	729,760.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	188,444.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	198,764.00	
RFGB 4 07/04/25	300,000.00	302,370.00	
SPGB 0 01/31/27	500,000.00	459,110.00	
SPGB 0 05/31/25	2,600,000.00	2,504,970.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,375,104.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,151,920.00	
SPGB 0.7 04/30/32	2,000,000.00	1,647,580.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,580,864.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	623,084.00	
SPGB 0.85 07/30/37	800,000.00	568,544.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	423,952.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	962,878.00	
SPGB 1.25 10/31/30	2,100,000.00	1,869,420.00	
SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,338,638.00	
SPGB 1.4 04/30/28	2,000,000.00	1,875,880.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,122,096.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,944,663.00	

		SPGB 1.45 10/31/27	1,800,000.00	1,704,078.00	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	190,656.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,431,750.00	
		SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,374,996.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	509,958.00	
		SPGB 1.95 04/30/26	2,400,000.00	2,341,224.00	
		SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	654,374.00	
		SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,573,968.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	645,694.00	
		SPGB 2.55 10/31/32	1,600,000.00	1,514,672.00	
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	611,212.50	
		SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,090,265.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,459,110.00	
		SPGB 3.15 04/30/33	2,200,000.00	2,169,948.00	
		SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	661,402.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,152,788.00	
		SPGB 3.55 10/31/33	1,500,000.00	1,520,475.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	712,922.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,117,473.00	
		SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	812,336.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,677,435.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,590,456.00	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,631,025.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,657,810.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,180,070.00	
		SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	528,530.00	
		SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,146,392.00	
	ユーロ小計		376,780,000.00	346,054,298.10 (57,808,370,498)	
国債証券合計				182,315,533,086 (182,315,533,086)	
合　計				182,315,533,086 (182,315,533,086)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	241 銘柄	46.3%	47.0%
カナダ・ドル	国債証券	30 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	20 銘柄	1.3%	1.4%
シンガポール・ドル	国債証券	10 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	8 銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券	49 銘柄	5.0%	5.1%

イスラエル・シュケル	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	9 銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	33 銘柄	9.2%	9.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	9 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	7 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	285 銘柄	31.3%	31.7%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 4 月 26 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	243,836,107
金銭信託	596,643
コール・ローン	26,864,899
国債証券	8,171,138,603
未収利息	86,831,149
前払費用	6,677,075
流動資産合計	8,535,944,476
資産合計	8,535,944,476
負債の部	
流動負債	
未払金	32,600,568
未払解約金	7,400,975
流動負債合計	40,001,543
負債合計	40,001,543
純資産の部	
元本等	
元本	7,773,197,521
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	722,745,412
元本等合計	8,495,942,933
純資産合計	8,495,942,933
負債純資産合計	8,535,944,476

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年4月26日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	7,773,197,521口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0930円 （１万口当たりの純資産額10,930円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 4 月 26 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,790,816,384 円
同期中における追加設定元本額	4,432,453,689 円
同期中における一部解約元本額	450,072,552 円
2024 年 4 月 26 日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	296,300,302 円
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	6,463,404,109 円
三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド	53,447,732 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	140,277,034 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	364,419,043 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	235,354,861 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	53,810,212 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	5,220,484 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	6,002,432 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	3,692,870 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,296,002 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	1,862,705 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	1,021,767 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	212,232 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	9,931,230 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	62,601,066 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	48,509,290 円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	21,834,150円
合　計	7,773,197,521円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,044,589.00	
		ADGB 2.5 04/16/25	700,000.00	680,225.00	
		ADGB 2.5 09/30/29	200,000.00	175,708.00	
		ADGB 3.125 04/16/30	600,000.00	537,918.00	
		ADGB 3.125 09/30/49	1,300,000.00	853,567.00	
		ADGB 3.875 04/16/50	200,000.00	150,488.00	
		BRAZIL 2.875 06/06/25	600,000.00	580,416.00	
		BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	507,738.00	
		BRAZIL 3.875 06/12/30	500,000.00	437,790.00	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	700,000.00	490,784.00	
		BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	171,400.00	
		BRAZIL 6 10/20/33	1,400,000.00	1,331,946.00	
		BRAZIL 6.25 03/18/31	300,000.00	296,505.00	
		BRAZIL 7.125 05/13/54	300,000.00	285,570.00	
		CHILE 2.55 07/27/33	800,000.00	628,672.00	
		CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	371,164.00	
		CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	139,976.00	
		CHILE 3.5 01/25/50	600,000.00	411,264.00	
		CHILE 3.5 01/31/34	500,000.00	422,315.00	
		CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	497,850.00	
		CHILE 4.85 01/22/29	400,000.00	389,720.00	
		CHILE 4.95 01/05/36	600,000.00	558,588.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	700,000.00	566,482.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 2.125 12/03/29	300,000.00	263,313.00	
		CHINA 0.55 10/21/25	200,000.00	186,672.00	
		CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	640,409.00	
		COLOM 3.125 04/15/31	800,000.00	617,944.00	
		COLOM 7.5 02/02/34	1,400,000.00	1,374,520.00	
		COLOM 8 04/20/33	800,000.00	815,184.00	
		COLOM 8.75 11/14/53	200,000.00	205,872.00	
		DOMREP 5.5 02/22/29	500,000.00	476,745.00	
		DOMREP 5.875 01/30/60	1,100,000.00	899,833.00	

DOMREP 6 02/22/33	1,700,000.00	1,605,208.00	
INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	130,208.00	
INDON 3.85 10/15/30	400,000.00	365,856.00	
INDON 4.2 10/15/50	200,000.00	157,796.00	
INDON 4.75 01/08/26	400,000.00	396,376.00	
INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	374,976.00	
KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,241,968.00	
KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	564,642.00	
KSA 4.75 01/18/28	600,000.00	588,774.00	
KSA 4.875 07/18/33	700,000.00	667,534.00	
KSA 5 01/16/34	700,000.00	669,620.00	
KSA 5 01/18/53	800,000.00	671,000.00	
KSA 5.25 01/16/50	600,000.00	532,962.00	
KSA 5.75 01/16/54	200,000.00	185,854.00	
MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	970,500.00	
MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	173,380.00	
MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	222,996.00	
MEX 4.5 04/22/29	200,000.00	189,018.00	
MEX 4.875 05/19/33	1,000,000.00	912,630.00	
MEX 5 04/27/51	900,000.00	714,087.00	
MEX 6 05/07/36	300,000.00	288,540.00	
MEX 6.338 05/04/53	900,000.00	836,397.00	
MEX 6.35 02/09/35	500,000.00	496,525.00	
MEX 6.4 05/07/54	200,000.00	187,816.00	
OMAN 6 08/01/29	600,000.00	601,368.00	
OMAN 6.25 01/25/31	1,200,000.00	1,210,992.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	553,384.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	800,000.00	489,848.00	
PANAMA 6.4 02/14/35	900,000.00	826,776.00	
PERU 2.783 01/23/31	1,000,000.00	834,240.00	
PERU 3 01/15/34	200,000.00	157,042.00	
PERU 5.625 11/18/50	800,000.00	743,216.00	
PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	155,526.00	
PHILIP 2.65 12/10/45	400,000.00	247,664.00	
PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	131,752.00	
PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	155,148.00	
POLAND 4.625 03/18/29	600,000.00	585,318.00	
POLAND 5.125 09/18/34	1,900,000.00	1,826,736.00	
POLAND 5.5 03/18/54	1,200,000.00	1,126,392.00	
QATAR 3.4 04/16/25	400,000.00	392,608.00	
QATAR 3.75 04/16/30	600,000.00	560,772.00	
QATAR 4.4 04/16/50	900,000.00	744,759.00	

		REPHUN 5.25 06/16/29	500,000.00	484,795.00	
		REPHUN 5.5 03/26/36	1,100,000.00	1,021,966.00	
		REPHUN 6.25 09/22/32	900,000.00	906,516.00	
		SOAF 4.85 09/30/29	800,000.00	706,520.00	
		SOAF 7.3 04/20/52	1,300,000.00	1,082,900.00	
		TURKEY 6.125 10/24/28	800,000.00	775,032.00	
		TURKEY 6.375 10/14/25	400,000.00	402,088.00	
		TURKEY 7.625 05/15/34	300,000.00	293,823.00	
		TURKEY 9.125 07/13/30	1,100,000.00	1,176,098.00	
		TURKEY 9.375 01/19/33	1,400,000.00	1,535,296.00	
		TURKEY 9.875 01/15/28	1,400,000.00	1,532,118.00	
		URUGUA 4.375 01/23/31	400,000.00	383,900.00	
		URUGUA 4.975 04/20/55	400,000.00	353,876.00	
		URUGUA 5.75 10/28/34	300,000.00	305,502.00	
	アメリカ・ドル小計		58,500,000.00	52,459,801.00 (8,171,138,603)	
国債証券合計				8,171,138,603 (8,171,138,603)	
合　計				8,171,138,603 (8,171,138,603)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	88 銘柄	96.2%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

マネープール・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2024 年 4 月 26 日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,960,866,328
コール・ローン	88,291,421,350
地方債証券	21,298,731,327
特殊債券	1,545,725,817
現先取引勘定	139,967,135,000
未収利息	36,507,389
前払費用	16
流動資産合計	253,100,387,227

資産合計	253,100,387,227
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	253,348,688,557
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△248,301,330
元本等合計	253,100,387,227
純資産合計	253,100,387,227
負債純資産合計	253,100,387,227

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024 年 4 月 26 日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	253,348,688,557 口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の６第 10 号に規定する額	元本の欠損 248,301,330 円

３．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　0.9990 円 （１万口当たりの純資産額 9,990 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年4月26日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（地方債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年4月27日 至 2024年4月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年4月26日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	268,332,288,413円
同期中における追加設定元本額	13,038,371,827円
同期中における一部解約元本額	28,021,971,683円
2024年4月26日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）	144,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	3,474,833円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	12,046,048円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
ＳＭＢＣ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310円

グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	4,305,812 円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	1,026,625 円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	4,898,383 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	729,463 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	15,097,172 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	6,698,542 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,524,032 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	704,662 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	393,356 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ３＜適格機関投資家限定＞	253,078,973,429 円
合　計	253,348,688,557 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	７３２　東京都公債	650,000,000	651,069,900	
	７３４　東京都公債	100,000,000	100,154,800	
	７３６　東京都公債	200,000,000	200,318,000	
	７３７　東京都公債	500,000,000	500,845,000	
	７３８　東京都公債	100,000,000	100,186,300	
	７４０　東京都公債	100,000,000	100,216,200	
	４　東京都２０年	200,000,000	201,689,000	
	３１　東京都５年	400,000,000	400,265,200	
	２６－１　北海道公債	700,000,000	700,043,400	
	２６－７　北海道公債	700,000,000	701,507,800	
	２６－１３　北海道公債	200,000,000	200,432,600	
	１－２　北海道５年	600,000,000	600,269,400	
	３０－２　宮城県公債	400,000,000	400,832,800	
	２０６　神奈川県公債	400,000,000	400,658,400	
	２０８　神奈川県公債	100,000,000	100,154,800	
	２０９　神奈川県公債	305,000,000	305,546,255	
	２１１　神奈川県公債	400,000,000	400,784,000	
	１　神奈川県２０年	100,000,000	100,449,700	
	２　神奈川県２０年	1,500,000,000	1,512,666,000	
	７８　神奈川県５年	500,000,000	500,331,500	
	７９　神奈川県５年	700,000,000	700,464,100	
	３８４　大阪府公債	100,000,000	100,100,100	
	３８６　大阪府公債	200,000,000	200,425,400	

	３８７　大阪府公債	100,000,000	100,187,300	
	３８８　大阪府公債	600,000,000	601,074,600	
	３９１　大阪府公債	210,000,000	210,516,600	
	１６３　大阪府５年	100,000,000	100,069,900	
	２６－１１　京都府公債	129,700,000	129,980,152	
	１－１１　京都府５年	400,000,000	399,630,800	
	２６－２　兵庫県公債	500,000,000	500,331,500	
	１　兵庫県公債１２年	800,000,000	802,052,000	
	２６－６　静岡県公債	200,000,000	200,421,000	
	１－６　静岡県５年	200,000,000	200,132,600	
	１－１１　静岡県５年	700,000,000	699,723,500	
	２６－３　愛知県公債	400,000,000	400,024,800	
	２６－５　愛知県公債	500,000,000	500,492,500	
	２６－６　愛知県公債	100,000,000	100,178,200	
	２６－７　愛知県公債	600,000,000	601,280,400	
	２６－９　愛知県公債	200,000,000	200,421,000	
	２６－１５　愛知県公債	300,000,000	300,678,000	
	１－２　愛知県５年	100,000,000	100,027,800	
	２６－１　広島県公債	200,000,000	200,193,800	
	２６－４　埼玉県公債	300,000,000	300,533,100	
	２６－５　埼玉県公債	400,000,000	400,853,600	
	２６－６　埼玉県公債	300,000,000	300,566,400	
	２６－１　福岡県公債	300,000,000	300,533,100	
	２６－８　福岡県公債	210,000,000	210,412,020	
	２６－３　千葉県公債	100,000,000	100,215,800	
	２６－３　大阪市公債	100,000,000	100,101,700	
	２６－５　大阪市公債	200,000,000	200,417,200	
	１－５　大阪市５年	600,000,000	599,574,000	
	４８８　名古屋市債	650,000,000	651,292,200	
	４８９　名古屋市債	100,000,000	100,206,500	
	２７　名古屋市５年	300,000,000	299,722,200	
	２　名古屋市２０年	200,000,000	200,899,400	
	１　京都市２０年	200,000,000	202,603,200	
	２６－２　横浜市公債	200,000,000	200,193,800	
	２６－５　横浜市公債	200,000,000	200,433,000	
	３　横浜市２０年	600,000,000	602,698,200	
	５０　横浜市５年	200,000,000	200,126,400	
	５１　横浜市５年	100,000,000	99,918,000	
	８７　川崎市公債	100,000,000	100,196,000	
	５５　川崎市５年	200,000,000	199,996,400	
	２６－２　北九州市債	200,000,000	200,412,000	
	地方債証券　小計		21,298,731,327	

特殊債券	３　政保新関西空港	75,800,000	75,934,696	
	２１５　政保道路機構	1,469,700,000	1,469,791,121	
	特殊債券　小計		1,545,725,817	
合　計			22,844,457,144	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	463,312,308 円
Ⅱ　負債総額	72,925 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	463,239,383 円
Ⅳ　発行済口数	403,552,758 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.1479 円 (11,479 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	231,788,592 円
Ⅱ　負債総額	137,728 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	231,650,864 円
Ⅳ　発行済口数	196,359,478 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.1797 円 (11,797 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	222,470,522 円
Ⅱ　負債総額	75,311 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	222,395,211 円
Ⅳ　発行済口数	180,433,533 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.2326 円 (12,326 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	1,190,476,613 円
Ⅱ　負債総額	1,641,182 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,188,835,431 円
Ⅳ　発行済口数	601,700,837 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.9758 円 (19,758 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	91,281,344 円
Ⅱ　負債総額	196,925 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	91,084,419 円
Ⅳ　発行済口数	70,205,723 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.2974 円 (12,974 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	118,707,849 円
Ⅱ　負債総額	26,626 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	118,681,223 円
Ⅳ　発行済口数	78,916,616 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.5039 円 (15,039 円)

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５

2024 年 5 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	39,944,302 円
Ⅱ　負債総額	6,825 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,937,477 円
Ⅳ　発行済口数	30,764,788 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.2982 円 (12,982 円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2024年5月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

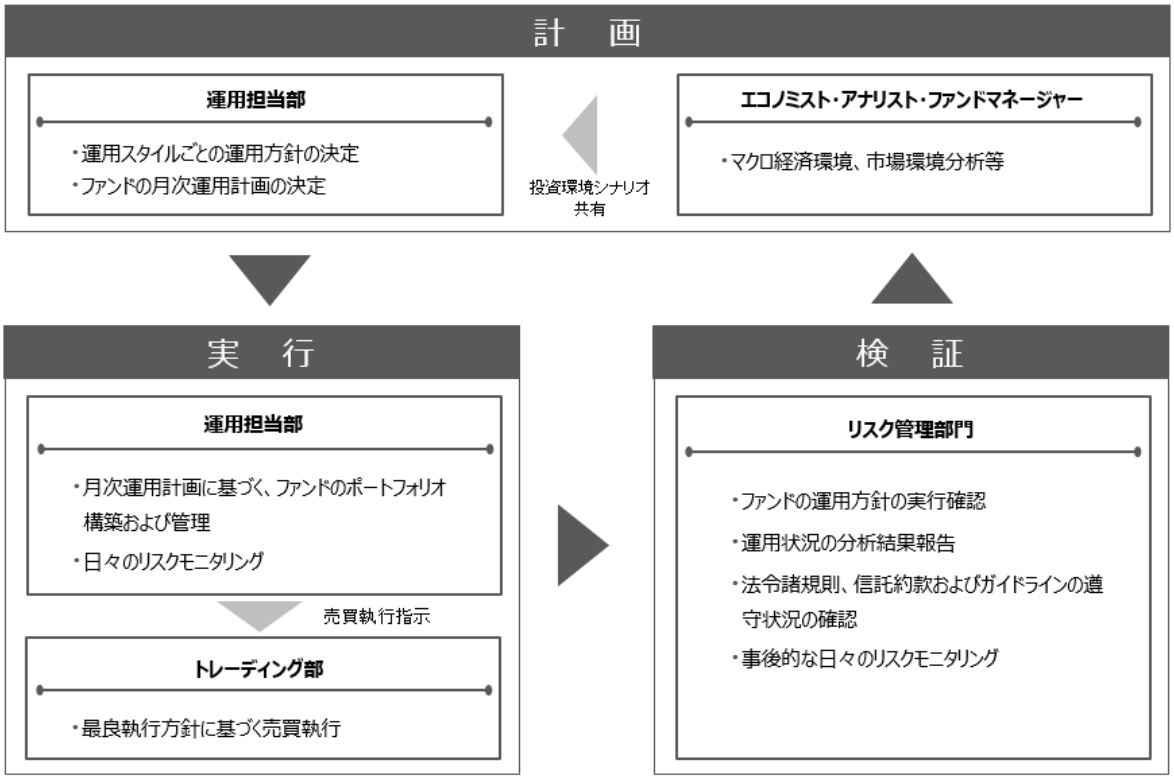

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024 年 5 月 31 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	681	12,639,676
単位型株式投資信託	91	652,503
追加型公社債投資信託	1	24,695
単位型公社債投資信託	154	238,451
合　計	927	13,555,326

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深　井　康　治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		37,742,400	66,540,261
金銭の信託		12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託		300,046	300,051
前払費用		546,900	583,635
未収入金		437,880	193,837
未収委託者報酬		11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬		2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬		344,586	406,420
未収収益		35,477	84,166
その他の流動資産		8,423	43,391
流動資産合計		65,762,982	109,410,202
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,361,305	1,265,924
器具備品		559,057	516,485
土地		710	710
リース資産		4,114	1,782
建設仮勘定		81,240	－
有形固定資産合計		2,006,427	1,784,901
無形固定資産			
ソフトウェア		2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定		508,956	101,101
のれん		3,045,409	2,740,868
顧客関連資産		11,445,340	9,332,065
電話加入権		12,706	12,706
商標権		36	30
無形固定資産合計		17,426,744	14,793,389
投資その他の資産			
投資有価証券		9,222,276	9,976,957
関係会社株式		11,850,598	1,927,221
長期差入保証金		1,388,987	1,361,654
長期前払費用		80,207	44,009
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		－	716,093
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		22,611,799	14,095,666
固定資産合計		42,044,971	30,673,957
資産合計		107,807,953	140,084,160

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	－
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	－
繰延税金負債	550,493	－
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業外収益			
受取配当金		1,755	11,021,392
受取利息		1,373	2,840
金銭の信託運用益		－	199,056
時効成立分配金・償還金		521	461
原稿・講演料		2,281	2,143
投資有価証券償還益		119,033	5,384
投資有価証券売却益		25,848	12,261
為替差益		5,816	－
雑収入		91,814	129,137
営業外収益合計		248,443	11,372,678
営業外費用			
金銭の信託運用損		454,339	－
投資有価証券償還損		83,598	10,829
投資有価証券売却損		152,691	48,575
為替差損		－	4,701
営業外費用合計		690,629	64,106
経常利益		3,347,770	17,680,450
特別利益			
子会社株式売却益	※1	－	14,096,622
特別利益合計		－	14,096,622
特別損失			
固定資産除却損	※2	13,203	12,385
早期退職費用	※3	126,832	－
支払補償費	※4	30,075	－
特別損失合計		170,111	12,385
税引前当期純利益		3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税		1,622,064	7,802,794
法人税等調整額		△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計		1,080,631	6,488,400
当期純利益		2,097,028	25,276,287

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)
※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2　当座借越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3　保証債務
前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。
当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	12,514千円	－千円

(損益計算書関係)
※1　子会社売却益
日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	－千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

※3　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4　支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	－
合計	2,323,090	1,161,545

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。
なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。
また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。
金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。
営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。
金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
②市場リスクの管理
金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。
なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。
また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1）参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12,645,575	12,645,575	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,182,466	9,182,466	－
資産計	21,828,042	21,828,042	－

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	－
資産計	32,728,510	32,728,510	－

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	－	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	12,645,575	－	12,645,575
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	9,182,466	－	9,182,466
資産計	－	21,828,042	－	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	23,435,831	－	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	9,292,678	－	9,292,678
資産計	－	32,728,510	－	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022 年４月１日　至 2023 年３月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023 年４月１日　至 2024 年３月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年４月１日 至 2023 年３月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年４月１日 至 2024 年３月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	―	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年３月 31 日)	当事業年度 (2024 年３月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	―	―
未認識過去勤務費用	―	―
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	―	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	－
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,279,199	未払手数料	1,265,651
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% —	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	7,030,381	未払手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	% —	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2035
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2035年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2035』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2023年１月24日から2023年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．第１計算期間から第13計算期間まで　10,000分の22

２．第14計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合に

おいて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2040
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2040年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2040』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2023年１月24日から2023年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．第１計算期間から第18計算期間まで　10,000分の22

２．第19計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合に

おいて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2045
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2045年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2045』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
【信託の目的および金額】
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
【信託金の限度額】
第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
【信託期間】
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。
【受益権の取得申込みの勧誘の種類】
第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
【当初の受益者】
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
【受益権の分割および再分割】
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
【信託日時の異なる受益権の内容】
第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2023年１月24日から2023年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．第１計算期間から第23計算期間まで　10,000分の22

２．第24計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合に

おいて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2050
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2050年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

年１回（原則として毎年４月26日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行

います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2050』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、30,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については30,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券で、前号の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16

条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は平成28年10月31日から平成29年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．信託契約締結日から2023年１月23日まで　10,000分の36

２．2023年１月24日から第34計算期間の末日まで　10,000分の22

３．第35計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約し

ます。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条　この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年10月31日（信託契約締結日）

委託者　東京都港区愛宕二丁目５番１号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　松下　隆史

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長　　常陰　均

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2055
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2055年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2055』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2023年１月24日から2023年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．第１計算期間から第33計算期間まで　10,000分の22

２．第34計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合に

おいて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2060
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2060年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2060』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金30,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については30,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2020年１月24日から2020年４月27日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．信託契約締結日から2023年１月23日まで　10,000分の36

２．2023年１月24日から第41計算期間の末日まで　10,000分の22

３．第42計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当

該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条　この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2020年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区愛宕二丁目５番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2065
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の８つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2065年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年１回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要に応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2065』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項または第45条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第３号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年４月27日から翌年４月26日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2023年１月24日から2023年４月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

１．第１計算期間から第43計算期間まで　10,000分の22

２．第44計算期間以降　10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合に

おいて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年１月24日（信託契約締結日）

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
委託者　三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針、信託約款第17条第１項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　マネープール・マザーファンド
ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

２．信託約款第13条第５項および第39条第２項に規定する「別に定める日」は下記のものとします。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日